

健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年3月6日開催分)

○基本計画・実施計画（案）の作成について 1件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
共各部	1	大田区基本計画・実施計画（案）及び大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について	1	黄木 福祉管理課長 関 健康医療政策課長

○所管事務報告 1件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	令和6年度 地域密着型サービス等整備事業者公募の結果について	74	松田 介護サービス推進担当課長

健康福祉委員会 令和7年3月6日
各部共通 資料1番
所管 福祉管理課 健康医療政策課

大田区基本計画・実施計画（案）及び大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

1 概要

大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した上で、大田区基本計画・実施計画（案）として取りまとめた。

2 素案からの主な修正点

- ①パブリックコメントでの意見を踏まえた修正
- ②主要事業ごとに事業費を追加
- ③組織改正に伴う所管部の名称を修正 等

3 区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

（1）意見募集期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月17日（金）まで

（2）提出者数、提出意見数

- ①提出者数 28 名
- ②提出意見数 72 件

（3）周知方法

おおた区報（令和6年12月21日号）
大田区ホームページ（閲覧数 2,678 回）
大田区公式 X（閲覧数 10,207 回）
YouTube 大田区公式チャンネル（視聴回数 493 回）
大田区 LINE 公式アカウント（既読者数 27,404 回） 等

4 今後の予定

令和6年度中に決定・公表

大田区基本計画(案) 概要版

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

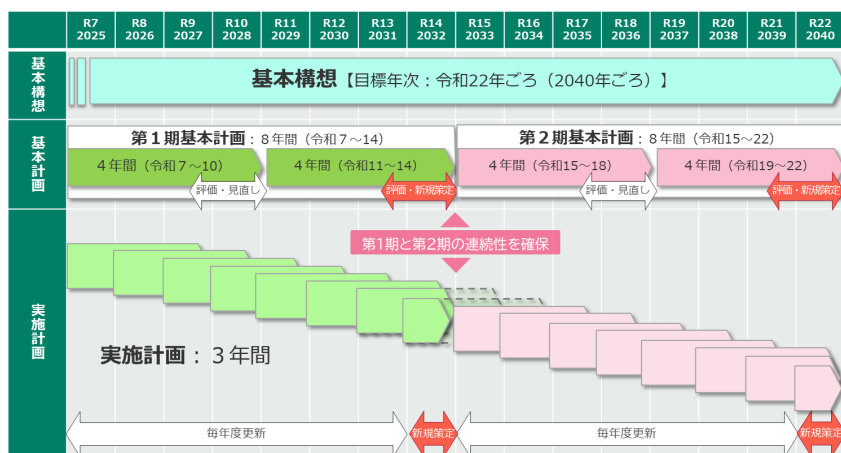
基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現することを目的としています。

2 計画の期間

基本構想は、令和22年ごろ(2040年ごろ)を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度(2032年度)までの8年間の第1期、令和15年度(2033年度)から令和22年度(2040年度)までの8年間の第2期とし、今回策定したのは第1期です。

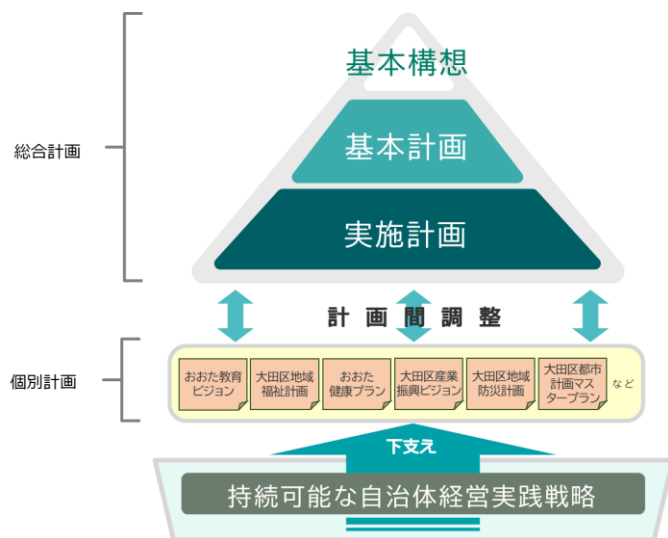
それぞれ4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。



3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。



✓ 基本構想

令和22年ごろ(2040年ごろ)の大田区のみえべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

✓ 基本計画

基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

✓ 実施計画

基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

第2章 計画策定の背景

1 大田区の特徴

面積

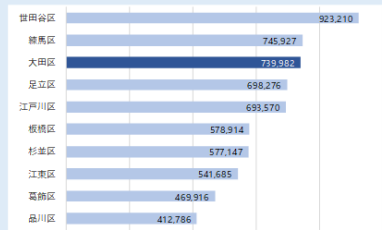
61.86km²
23区で1位



資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年10月1日時点）

人口

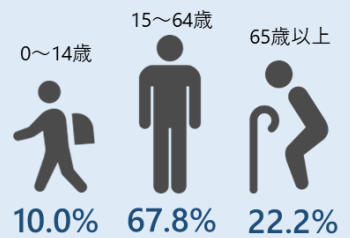
総人口は23区で3位



資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口：毎月」を基に作成（令和7年1月1日時点）

年齢

大田区の年齢構成



資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に1人が外国人

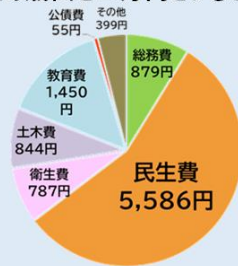


※令和7年の外国人区民比率：4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財政

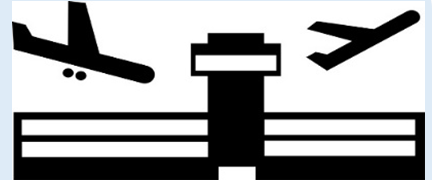
区の歳出を1万円とすると...



最も大きい歳出は民生費、5,586円

資料：OTAシティ・マネジメントレポート（令和5年度決算版）を基に作成

空港

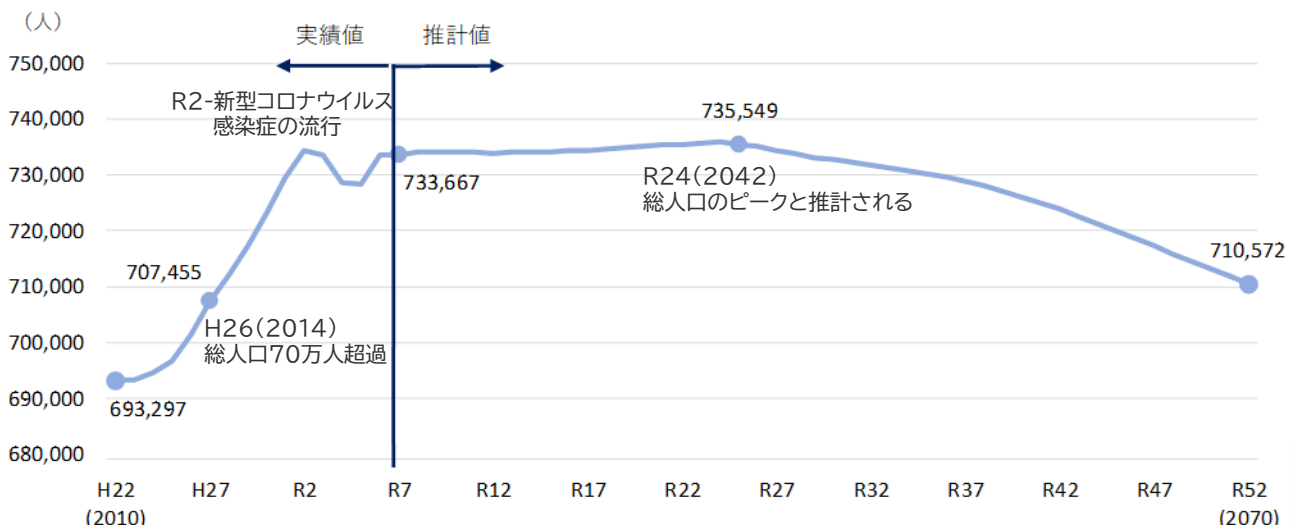


世界とつながる日本の玄関口、
羽田空港

2 大田区の人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ（2042年ごろ）をピークに減少傾向に転じる見込みです。



資料：(令和6年以前)大田区住民基本台帳を基に作成
(令和7年以降)大田区人口推計(令和6年4月)を基に作成

3 財政見通し

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

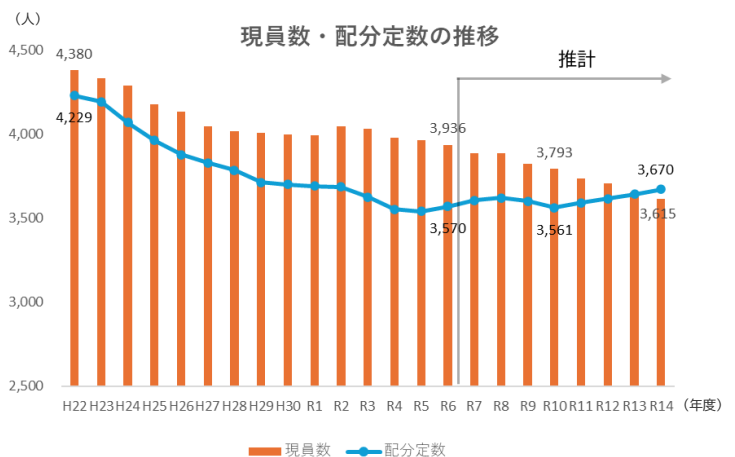
経常収支比率	財政基金残高	公債費負担比率
80%台	300～400億円程度 (標準財政規模の20%程度)	3～5%程度

4 職員数見通し

適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。一方で、職員定数を縮減するだけでなく、新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向などを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勸奨退職をする職員も増加しています。

今後も、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加が見込まれます。実際に働く職員数は近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれるため、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。



資料：所管課実績を基に作成

5 公共施設マネジメント

高度経済成長期に、数多くの整備を進めてきた公共施設等は、今後、一斉に更新時期を迎えます。このような状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」(平成29年3月策定、令和4年3月改訂)(以下「総合管理計画」という。)を策定し、公共施設マネジメントを推進してきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測される中、引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成27年(2015年)と比べて令和42年(2060年)までに、おおむね1割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

第3章 8年後の大田区

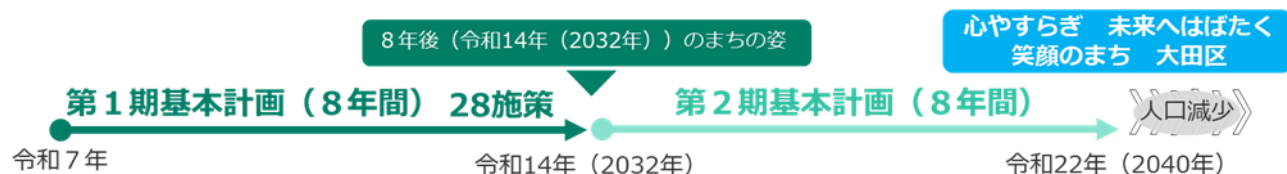
基本構想は、令和22年ごろ(2040年ごろ)を目標年次とし、大田区の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げています。

基本計画は、これを実現するための施策等をまとめたもので、第1期の期間は8年間です。

令和22年(2040年)以降、大田区では人口減少が見込まれています。人口規模が縮小するという大きな時代の転換期を目前に控える中において、今の時代の社会動向を踏まえた上で、8年後(令和14年(2032年))に実現すべき具体的なまちの姿を掲げます。これにより、すべての施策でめざすべき方向性を合わせ、施策を総合的に推進する効果を高めます。

基本計画を構成する施策は、区民の生活を支えるソフト面の施策と、中長期的な視点で都市づくりを行うハード面の施策に大きく分けられます。また、双方に共通して、デジタル技術を活用する取組について、各施策に幅広く位置付けています。

これら3つの視点から、8年後(令和14年(2032年))のまちの姿を掲げ、実現することで、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくりまします。



心豊かに日々の生活を送れるまち

子育てのしやすさや、地域とのつながり、保健・福祉サービスの充実などを実感できるとともに、文化やスポーツ、学びなど、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて自由に活動ができる多様な選択肢があることで、心豊かに生活を送ることができるまちになっています。



機能的な都市づくりが進むまち

駅周辺や公共施設、道路や公園、学校等の更新や民間活力による都市開発が続いています。新しさに加え、誰にとっても使いやすく、強靱で、環境にも配慮された、機能的な都市づくりが計画的に進んでいます。



デジタル技術を活用した利便性の高いまち

デジタル技術は、地域社会の生産性や区民の利便性を飛躍的に高めます。日々進展するデジタル技術をまちづくりに取り込んでいくことは、まちの未来を大きく左右します。行政手続をはじめ、あらゆる分野において、デジタル技術を最大限に活用することで、利便性の高いまちになっています。



第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題(共通課題)

「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。中でも特に、令和22年(2040年)以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題に関連する取組は、実施計画で示します。現時点から必要な対策を講じることで、基本計画を着実に推進していきます。

共通課題1



共通課題2



共通課題3



1 少子化

大田区の合計特殊出生率は平成27年をピークに減少傾向にあり、令和5年には、0.96にまで減少しています。また、区の人口推計では、令和14年(2032年)の年少人口(0~14歳人口)は69,882人と、令和5年の76,917人から約7,000人減少する見込みです。

この状況を踏まえ、区は、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて、国が示す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえた取組や、住まい方を含む、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

2 つながりの希薄化

区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じる可能性があるという調査結果が示されており、このほか、高齢単身世帯(ひとり暮らしの高齢者)も今後ますます増加していくと見込まれています。

他者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや、居心地のよい場所の充実が求められています。

3 担い手不足

区において、福祉分野における介護人材不足や、ものづくりや商業分野における後継者不足等のほか、地域における自治会・町会や地域活動団体での担い手不足が課題となっています。

新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や、将来の地域を担う人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

第5章 施策

1 施策の体系

将来像

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

基本目標 1

未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

基本目標 2

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

基本目標 3

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

基本目標 4

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策

- 1-1 子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり
- 1-2 子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
- 1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きることが出来る子どもの育成
- 1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

施策

- 2-1 生涯にわたる学びの支援
- 2-2 心ときめく豊かな地域をつくる
- 2-3 スポーツの楽しさが広がる環境の整備
- 2-4 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
- 2-5 人々の相互理解と交流の促進
- 2-6 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
- 2-7 障がいのある等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
- 2-8 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
- 2-9 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

施策

- 3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
- 3-2 持続可能な循環型社会の構築
- 3-3 区内企業の自己変革の促進
- 3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援
- 3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
- 3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

施策

- 4-1 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり
- 4-2 多彩で魅力ある公園・緑地づくり
- 4-3 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
- 4-4 誰もが快適に暮らしやすい都市基盤と住環境の整備
- 4-5 誰もが移動しやすいく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
- 4-6 地域の魅力を活かした拠点づくり
- 4-7 誰かがよい美しいまちの実現
- 4-8 治安がよいかした防災対策の推進
- 4-9 地域力を強く回復しやすい減災都市の実現

基本目標 ▶▶

1

未来を創り出すこどもたちが

夢と希望をもって健やかに育つまち

施策 1-1

こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

- ①こども・若者の意見を尊重する取組の推進
- ②こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築
- ③こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり
- ④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実



施策 1-2

こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

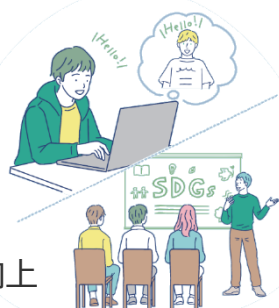
- ①妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実
- ②こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実
- ③仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現
- ④こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり



施策 1-3

豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

- ①予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成
- ②世界とつながる国際都市おたを担う人財の育成
- ③確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
- ④こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上



施策 1-4

一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

- ①自分らしくいきいきと生きるための学びの支援
- ②柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり



2

文化を伝え育み

誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策 2-1

高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

- ①高齢者の見守り体制の強化・推進
- ②共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援
- ③高齢者の就労・地域活動の支援
- ④介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

施策 2-2

本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

- ①権利擁護の正しい理解と周知啓発
- ②地域の担い手の育成と相談体制の拡充
- ③地域連携ネットワークの強化



施策 2-3

障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②障がい者等の地域生活の支援
- ③障がいへの理解の推進

施策 2-4

人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

- ①多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築
- ②自治会・町会との連携・協働の更なる推進
- ③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ④分野横断の包括的な支援体制の強化



施策 2-5

人々の相互理解と交流の促進

- ①国際理解・国際交流の推進
- ②コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備
- ③人権と多様性を尊重する意識の醸成

2

文化を伝え育み

誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策
2-6

地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

- ①生涯を通じた心身の健康づくりの推進
- ②科学的根拠に基づく健康啓発の展開
- ③健康に関する安全・安心の確保



施策
2-7

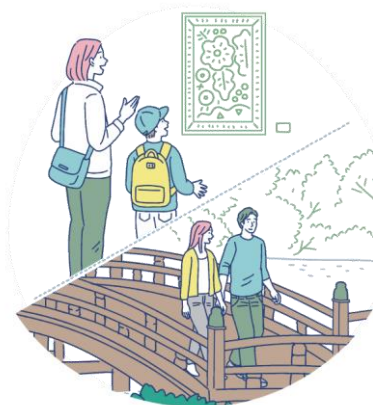
スポーツの楽しさが広がる環境の整備

- ①誰もがスポーツを楽しめる機会づくり
- ②ニーズに即したスポーツ環境の整備

施策
2-8

心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

- ①文化芸術に親しむ機会の創出
- ②地域の文化資源の保存・活用の推進



施策
2-9

生涯にわたる学びの支援

- ①個人の学びの充実
- ②学びを通じたつながり・活用の場の創出
- ③地域の学びを支える環境整備
- ④図書館機能の充実



3

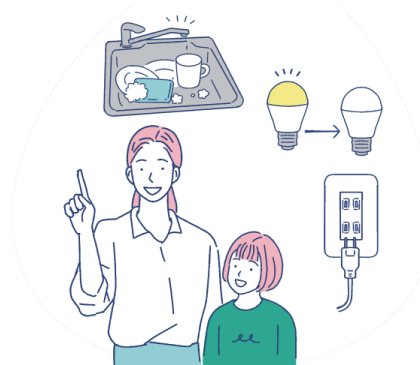
豊かな環境と産業の活力で

持続的に発展するまち

施策 3-1

脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

- ①脱炭素ライフスタイルへの転換
- ②脱炭素まちづくりの推進
- ③豊かな自然の継承



施策 3-2

持続可能な循環型社会の構築

- ①3R+Renewableの推進



施策 3-3

区内企業の自己変革の促進

- ①変化への対応・高付加価値化
- ②脱炭素化・デジタル化の支援

施策 3-4

ものづくりの次世代への承継と立地支援

- ①基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保
- ②立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

施策 3-5

新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

- ①新たな挑戦への支援（創業支援）
- ②産業交流拠点の形成
- ③イノベーション創出の推進



施策 3-6

活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

- ①商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援
- ②区の魅力の発信と来訪者の利便性向上



4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策 4-1

災害に強く回復しやすい減災都市の実現

- ①倒れないまちづくりの推進
- ②燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
- ③橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化
- ④多様な整備手法による無電柱化の推進
- ⑤水害から命を守る高台まちづくりの推進



施策 4-2

地域力を活かした防災対策の推進

- ①区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築
- ②多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚
- ③必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築
- ④災害ケースマネジメントの実施準備

施策 4-3

治安がよい美しいまちの実現

- ①地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保
- ②特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化
- ③喫煙対策及び環境美化の推進

施策 4-4

地域の魅力を活かした拠点づくり

- ①蒲田駅周辺のまちづくり
- ②大森駅周辺のまちづくり
- ③身近な地域の魅力づくり

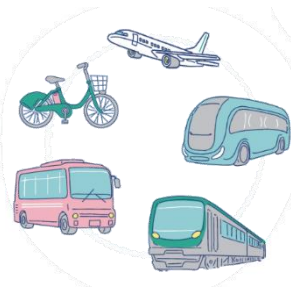


4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策 4-5

誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

- ①新空港線の整備促進
- ②区内公共交通の改善
- ③広域的な道路ネットワークの整備推進
- ④誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備
- ⑤街なかのバリアフリー化の推進



施策 4-6

誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

- ①生活道路等の整備
- ②新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理
- ③安心で快適な住環境の確保
- ④空家等対策の推進
- ⑤年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実
- ⑥自転車等利用総合対策の推進



施策 4-7

世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

- ①移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成
- ②HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり

ハネダ グローバル ウイングス



施策 4-8

多彩で魅力ある公園・緑地づくり

- ①誰もが利用したくなる魅力ある公園の
実現に向けた仕組みづくり
- ②大規模公園・緑地の魅力向上
- ③身近な公園・緑地の魅力向上

施策 4-9

水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

- ①みどりの保全、創出、活用の推進
- ②魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充
- ③河川の水質浄化対策の推進

大田区実施計画(案) 概要版

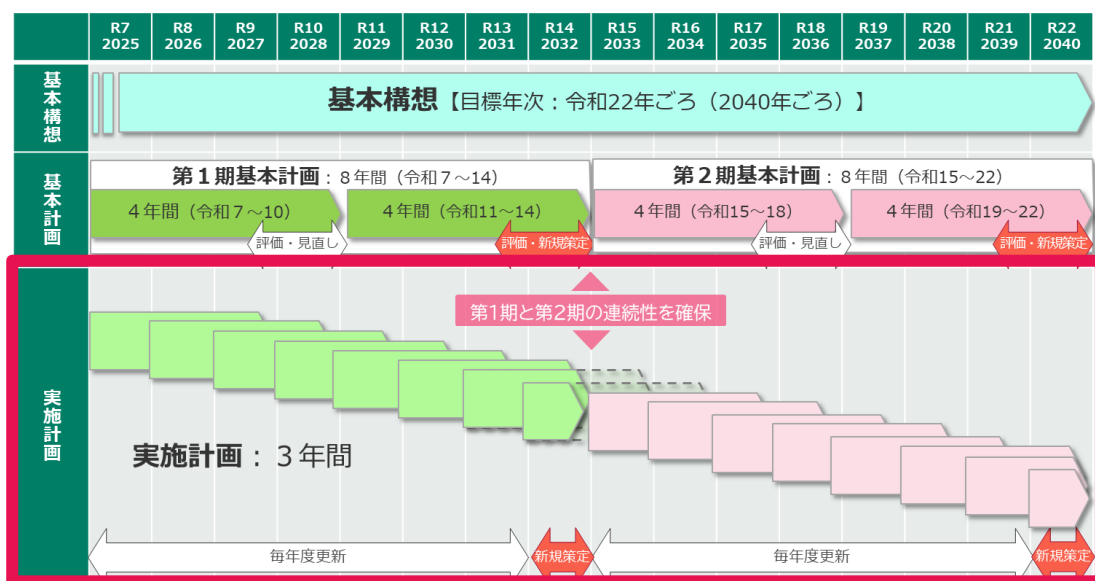
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

実施計画は、向こう3年間で大田区が取り組むべき具体的な事業内容を、年度別計画として明らかにすることにより、基本計画を着実に推進することを目的としています。

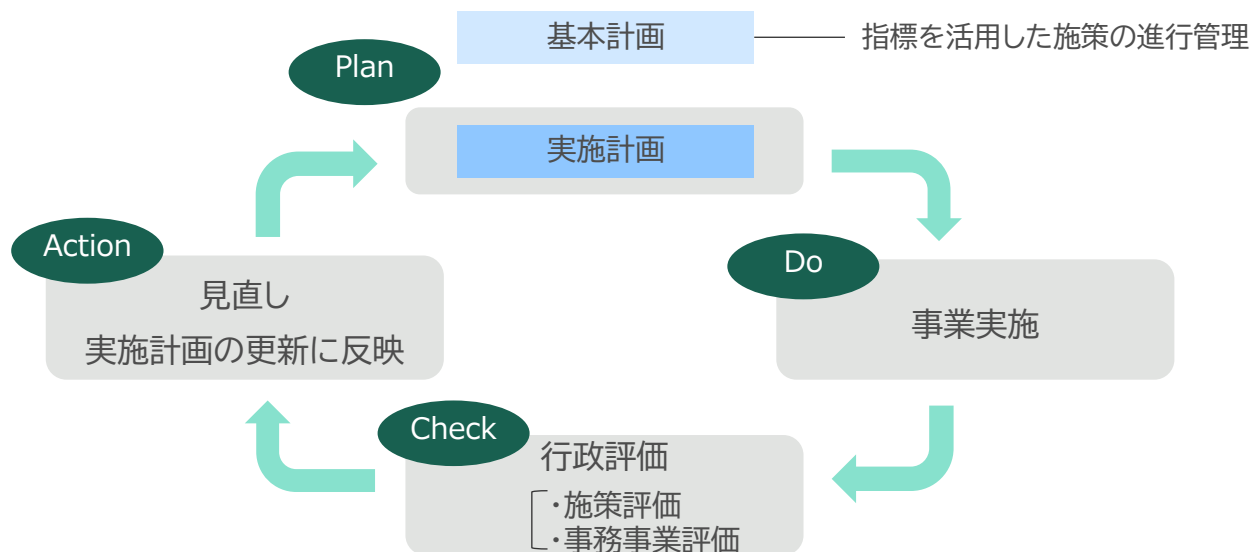
2 計画の期間

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。



3 計画の進行管理

実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。実施計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。



第2章 共通課題に関連する事業

共通課題1

少子化

子育て環境の充実に関する取組 等

38事業

基本目標1: 35事業

基本目標2: 1事業

基本目標4: 2事業

共通課題2

つながりの
希薄化

人と人との交流が豊かな地域づくり 等

23事業

基本目標1: 9事業

基本目標2: 11事業

基本目標4: 3事業

共通課題3

担い手不足

新たな担い手確保、生産性向上、
将来の地域を担う人材の育成 等

17事業

基本目標1: 3事業

基本目標2: 9事業

基本目標3: 2事業

基本目標4: 3事業

第3章 主要事業

基本目標 ▶▶

1 未来を創り出す子どもたちが 夢と希望をもって健やかに育つまち

施策1-1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	子ども家庭センターの運営
虐待防止事業	ヤングケアラー支援体制の充実
子ども家庭支援センターにおける 相談支援体制の充実	児童館における相談支援体制の充実
子ども・若者に対する総合相談	子どもが安心して過ごせる居場所づくり
離婚前後の子育て家庭への支援	



(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター及び
子ども家庭センターにおける相談支援(イメージ)

施策1-2 子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	産後ケア
ICTを活用した子ども・子育て家庭への情報発信	一時預かり事業
乳幼児健康診査	出産準備教室
病児・病後児保育事業	保育士人材確保支援事業
地域連携推進事業	こどもの安全・安心確保事業
コミュニティ・スクールの推進	部活動地域連携・地域移行
ファミリー・アテンダント事業	

登下校の見守り活動の様子



大田区
ファミリー・アテンダント事業



ファミリー・アテンダント事業

施策1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、 グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

STEAM教育等の教科等横断的な学び

情報活用能力の育成

おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進

学力の向上

読書活動の推進

食育の推進

教師力の向上

学校における働き方改革の推進



OGCルーム(海外体験ルーム)
における授業風景



学習カウンセリングの様子

施策1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

児童・生徒等への相談支援の充実

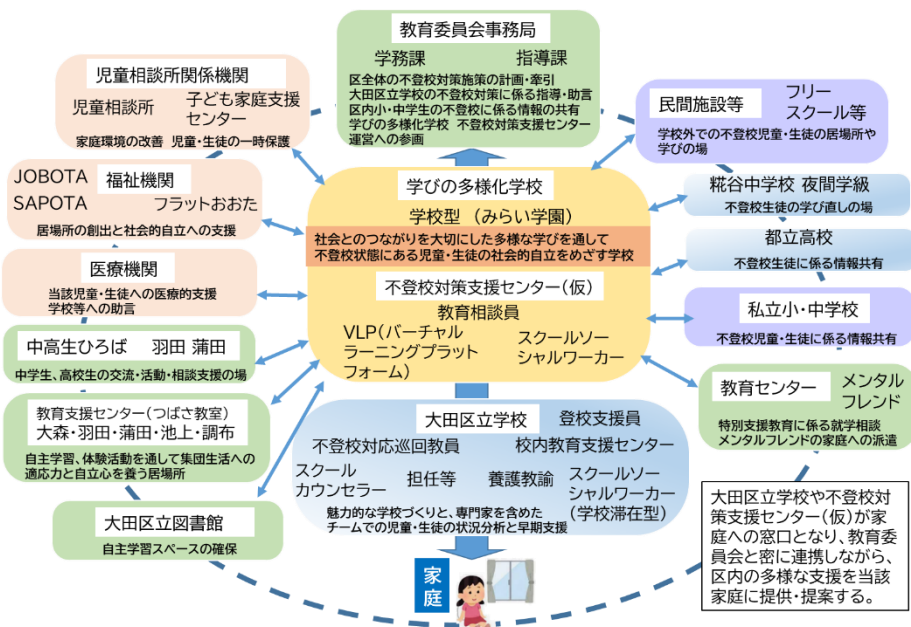
特別支援教育の充実

いじめ対応、不登校児童・生徒への支援

魅力ある学校施設の整備

ICT環境の充実

学びの多様化学校が開設する令和12年の支援イメージ



2

文化を伝え育み

誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

高齢者の見守り体制の充実・連携強化	高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
高齢者の社会参加支援	介護予防・フレイル予防の推進
地域密着型サービスの整備支援	介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組

施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

権利擁護の正しい理解と周知啓発	地域の担い手の育成と相談体制の拡充
-----------------	-------------------

施策2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

相談支援体制の充実・強化	地域生活支援拠点等の充実
障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業	

施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

フード支援、参加支援・地域づくり支援 (重層的支援体制整備事業)	区民活動支援事業
自治会・町会活動支援	ユニバーサルデザインのみちづくりの推進
JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた (重層的支援体制整備事業)	大田区福祉人材育成・交流センターの運営

「おおたフード支援ネットワーク事業」

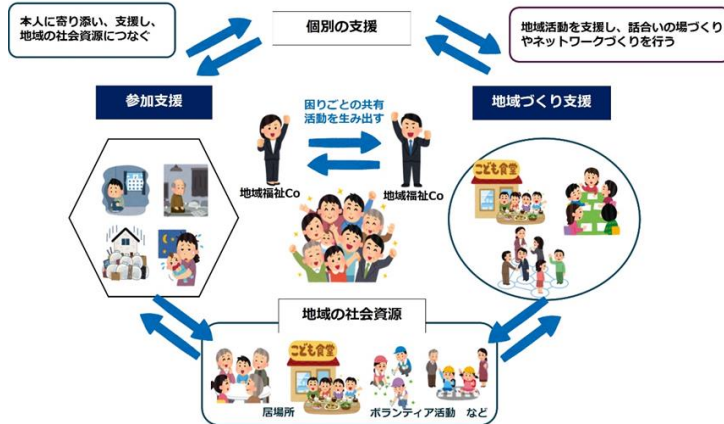
～食でつながる地域の支えあいの輪～



フード支援

個別の活動と地域とのつながりをつくる参加支援とお互い様の地域づくりを支援

個別の活動と地域の活動をつなげ、地域で住民同士が支え合う仕組みを展開することで地域で孤立する人をなくしていくことをめざしています。



参加支援・地域づくり支援

施策2-5 人々の相互理解と交流の促進

地域における国際理解・国際交流の推進

国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実

男女共同参画推進事業

施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

生涯を通じた健康啓発事業

特定健康診査等実施計画に係る事業

地域医療連携推進事業

施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備

スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化

スポーツ施設の利用促進・サービス向上

施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

文化芸術鑑賞・体験機会の充実

区所蔵美術品による文化創造空間の創出

郷土博物館における取組の推進



洗足池 春宵の響



映画鑑賞ワークショップ

施策2-9 生涯にわたる学びの支援

多様なニーズに応える学びの機会充実

学びを通じたつながりづくりと
学びを活かす仕組みづくり

学びを支える情報発信と場の整備

図書館機能の充実



図書館のDX化(例:座席管理システム)



おはなし会の様子

3

豊かな環境と産業の活力で

持続的に発展するまち

施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

区民の行動変容の促進

事業者の行動変容の促進

区による率先行動

グリーンインフラを活用した
持続可能なまちづくりの推進【再掲】

施策3-2 持続可能な循環型社会の構築

ごみ減量推進事業

施策3-3 区内企業の自己変革の促進

新製品・新技術開発や取引拡大等への支援

デジタル化の支援

脱炭素化の支援

施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援

ものづくり人材育成・確保の支援

企業誘致・留置の推進

産業支援施設の運営・支援

施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

創業支援

「HANEDA×PiO」の充実・活用

革新的な技術等を生み出すイノベーション創出

施策3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

商店街の活性化支援

おおたの観光魅力発信事業



南六郷創業支援施設
(六郷BASE)



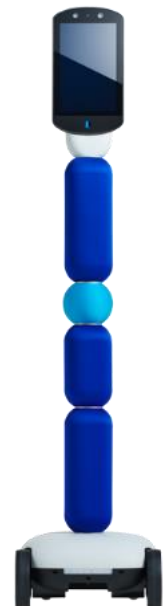
インダストリアルパーク羽田
大田区産業施設



羽田イノベーションシティ
(HICity)



PiO PARKでのアバターロボット「newme(ニューミー)」による
窓口案内支援実証実験の様子



アバターロボット
「newme(ニューミー)」

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

倒れないまちづくりの推進	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
橋梁の強靱化	無電柱化の推進
水害から命を守る高台まちづくりの推進	

施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進

関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化	防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築	災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

施策4-3 治安がよい美しいまちの実現

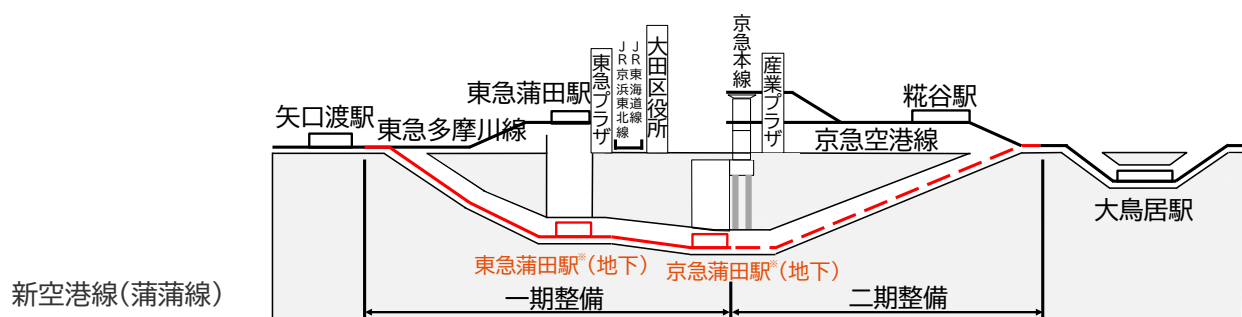
体感治安の向上	特殊詐欺対策の推進
消費者力の向上	屋外における喫煙対策の推進

施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり

蒲田駅周辺のまちづくり	大森駅周辺のまちづくり
身近な地域の魅力づくり(下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり)	

施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

新空港線の整備促進事業	区内公共交通の改善
都市計画道路の整備	バリアフリーによるまちづくりの推進



※駅名は仮称

施策4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検

空家等対策の推進

自転車等利用総合対策の推進

施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

内陸部と臨海部における交通アクセスの向上

ハネダ グローバル ウイングズ
HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり



HANEDA GLOBAL WINGS
(羽田空港跡地)の都市計画公園完成イメージ

施策4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり

魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定

地域の拠点となる公園・緑地の整備

身近な公園・緑地の整備



施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

グリーンインフラを活用した
持続可能なまちづくりの推進

散策路の整備

呑川水質浄化対策の実施

大田区持続可能な自治体経営実践戦略(案) 概要版

1 経営理念

本戦略を進めるため、区として持続可能な自治体経営を実践する上で、最も大切に考える考え方や価値観としての「経営理念」を次のとおり定めます。

すべての活動でSDGsに貢献

- ✓ SDGs未来都市として、SDGsとのつながりを重視し活動します。
- ✓ 区民、地域団体、民間企業等、多様な主体とSDGsを共通目標とした連携・協働を進めます。

徹底した区民の目線で質の高いサービス提供

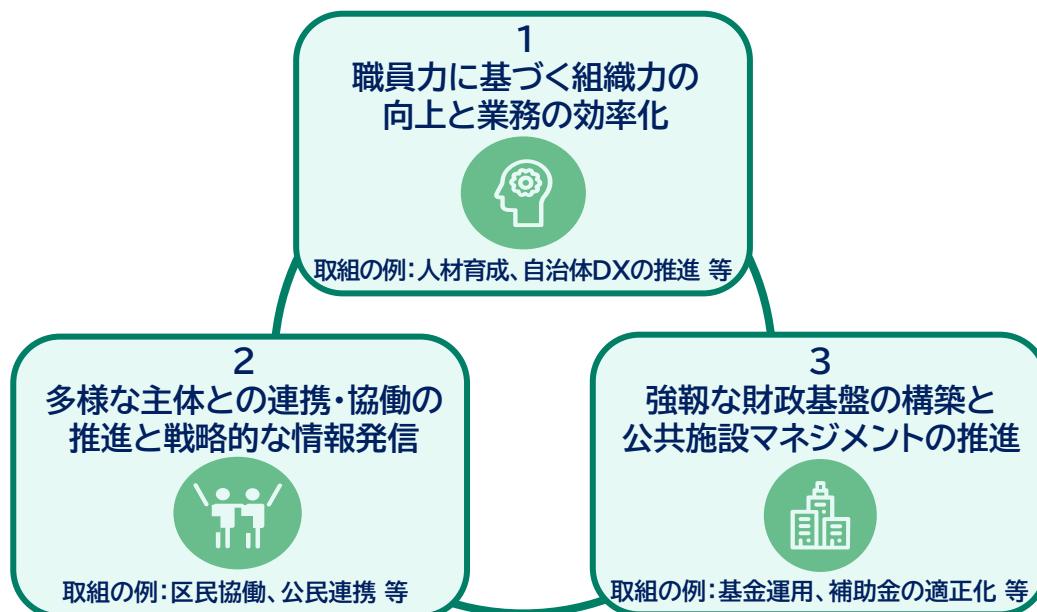
- ✓ 区民ニーズを精緻に把握し、効果検証を徹底することで施策を研ぎ澄まし、区が持つ経営資源を最大限活かして心あたまる質の高いサービスを提供します。
- ✓ 職員一人ひとりが高い倫理観を持って、区民の目線で考え行動し、区民からの信頼感のもと区民満足度を向上させます。

時流の変化をいち早く捉えたしなやかな対応

- ✓ 庁内が連携し、スピード感を持って変化に対応することで、進化を続ける組織を構築します。
- ✓ 将来にわたり選ばれる自治体であるために、先を見据えた施策展開により、新たな価値と魅力を生み出します。
- ✓ これまでの経験を活かした備えを平時から徹底することで、災害や新たな感染症の蔓延など突発的かつ緊急的な事態においても、柔軟かつ力強く対応します。

2 取組の柱

本戦略では、次の視点を柱に据えて、持続可能な自治体経営を実践します。



大田区基本計画（案）

大田区持続可能な自治体経営実践戦略（案）

令和7年3月

大田区

区長あいさつ

記載予定

目 次

大田区基本計画

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の目的	4
2 計画の期間	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の進行管理	6
第2章 計画策定の背景	7
1 大田区の現状	8
(1) 位置、場所、面積、地域区分	
(2) 大田区の特徴	
(3) これまでの総合計画とまちづくりの進展	
(4) 人口の現状と将来推計	
(5) 都市構造	
(6) 財政見通し	
(7) 職員数見通し	
(8) 公共施設マネジメント	
(9) 公民連携の取組	
(10) SDGsの推進	
2 踏まえるべき社会動向	41
(1) こども・若者を取り巻く状況	
(2) 高齢者を取り巻く状況	
(3) 多様性を尊重する社会の推進	
(4) 地域コミュニティの変化	
(5) 人生100年時代の到来	
(6) 地域共生社会の実現に向けた動き	
(7) 産業経済を取り巻く状況	
(8) 自然環境の変化	
(9) 大規模自然災害の発生	
(10) 都市づくりの動向	
(11) デジタル技術の進展	

第3章	8年後の大田区	47
第4章	計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）	51
1	少子化	
2	つながりの希薄化	
3	担い手不足	
第5章	施策	55
1	施策の体系	56
2	各施策	58
基本目標 1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	60
施策 1-1	こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり	62
施策 1-2	子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	67
施策 1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成	74
施策 1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備 ..	79
基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	84
施策 2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	86
施策 2-2	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進	92
施策 2-3	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実	97
施策 2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	101
施策 2-5	人々の相互理解と交流の促進	108
施策 2-6	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実	113
施策 2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備	117
施策 2-8	心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承	120
施策 2-9	生涯にわたる学びの支援	123

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	127
施策 3-1	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承	129
施策 3-2	持続可能な循環型社会の構築	135
施策 3-3	区内企業の自己変革の促進	137
施策 3-4	ものづくりの次世代への承継と立地支援	141
施策 3-5	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出	145
施策 3-6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	148
基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	152
施策 4-1	災害に強く回復しやすい減災都市の実現	154
施策 4-2	地域力を活かした防災対策の推進	159
施策 4-3	治安がよい美しいまちの実現	162
施策 4-4	地域の魅力を活かした拠点づくり	167
施策 4-5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成	170
施策 4-6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備	176
施策 4-7	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり	181
施策 4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	184
施策 4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	188

第 6 章	資料編	193
1	基本計画策定の経過	194
	(1) 大田区基本計画懇談会の概要	
	(2) 区民参画の概要	
2	大田区基本構想	198
	(1) 基本理念 (基本構想全体を貫く考え方)	
	(2) 将来像	
	(3) 基本目標 (将来像を実現するためのまちの姿)	
	(4) 基本構想を実現するために	
3	個別計画一覧	206
4	指標一覧	213
5	施策の方向性と SDGs ゴールとの関係	236
	(1) SDGs 17 の目標	
	(2) 関係性対応表	

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

第1章 策定の背景と目的	246
第2章 経営理念	247
第3章 取組の柱	248
1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化	
2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信	
3 強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進	
●用語解説	250

大田区基本計画

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現することを目的としています。

2 計画の期間

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次としています。

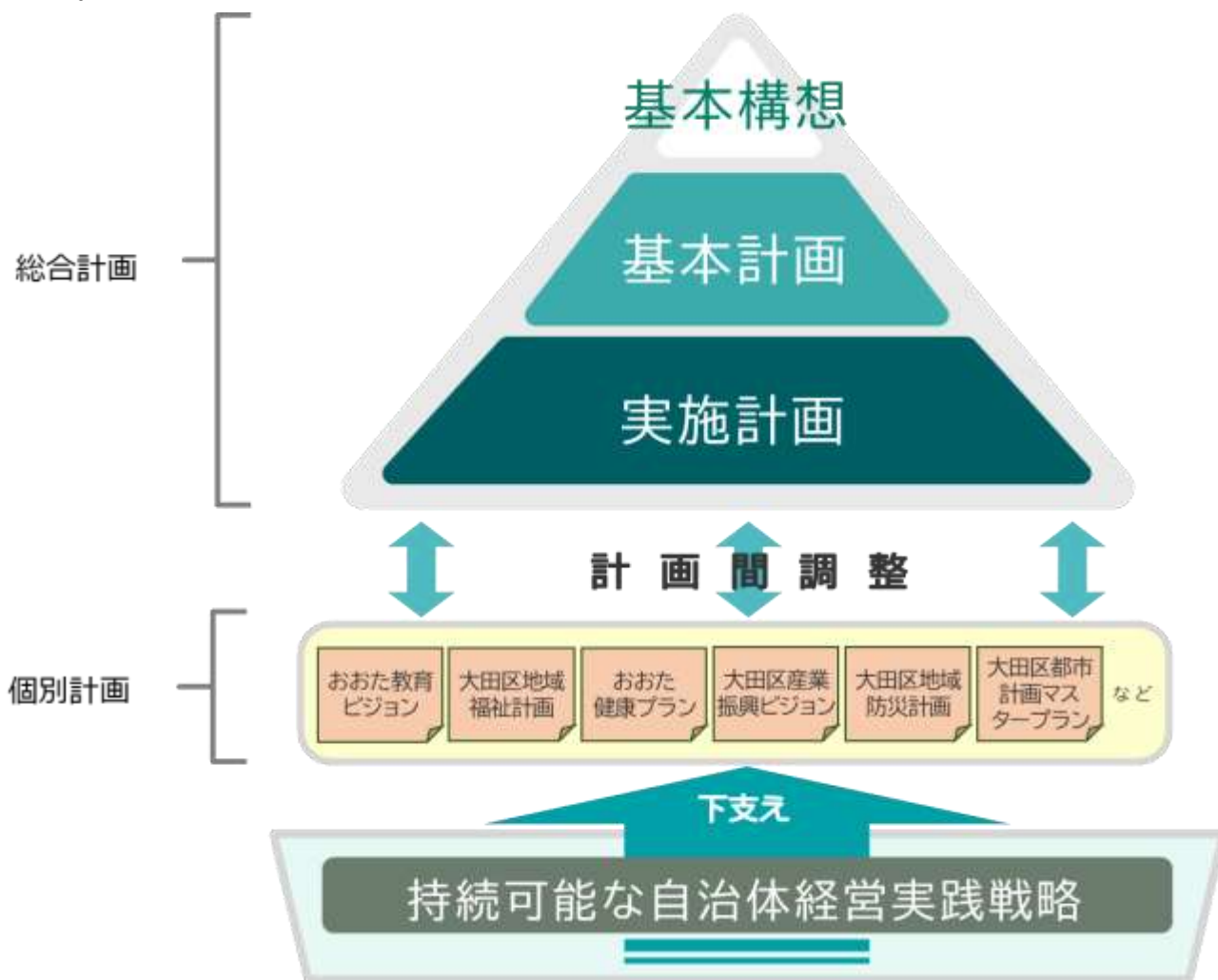
基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度（2032年度）までの8年間の第1期、令和15年度（2033年度）から令和22年度（2040年度）までの8年間の第2期とし、今回策定したのは第1期です。それぞれ4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。



3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。



基本構想：令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

基本計画：基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

実施計画：基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

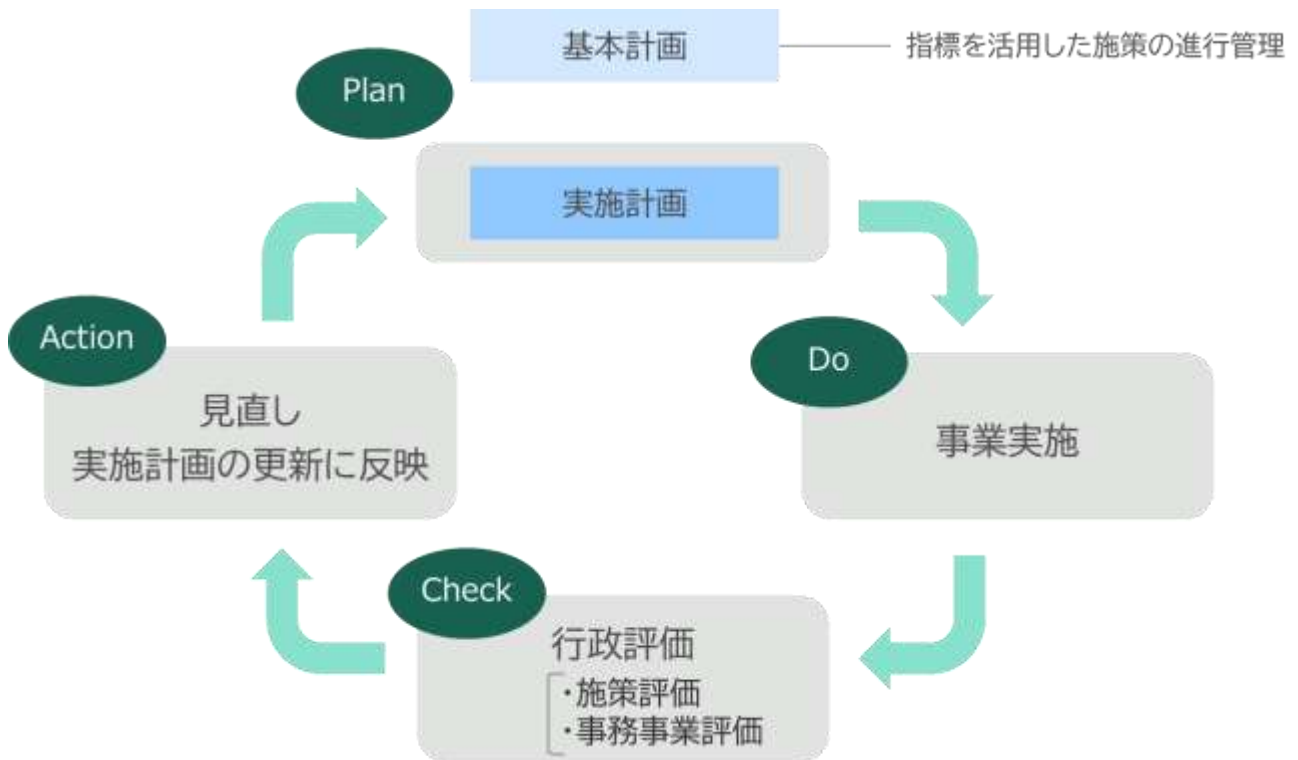
※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4 計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標（数値目標）を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

基本計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。



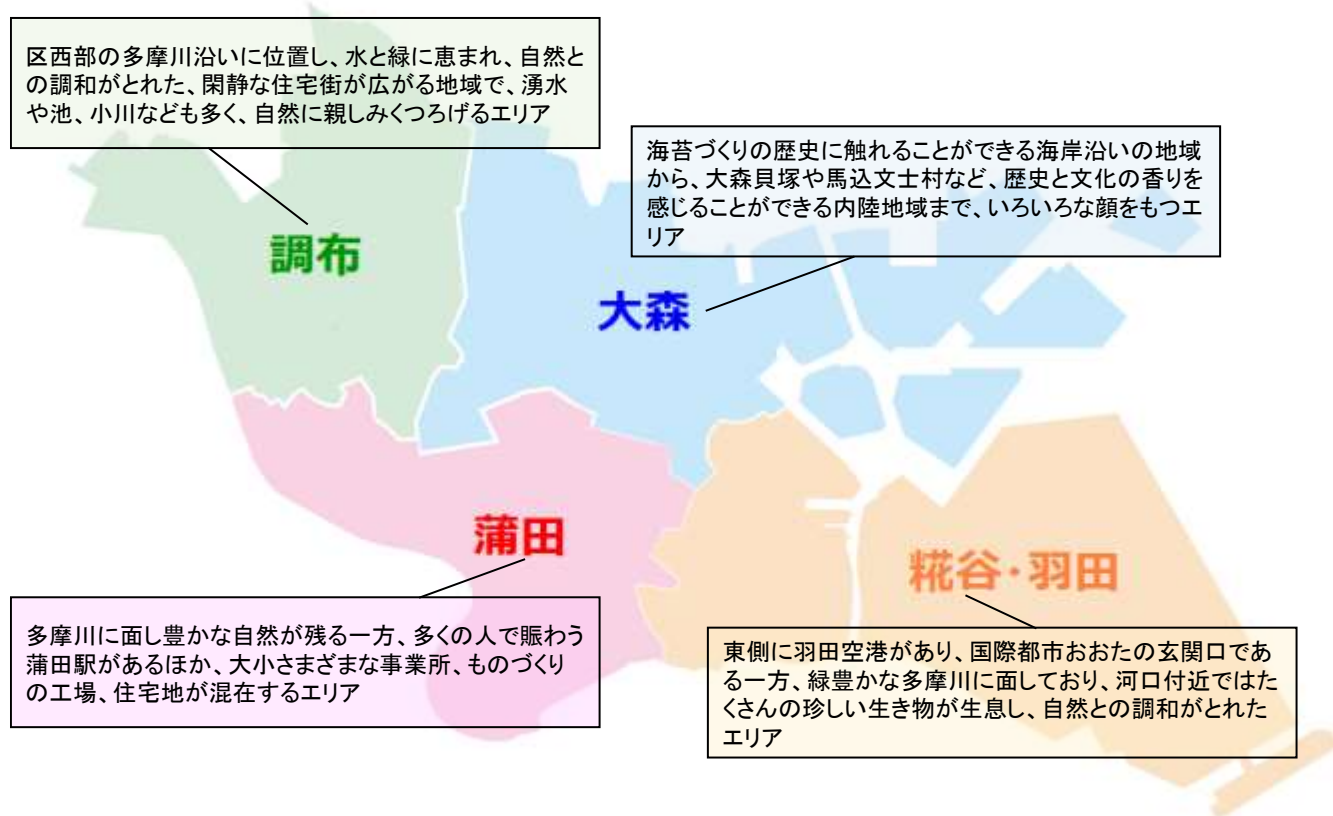
第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 大田区の現状

(1) 位置、場所、面積、地域区分

大田区は東京23区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。また、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。総面積は61.86km²で、23区で最も面積が大きい区です。



(2) 大田区の特徴

面積

61.86km²
23区で1位



資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年10月1日時点）

人口

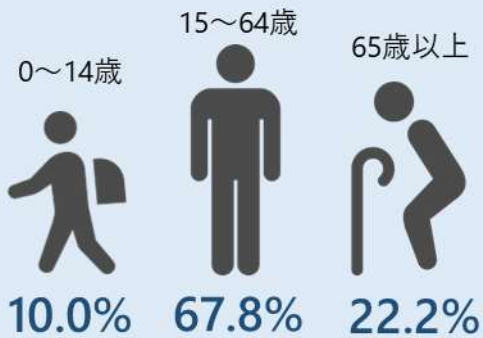
総人口は23区で3位



資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口：毎月」を基に作成（令和7年1月1日時点）

年齢

大田区の年齢構成



資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に1人が外国人

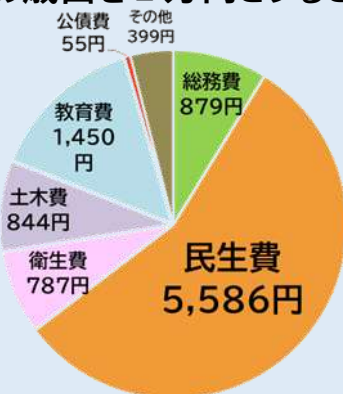


※令和7年の外国人区民比率：4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財政

区の歳出を1万円とすると...



最も大きい歳出は民生費、5,586円

資料：OTA シティ・マネジメントレポート（令和5年度決算版）を基に作成

空港



世界とつながる日本の玄関口、
羽田空港

ものづくり

製造業事業所数は
都内最多！



商業

商店街数は
都内最多！



新産業創造・発信拠点

イノベーション拠点
「羽田イノベーションシティ」



銭湯

大田区の銭湯は都内最多！
「黒湯」が有名



SDGs

2023年度、「SDGs未来都市」・
「自治体SDGsモデル事業」にW選定！



大田区公式PRキャラクター

はねぴよん ©大田区

大田区の特徴である
羽田空港、桜、銭湯をPR



産業構造

企業単位の売上高、付加価値額では製造業が最多、
事業所単位の事業所数、従業者数では卸売業・小売業が最多



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」を基に作成

(3) これまでの総合計画とまちづくりの進展

ア 「大田区基本構想」(昭和 57 年度～)、

「大田区長期基本計画」(昭和 58 年度～平成 12 年度)

昭和 57 年に、21 世紀をめざしたまちづくりのため、「安全で快適な、活力と思いやりのある、文化・福祉都市」を将来像として掲げた、大田区では初となる基本構想を策定しました。

大田区は、東京南部の工業地帯と住宅地の中核として発展していましたが、着実に進む高齢化や、産業構造の変化への対応、公害などによる居住環境の悪化などが解決すべき課題となっていました。

この時期以降、バブル経済の崩壊などの社会状況の変化がありましたが、区は、高齢化に対応した福祉サービスの充実や産業振興拠点の整備、生活環境及び都市基盤の整備などを進めました。

イ 「大田区長期基本計画 おおたプラン 2015」(平成 13 年度～平成 20 年度)

前計画の目標年次となる平成 13 年度を迎える頃の社会は、ICT 技術の進展がグローバル化を後押しした時代でした。この頃は高齢化だけでなく、少子化についても社会課題としての認識が強まっていました。また、平成 12 年に都区制度改革が実施された結果、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、区民に身近な事務が東京都から区に移管されました。

計画策定以降の社会を取り巻く状況は、ライフスタイルの多様化、国際競争の激化など大きく変化しました。区では、子ども家庭支援センターの開設などの子育て支援体制の充実や産業集積の維持・発展に向けた支援、京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業などを推進しました。

ウ 「大田区基本構想」(平成 20 年度～)、

「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン 10 年」(平成 21 年度～平成 30 年度)

平成 20 年に基本構想を策定し、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を将来像に掲げ、「地域力」「国際都市」を区政のキーワードにしました。

この 10 年間は、世界同時不況による長期的な経済停滞や少子高齢化の更なる進行、羽田空港の国際化、東日本大震災による防災意識の高まり、保育園待機児童の増加など、大きな社会状況の変化がありました。

区は、地域力の土台となる地域の担い手づくりや地域活動拠点の整備、地域力応援基金の創設による活動助成などによって、地域との連携・協力を強化することで、防災・防犯、福祉、子育て、教育など、様々な分野の地域課題解決に取り組み、「地域力」を活かしたまちづくりを推進しました。「国際都市」の実現に向けては、外国人区民も暮らしやすい生活環境整備や国際理解・国際交流などを推進しました。

エ 「おおた重点プログラム」(令和元年度～令和 2 年度)、

「新おおた重点プログラム」(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和元年の台風 19 号の影響により、区内で大規模な被害が発生し、防災・減災を重視したまちづくりが、より強く求められるようになりました。

翌、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。区は、全事務事業の見直し・再構築を行うことで経営資源を再配分し、区民生活及び区内経済を支える緊急対応等を迅速に実施しました。また、ポストコロナを見据えた、デジタル技術の活用による地域活動支援や ICT 教育の推進、公民連携や働き方改革等による新たな自治体経営へのシフトなどを進めました。

令和 4 年 6 月、新空港線の整備に関する都区負担割合を含む事項について、東京都との合意に至りました。同年 10 月には、第一期整備の整備主体となる第三セクター「羽田エアポートライン株式会社」を設立するなど、新空港線を昭和 57 年の基本構想に位置付けて以来、実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。令和 5 年 11 月には、新産業創造・発信拠点である「羽田イノベーションシティ」がグランドオープンし、「先端」と「文化」の 2 つの産業を柱に、地域経済の活性化、国際競争力の強化を推進しています。

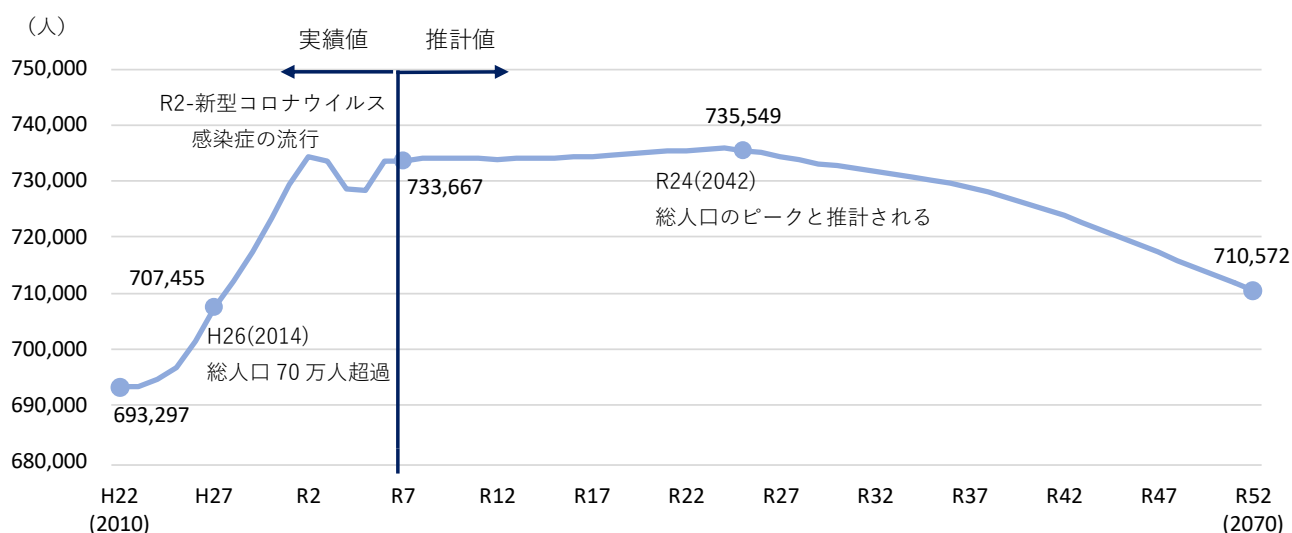
(4) 現状の人口、人口推計

ア 大田区の総人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ(2042年ごろ)をピークに減少傾向に転じる見込みです。

図表 大田区の総人口の推移



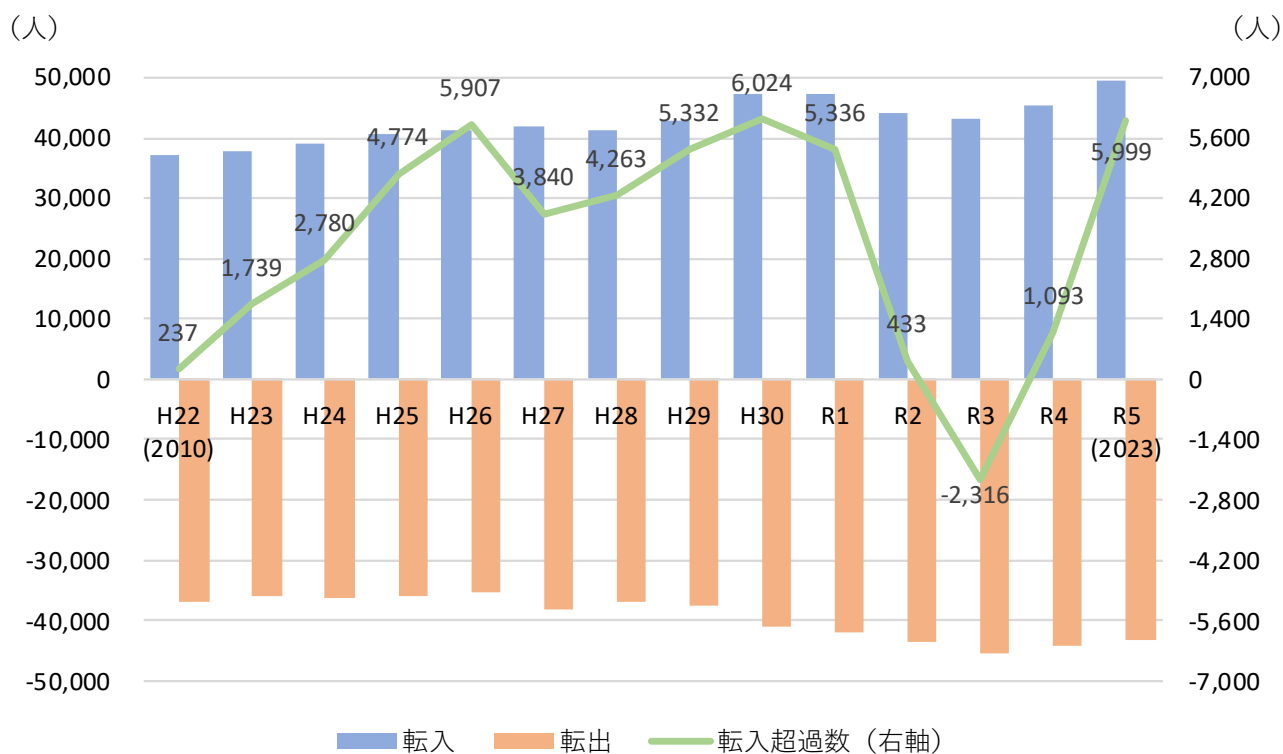
注1：各年1月1日時点の人口で、令和6年以前は実績値、令和7年以降は推計値

注2：令和7年以降の人口は、コーホート要因法により推計

資料：(令和6年以前) 大田区住民基本台帳を基に作成

(令和7年以降) 大田区人口推計(令和6年4月)を基に作成

図表 大田区の転入者数・転出者数・転入超過数



注1：平成29年以前は日本人移動者数のみ、平成30年以降は外国人移動者数を含む

注2：転入超過数がマイナス（-）の場合は、転出超過を示す

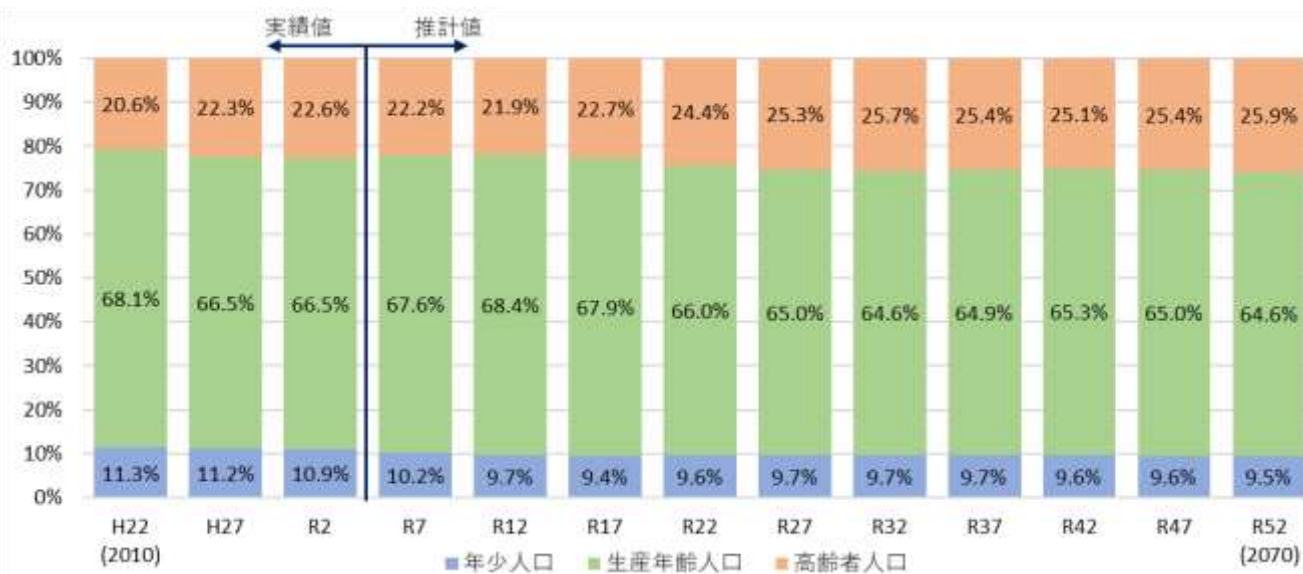
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

イ 年齢3区分別人口の構成比

近年、大田区における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）の比率が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）の比率が増加傾向にありました。その後、年少人口の比率は減少傾向が続いている一方で、生産年齢人口の比率は微増し、高齢者人口の比率は横ばいとなっています。

今後の推計としては令和22年（2040年）までの間に、年少人口の比率の減少が進む見込みです。中長期的には、生産年齢人口の比率の減少、高齢者人口の比率の増加が見込まれます。令和27年ごろ（2045年ごろ）には、大田区の総人口のうち約4人に1人が高齢者になると推計されています。

図表 大田区の年齢3区分別人口の構成比



注：各年1月1日時点の人口

資料：（令和6年以前）大田区住民基本台帳を基に作成

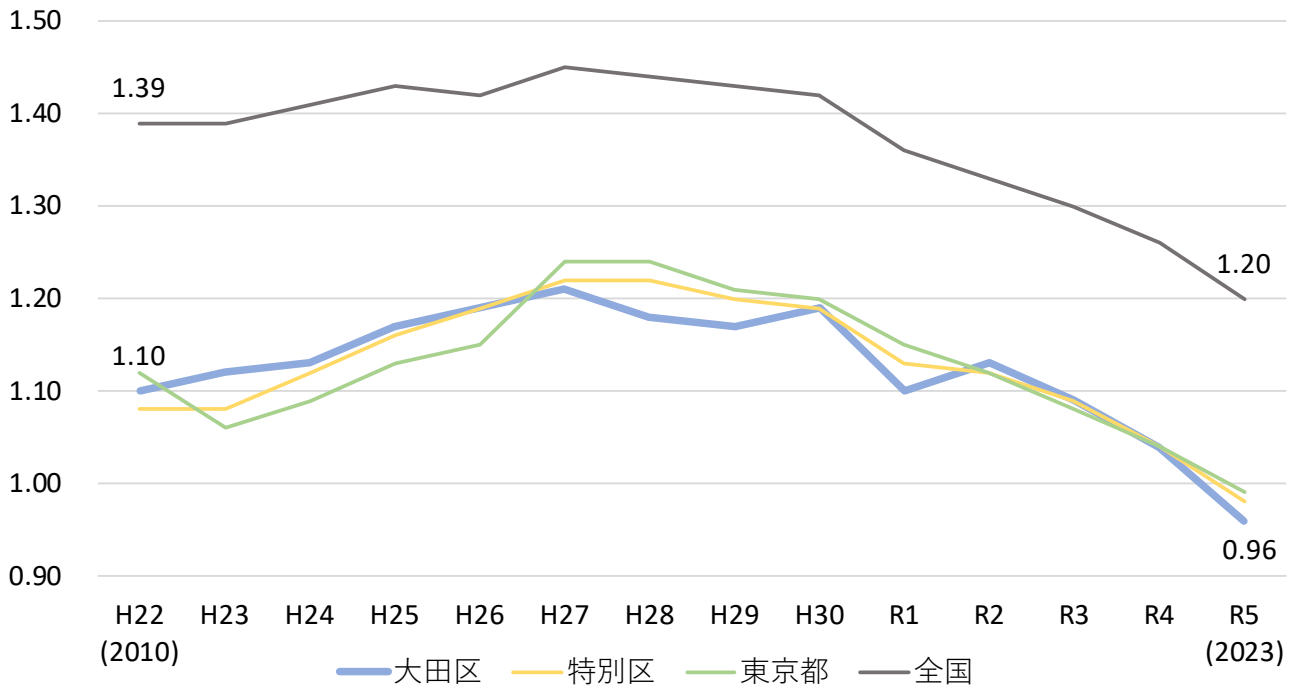
（令和7年以降）大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

ウ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に出産するこどもの平均人数のことです。大田区の近年の合計特殊出生率は、平成27年まで増加傾向にあり、その後はおおむね減少傾向で推移しています。

全国の合計特殊出生率と比較すると、大田区の合計特殊出生率はいずれの年においても全国を下回っています。特別区部及び東京都の合計特殊出生率と比較すると、平成26年までは特別区部及び東京都の合計特殊出生率を上回る年が多かったものの、平成27年以降は、特別区部及び東京都の合計特殊出生率を下回る年が多くなっています。令和5年度には1を下回り、0.96になりました。

図表 大田区・特別区部・東京都・全国の合計特殊出生率の推移



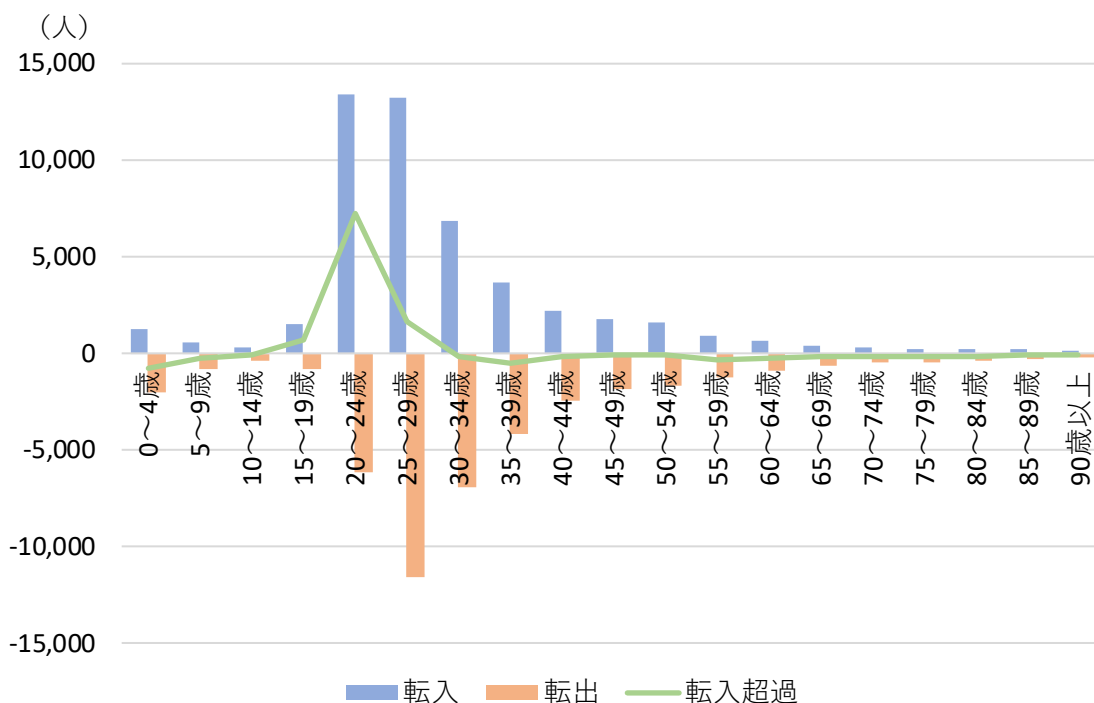
資料：東京都保健医療局「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

エ 年齢別転入・転出者数

大田区の令和5年の5歳階級別の転入者数は、20～24歳が最も多く、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。5歳階級別の転出者数は25～29歳が最も多く、同様に年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。

5歳階級別の人口動態が転入超過となっている年代は、15～19歳、20～24歳、25～29歳のみですが、大田区全体では約6,000人の転入超過となっています。一方で、0～4歳及び35～39歳は転出超過の人数が他の年代と比べて多く、子育て世帯の流出が示唆されています。

図表 大田区の5歳階級別転入・転出者数（令和5年）



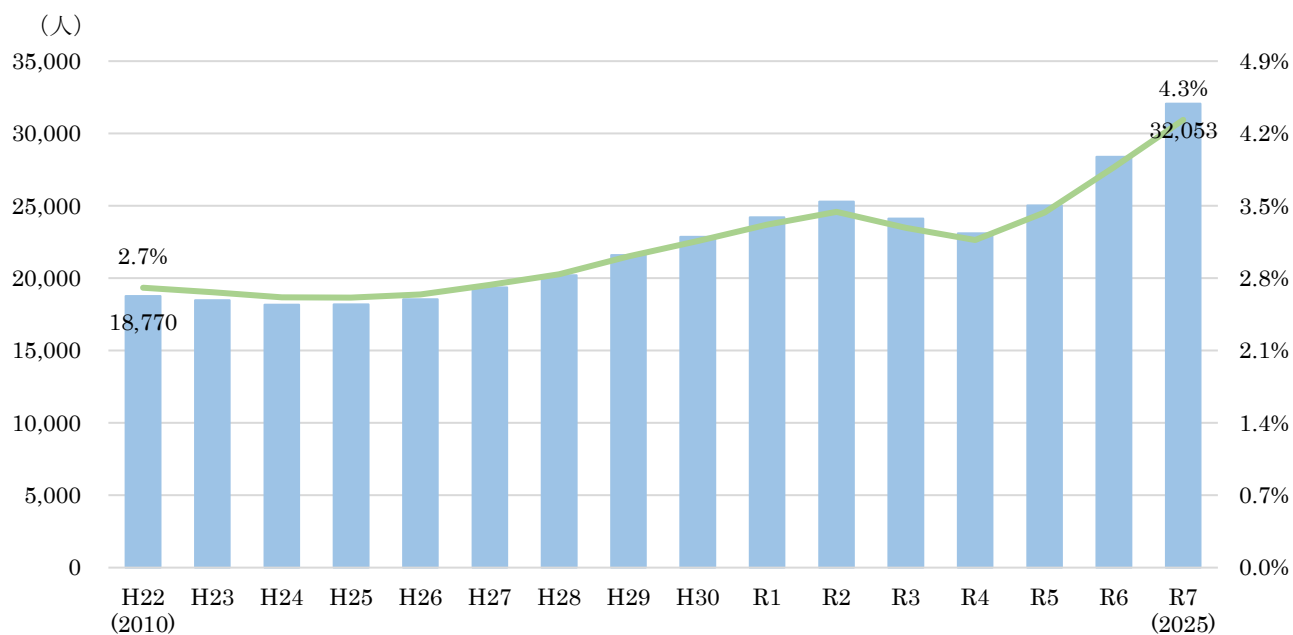
注：転入超過数がマイナス（-）の場合は、転出超過を示す

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

オ 外国人人口

大田区の外国人人口は、近年、おおむね増加傾向で推移しており、令和7年の外国人人口は、平成22年比で約1.7倍となっています。総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあります。コロナ禍の令和3年、令和4年は外国人人口が減少しましたが、それ以降は再び増加傾向に転じています。

図表 大田区の外国人人口の推移



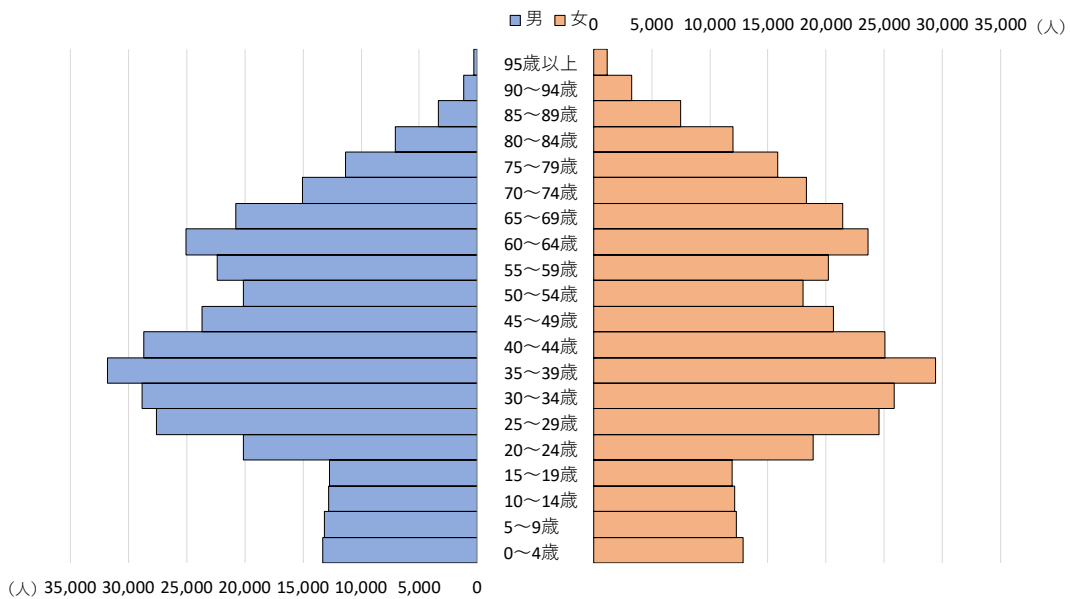
注：各年1月1日時点の人口

資料：大田区住民基本台帳を基に作成

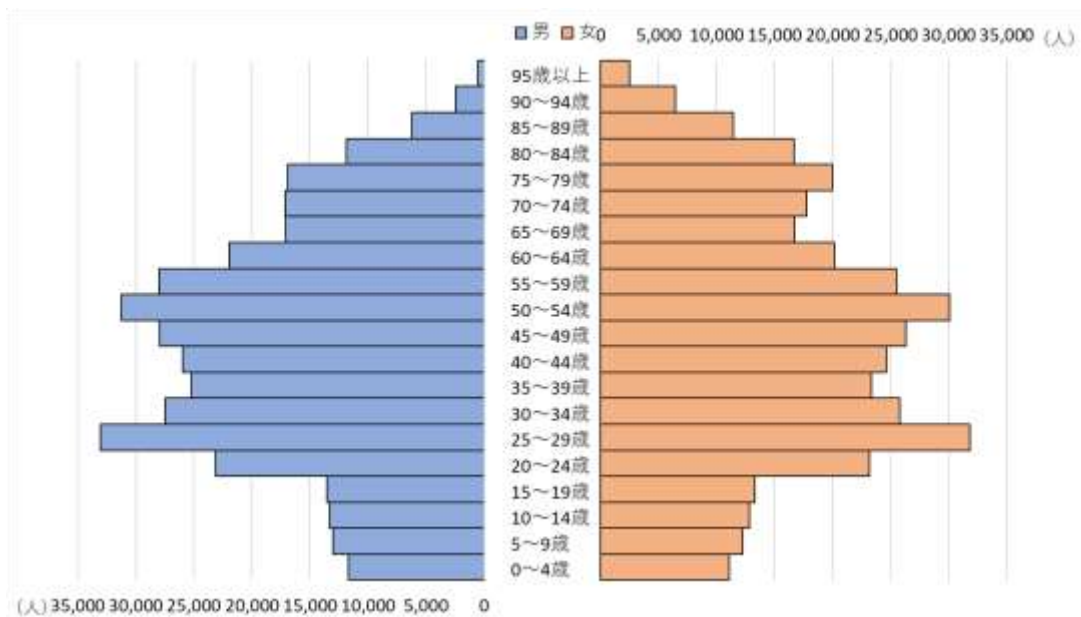
カ 人口ピラミッド

下図は大田区の人口ピラミッドで、男女別・年齢別の人口構成を示しています。平成22年の大田区では、男女いずれも35～39歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口が多くなっていました。一方で、令和7年の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで50～54歳人口が多くなっていました。

図表 大田区の人口ピラミッド（平成22年）



図表 大田区の人口ピラミッド（令和7年）



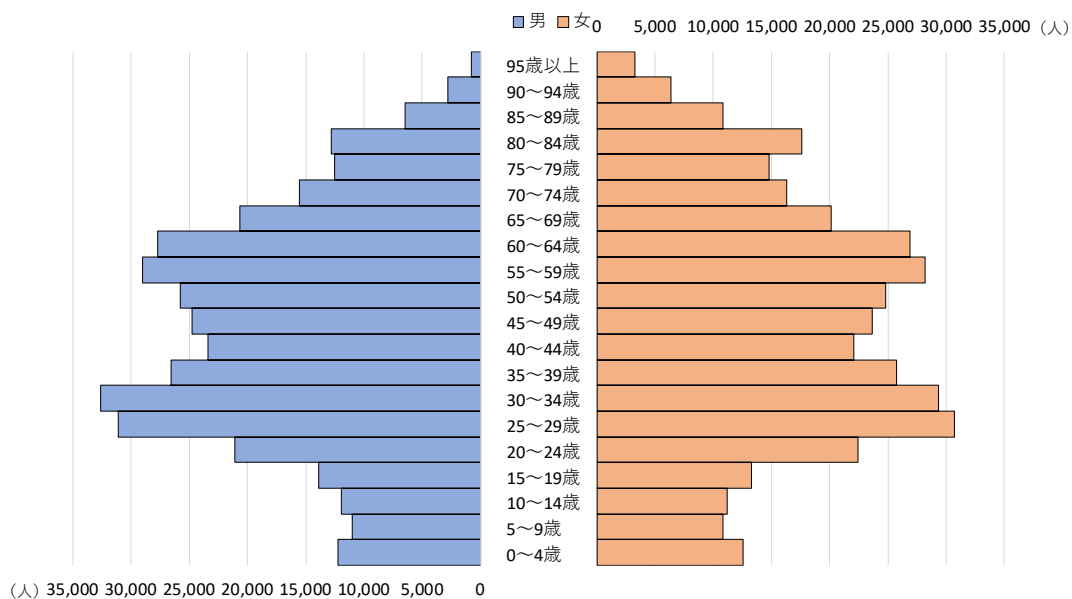
注：平成22年は1月1日時点の人口で、外国人住民を含まない。令和7年は1月1日時点の人口で外国人住民を含む

資料：大田区住民基本台帳を基に作成

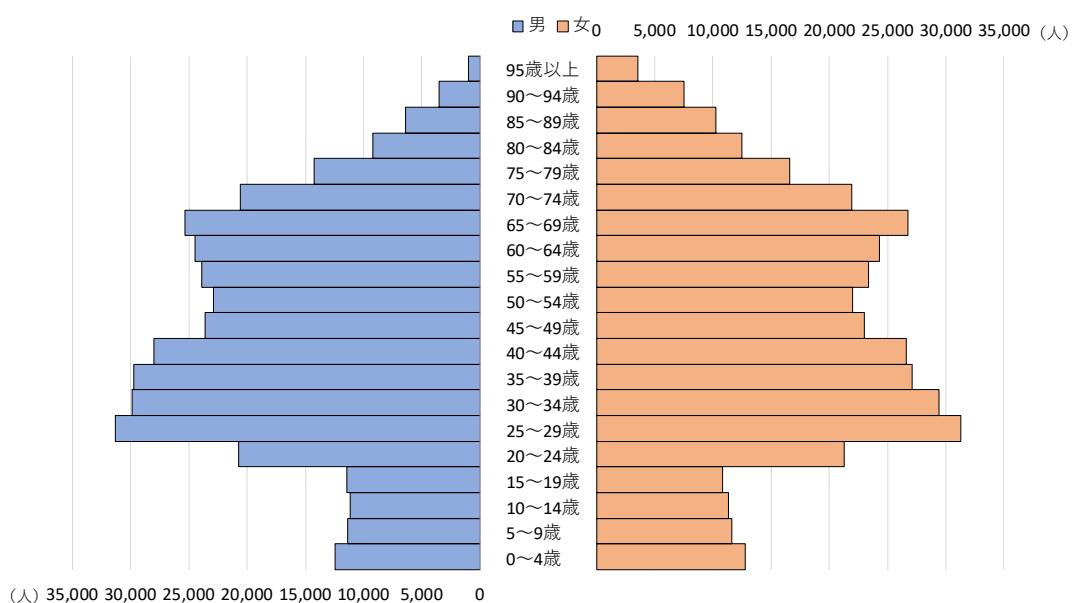
下図は令和14年（2032年）及び令和22年（2040年）の人口を推計し、その結果を人口ピラミッドで示したものです。令和14年（2032年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口、30～34歳人口、55～59歳人口が特に多いと推計されています。

令和22年（2040年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口、35～39歳人口が多いと推計されています。

図表 大田区の人口ピラミッド（令和14年（2032年））



図表 大田区の人口ピラミッド（令和22年（2040年））



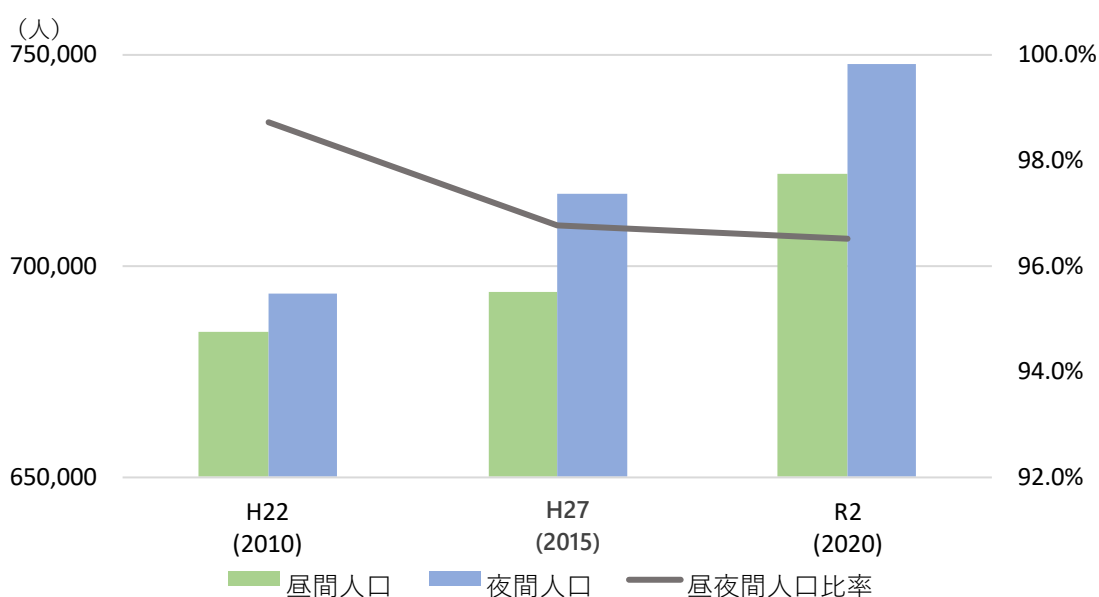
資料：大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

キ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、昼間人口（従業地・通学地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値です。昼夜間人口比率が100%を下回っている場合、大田区へ他市区町村から通勤・通学する人口よりも、大田区から他市区町村へ通勤・通学する人口の方が多く状態（流出超過）であることを意味します。

大田区の近年の昼夜間人口比率は低下傾向で推移しています。また、いずれの調査年においても100%を下回っており、流出超過の状態が続いています。

図表 大田区の昼間人口・夜間人口・昼夜間人口比率の推移



資料：総務省「国勢調査」を基に作成

(5) 都市構造

ア 大田区の地形特性

(ア) 区の北西部（台地部）

国分寺崖線及び南北崖線を境とした、武蔵野台地の東端にあたり、谷と丘が入り組んだ起伏のある地形です。関東大震災後住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原、馬込など、みどりの多い住宅地となっています。

(イ) 区の中央部（低地部）



多摩川、呑川、内川が運んできた土砂が堆積した、比較的平坦な地形です。東海道の街道筋だった地域では、交通の要所となり、古くから人の往来が多く、大正期以降、中小工場が進出し、住宅や工場が近接する地域や商業地を形成しています。

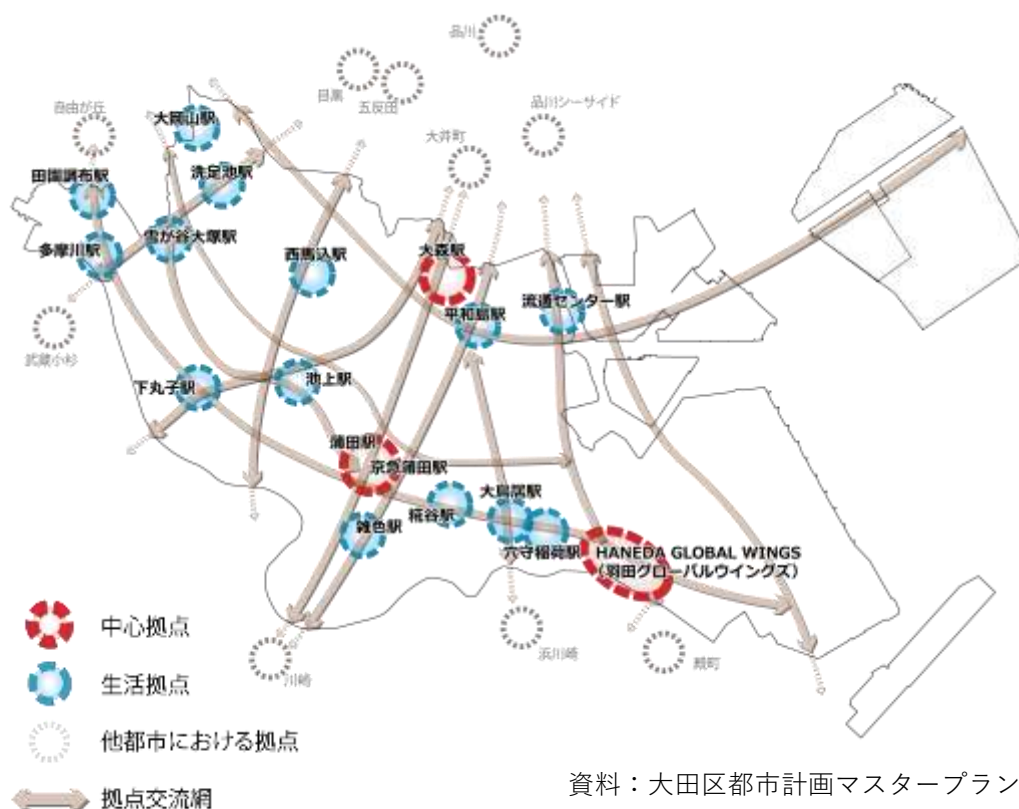
(ウ) 区の東部（空港・臨海部）

昭和の中頃から開始された埋立地からなる、平坦な地形です。空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

イ 中心拠点・生活拠点

主要な都市機能や多様な生活関連施設が集まり、地域特性を活かした都市づくりの強化・活性化を図る地域のおおむねの範囲を、大田区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」として設定しています。

分類	考え方	拠点
中心拠点 	<p>商業・業務・公共など主要な都市機能、鉄道・バスなど主要交通の重要な結節機能などが集中して立地する地区。区内全域及び周辺区市との連携・交流の拠点となる。</p> <p>都市機能や生活関連施設などの更なる集積を図り、広域連携・交流の役割を担う拠点として、都市づくりを強化していく。</p>	大森駅周辺、蒲田・京急蒲田駅周辺、HANEDA GLOBAL WINGS（羽田グローバルウイングス）
生活拠点 	<p>暮らす・働くなどの生活を支える多様な機能を有する、若しくは今後機能向上を図る地区。身近な地域同士など区内交流の拠点となる。</p>	多摩川駅周辺、池上駅周辺、下丸子駅周辺、平和島駅周辺、雑色駅周辺、田園調布駅周辺、大岡山駅周辺、西馬込駅周辺、雪が谷大塚駅周辺、洗足池駅周辺、糎谷駅周辺、大鳥居駅周辺、穴守稲荷駅周辺
	<p>臨海部の玄関口としての立地特性を活かしながら、働く人の生活を支える拠点として、交通結節機能などを強化していく。</p>	



資料：大田区都市計画マスタープランを基に作成

(6) 財政見通し

ア 基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費・特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債の活用に伴う償還経費の^{そつむう}増嵩などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があります、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

将来にわたり行政サービスを安定的・継続的に提供できるよう、中長期的な見地から税財源や財政需要の推計である財政の見通しのもと、これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営を実践します。

イ 区財政を取り巻く状況

(ア) わが国の社会経済状況

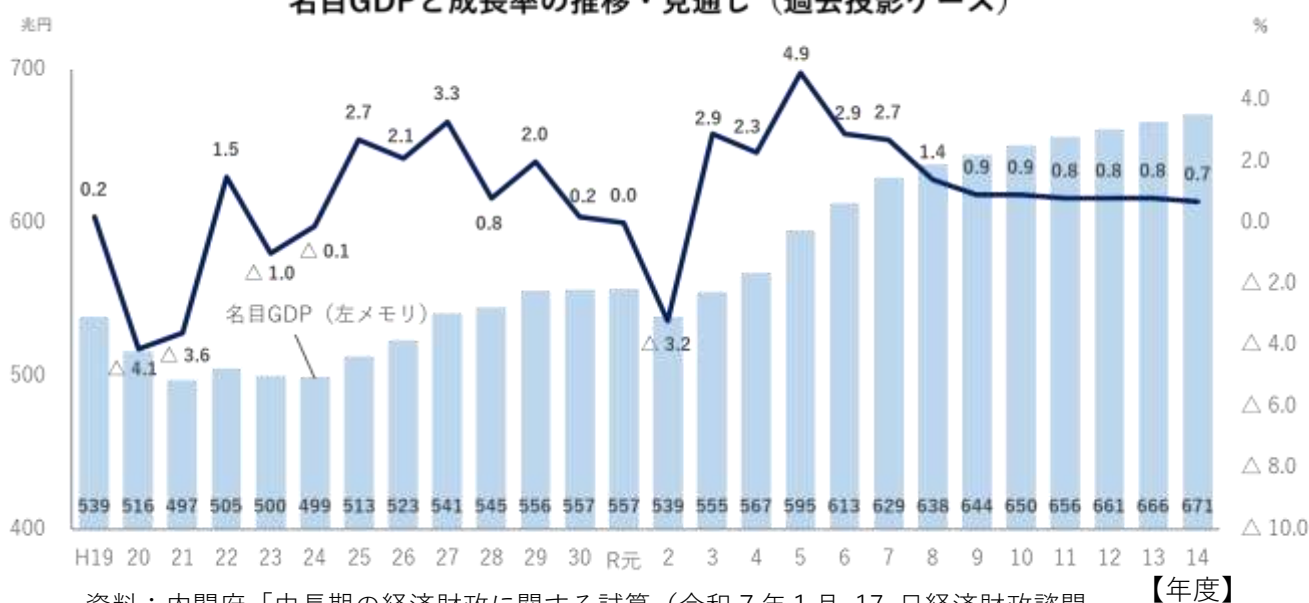
令和7年1月に公表された月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況です。

令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、これまでの

歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしております。

また、内閣府が令和7年1月に示した「中長期の経済財政に関する試算」では、令和7年度のP Bは現時点で赤字になるとの試算をまとめています。今後は、早期のP B黒字化に向け、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、潜在成長率の引上げに重点を置いた財政運営に取り組むとともに、これまでの歳出改革努力や歳出構造の平時化、恒常的な支出増に対する財源確保などを継続すべきとしています。

名目GDPと成長率の推移・見通し（過去投影ケース）



資料：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）」を基に作成

【年度】

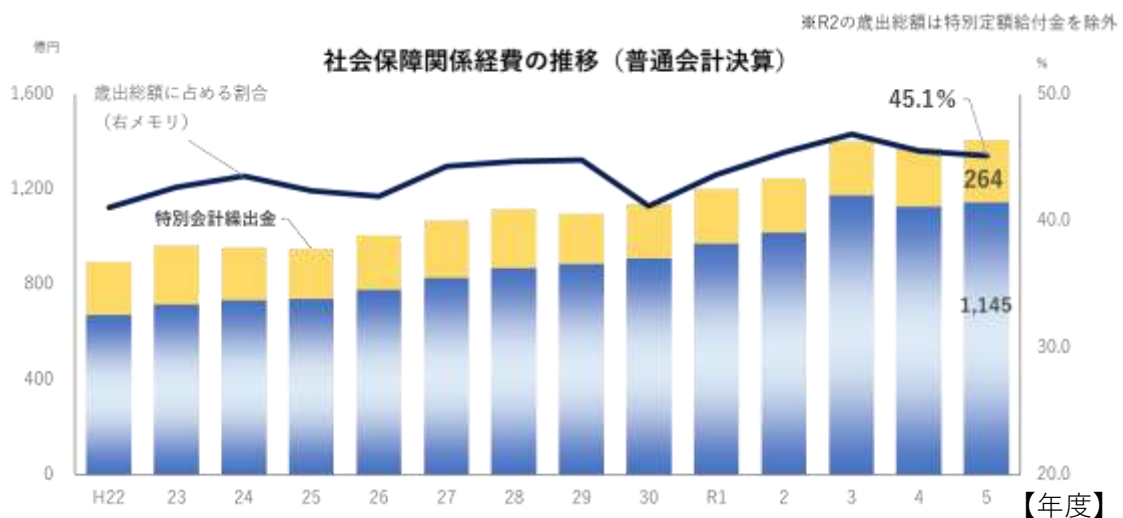
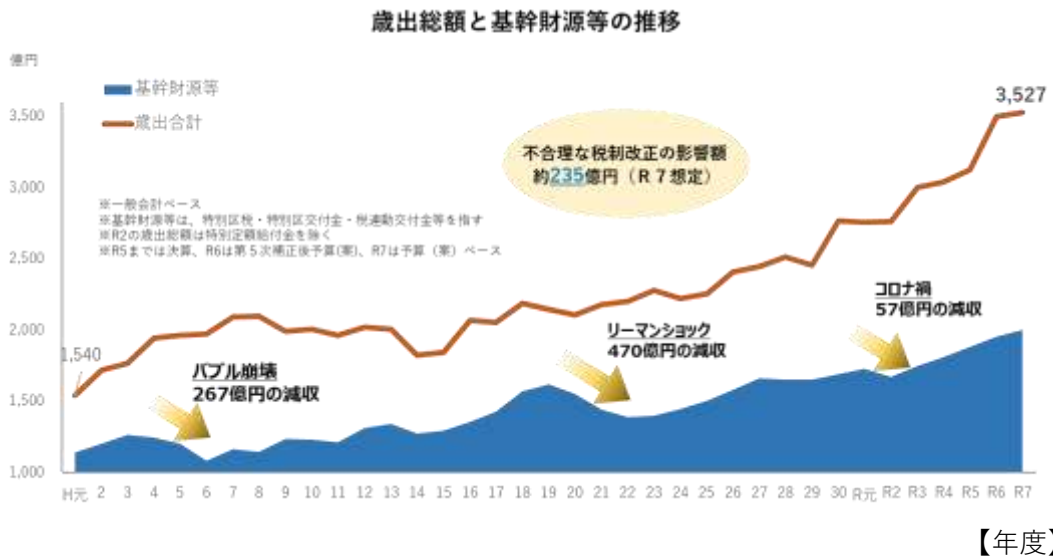
(イ) 区財政の現状

① 歳出総額と一般財源の推移

歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和7年度当初予算で1,500億円を超えており、行政ニーズの多様化などにより、歳出総額と基幹財源等のギャップは年々上昇傾向にあります。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

歳入においては、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受けることや景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造であることに十分留意し、区政が直面する課題解決に必要な積極的な施策展開と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。



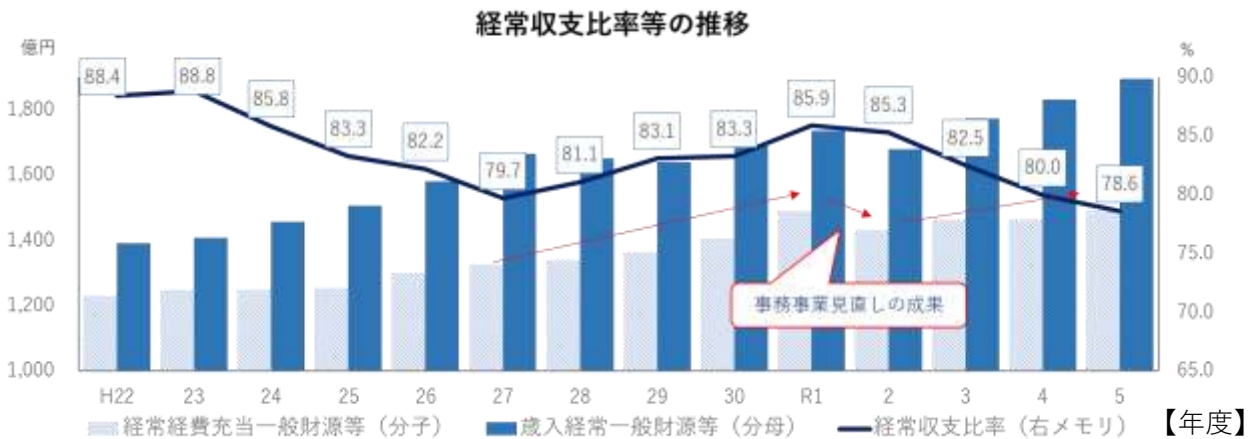
資料：所管課実績を基に作成

② 経常収支比率の推移

歳出構造の見直し・再構築により、令和元年度以降、経常収支比率は改善傾向にあります。

ただし、近年の改善は、歳入である基幹財源等（歳入経常一般財源等）の増収の寄与が大きく、歳出である経常経費に充当する一般財源等は増加傾向にあることに留意が必要です。

減収局面を迎えた際、経常収支比率の急激な悪化を防ぐためには経常経費の抑制が必要となります。

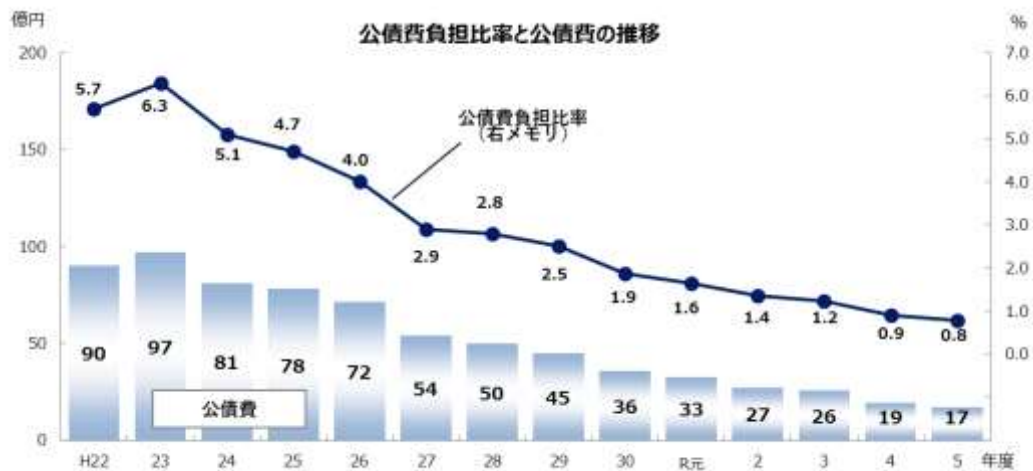


資料：所管課実績を基に作成

③ 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、これまで特別区債の発行抑制や償還を進めてきたため、近年は減少傾向にあります。

今後、公共施設等の老朽化に伴う投資的経費は高水準で推移することが見込まれます。公債費負担が急激に増加することがないよう、特別区債を戦略的に活用する必要があります。

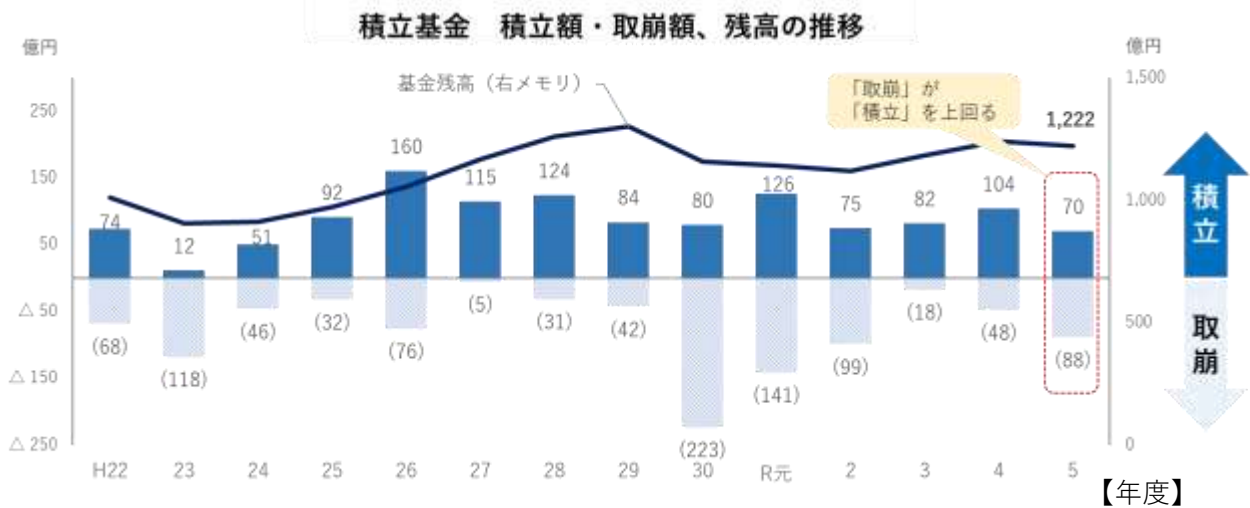


資料：所管課実績を基に作成

④ 基金残高の推移

区はこれまで、リーマンショックなど経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。

これらのほか自然災害などにも十分備えるため、今後も計画的に基金残高を確保する必要があります。

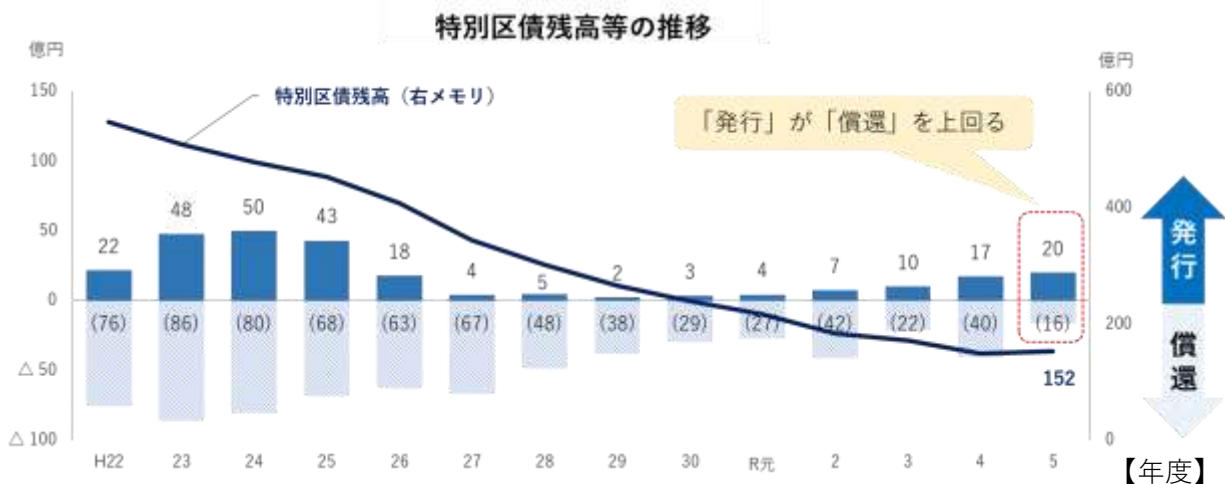


資料：所管課実績を基に作成

⑤ 特別区債残高の推移

区はこれまで、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和5年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。

今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用する必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

ウ 財政見通し

(ア) 財政見通し

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 見通し	令和11年度 見通し	令和12年度 見通し	令和13年度 見通し	令和14年度 見通し
歳入合計(A)	352,710	358,426	367,086	357,798	360,760	363,898	368,441	376,786
特別区税	84,965	85,644	86,542	87,134	87,696	88,236	88,745	89,250
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260	30,450	30,634	29,767	31,030	32,933
特別区交付金	85,823	91,175	94,621	96,319	98,526	100,731	102,962	105,220
国都支出金	95,689	96,937	98,918	100,830	100,980	102,115	104,040	106,140
特別区債	10,500	11,100	11,800	11,300	10,800	10,800	9,900	10,200
繰入金	22,870	19,076	21,315	8,047	8,311	8,334	7,734	8,924
その他の歳入	23,480	23,544	23,630	23,717	23,814	23,915	24,030	24,119
歳出合計(B)	352,710	358,426	367,086	371,390	372,714	378,366	381,330	393,784
義務的経費	157,311	161,787	163,222	169,247	171,376	177,612	179,656	184,763
人件費	46,216	47,929	46,190	48,544	46,928	49,260	47,253	48,864
扶助費	109,289	110,749	112,870	115,125	117,536	120,187	123,144	125,684
公債費	1,806	3,109	4,163	5,579	6,912	8,165	9,260	10,215
投資的経費	50,218	52,202	54,032	50,307	49,842	48,554	47,090	53,792
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005	25,046	25,038	24,933	24,911	24,729
その他の歳出	120,388	119,500	124,827	126,790	126,459	127,267	129,672	130,499
財源不足額(C)=(A)-(B)	-	-	-	△ 13,593	△ 11,954	△ 14,468	△ 12,889	△ 16,998

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※財政計画は令和7年度から9年度、財政見通しは令和10年度から14年度とする。

※財政基金繰入金は、実施計画期間（令和7年度から9年度）において計上した。

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月）」などを基に、令和6年12月時点の税制をベースに推計しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて推計しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて推計しました。

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計しました。

扶助費・特別会計繰出金は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和6年4月）」における各対象年齢の人口推計等を基に推計しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式で推計しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し推計しました。

(イ) 財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

① 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

② 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約490億円と、標準財政規模の26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400億円程度（標準財政規模の20%程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

③ 公債費負担比率

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないように、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、3～5%程度を目標とします。

(7) 職員数見通し

ア 職員定数基本計画等に基づく職員定数の縮減と執行体制の強化

職員数については「大田区職員定数条例」により職員定数を定め、これを上限として定数管理を行っています。適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。

一方で、職員定数を縮減するだけでなく、こどもまんなか社会の推進や重層的支援体制整備事業の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

計画名等	期 間	職員定数の縮減実績	職員定数の増加実績	備 考
平成6年4月1日現在の職員定数		6,264 人		
事務事業等適正化計画 おた改革推進プラン 21	平成7～15年度	△1,055 人	419 人	職員定数増加は平成12年度の清掃事務移管に伴うもの。
大田区職員定数基本計画	平成16～22年度	△1,076 人		
大田区職員定数基本計画	平成23～25年度	△248 人		
大田区職員定数基本計画	平成26～28年度	△169 人		フルタイム再任用職員の任用開始（平成26年度～）。
大田区職員定数基本計画	平成29～令和3年度	± 0 人		定年年齢の引上げ（令和5年度～）。
大田区職員定数基本計画	令和4～6年度			
職員定数増減合計		△2,548 人	419 人	
令和6年4月1日現在の職員定数		4,135 人		

イ 職員数の現状と今後の動向

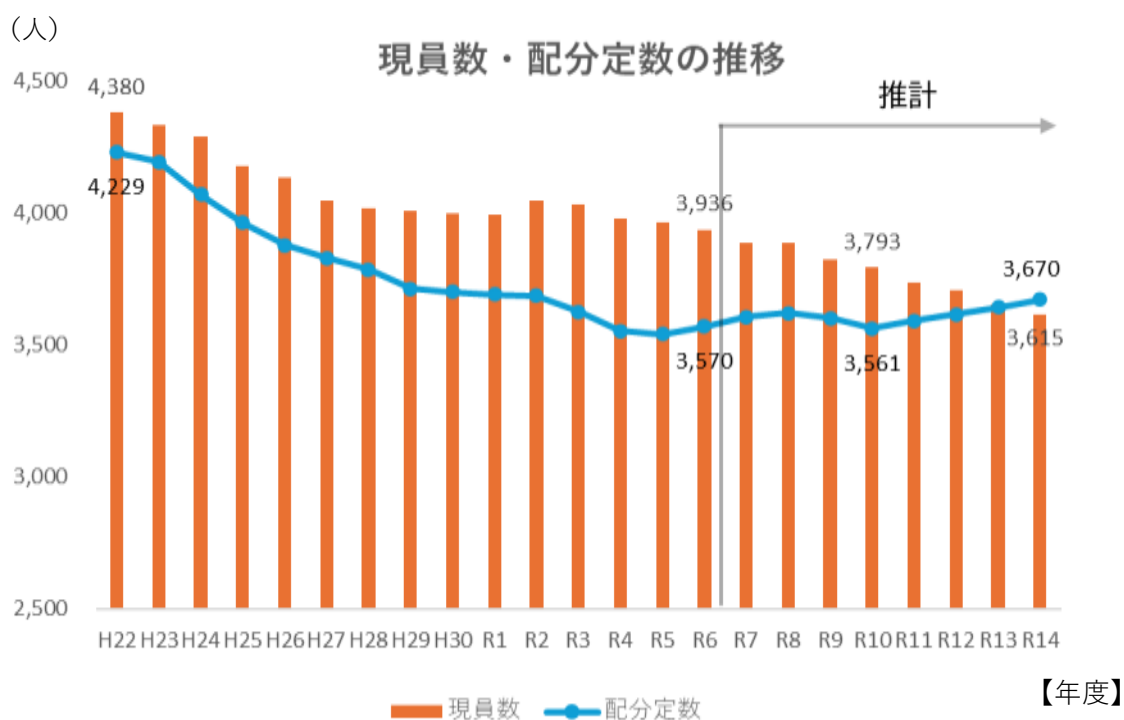
近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勸奨退職をする職員も増加しています。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加も見られ、今後も同水準で推移することが想定されます。

ウ 職員数と配分定数の推計

これまでは業務の見直しに加えて、保育園の民営化や技能系職種の退職不補充などを進めたことにより、業務量とともに職員数は減少してきました。しかしながら、民間委託などを一定程度推進してきたことから、今後はこれまで以上に業務量を削減することは困難となります。加えて、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加は引き続き見込まれます。

一方で、実際に働く職員数については近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれます。



資料：所管課実績を基に作成

今後の推計を踏まえると、これまでのように新たな行政需要に対応するため、職員数を増やし続けることは困難であり、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。引き続き、大田区職員定数基本計画に基づき、適正な定数管理を行っていきます。

(8) 公共施設マネジメント

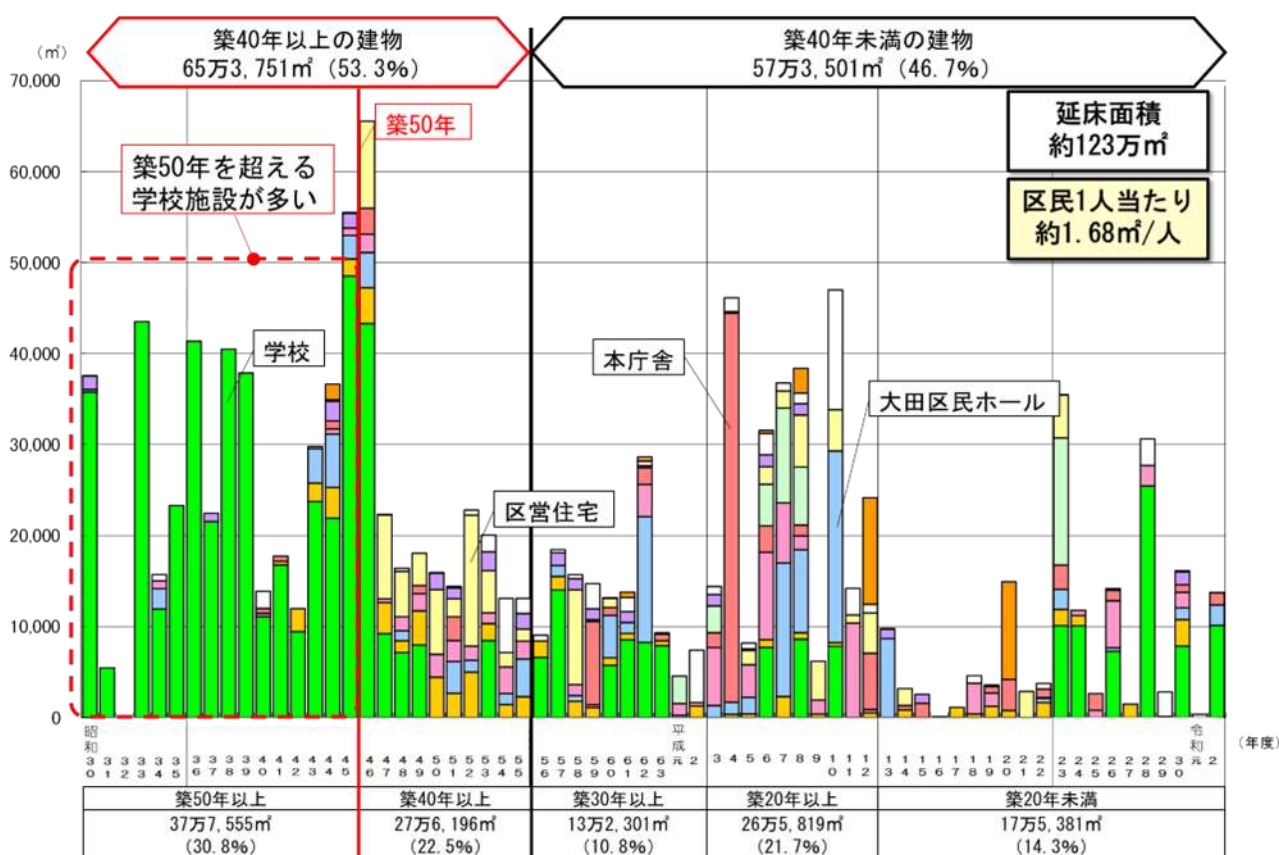
ア 区の公共施設等を取り巻く現状

区では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、昭和30年代から50年代を中心に、多くの公共施設等（公共施設・インフラ施設）の整備を進めてきました。

現在、区が保有する公共施設を施設分類別にみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の50.1%を占めています。

また、延床面積の約半数が築40年以上を経過しており、今後、これらの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることになります。

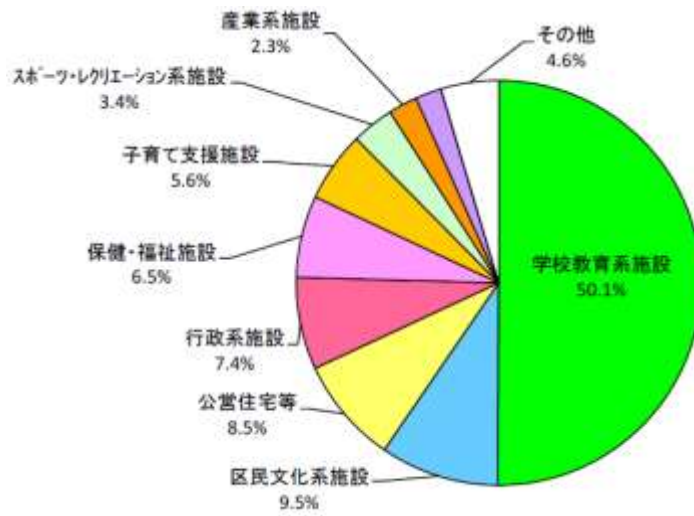
【築年別公共施設整備状況】



用途名	延床面積	構成比	用途名	延床面積	構成比
学校教育系施設 (小学校・中学校等)	614,633 m²	50.1%	その他 (防火倉庫、自転車駐車場等)	56,491 m²	4.6%
区民文化系施設 (区民センター・文化センター等)	116,289 m²	9.5%	スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館、スポーツセンター等)	41,659 m²	3.4%
公営住宅等 (区営住宅・区民住宅等)	104,406 m²	8.5%	産業系施設 (工場アパート、産学連携施設等)	28,289 m²	2.3%
行政系施設 (本庁舎、特別出張所等)	90,450 m²	7.4%	社会教育系施設 (図書館、郷土博物館等)	25,778 m²	2.1%
保健・福祉施設 (老人いこいの家、福祉園等)	80,266 m²	6.5%	合計	1,227,251 m²	100.0%
子育て支援施設 (保育園、児童館等)	68,990 m²	5.6%			

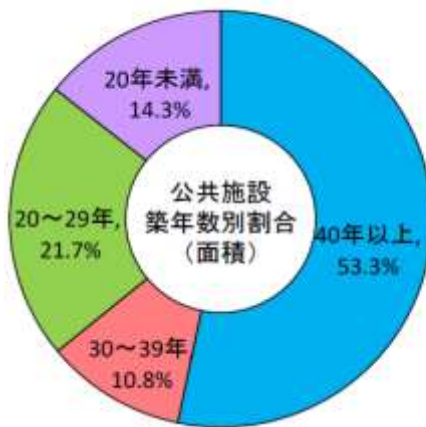
資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【公共施設分類別保有状況】

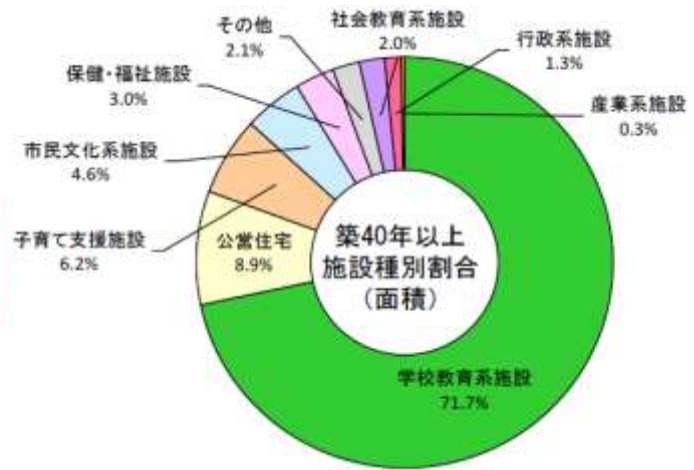


資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【築年別整備状況】



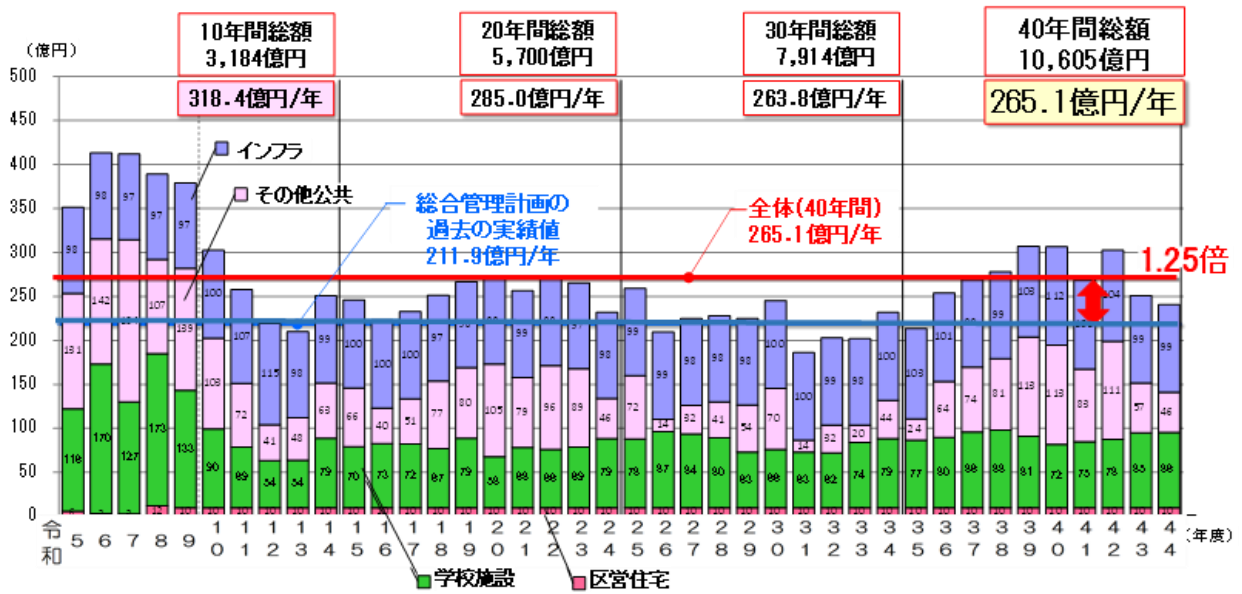
【築40年以上の施設種別割合】



資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

また、今後も、学校の必要諸室の確保や施設のバリアフリー化等により、延床面積の増加が予測され、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれます。

【公共施設等の整備費試算（40年間）】



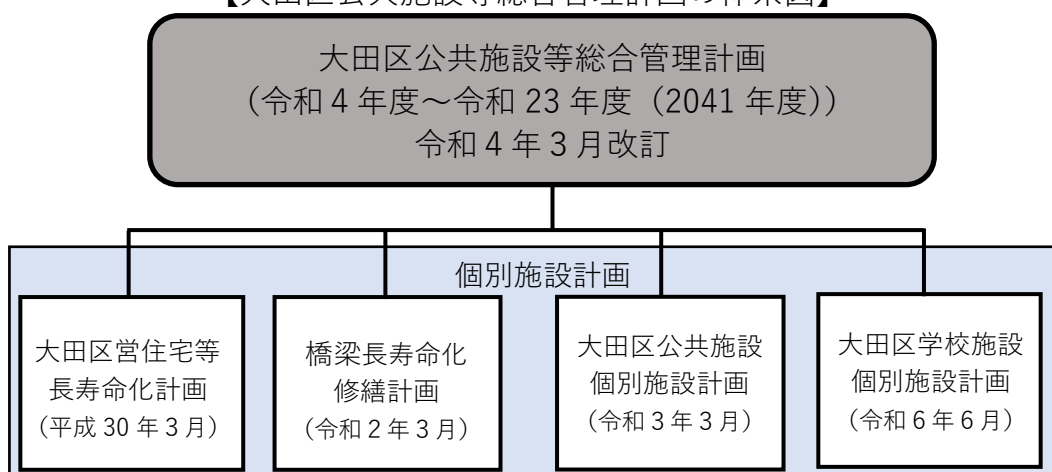
資料：大田区公共施設改築・改修等中期プランを基に作成

イ 「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設マネジメントの推進

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新等の具体の対応方針を定めた「個別ごとの長寿命化計画」を策定し、効果的・効率的な施設整備やライフサイクルコストの削減に努めています。

【大田区公共施設等総合管理計画の体系図】



※「長寿命化計画」「個別施設計画」ともに、総合管理計画に基づく「個別ごとの長寿命化計画」です。

ウ 持続可能な公共施設マネジメントの推進

これまで、総合管理計画等に基づき、公共施設等の維持・更新、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めてきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測されます。

引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成 27 年（2015 年）と比べて令和 42 年（2060 年）までに、おおむね 1 割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

(9) 公民連携の取組

ア 公民連携とは

行政と民間企業等が協働で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行うことをいいます。複雑化・多様化する社会課題やSDGsの目標達成のために、公と民のそれぞれが持つ強みを活かし、未来を切り拓いていく手法です。



イ 大田区公民連携基本指針

区が行う公民連携に通じる基本的な考え方を示したものであり、区と連携パートナーとなる民間企業等とが共有する羅針盤としての役割を果たします。近年の民間企業等の社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、区と民間企業等との連携について、より具体的に定め、各種団体や学術機関等を含む地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力の更なる強化をめざすものです。



ウ 大田区公民連携SDGsプラットフォーム

大田区では、様々な業種や分野のステークホルダーとパートナーシップを深め、公民連携の取組を活性化させていくための意見交換を行う場として、「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を設置しています。民間企業等と行政が抱える地域課題とのマッチングや民間企業同士をつなぐハブ役を担うなど、大田区をフィールドに地域課題の解決に向けた取組を活発化させていきます。



エ 大田区公民連携デスク

大田区公民連携デスクは、区内における公民連携の旗振り役として、民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口です。民間企業等の提案と庁内事業部局をマッチングし、双方の強みが十分に発揮され区民・民間企業等・行政の「三方良し」が実現する取組のストーリーを、ともに考え、伴走する役目を担います。

(10) SDGsの推進

ア SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030 アジェンダ」の中核となる、令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき国際目標です。

SDGs は、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標・169 のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGs は、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー (利害関係者) が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

イ 大田区における SDGs の推進

区は令和 4 年 3 月に策定した「大田区における SDGs 推進のための基本方針」の下、SDGs に関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へ SDGs を反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進しています。

また、令和 4 年 4 月には、大田区 SDGs 推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、令和 12 年 (2030 年) にめざすべき姿、優先的にめざすべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和 5 年 5 月、区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体 SDGs モデル事業」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。



【大田区オリジナル SDGs ロゴマーク】

2 踏まえるべき社会動向

(1) こども・若者を取り巻く状況

日本の総人口に対する年少人口（0～14歳人口）の割合は年々低下しており、少子化が進行しています。日本の総人口に対する年少人口の割合は、令和5年時点で11.4%ですが、令和22年（2040年）には10.1%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出・接触制限による活動機会の喪失、黙食・オンライン授業等によるコミュニケーションの減少、保護者のテレワーク増加による家庭生活の変化など、こども・若者の生活に大きな影響を及ぼしました。

こども・若者の現状に係る調査結果によると、令和4年度児童虐待相談対応件数は214,843件（厚生労働省「福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況」）、令和4年度小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）となり、いずれも過去最多を更新しました。

また、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、令和3年時点で11.5%となっており、特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。さらに、SNSに起因する犯罪の被害に遭ったこどもの数は、令和5年時点で1,665人となっており、近年高い水準で推移しています（警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」）。

このような状況の中、令和5年4月1日に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、年齢によって必要な支援が途切れないようこども政策を総合的に推進する、こども基本法が施行されました。また、国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策を強力に進めるための司令塔となる行政組織としてこども家庭庁を設置しました。

こどもや若者を権利の主体として認識し、当事者の視点で、取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要であるとともに、こどもを産み、育てたいと考えるその誰もが希望を叶えられるよう、若い世代が将来の展望を描ける環境の整備が求められています。

(2) 高齢者を取り巻く状況

日本は欧米諸国に比べ、圧倒的な速さで高齢化が進行しています。令和7年には、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）すべてが75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要や、認知症高齢者の増加が懸念されています。また、令和22年（2040

年)には、団塊ジュニア世代(昭和46~49年に生まれた世代)すべてが65歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者人口(65歳以上人口)の割合は約35%になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所)。

さらに、高齢者人口に占めるひとり暮らしの人の割合も、一貫して増加することが見込まれています。令和22年(2040年)には男性24.2%、女性28.3%になると推計されており(国立社会保障・人口問題研究所)、住まいや、地域での暮らしに課題を抱える高齢者の一層の増加も懸念されます。介護職員の必要数は今後も増加していきますが、これに対し、人手不足を感じる事業所が増えてきており、人材確保のための取組が求められています。

こうした状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちが実現できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムに関する取組が重要です。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが求められています。分野を越えて関係機関や事業者等と連携しながら推進していくことが必要となっており、地域共生社会の実現に向けた動きが進んでいます。

(3) 多様性を尊重する社会の推進

平成26年に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利に関する条約が発効しました。この条約締結を受け、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。例えば、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されています。この他にも、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、希望する就労へ結びつぐための支援がより求められています。

また、年齢や障がいの有無だけではなく、人種や国籍、性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現が求められています。しかし、例えば性別による役割や思い込みを少しでも感じている人の割合が7割を超える(内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果」)など、多様性を受容する環境が必ずしも十分であるとは言えません。この他、令和6年6月末の在留外国人数は359万人近くとなり過去最高を更新するなど、日本全体の外国人住民及びその割合も増加していくことが見込まれています。これらを踏まえ、家庭や職場、地域社会における男女共同参画、多文化共生の推進をはじめとする、多様性への理解促進の取組を進めることが重要です。

(4) 地域コミュニティの変化

コロナ禍によって加速したライフスタイルの多様化やデジタル化の進展など、様々な要因が重なり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。それに伴い、自治会・町会の加入率の低下や加入者の高齢化、地域活動の担い手不足等の課題が生じています。地域課題の解決には、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」が不可欠であり、多様な主体の連携・協働などによる、地域コミュニティ活性化に向けた対応が求められています。

(5) 人生 100 年時代の到来

日本の健康寿命は世界有数であり、今後の更なる健康寿命の延伸も期待され、「人生 100 年時代」が到来すると言われています。人生 100 年時代には、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

近年では、心身が健康であることだけでなく、社会的な面も含め満たされた状態であるウェルビーイングについても注目が高まっています。ウェルビーイングの向上は、健康状態だけでなく、社会とのつながり、スポーツ・文化・学びを通じた生活の楽しさ・生きがい等、様々な要因が絡みあうため、「健康」をより広い概念として捉えた取組が必要です。

(6) 地域共生社会の実現に向けた動き

上記(1)～(5)のように、現在の日本では、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、個人を取り巻く生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。例えば、8050 問題、生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもり・ヤングケアラーへの支援などの課題が挙げられます。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が求められています。支援ニーズを有する地域住民を中心とし、制度・分野の縦割りを越えて、地域全体に開かれた形で連携する支援体制の重要度が増しています。

こうした中、平成 29 年 5 月に改正された社会福祉法では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が自治体に求められることとなりました。こうした考え方を具現化するため、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、属性を問わない「包括的相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援」及び「地域づくり支援」の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

多様な人々がともに助けあいながら、すべての人が自分らしく生きがいを持って心豊

かに暮らすことができる地域共生社会を、地域全体で実現するための取組を推進していく必要があります。

(7) 産業経済を取り巻く状況

欧米をはじめとした諸外国同様、日本経済においても新型コロナウイルス感染症の流行による打撃から回復傾向にあります。

しかし、世界情勢の不確実性の高まりに起因した原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの再構築など、経済を取り巻く環境は刻一刻と大きく変化しており、少子高齢化に伴う影響と併せ、個々の企業等が抱えるビジネス環境は厳しいものとなっています。

一方で、コロナ禍においてデジタル化や国内回帰等の機運が高まり、これが企業の生産性向上に向けた取組を後押しし、新たな付加価値・ビジネスが創出される機会が生まれています。また、商業・観光産業の側面においては、日本へのインバウンドが大幅に回復したことに加え、日本人の旅行・観光消費も顕著に伸びており、更なる増加が期待されます。

こうした状況を踏まえ、産業の活性化を通じ、雇用やにぎわいを創出すべく、産業経済の更なる成長を後押ししていくことが求められています。

(8) 自然環境の変化

地球温暖化による気候変動や自然災害リスクの増大、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染や生態系破壊など環境問題は今や危機的状況になっています。

こうした状況の中、国は令和2年10月に、2050年脱炭素社会の実現を目標として掲げ、令和3年4月には、令和12年度（2030年度）において温室効果ガスを平成25年度比で46%削減をめざすこと及び50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。令和5年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、令和12年（2030年）までの「ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）」の実現を掲げました。

また、東京都は、令和12年度（2030年度）までに、温室効果ガス排出量を平成12年度比で50%削減することを目標に、再生可能エネルギー利用の標準化や水素エネルギーの普及拡大等、エネルギーの脱炭素化を進めるほか、自然分野や都市環境分野等、各分野の環境問題を包括的に解決することによって、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」をめざしています。

持続可能な社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化を進め、ごみの減量や資

源循環に取り組むとともに、自然共生社会の実現に向け、生物の生息空間を守り、地域の魅力を高める自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

地域社会のすべての主体が、環境への理解と関心を深め、主体的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことが求められています。

(9) 大規模自然災害の発生

令和6年能登半島地震、平成28年熊本地震、平成23年東日本大震災など、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じており、今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されています。東京都が令和4年に公表した首都直下地震の被害想定では、冬の夕方に都心南部直下地震が発生した場合、区内の死者数726人、負傷者数7,815人と算出され、大田区では避難所避難者数を208,667人と想定しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成20年の16.2°Cから令和4年の16.9°Cへと上昇し、1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年東日本台風や西日本で発生した平成30年7月豪雨では、記録的な降雨の影響により、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

大規模な地震や風水害などの自然災害や、新たな感染症の蔓延などのリスクへも対応するため、強靱かつ迅速な復興が可能となる都市インフラやオープンスペースの整備、地域防災力の向上などが求められています。

(10) 都市づくりの動向

東京都は、令和3年4月に「臨海副都心」と「中央防波堤エリア」を舞台として、50年・100年先の未来の都市像を描いた「東京ベイ e S G プロジェクト」を策定し、ゼロエミッションの実現や、水とみどりあふれる都市づくりなどを推進しています。

大田区に近接する品川・田町周辺では、高輪ゲートウェイ駅直結の大規模開発をはじめ、令和16年(2034年)以降のリニア中央新幹線の品川ターミナル駅開業を契機として、品川駅周辺における広域拠点性の更なる向上が進むと考えられます。また、羽田空港アクセス線のうち、「東山手ルート」及び「アクセス新線」については、令和13年度の開業をめざし、令和5年6月から本格的な工事が始まりました。川崎市では、新産業創出をめざす「殿町国際戦略拠点」が形成されるとともに、令和4年3月の多摩川スカイブリッジの開通により、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携が強化され、多摩川両岸の国際競争力の強化及び成長戦略拠点の形成が期待されます。

大田区は、これらの広域的な都市機能立地や広域交通ネットワーク形成の要の位置にあることから、周辺区市とともに更なる活力向上を図っていく必要があります。

(11) デジタル技術の進展

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一挙につくり上げることをめざして、令和3年9月にデジタル庁を発足しました。以降、日々進展するデジタル技術の活用に向け、様々な取組を進めています。

国内におけるデジタル技術の進展はめざましく、特にAI（人工知能）や仮想空間（メタバース）は各分野において実用化が進んでいます。

AIについては、AI技術を発展させた「生成AI」が急速に普及し、業務の効率化や住民サービスの向上などに寄与することが見込まれます。モビリティ分野においてもAIをはじめとしたデジタル技術が活用されており、令和5年4月の道路交通法の一部改正により、特定条件下での完全自動運転、いわゆるレベル4での稼働が可能となりました。

仮想空間については、仮想空間上で購入した商品が後日自宅に届くサービスが試験的に実施されています。また、ビジネスの世界でも仮想的なワークスペースとして利用されるなど、様々なシーンでの活用が期待されています。

ただし、AIや仮想空間の技術の進展とともに、プライバシーの保護や倫理的な課題が浮上しているため、このような技術の利用に伴うデータ管理やセキュリティ対策を強化していく必要があります。

こうしたデジタル技術の動向を的確に捉えながら、更なる活用を進めるとともに、急速なデジタル社会の進展に当たり、誰一人取り残されることのないよう、デジタルデバイス解消などの支援を併せて行っていくことも求められています。

第3章 8年後の大田区

第3章 8年後の大田区

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次とし、大田区の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げています。

基本計画は、これを実現するための施策等をまとめたもので、第1期の期間は8年間です。

令和22年（2040年）以降、大田区では人口減少が見込まれています。人口規模が縮小するという大きな時代の転換期を目前に控える中において、今の時代の社会動向を踏まえた上で、8年後（令和14年（2032年））に実現すべき具体的なまちの姿を掲げます。これにより、すべての施策でめざすべき方向性を合わせ、施策を総合的に推進する効果を高めます。

基本計画を構成する施策は、区民の生活を支えるソフト面の施策と、中長期的な視点で都市づくりを行うハード面の施策に大きく分けられます。また、双方に共通して、デジタル技術を活用する取組について、各施策に幅広く位置付けています。

これら3つの視点から、8年後（令和14年（2032年））のまちの姿を掲げ、実現することで、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくります。



心豊かに日々の生活を送れるまち

子育てのしやすさや、地域とのつながり、保健・福祉サービスの充実などを実感できるとともに、文化やスポーツ、学びなど、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて自由に活動ができる多様な選択肢があることで、心豊かに生活を送ることができるまちになっています。



機能的な都市づくりが進むまち

駅周辺や公共施設、道路や公園、学校等の更新や民間活力による都市開発が続いています。新しさに加え、誰にとっても使いやすく、強靱で、環境にも配慮された、機能的な都市づくりが計画的に進んでいます。



デジタル技術を活用した利便性の高いまち

デジタル技術は、地域社会の生産性や区民の利便性を飛躍的に高めます。日々進展するデジタル技術をまちづくりに取り込んでいくことは、まちの未来を大きく左右します。行政手続をはじめ、あらゆる分野において、デジタル技術を最大限に活用することで、利便性の高いまちになっています。



第4章

計画実現のために共有すべき

大田区の課題（共通課題）

第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）

前章の「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和22年（2040年）以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題に関連する取組は、実施計画で示します。現時点から必要な対策を講じることで、基本計画を着実に推進していきます。

- 共通課題1 少子化
- 共通課題2 つながりの希薄化
- 共通課題3 担い手不足

1 少子化

平成27年、大田区の合計特殊出生率は1.21、出生数は5,897人でしたが、これをピークに減少傾向にあり、令和5年には、0.96、4,548人にまで減少しています。また、区の年少人口（0～14歳人口）は、3,000人を超える転出超過が4年以上続いています。

区の人口推計では、令和14年（2032年）の年少人口は69,882人と、令和5年の76,917人から約7,000人減少する見込みです。

この状況を踏まえ、区は、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて、国が示す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえた取組や、住まい方を含む、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

2 つながりの希薄化

都市部におけるつながりの希薄化は、これまでも危惧されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による、他者との直接的なコミュニケーションの大幅な制限は、孤独・孤立の問題を一層顕在化、深刻化させました。

区においても、区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じることもあるという調査結果が示されており、このほか、高齢単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）も今後ますます増加していくと見込まれています。

他者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや、居心地のよい場所の充実が求められています。

3 担い手不足

日本の生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成7年の約8,700万人をピークに減少し、令和5年には約7,400万人となりました。この傾向は今後も続くことが見込まれています。また、女性や高齢者の労働参加が進んだことなどにより、いわゆる働き手の予備軍も大きく減少しています。

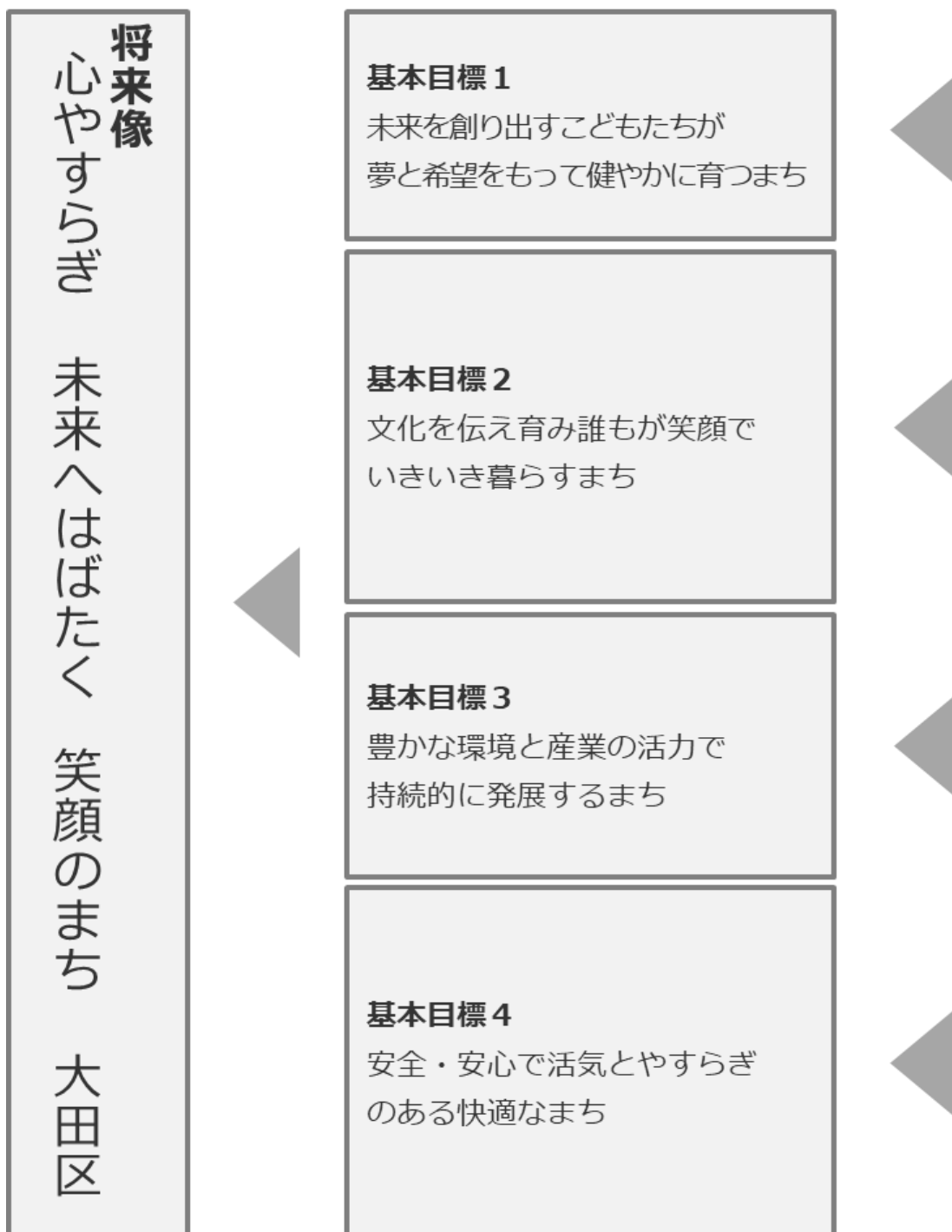
区においても、福祉分野における介護人材不足や、ものづくりや商業分野における後継者不足等のほか、地域における自治会・町会や地域活動団体での担い手不足が課題となっています。

新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や、将来の地域を担う人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

第5章 施策

第5章 施策

1 施策の体系



施策

- 1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり
- 1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
- 1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
- 1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

施策

- 2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備
- 2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
- 2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
- 2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
- 2-5 人々の相互理解と交流の促進
- 2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
- 2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備
- 2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承
- 2-9 生涯にわたる学びの支援

施策

- 3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
- 3-2 持続可能な循環型社会の構築
- 3-3 区内企業の自己変革の促進
- 3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援
- 3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
- 3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

施策

- 4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現
- 4-2 地域力を活かした防災対策の推進
- 4-3 治安がよい美しいまちの実現
- 4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり
- 4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
- 4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
- 4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
- 4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり
- 4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

2 各施策

「施策」の見方

基本目標

基本構想で掲げた将来像を実現するためのま
ちの姿として定めたも
のです。

施策

基本目標を実現するた
めに、具体的にどのよ
うな取組を行うかを示
しています。

めざす姿

第1期基本計画の目標
年次である令和14年
度（2032年度）に実
現したい状態を示して
います。

指標

現状からめざす姿にど
の程度近づいたかを測
るモノサシで、それぞ
れの施策を推進するた
めの目安になるもので
す。現状値と、令和
10年度及び令和14年
度の目標値を定めてい
ます。

基本目標1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策1-1	子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり

▶ めざす姿

- ① 子どもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、子どもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、子どもの安全・安心が確保されています。
- ② 子ども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができています。
- ③ 子どもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
相談できるところを知っている 子どもの割合	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支 援計画改訂に向けたアンケ ート調査「相談する所を知 っている子どもの割合」)	85%	100%
自分らしく過ごせたり、居心地 がよいと感じる居場所があるこ どもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
居場所を複数箇所選択したこ どもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
将来の夢や目標を持っているこ どもの割合	小6 80.7% 中3 66.1% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +1ポイント以上

現状値、目標値

原則現状値は令和7年1月時点までに取得できた数値とし、併せて取得年度を記載しています。

目標値は、令和10年度及び令和14年度以外に設定している場合、目標年次を併せて記載しています。

現状と課題

これまでの大田区の取組や社会情勢の変化、法制度の変更など、施策を取り巻く現状について整理しています。現状を踏まえ、計画の目標年次を見据えた課題についてまとめています。

施策の方向性

めざす姿を実現するための具体的な内容を、施策の方向性として定めています。

また、各施策の方向性に関連するSDGsゴールを示しています。※SDGsマークの説明は、資料編に記載しています。

関連する個別計画

施策の推進に関連する主な区の個別計画等を記載しています。

また、略称がある個別計画は【 】で示しています。

▶ 現状と課題

- ① 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関する不安を感じる方が一定数います。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は年間1,000件以上で高止まりしています。これらの現状を踏まえ、子ども家庭支援センターが児童相談所をはじめとする関係機関等との連携を更に強化し、児童虐待の未然予防及び深刻化や再発の予防に努める必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

① こども・若者の意見を尊重する取組の推進

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策に反映させる取組を推進します。

② こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区の子ども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③ こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感を高め、健やかな子育てに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④ 「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】
3	第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区子ども・子育て支援計画】
4	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 1

未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって
健やかに育つまち

こどもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、こどもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、こどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

施策 1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

施策 1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

施策 1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に
生きるこどもの育成

施策 1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備



基本目標 1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策 1 - 1	子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり

▶ めざす姿

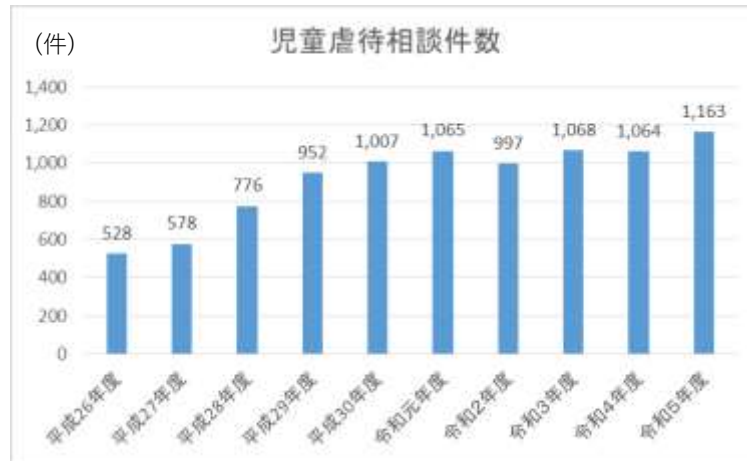
- ① こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。
- ② こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができます。
- ③ こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
相談できるところを知っている こどもの割合	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% (令和 5 年度) (大田区子ども・子育て支 援計画改訂に向けたアンケ ート調査「相談する所を知 っているこどもの割合」)	85%	100%
自分らしく過ごせたり、居心地 がよいと感じる居場所があるこ どもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
居場所を複数箇所選択したこど もの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
将来の夢や目標をもっているこ どもの割合	小 6 80.7% 中 3 66.1% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +1 ポイント以上

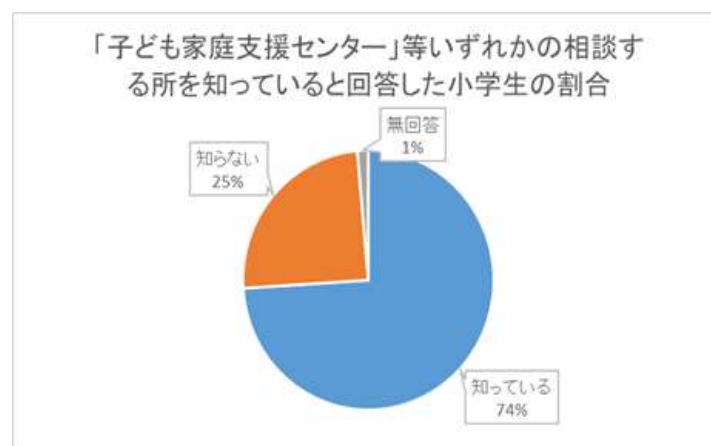
▶ 現状と課題

- ① 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関する不安を感じる方が一定数います。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は年間 1,000 件以上で高止まりしています。これらの現状を踏まえ、子ども家庭支援センターが児童相談所をはじめとする関係機関等との連携を更に深め、児童虐待の予防の強化に努める必要があります。



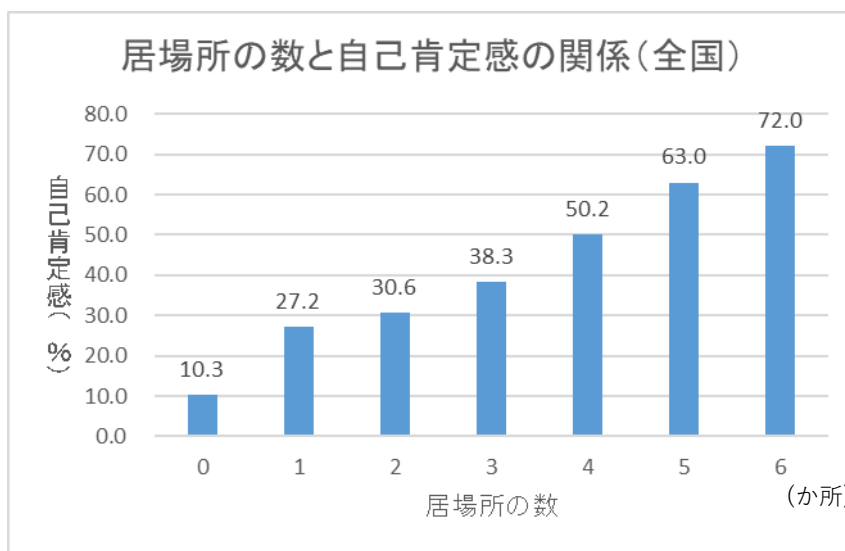
資料：所管課実績を基に作成

- ② 子ども家庭支援センターに子ども自身から相談を寄せられることは少ないものの、こどもの置かれている状況は、保護者の困りごとや養育上の悩みの相談、関係機関からの連絡・相談によって把握しています。こどもの人権・権利についての理解や意識の向上を図るとともに、相談先の周知等、子ども自身が悩みや困りごとを相談しやすい環境を整える必要があります。



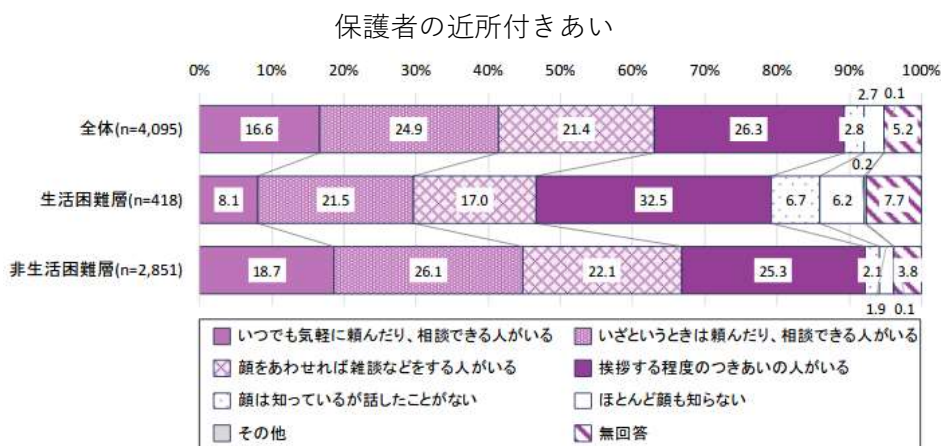
資料：大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）を基に作成

③ 少子化や地域のつながりの希薄化等により、こども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。また、一人ひとりが望む居場所は価値観とともに多様化しており、取り巻く課題も複雑かつ複合化しています。こども・若者にとっての居場所の多さと自己認識の前向きさはおおむね相関関係にあることから、取り巻く環境や多様化するニーズを的確に捉えながら、自宅・学校以外にも育ちにつながる安全・安心な居場所づくりが求められています。



資料：内閣府「令和4年版 子供・若者白書」を基に作成

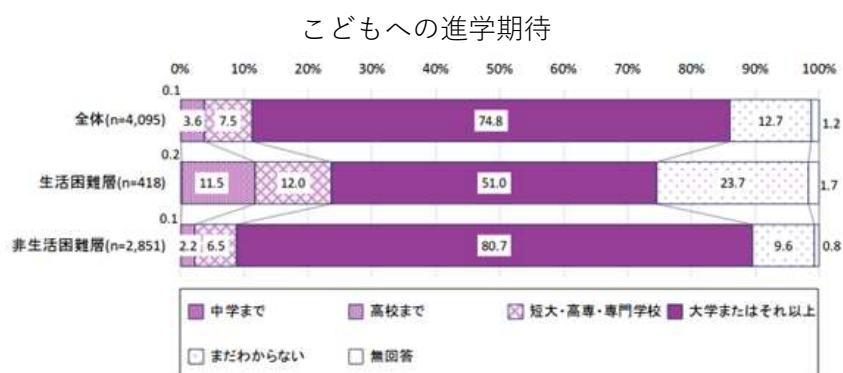
④ 小学校第5学年のひとり親の保護者への近所付き合いに関するアンケートについて「相談できる人がいる」と回答した割合が全体では41.5%に対し、生活困難層は29.6%と、相対的に近所付き合いが希薄な傾向にあります。そのため支援を要するこどもやひとり親の保護者がやすらげる居場所づくりや、身近な人に相談できる包括的な支援体制の整備が求められています。



資料：大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

⑤ 離婚後における養育費の受取状況について、ひとり親家庭の内、約7割が養育費を受け取れておらず、そのうち、7割近くが養育費に関する取決めを行っていませんでした（大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査）。養育費受給の有無は、こどもの健やかな成長に格差が生じる要因となります。離婚前後における生活や養育費に関する相談体制、養育費の受給確保を支援し、こどもが健やかに成長するための取組が求められています。

⑥ 小学校第5学年の保護者に、こどもにどの段階まで教育を受けさせたいかを尋ねたアンケートでは、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、全体で74.8%、生活困難層では51.0%となり、こどもの進学に対する期待に差が見られます。家庭における経済的な理由がこどもの進学・就学の妨げとならないよう、すべてのこどもの教育機会均等を図る取組が求められています。



資料：大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

▶ 施策の方向性

① 子ども・若者の意見を尊重する取組の推進



子ども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、子ども施策に反映させる取組を推進します。

② こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築



子どもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区の子ども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、子ども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。

あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③ 子ども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり



すべての子ども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感等を高め、健やかな子育てに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④ 「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実



ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】
3	第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区子ども・子育て支援計画】
4	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策 1 - 2	子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

▶ めざす姿

- ① 妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心して子どもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。
- ② 地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によって子どもたちと子育て家庭をあたたく見守り、地域社会全体で子育て・育ちを支えています。

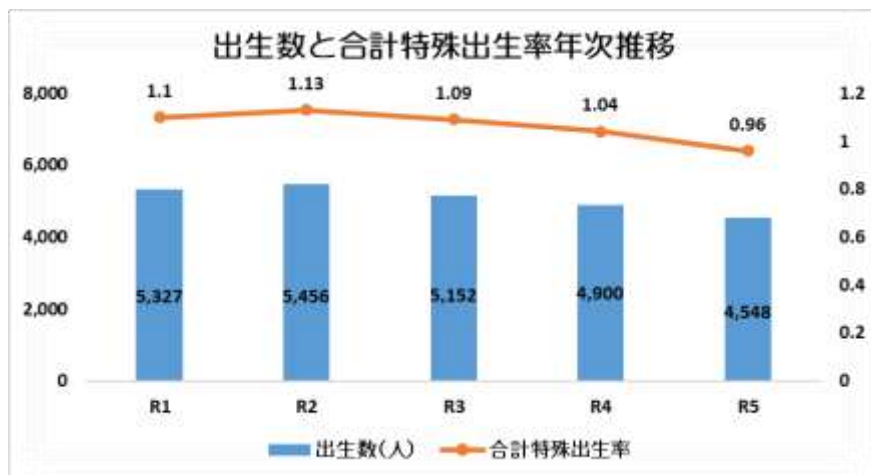
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	なし 【参考値】 23.9% (令和 5 年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」) ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	なし 【参考値】 78.4% (令和 4 年度) (すこやか親子 21 アンケート (4 か月健康診査時)「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」)	85%	95%
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
地域に見守られて子どもが成長していると感じる保護者の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定

住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じる区民の割合	51.1% (令和6年度)	54%	56%
---------------------------------------	------------------	-----	-----

▶ 現状と課題

- ① 大田区においても出生数は減少傾向にあり、令和4年に5,000人を下回りました。また、大田区の合計特殊出生率は、令和元年の1.10から令和5年は0.96になり、少子化が更に進行しています。大田区の合計特殊出生率は、全国の平均値よりも低く、東京都全体及び特別区の平均と比べてもやや低い水準であり、安心して出産できる環境づくりを推進する必要があります。



資料：東京都保健医療局「人口動態統計」を基に作成

- ② 親族などのサポートが希薄であったり、精神疾患等の既往歴があったりなど支援を要する妊婦が増えています。また、産後も身近な子育ての相談相手や支援者が少なく、育児不安が強い方が増えています。妊婦の状況を把握し、子育てが困難にならないよう予防的に支援する体制が必要です。さらに、出産後に安定した育児を行うため、定期的に母子の心身の状況を確認し、必要な支援を継続的に実施する必要があります。
- ③ 乳幼児健康診査を実施し、必要な医療等へつないでいます。健診未受診のこどもについては、関係機関と協力し、状況把握に努めています。各乳幼児健康診査の受診率を更に高めて、すべての乳幼児の発達状況を把握し、必要な医療等へ早期につなぐほか、きめ細やかに支援できる体制づくりが必要です。

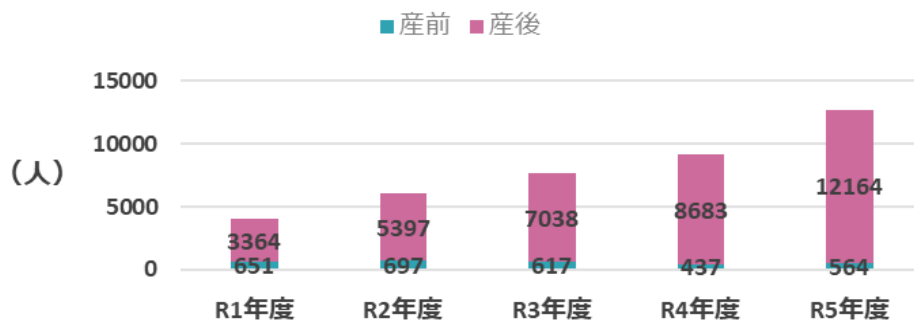
乳幼児健康診査受診率



資料：母子保健事業報告年報を基に作成

- ④ 妊娠・出産・子育てに係る多くの情報を区ホームページや子育てハンドブックに掲載しているほか、子育て応援メールで胎児やこどもの年齢に合わせた情報を定期的に配信しています。今後更に発信方法や内容を整理し、すべての家庭が状況に応じた子育て支援情報を得られる環境づくりが必要です。

子育て応援メール配信者数



資料：所管課実績を基に作成

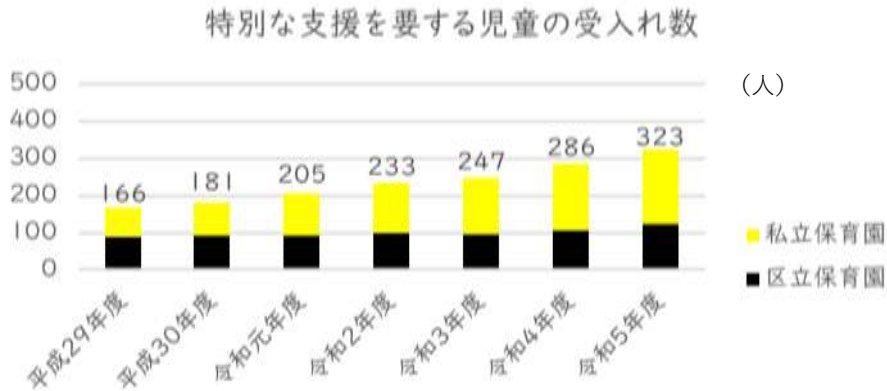
- ⑤ 出産後も就業を継続している女性が増えています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、家事や育児の負担は女性側が高い傾向です。両親ともに仕事と家庭を両立しながら協力して子育てできるように、父親の主体的な子育てを更に推進するための支援が必要です。

出産準備教室参加者数 (延)



資料：所管課実績を基に作成

- ⑥ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、児童虐待の一つの要因となる孤独・孤立を感じながら子育てを行っている家庭が一定数存在しています。育児不安の解消や地域で子育てをサポートしやすい環境づくりなど、孤独・孤立を防止する対策の強化が必要です。
- ⑦ 保育所の整備によって量の拡大が進んだ一方、障がいなど特別な支援が必要な児童の増加などに対応することが求められています。保育の質の向上への取組に加えて、障がいなどがある児童に対する支援を強化するなど、すべてのこどもに対する支援体制の整備が急務となっています。



資料：所管課実績を基に作成

- ⑧ こども・若者を取り巻く環境には、健やかな成長を阻むような有害な情報などがあふれており、実際にトラブルに巻き込まれてしまう危険性があります。人格形成の途上にあるこどもたちが犯罪等により被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きく、心身の不調等の精神的被害や経済的被害、インターネット等を通じた誹謗中傷を含め、二次的被害に苦しむこともあります。こどもたちが犯罪等に巻き込まれないよう、地域における見守り活動や環境浄化運動等に取り組むとともに、こどもの心のケアにおいては、その悩みや不安を受け止めて相談にあたることや、関係機関が連携して必要な支援を行っていくことが求められています。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、生活におけるデジタル化の推進が加速する一方で、こどもたちが社会性や協調性を育むことのできる地域活動への参加や多世代交流、こどもたちが主体的に関わることのできる活動の場や機会が減少しています。地域で活動する団体のスキルアップを図るとともに、地域での体験を通じ成長したこどもたちが次の活動の担い手となるなど、こども・若者を主体とした地域活動が継続して循環していく仕組みが必要とされています。
- ⑩ 地域のつながりや支えあいの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育が困難な現状が指摘されています。また、急激な社会の変化に伴い、こどもたちや学校が抱える課題は、ますます複雑化・困難化しています。そのような状況の中、学校・家庭・地域が総がかりでこどもたちを取り巻く課題への対応や学びの充実に取り組み、こどもたちを育てていくことが求められています。

▶ 施策の方向性

① 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実



妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ICTを活用した発信を強化します。

② こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実



乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

③ 仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現



積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様に行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

④ こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり



こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティの核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】
3	おおた健康プラン（第三次）
4	第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画 【大田区子ども・子育て支援計画】
5	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策 1 - 3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

▶ めざす姿

- ① こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。
- ② 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおたを担う人財が育っています。
- ③ 主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイングを実感しながら自分らしく成長しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
5 年生まで（1、2 年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	小 6 79.3% 中 3 81.4% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +1.5 ポイント以上
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	小 6 78.1% 中 3 73.9% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント以上
自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童・生徒の割合	小 6 83.0% 中 3 84.6% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +1 ポイント以上
自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	小 6 83.4% 中 3 83.8% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント以上
全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	小 6 71% 中 3 59% (令和 6 年度)	東京都平均以上	東京都平均 +1 ポイント以上
全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	小 6 68% 中 3 54% (令和 6 年度)	東京都平均以上	東京都平均 +1 ポイント以上

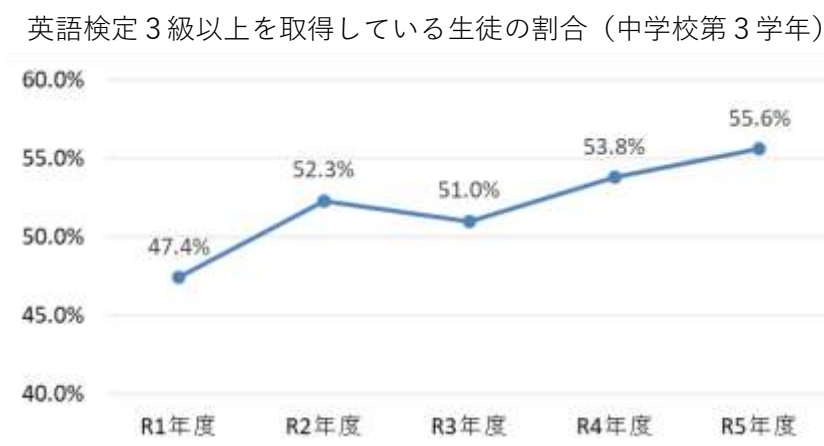
▶ 現状と課題

- ① 総合的な学習の時間など、様々な学習の機会を捉えて地域・社会で活躍する人と関わり、地域課題について学び、考える授業を展開しています。予測困難な未来社会を生きることもちが、よりよい社会を築いていくためには、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力の育成が求められています。
- ② 児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、ICTを活用した授業が定着しています。情報技術が社会の中で果たす役割が増していく中、情報社会に主体的に参画していくための情報活用能力の育成が求められています。



資料：大田区教育委員会調査を基に作成

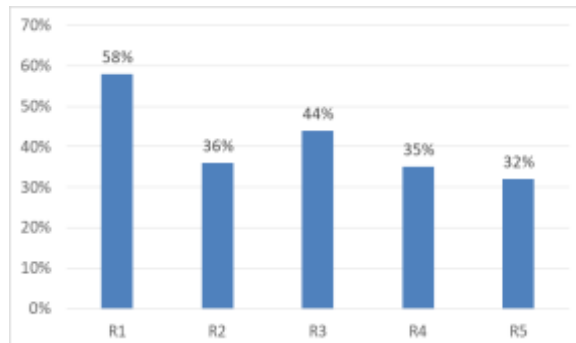
- ③ 英語教育では、外国語教育指導員の活用等により、英語に慣れ親しみながら会話をする機会を増やし、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語4技能を総合的に向上させています。グローバル化が進展した社会において活躍するためには、英語での実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を醸成することが求められています。



資料：大田区教育委員会調査を基に作成

- ④ 学校では、豊かな心や確かな学力、健やかな体の調和のとれた子どもを育てるため、豊かな情操や道徳心の涵養、基礎学力の定着、体力向上や食育の推進などに取り組んでいます。今後の学校教育では、主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、学びの質を高めていくことが求められています。また、子どもたちが幸福感や自己肯定感など自分自身のウェルビーイングを実感しながら、社会の形成者として地域や社会全体の幸福を追求する心を育む学びが求められています。
- ⑤ 教師は、ICT環境の効果的な活用やグローバル化への対応、特別支援教育の充実、いじめや不登校等の生活指導上の課題への対応など、時代とともに変化する教育ニーズにも応えながら指導を行っています。教育は人なりと言われるように、子どもたちの成長には教師の役割が大変重要です。教師は、学校教育を取り巻く環境の変化に対応し、新しい知識・技能を学び続けるとともに、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出していけるよう、教師力を向上させていくことが求められています。
- ⑥ 教師の長時間勤務が社会問題化する中、「大田区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革の取組を推進しています。しかし、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合は依然として32%にのぼります。教師が心身の健康を損なうことなく働けるよう、勤務環境を整える必要があります。

1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

▶ 施策の方向性

① 予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成



社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。

② 世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成



英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認め合った上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。

③ 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成



こどもたちのウェルビーイングを高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道徳教育、命の教育などにより豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。

④ こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上



こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 1	未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策 1 - 4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

▶ めざす姿

- ① いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのある子どもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のある子どもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、子どもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべての子どもが自分らしくいきいきと成長しています。
- ② 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべての子どもの可能性が最大限に引き出されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになってい ると思う児童・生徒の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
困りごとや不安がある時に、先 生や学校にいる大人にいつでも 相談できる児童・生徒の割合	小 6 64.4% 中 3 66.4% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +2.5 ポイント以上
築年数が 80 年を超えない学校 が整備されている割合（ <small>くたい</small> 躯体の 健全性調査結果を踏まえ、80 年 を超えて使用する学校を除く）	100% (令和 5 年度)	100%	100%

▶ 現状と課題

- ① 学校は、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室（サポートルーム）等を設置し、個々に応じたきめ細かな指導を行っています。すべての教職員が障がいや特別支援教育に係る理解を深めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備していくことが求められています。

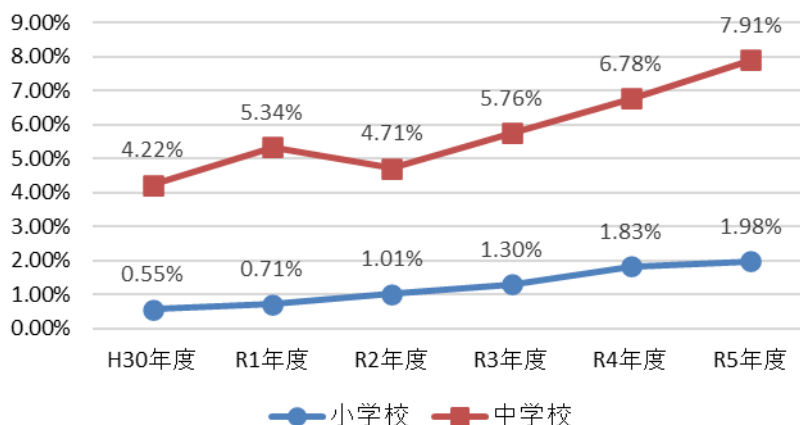
特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム） 児童・生徒数



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

② 大田区いじめ防止対策推進条例により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組を総合的かつ効果的に推進しています。また、増加傾向にある不登校の未然防止や早期支援を行っています。引き続きいじめ対策を徹底し、すべての子どもが安心して学校生活を送れるようにする必要があります。また、不登校の子どもに対しては、安心して過ごせる居場所づくりや学習機会の確保が求められます。

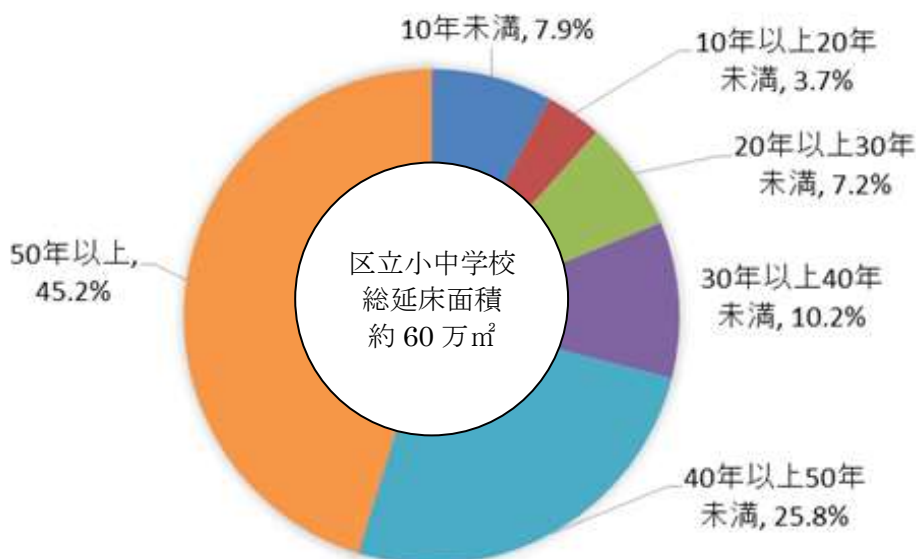
小中学校における不登校の出現率



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

③ 学校施設については、施設数や整備状況、建物の健全度などを踏まえた計画的な老朽化対策を進めています。今後大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応し、工期短縮などを図りながら改築等をペースアップしていく必要があります。また、災害時の避難所機能や環境に配慮した学校づくりが求められます。

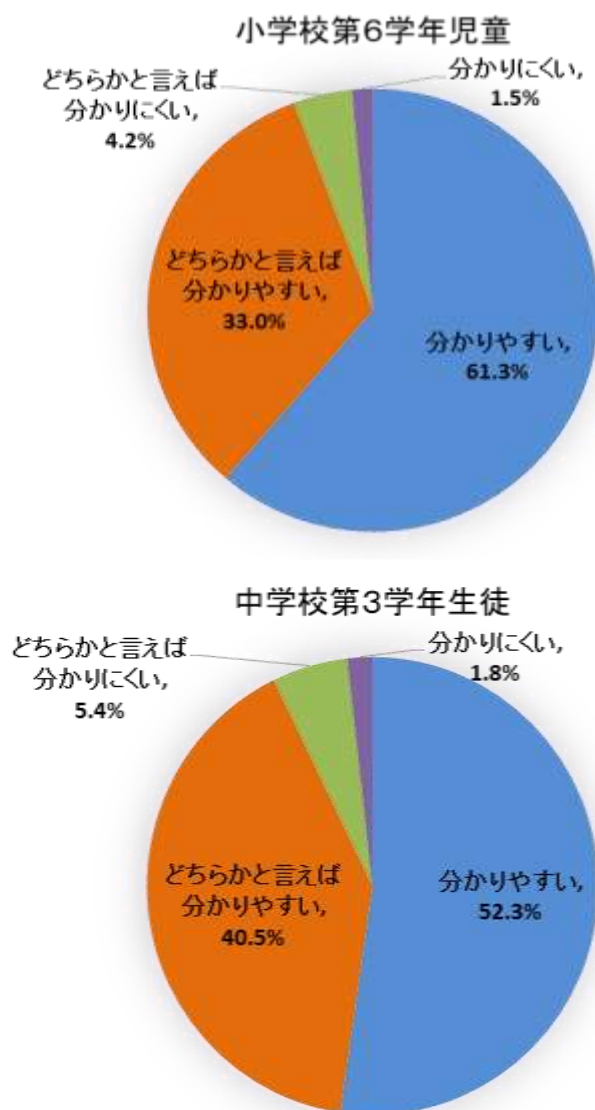
区立小中学校の築年別延床面積の割合（令和5年度末時点）



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

- ④ 児童・生徒や教師へのタブレット端末の配備や各教室への電子黒板の配備など、様々な学習の場面においてICTを活用できる環境が整備されています。児童・生徒の可能性を引き出す学びの充実に向け、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境の整備が求められています。

「タブレットや電子黒板などを使った授業は、分かりやすいですか」に対する児童・生徒の回答



資料：新おおた教育ビジョン策定に向けた児童・生徒及び保護者アンケート（令和4年度）を基に作成

▶ 施策の方向性

①自分らしくいきいきと生きるための学びの支援



いじめ対応や不登校の子どもへの支援を徹底するとともに、障がいのある子どもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、子ども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化する子どもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、子どもがより相談しやすい環境をつくります。

②柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり



学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、子どもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 2

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

施策 2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

施策 2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

施策 2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

施策 2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

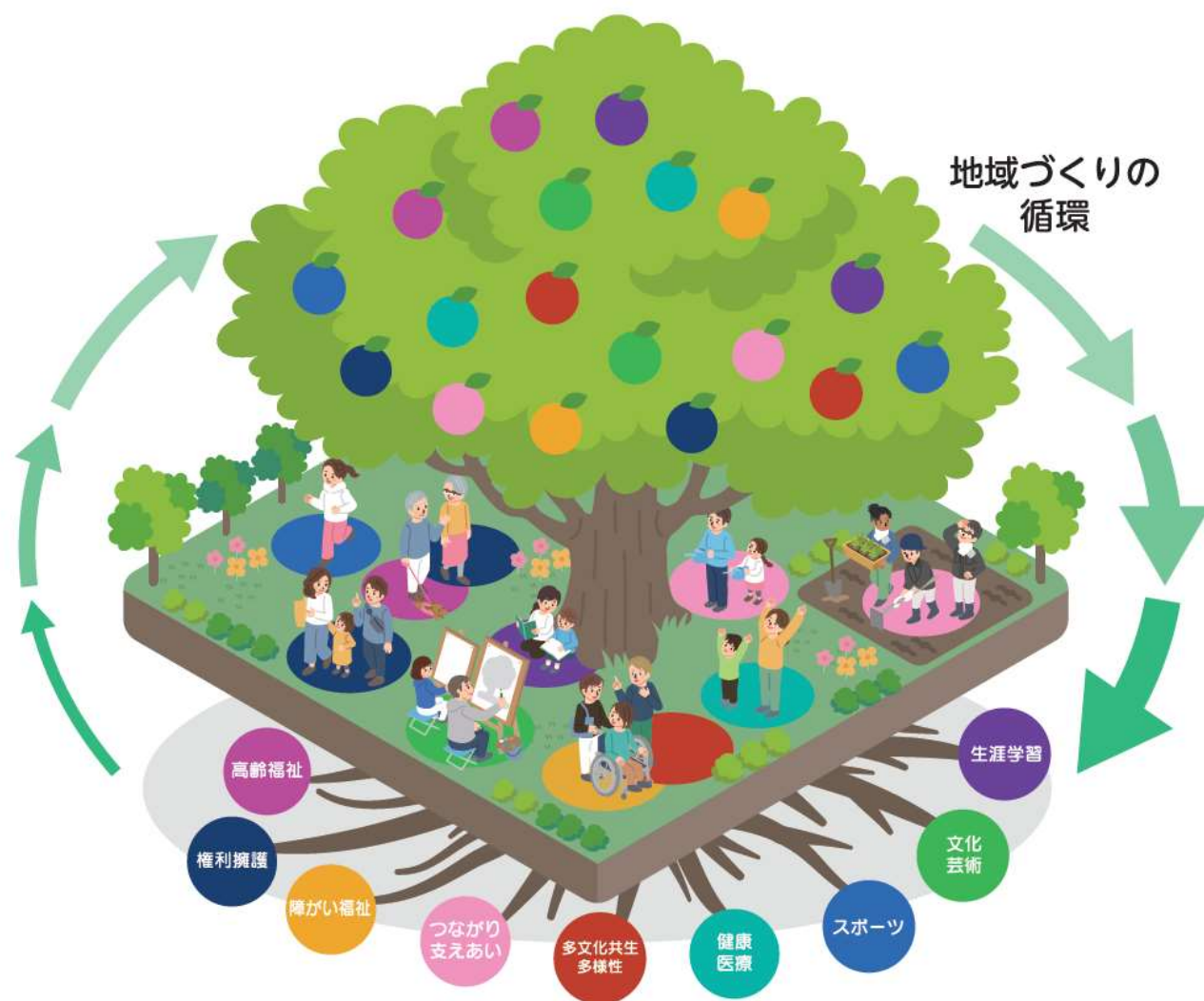
施策 2-5 人々の相互理解と交流の促進

施策 2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

施策 2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備

施策 2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

施策 2-9 生涯にわたる学びの支援



基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

▶ めざす姿

-
- ① 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。
 - ② 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。
 - ③ 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
地域とのつながりを実感している高齢者の割合	46.7% (令和 6 年度)	50%	55%
要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75 歳以上 85 歳未満）の割合	82.6% (令和 5 年度)	82.8%	83.0%
社会参加の状況	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% (令和 4 年度)	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある仕事 40% (令和 13 年度)
地域密着型サービスの整備状況	認知症高齢者グループホーム 43 拠点・844 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 拠点（看護）小規模多機能型居宅介護 8 拠点 (令和 5 年度)	認知症高齢者グループホーム 45 拠点・880 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8 拠点（看護）小規模多機能型居宅介護 10 拠点	—
介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	16.3% (令和 4 年度)	全国値を下回る	全国値を下回る

▶ 現状と課題

- ① 大田区の高齢者人口及び高齢化率について、ここ数年は横ばいで推移しており、令和6年10月1日時点の高齢者人口は164,158人、高齢化率は22.2%となっています。令和22年には団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少することから、高齢者がともに支えあう地域づくりや見守り体制の強化を進めていくことが求められています。

高齢者人口（65歳以上）



資料：大田区住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基に作成

- ② 日常生活自立度Ⅰ以上の「何らかの認知症を有する」と判定される方は、区内の高齢者の15～16%程度と推計しており、今後増加していくことが見込まれます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、予防に向けた取組の強化や、早期に医療へつながる体制づくり、また、成年後見制度の利用促進や老いじたくを推進して権利擁護を図ることが必要です。

認知症高齢者数の推計



資料：大田区による推計値を基に作成

③ 大田区内の要介護・要支援認定者数は、令和5年度時点で 32,449 人となっており、年によって増減が見られるものの、増加傾向にあることがうかがえます。いずれの要介護度においても増加が見込まれる中、特に要介護3以上の比較的重度な認定者の増加が予想されており、地域で支える体制の整備や、介護予防・重度化防止に取り組む必要があります。

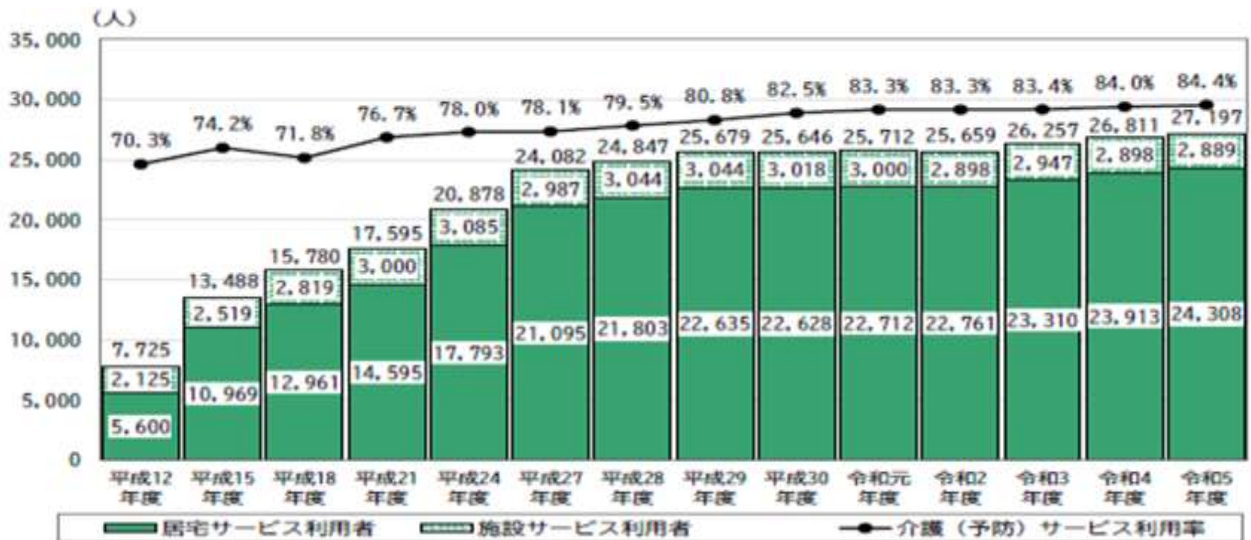
要介護・要支援認定者数の推移と将来推計



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）を基に作成、令和6年以降は大田区による推計結果を記載

④ 要介護・要支援認定者のうち、何らかの介護（予防）サービスを利用する人の割合は、平成 29 年度から 80%を超えており、介護（予防）サービスの利用者数は、2.5～2.7 万人程度で推移しています。認知症高齢者や要介護者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心とする住み慣れた地域で生活を継続するためには、様々なサービスの提供を一層充実させていくことが求められます。

介護保険サービスの利用状況



資料：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」を基に作成

▶ 施策の方向性

① 高齢者の見守り体制の強化・推進



日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図っていきます。

② 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援



認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

③ 高齢者の就労・地域活動の支援



大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター、シニアステーション糎谷、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

④ 介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実



地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ICTを活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 2	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

▶ めざす姿

- ① 本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワークの強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。
- ② 自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力（DV）の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
成年後見制度の理解度	32.8% (令和 6 年度)	40%	45%
成年後見制度の利用者数	1,293 件 (令和 5 年度)	1,350 件	1,400 件
大田区 DV 相談ダイヤルの認知度	30.0% (令和 6 年度)	34%	38%

▶ 現状と課題

- ① 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、成年後見制度について内容まで知っている人は30%程度となっており、区民の権利擁護に関する理解度は十分とは言えません。権利擁護に関する理解の不足や支援の拒否等によって権利侵害につながるおそれがあることから、権利擁護に関して分かりやすく正確な周知・啓発が求められています。



注：令和2年度は、区民意識調査で設問としていないため未掲載
資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

② 頼れる親族がない高齢者や障がい者の単身世帯が増加する傾向にあります。本人に必要な医療・介護・福祉サービス等が届いていない、また、適切な金銭管理が難しくなっているにもかかわらず周囲に気付かれないなど、地域生活の継続のために権利擁護が必要となる世帯が増えています。家族機能の低下や地域のつながりが希薄化する中でも、支援等を必要とする方が適切な意思決定支援を受け、身寄りのない方も安心して地域生活を送ることができる権利擁護支援の仕組みづくりが必要です。

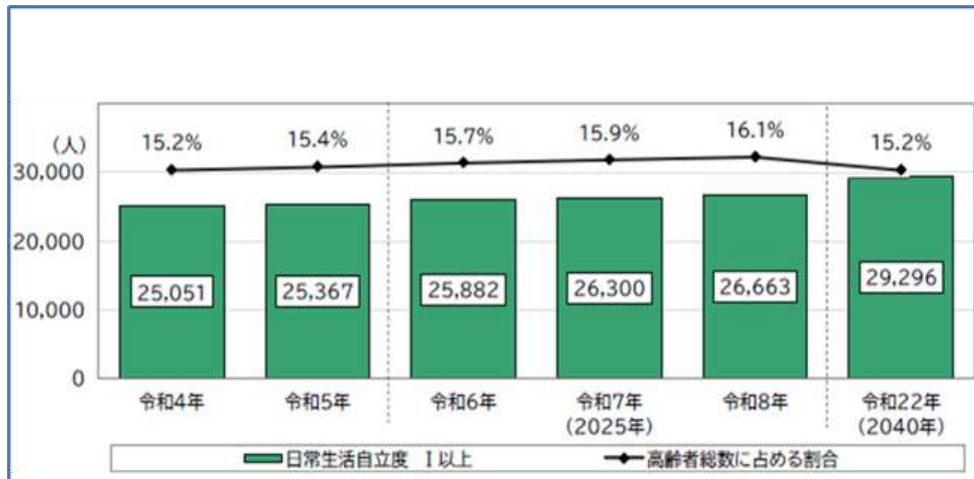
大田区の高齢単身世帯数の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）を基に作成、令和 7 年以降は大田区による推計結果を記載

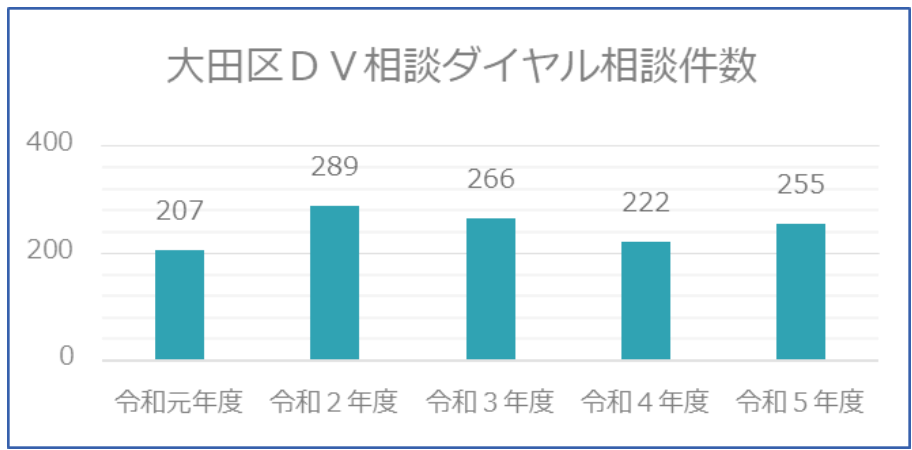
③ 単身世帯や認知症高齢者の増加により、終末期医療や死後のことについて備えていないために、本人の意向が分からず意思を尊重した対応が困難な事例が増えています。人生 100 年時代と言われる今日において誰もが生涯を健やかに安心していきいきと暮らすことができるよう、本人の意思を尊重して、その実現を支援できる体制を構築する必要があります。

認知症高齢者数の推移



資料：大田区による推計値を基に作成

④ 人権に関する意識調査によると、一人ひとりの人権を尊重すべきであるとする区民の割合は86.0%である一方、区民からのDV相談ダイヤルの相談件数は令和元年度以降毎年200件を超えています。特に家庭内でのDVは外から見えにくいため、被害者の孤独・孤立につながりやすい傾向があります。DV被害経験者のうち、相談したことがある人は少ない状況です。暴力の未然防止に向けて更なる意識啓発を行うとともに、早期発見や支援につなげるため、相談先の周知を進める必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

<p>①権利擁護の正しい理解と周知啓発</p> <p>成年後見制度や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力（DV）防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。</p>	
<p>②地域の担い手の育成と相談体制の拡充</p> <p>福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。</p> <p>身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力（人に助けを求めたり、受け取る力や意欲）を高められるよう支援していきます。</p>	
<p>③地域連携ネットワークの強化</p> <p>専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。</p> <p>地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議や権利擁護支援検討会議等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	第8期大田区男女共同参画推進プラン
3	大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
4	大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 3	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

▶ めざす姿

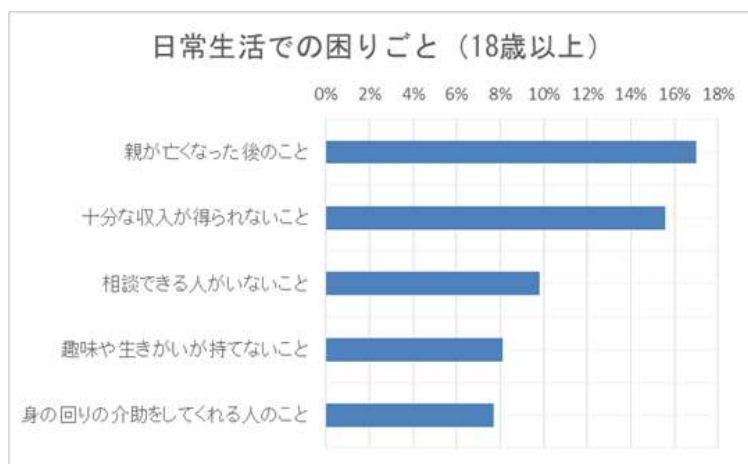
- ① 生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。
- ② 誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点から、福祉教育や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
障害福祉サービス等利用者の満足度	75% (令和 4 年度)	85%	90% (令和 13 年度)
障害者差別解消法の理解度	20.3% (令和 6 年度)	28%	36%

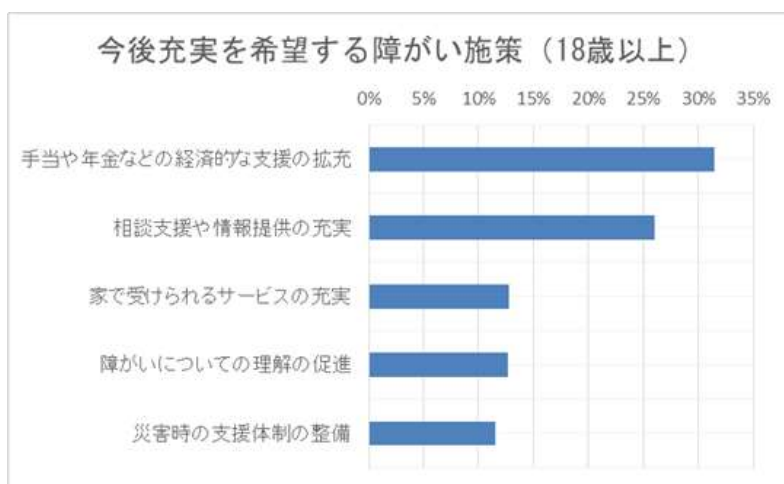
▶ 現状と課題

- ① 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、生活における不安や困っていることとして「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっています。障がい者本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、介護者が不在の際や緊急時にも、安心して頼れる場所を確保していく必要があります。



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

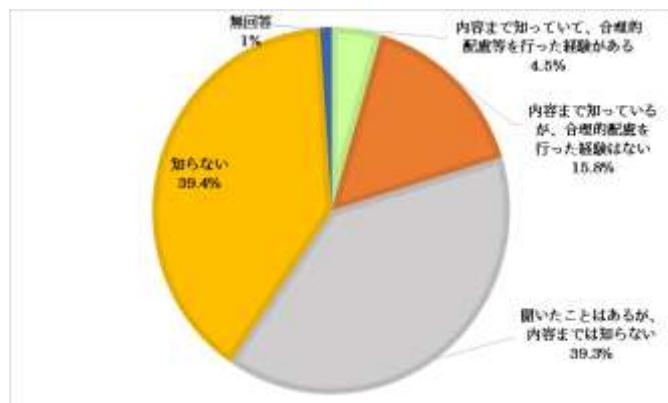
- ② 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、今後充実を希望する障がい施策として「相談支援や情報提供の充実」と回答した割合は26%となっています。親亡き後の不安、生活困窮、高齢化、障がい者と要介護者の親の同居世帯への支援等、様々な課題に対して、包括的な相談支援体制の充実が求められています。



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

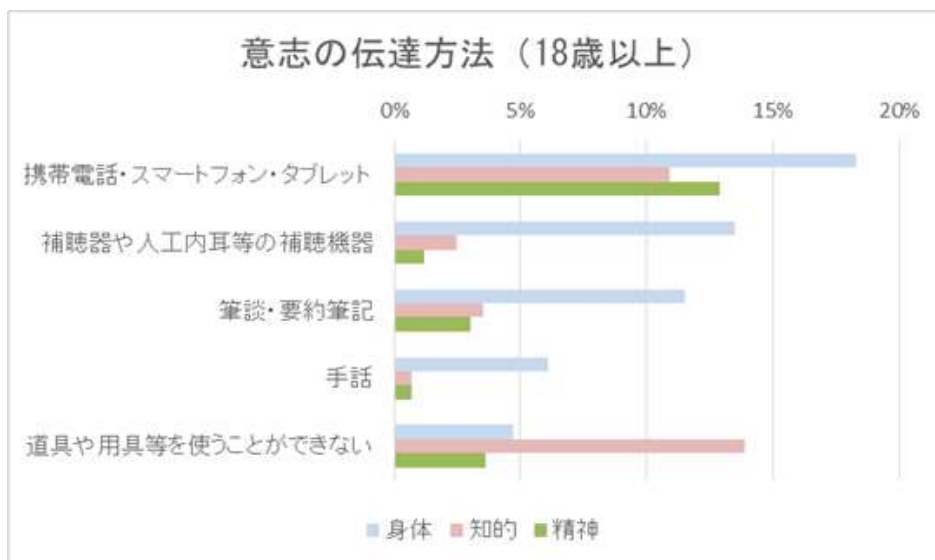
- ③ 令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、障害者差別解消法について、「知らない」又は「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答した割合が78.7%となっています。障害者差別解消法の内容及び合理的配慮について認知度が向上するよう、一層の普及啓発が必要です。

障害者差別解消法の理解度






資料：令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

- ④ 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、意思の伝達を図る際に道具や用具が必要であるにもかかわらず「使うことができない」方が一定数います。障がい特性に応じた意思疎通手段の利用を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず等しく情報取得が可能となるよう情報発信することが求められています。



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

▶ 施策の方向性

<p>①相談支援体制の充実・強化</p>	
<p>障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。</p>	
<p>②障がい者等の地域生活の支援</p>	
<p>障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。</p>	
<p>③障がいへの理解の推進</p>	
<p>障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

▶ めざす姿

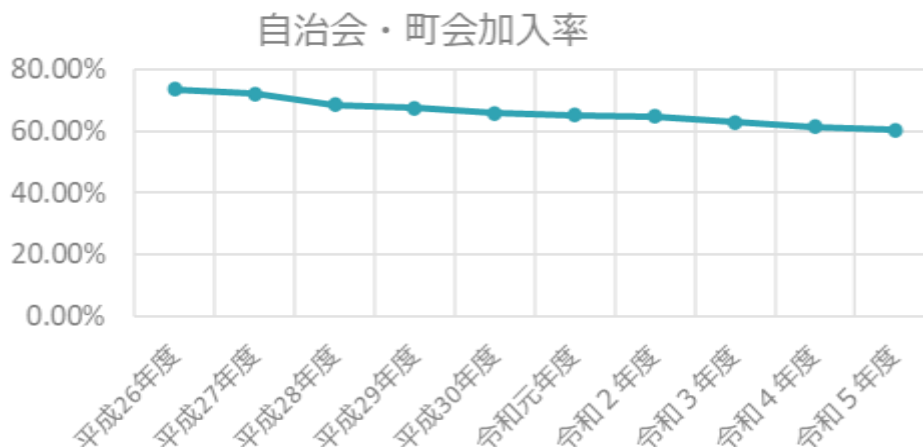
- ① 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。
- ② 共生や社会的包摂の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域となっています。
- ③ 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 (令和 5 年度)	244,000 世帯	244,000 世帯
自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、NPO等の団体数	1,951 団体 (令和 5 年度)	2,125 団体	2,300 団体
現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	47.9% (令和 5 年度)	50%	55%
ユニバーサルデザインの理解度	67.6% (令和 6 年度)	70%	85%
普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	66.6% (令和 6 年度)	70%	72%

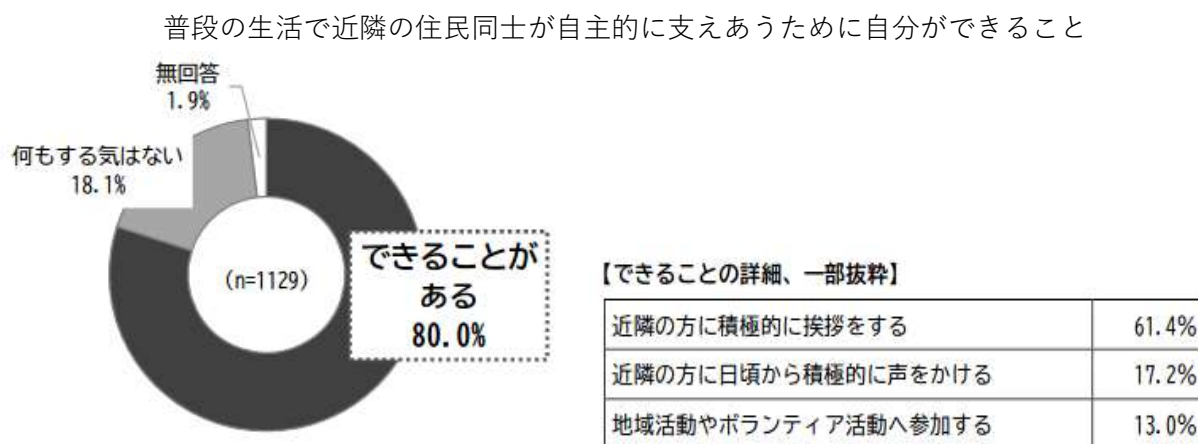
▶ 現状と課題

- ① 価値観の多様化や単身世帯の増加など、社会構造の変化により「地域のつながり」が希薄化し、自治会・町会の加入率が年々減少しています。高齢者等の見守りや災害時の共助を推進するため、区民の自治会・町会活動への理解を深め、加入促進を図る必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

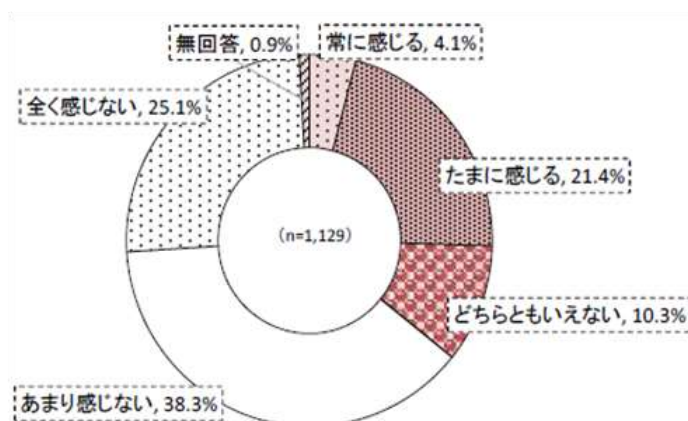
- ② 自治会・町会の担い手不足により、活動の停滞等のリスクが高まっている一方で、普段の生活の中で近隣の住民同士が支えあうため、「日頃から声をかける」や「地域活動に参加する」など「できることがある」と答えた区民の割合は80%もあり、助けあいの基盤があることがうかがえます（令和4年度大田区地域福祉計画実態調査）。自治会・町会をはじめとした地域活動団体の困りごととして、担い手不足が課題となっている一方で、単発・短時間での参加など特徴次第では参加したいと答えた方が80%を超えており、地域活動への参加方法の工夫が必要となっています。



資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和5年3月）を基に作成

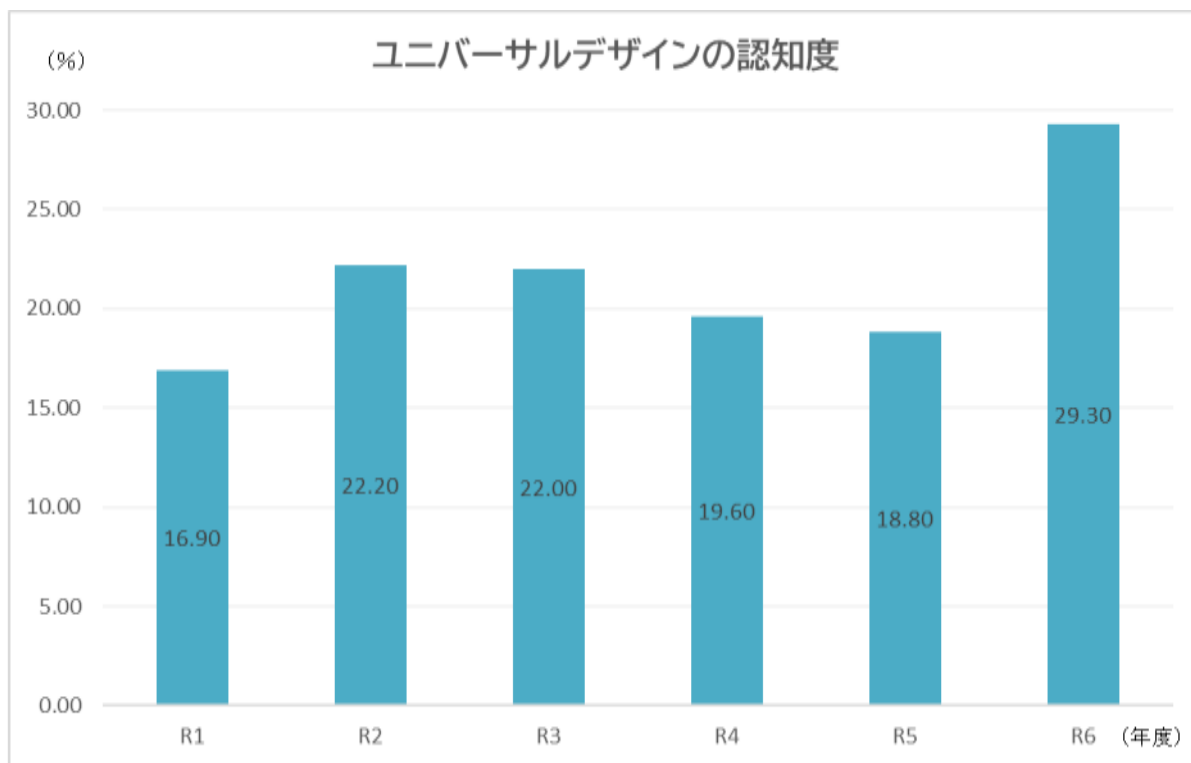
- ③ 単身世帯の割合が上昇し続けている中で、社会からの孤立を感じている方が約 25% もいます。そうした方の中には誰にも相談できずに必要な支援につながれていない方がいます。地域や社会から孤立している方をサポートし、地域社会資源等につなげる支援が必要です。そのためには、人と人がつながる、孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくりが必要です。

〈ふだん、どの程度社会からの孤立を感じますか〉



資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和5年3月）を基に作成

- ④ 「ユニバーサルデザイン」の認知度は令和元年度と比較して高くなっていますが、定義までよく理解している区民は約 30%にとどまっています。区民を対象とした普及啓発事業に多くの区民が参加できるよう工夫を重ね、ユニバーサルデザインへの理解が広まるよう取り組む必要があります。



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

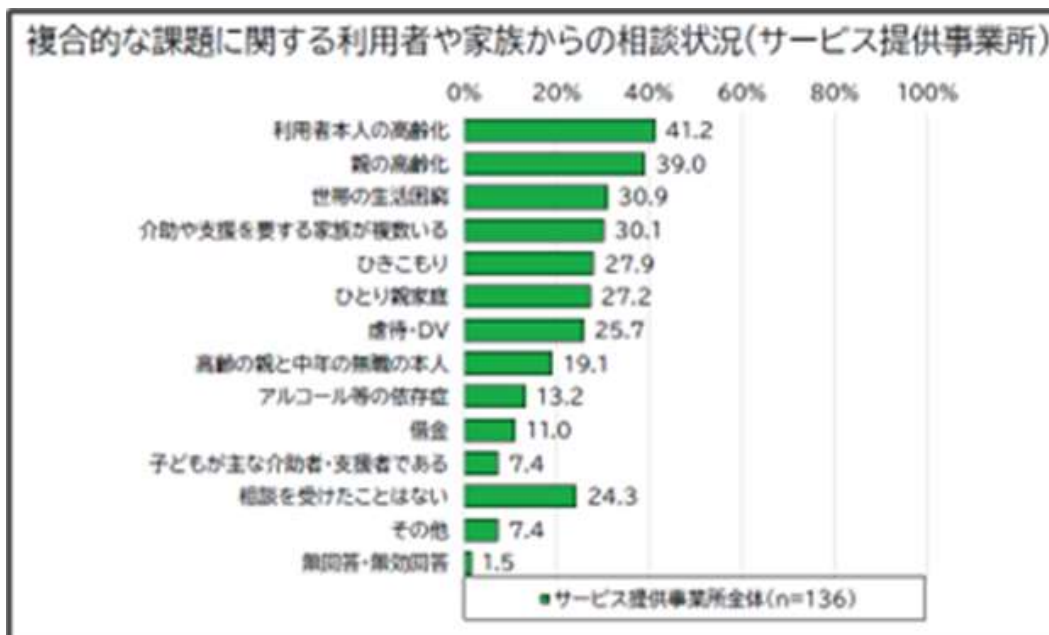
- ⑤ 区民が抱える困りごとを、世帯全体に及ぶ課題を含めて、年齢や分野などによる切れ目なく受け止める相談支援体制が求められています。各相談窓口・支援機関が、本人に寄り添い、相談内容を丁寧に聞き取り、必要に応じて他の専門機関につなぐなど、包括的な相談体制を強化していく必要があります。

今後福祉分野について区が特に力を入れて取り組むべきこと（区民：問37）
（年代別のクロス集計）

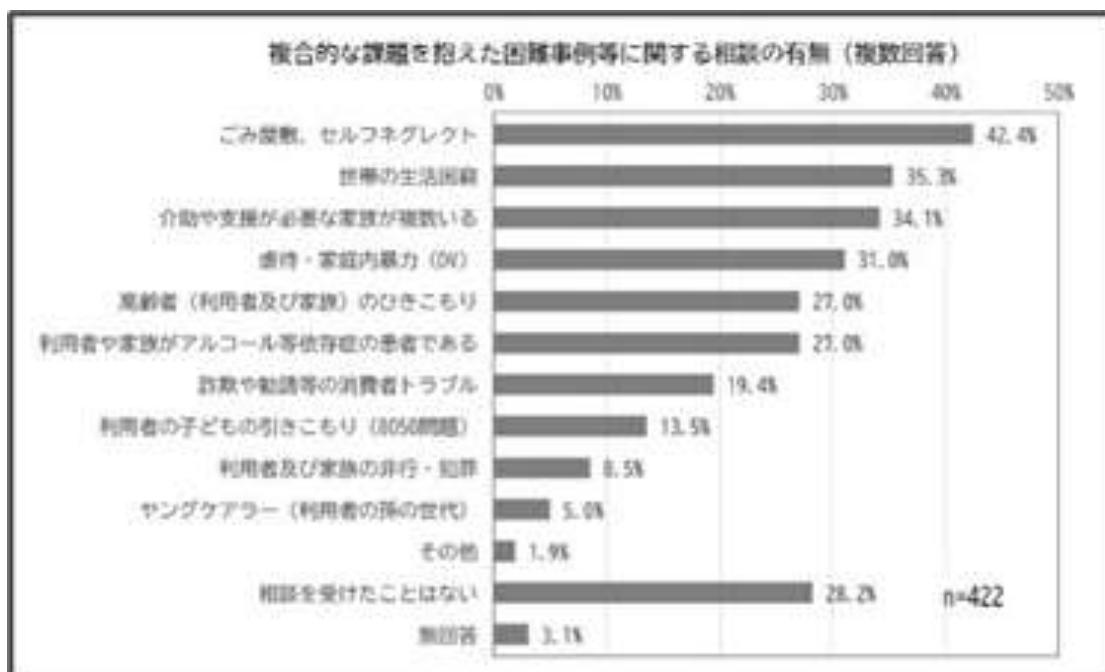
	どの世代にも応じた支援体制の充実	区民が地域に関わるきっかけづくりの充実	福祉の専門的な人材の育成	ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を踏まえた環境づくり	複数の課題を抱えた人や世帯に対する相談体制の充実	福祉の関係機関や区内事業所等との区の連携強化	地域で活動する人と人の交流の促進	世代や文化、個人の価値観等の多様性を認め合う意識の醸成	地域住民同士で支えあう（助け合う）意識の醸成	区民や団体が地域で新たに福祉活動を開始するための支援	
全体 (n=1192)	50.9	28.9	27.3	27.1	25.1	21.7	18.8	18.2	16.8	15.2	
年代別	18～39歳 (n=240)	56.7	19.2	25.0	36.3	22.5	21.7	17.5	24.6	10.8	9.6
	40～64歳 (n=536)	49.8	29.5	26.3	28.5	25.7	23.9	17.4	18.1	15.5	13.2
	65～74歳 (n=186)	50.5	38.2	31.7	19.4	27.4	20.4	18.3	15.1	20.4	20.4
	75歳以上 (n=160)	46.3	30.6	28.7	17.5	24.4	15.6	26.3	12.5	26.3	23.8

資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和5年3月）を基に作成

⑥ 生活困窮やひきこもり状態、虐待など、福祉サービスを必要としている方の地域生活課題が、多様化・複雑化しています。複合的な課題を抱える世帯に対して、支援分野を越えた多機関・多職種のチームにより支援する体制を整備していく必要があります。



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成



資料：令和4年度大田区高齢者等実態調査を基に作成

▶ 施策の方向性

①多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築



区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

②自治会・町会との連携・協働の更なる推進



地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、子どもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティの形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

④分野横断の包括的な支援体制の強化



誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法による重層的支援体制整備事業を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
3	大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】
4	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
5	大田区公共施設等総合管理計画

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 5	人々の相互理解と交流の促進

▶ めざす姿

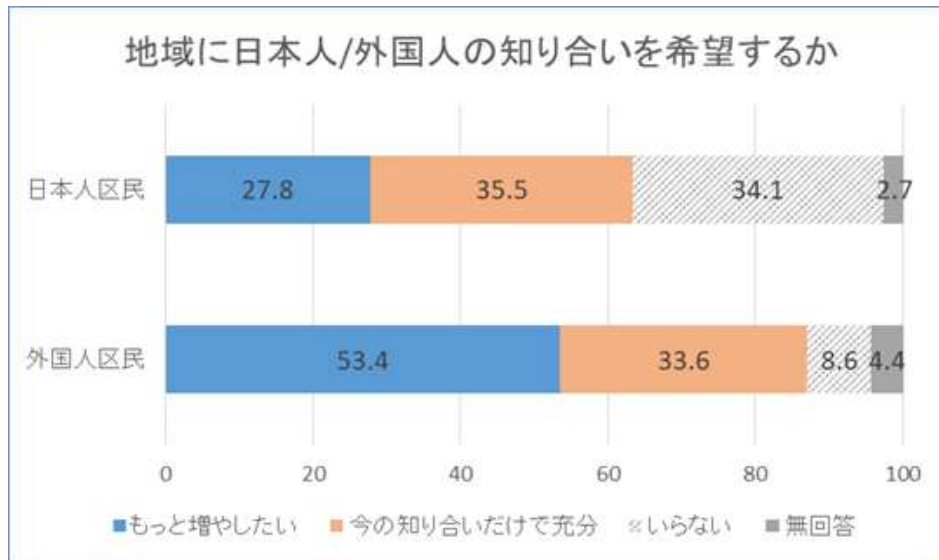
- ① 国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。
- ② 情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっています。
- ③ 男女共同参画社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	日本人 57.5% (令和 6 年度) 外国人 79.8% (令和 4 年度)	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%
現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	85.0% (令和 4 年度)	88.5%	91.3%
家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	46.1% (令和 5 年度)	50%	55%
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	66.5% (令和 6 年度)	68.5%	70.5%

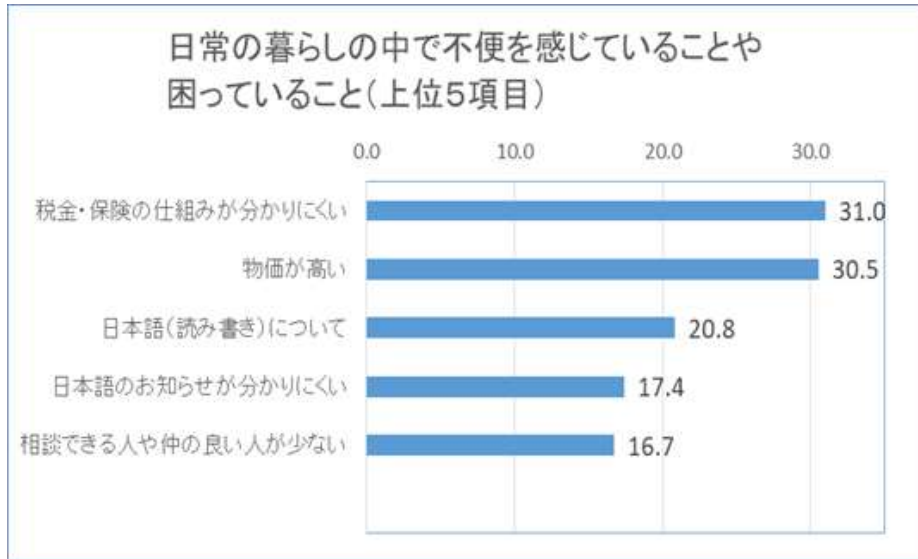
▶ 現状と課題

- ① 地域の日本人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う外国人区民が50%以上であるのに対し、外国人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う日本人区民は30%以下と低くなっています。多文化共生のまちづくりに対する認識にも、日本人区民と外国人区民に違いが認められるなど、それぞれの多文化共生意識の違いを示しており、相互理解に向けての更なる意識醸成が求められています。



資料：令和4年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

② 外国人区民が日常生活で困っていることとして、税金等の仕組みや日本語の理解についてが上位となっており、制度や言語の壁に直面していることが分かります。情報や事業が、適切かつ迅速に届くよう、様々な媒体を活用して幅広く提供していくことが求められます。また、多岐にわたる課題に的確に対応するために、多様性・包摂性のある取組が必要です。



資料：令和4年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

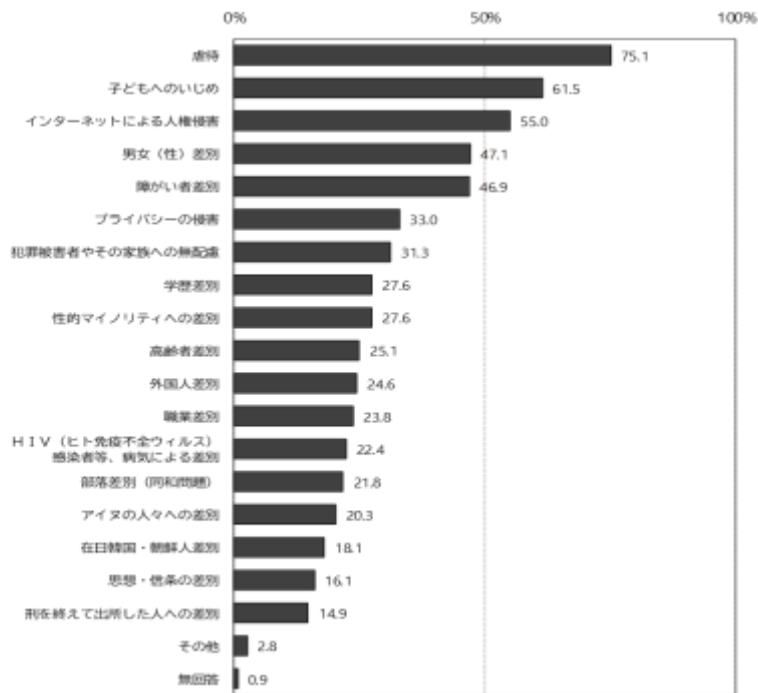
③ 男女共同参画に関する意識調査や大田区政に関する世論調査の結果から、区民の男女平等に関する意識は、決して高くない状況となっています。引き続き、「エセナおおた」にて男女共同参画を目的とした講座を実施するとともに、情報誌や区報等を活用して広く男女共同参画について周知し、区民の意識啓発につなげていく必要があります。



資料：男女共同参画に関する意識調査を基に作成



④ 一人ひとりの人権を尊重すべきであると回答した区民の割合は 86.0%でした。その一方で、特に問題があると思う人権問題については、様々な課題が選ばれています。これまでの人権問題に加え、近年ではインターネット上での人権侵害が深刻化するなど、新たな課題が表面化しています。多様な個性を認めあう人権意識の向上が求められています。

「次の人権問題のうち、特に問題があると思うものはどれですか。(複数回答)」に対する回答



資料：令和5年度大田区人権に関する意識調査を基に作成

▶ 施策の方向性

①国際理解・国際交流の推進	
<p>日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。</p> <p>また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。</p>	
②コミュニケーション支援及び 外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	
<p>情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。</p> <p>また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。</p> <p>日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生施策を効果的に推進します。</p>	
③人権と多様性を尊重する意識の醸成	
<p>あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
2	第8期大田区男女共同参画推進プラン

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 6	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

▶ めざす姿

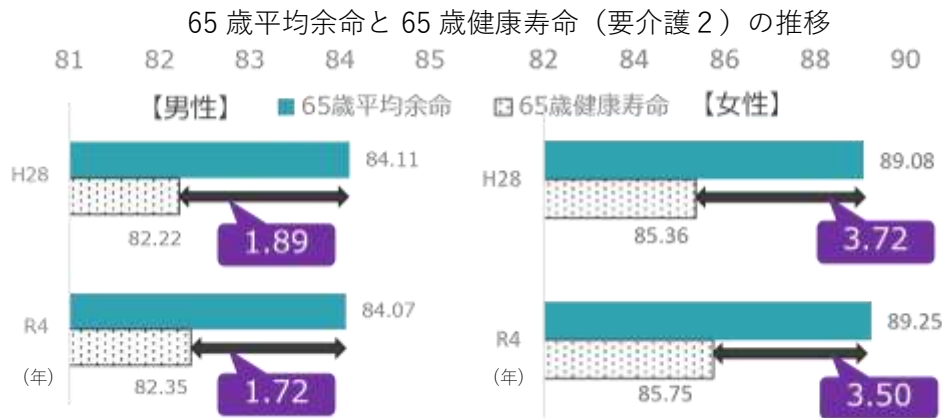
- ① 効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。
- ② 住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
65 歳健康寿命 (要介護 2)	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 (令和 4 年)	延伸 (※65 歳平均余命の 延伸分を上回る)	延伸 (※65 歳平均余命の 延伸分を上回る)
特定健診受診率 (国民健康保険 被保険者)	38.8% (令和 5 年度)	39.8%	40.0% (令和 11 年度)
主観的健康感	64.5% (令和 6 年度)	増やす	増やす
かかりつけ医、歯科医、薬局い ずれもある区民の割合	29.5% (令和 6 年度)	31%	32.5%

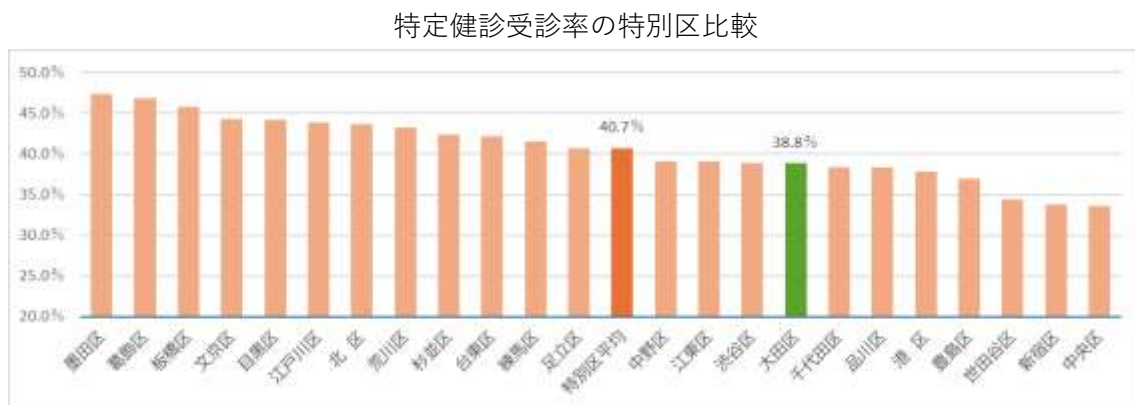
▶ 現状と課題

- ① 平成 28 年と令和 4 年の 65 歳健康寿命（要介護 2）と 65 歳平均余命の差を比較すると、男性では 0.17 歳、女性では 0.22 歳縮小しています。若いうちから次のライフステージを見据えて生活習慣の維持・改善、生活習慣病の発病予防等に取り組むことで、健康寿命の延伸を図り、不健康な期間（平均余命と健康寿命の差）を短縮する必要があります。



資料：東京都保健医療局「都内各区市町村の 65 歳健康寿命」を基に作成
 ※65 歳平均余命と 65 歳健康寿命（要介護 2 以上）の推移を比較しやすくするため、
 65 歳平均余命は、実際の数値に 65 を加算した数値を用いて作図

- ② 国民健康保険被保険者における特定健診受診率は令和 5 年度では 38.8%となっていますが、特別区平均の 40.7%より低く 16 番目に位置しており、近年は下位層で推移しています。自身の健康状態を把握し適切な予防や医療につなげていくために、科学的根拠や人工知能等を活用した効果的な健康啓発・勧奨などを継続することで、健康への関心を高めていくことが必要です。



資料：大田区国民健康保険 第 2 期データヘルス計画最終評価を基に作成

③ 令和3年度実施の健康に関する質問票調査の結果等から、男女ともに、主観的健康感が高い区内地区では、標準化死亡比（SMR）が低い傾向が見えました。地域や事業者等と連携し、心身の健康づくりだけでなく、生きがいや社会とのつながりなど、様々な側面から「自分は健康だ」と感じられる健康づくりの視点が求められています。

18 地区における主観的健康感と標準化死亡比（SMR）の相関関係



資料：令和4年度人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト事業業務委託報告書を基に作成




④ 令和5年度実施の新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果によると、今の大田区に対して、「健康に暮らせるまち」では「あてはまる」「ややあてはまる」が62.2%の回答に対し、「新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち」では32.0%となっています。日常から誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、関係機関等と連携した医療体制を提供するとともに、新たな感染症の発生等においても迅速に対応できる体制を整える必要があります。

今の大田区はどんなまちだと思いますか。アンケート結果（大人）

項目	「あてはまる」「ややあてはまる」の合計
健康に暮らせるまち	62.2%
新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち	32.0%

資料：新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果（令和5年度）を基に作成

▶ 施策の方向性

<p>①生涯を通じた心身の健康づくりの推進</p> <p>若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病などの発病を予防します。</p> <p>また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。</p>	
<p>②科学的根拠に基づく健康啓発の展開</p> <p>健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。</p> <p>このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。</p>	
<p>③健康に関する安全・安心の確保</p> <p>平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	おおた健康プラン（第三次）
2	大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画
3	大田区感染症予防計画

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備

▶ めざす姿

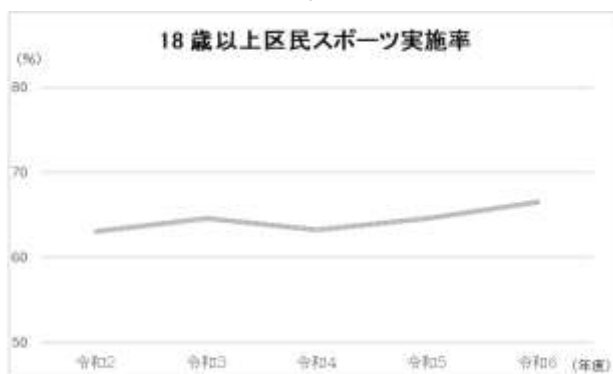
- ① スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。
- ② スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
区民スポーツ実施率	66.5% (令和 6 年度)	70%	72%
区のスポーツ環境に対する満足度	22.5% (令和 6 年度)	26%	30%

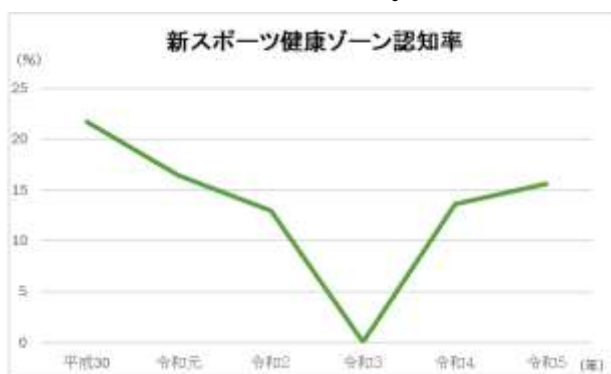
▶ 現状と課題

- ① 区民がスポーツを実施するきっかけづくりとして、スポーツ推進委員や大田区スポーツ協会等と連携し、区民スポーツまつり等の各種スポーツ事業を行っていますが、区民のスポーツ実施率は近年横ばいで推移しています。スポーツ実施のきっかけとなる事業の情報を、スポーツに興味がない方に対して、どのように伝えるかが課題となっています。



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

- ② 大森ふるさとの浜辺公園を中心とする「新スポーツ健康ゾーン」において、スポーツ健康都市のシンボルゾーンとして利活用を図る取組を行っていますが、区民の認知度は低くなっています。ゾーンの範囲が広く、一帯での事業展開が難しい状況です。スポーツ機能の集積地にもかかわらず、区民がスポーツを目的に回遊できるエリアとはなっていません。







注：令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響で区民スポーツまつりが中止となったため未掲載

資料：区民スポーツまつり参加者アンケートを基に作成

- ③ 区内のスポーツ施設では、週末や夜間は多くの方が利用し、予約が取りづらい状況である一方で、平日日中の利用率が低い状況です。利用者ニーズや地域バランスなどを踏まえ、スポーツ施設の多目的な利用方法やあり方を検討する必要があります。また、働く世代の利用が少ない時間帯については、ターゲットを絞った教室を開催するなど、具体的な検討も必要です。

▶ 施策の方向性

<p>①誰もがスポーツを楽しめる機会づくり</p>	 
<p>誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。 こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。</p>	
<p>②ニーズに即したスポーツ環境の整備</p>	 
<p>多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。 地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区スポーツ推進計画（令和7～令和11年度版）

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 8	心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

▶ めざす姿

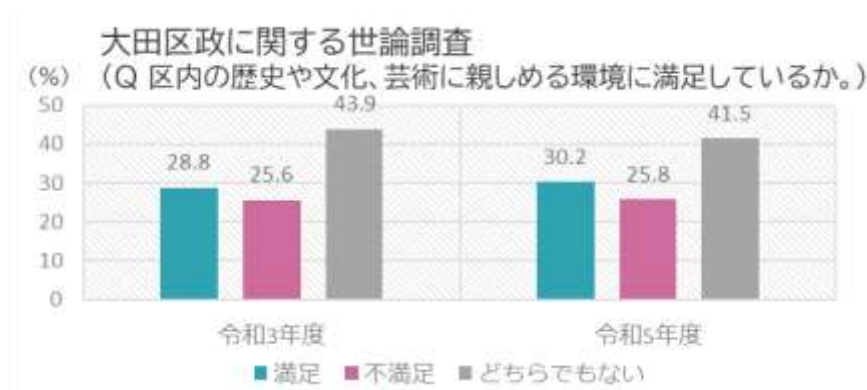
- ① 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。
- ② 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元へ愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

▶ 指標

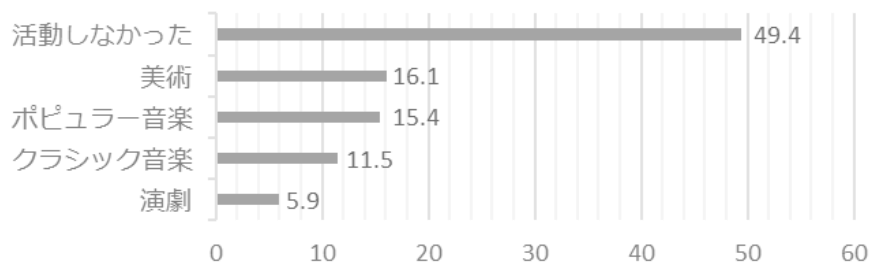
指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
区の文化芸術環境に対する満足度	19.2% (令和 6 年度)	25%	40%
区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	38.0% (令和 6 年度)	40%	50%

▶ 現状と課題

- ① (公財)大田区文化振興協会と連携し、幅広い世代に対して芸術の鑑賞機会や伝統文化等に親しむ機会を提供してきましたが、区民は区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に必ずしも満足しておらず、区民自身による文化芸術活動もあまり活発ではありません。区の文化芸術資源の活用環境や活用手法を多様化することなどにより、鑑賞・体験機会の創出を強化し、文化芸術が区民の身近にある環境を整えることや、区民・団体の自主的な文化活動を支援することが重要です。



令和5年度 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査
(Q この1年間、文化芸術活動を行ったか。※上位5項目抜粋)



- ② 歴史的資源を調査・研究し、区民へ展示等を通して還元するなど、文化を身近に感じてもらう環境を提供していますが、文化財の公開に当たっては、その調査・研究に多くの時間を要します。限られた人材・環境で調査研究を続けていくため、人材育成や資料等のデジタル化などの環境整備にも力を入れていく必要があります。

▶ 施策の方向性

①文化芸術に親しむ機会の創出



区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイングを高めていきます。

②地域の文化資源の保存・活用の推進



区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者や子どもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区文化振興プラン

基本目標 2	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策 2 - 9	生涯にわたる学びの支援

▶ めざす姿

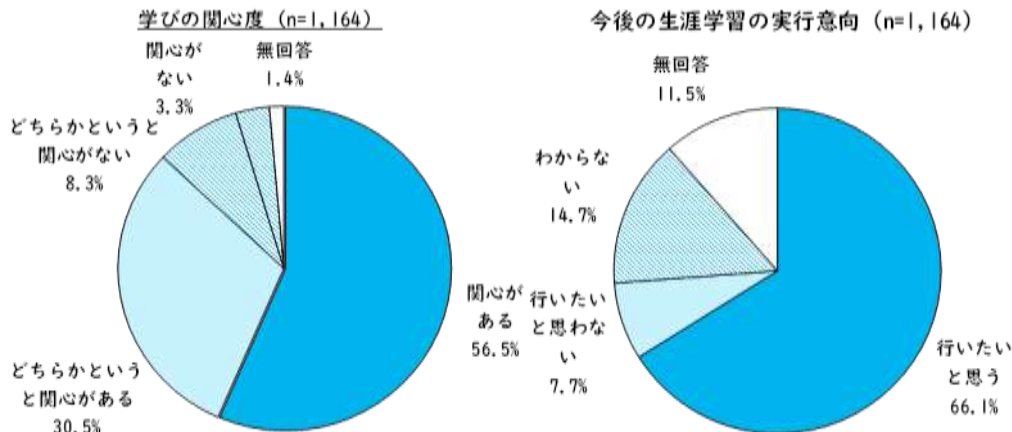
- ① 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。
- ② 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人を出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
最近 1 年間に生涯学習を行った区民の割合	40.5% (令和 6 年度)	45%	50%
年 1 回以上図書館を利用する区民の割合	48.6% (令和 6 年度)	55%	60%

▶ 現状と課題

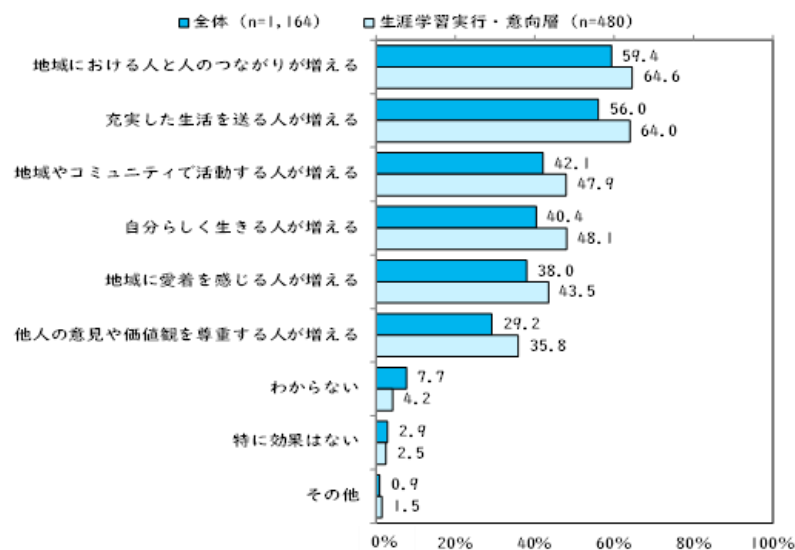
- ① 不透明・不確実な時代において、社会の急速な変化に対応し、豊かに暮らしていくために、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。学びへの意欲は高いものの、時間・情報の不足や様々な障壁により、意欲があっても実行できていない区民がいます。多様なニーズに応じた学習機会の提案により、学び始めの支援を拡充する必要があります。



資料：令和3年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

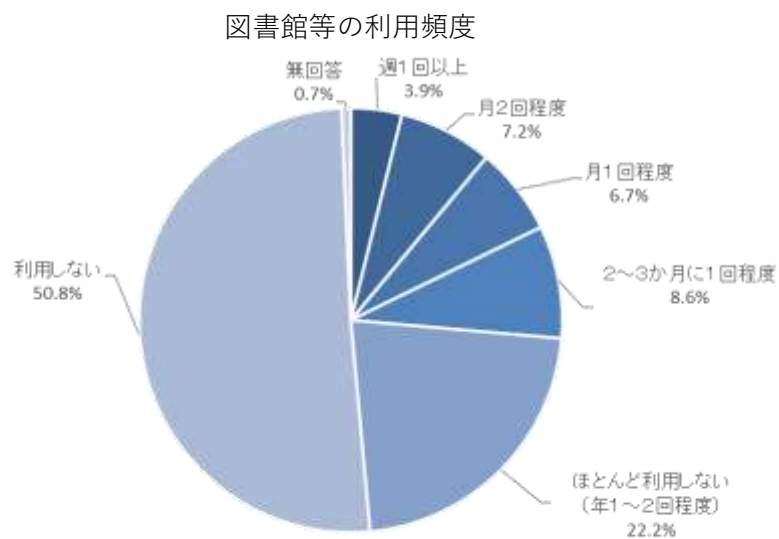
- ② 世帯構成やライフスタイルの変化に伴い、地域社会を支える地縁・血縁等のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化しています。区が生涯学習を推進することにより「地域におけるつながりが増える」ことが期待されています。区民が学びあい、交流することは、学びを通じたつながりや支えあう地域コミュニティの形成の要因となることから、より多くの区民が主体的に参加・交流する機会や場をつくる必要があります。

区が生涯学習を推進することによるまちへの効果

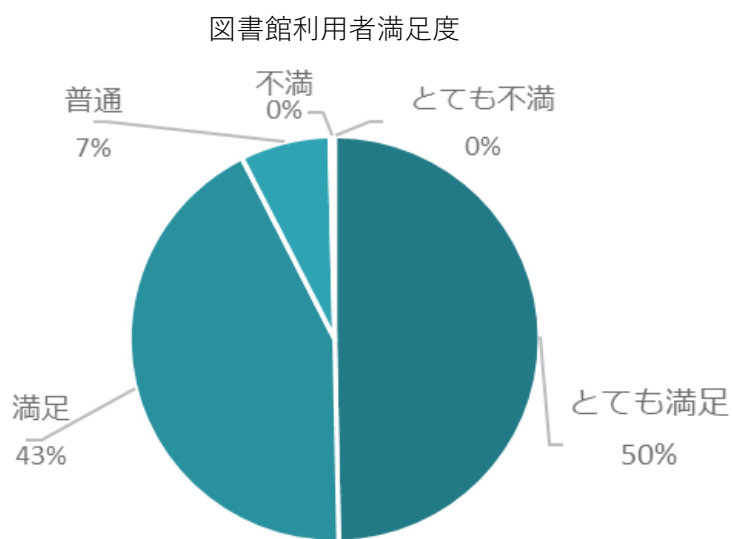


資料：令和3年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

③ 窓口や 24 時間対応のネット予約により、希望する図書館で本の受取ができ、いつでもどこでも利用できる図書館サービスに努めています。また丁寧な窓口対応やレファレンスにより利用者満足度は高い状況にあります。一方で、継続利用者の満足度は高いものの、図書貸出数は伸び悩んでいるため、新たな利用者確保に向け、ニーズに対応した取組が必要です。また、区民が気軽に利用できる身近な図書館づくりが求められています。



資料：令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成



資料：令和5年度大田区立図書館利用者アンケートを基に作成

▶ 施策の方向性

①個人の学びの充実	 
<p>区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイングを実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。</p> <p>また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。</p>	
②学びを通じたつながり・活用の場の創出	 
<p>学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。</p> <p>区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ形成を促します。</p>	
③地域の学びを支える環境整備	 
<p>区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。</p> <p>また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。</p>	
④図書館機能の充実	 
<p>いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。</p> <p>また、ポストコロナの価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	おおた生涯学習推進プラン
2	第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標 3

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。

地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

施策 3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

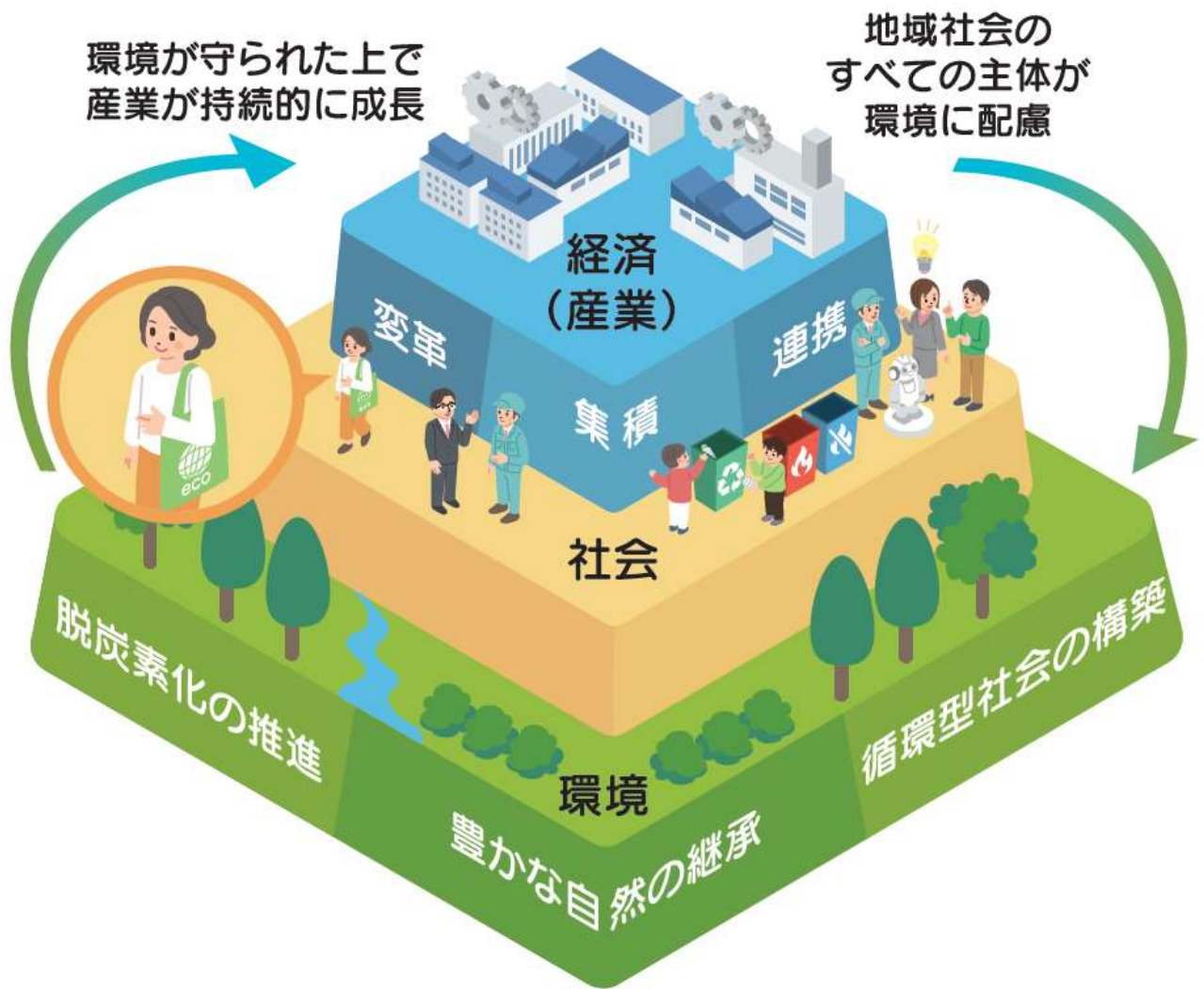
施策 3-2 持続可能な循環型社会の構築

施策 3-3 区内企業の自己変革の促進

施策 3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援

施策 3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

施策 3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信



基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 1	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

▶ めざす姿

- ① 省エネ・創エネ・蓄エネを通じたカーボンハーフの取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装が始まる中、「2050 年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。
- ② 誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
大田区における温室効果ガス排出量の削減率	▲13.9% (令和 3 年度)	▲44%	▲55%
大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	▲31.5% (令和 5 年度)	▲45%	▲56%
「生き物の豊かさ」の満足度	27.2% (令和 5 年度)	—	40% (令和 12 年度)
みどり率	25.3% (平成 30 年度)	27%	28% (令和 12 年度)

▶ 現状と課題

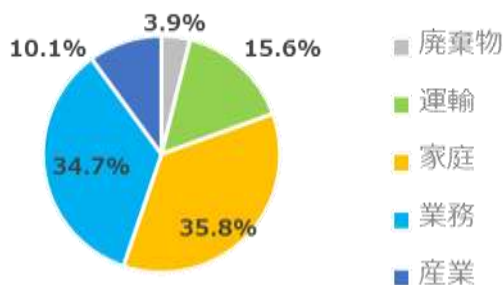
- ① 令和3年度の大田区内における温室効果ガス排出量のうち、CO₂が91.5%を占めています。残り8.5%の「その他ガス」は、ほとんどがエアコンの冷媒などに使用される代替フロンガスです。日常生活や経済活動の中で排出する温室効果ガスの多くを占めるCO₂を削減するため、区民・事業者・区が一体となって、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネ機器・設備の導入、省エネ行動による削減を進める必要があります。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

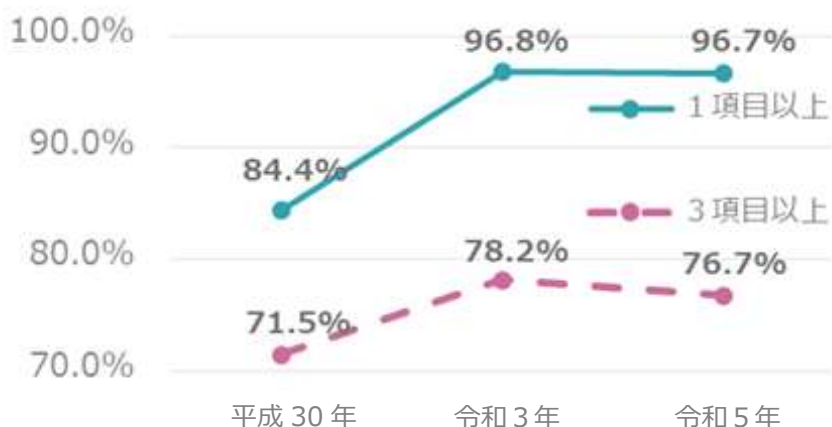
② 令和3年度の部門別 CO₂ 排出量のうち、家庭部門は 30%を超え、大きな割合を占める排出部門です。また、区民の大部分が何らかの省エネ行動を取っていますが、その取組内容に広がりが見られません。家庭においては省エネ機器や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、区民一人ひとりが自分ごととして、日常生活の中で環境に配慮した省エネ行動を実践し、持続可能な生活様式へ転換していくことが重要です。

令和3年度CO₂排出量（部門別割合）



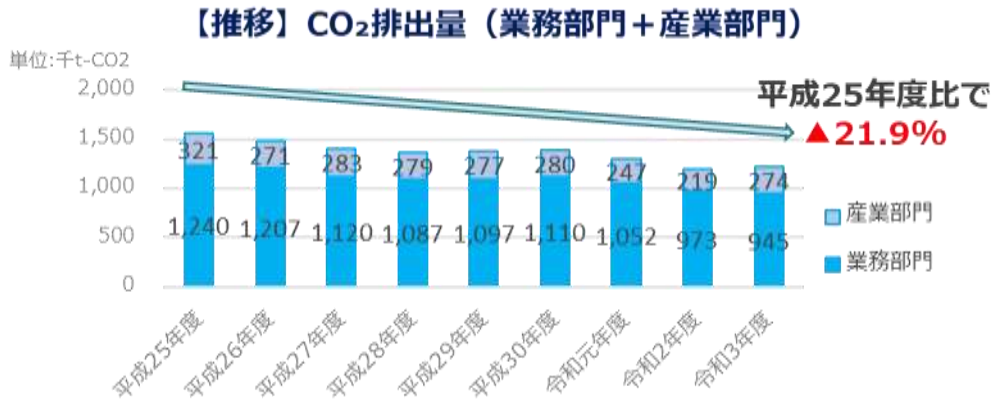
資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

【推移】省エネ行動に取り組む区民の割合



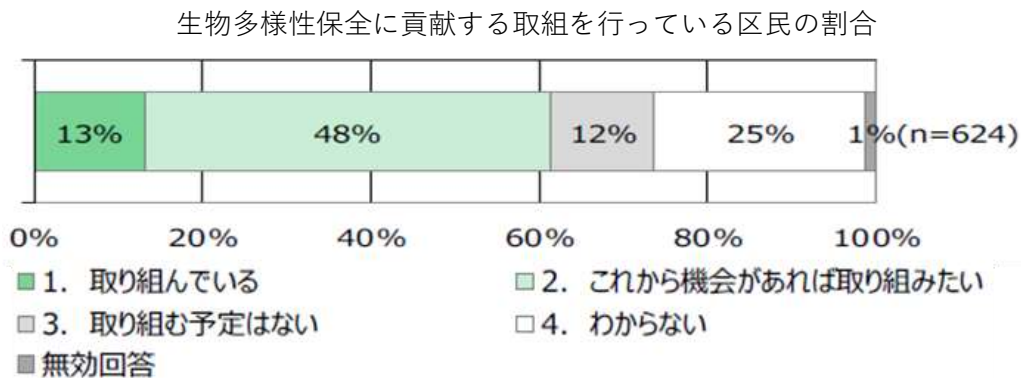
資料：大田区政に関する世論調査（環境配慮行動の取組数別人数割合）を基に作成

③ 令和3年度のCO₂排出量において、業務部門（事業所ビルや飲食店等のサービス関連産業及び公共機関）は、基準年度の平成25年度以降減少傾向にあります。部門別では34.7%と2番目に多く、産業部門（主に製造業）を合わせると約半分近くを占めています。環境と産業の好循環を生むために、区のCO₂排出量の多くを占める業務・産業部門の脱炭素化は欠かせない課題です。各事業者は未来を見据えて自ら行動変容を起こし、脱炭素化に向かう世界から選ばれる存在となる必要があります。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

④ 大田区は東京の東南部に位置しており、多摩川、東京湾沿いの干潟、砂浜、魅力ある公園など多様な自然があります。東京にはヒト・モノ・カネが集中することから、人間活動による環境負荷、温暖化などの環境変化、外来種による影響などの諸課題を抱えています。地球規模の気候変動、ヒートアイランド現象などに対応するため、生物多様性に配慮する必要があります。区民・事業者・区あらゆる主体が自然と共生する豊かな社会をめざすことが求められます。



資料：大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査を基に作成

▶ 施策の方向性

① 脱炭素ライフスタイルへの転換



地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガスの排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

② 脱炭素まちづくりの推進



区有施設の再生可能エネルギー導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び CO₂ 排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

③ 豊かな自然の継承



大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第2次大田区環境基本計画
2	大田区脱炭素戦略
3	大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）
4	大田区産業振興ビジョン
5	大田区SDGs未来都市計画
6	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 2	持続可能な循環型社会の構築

▶ めざす姿

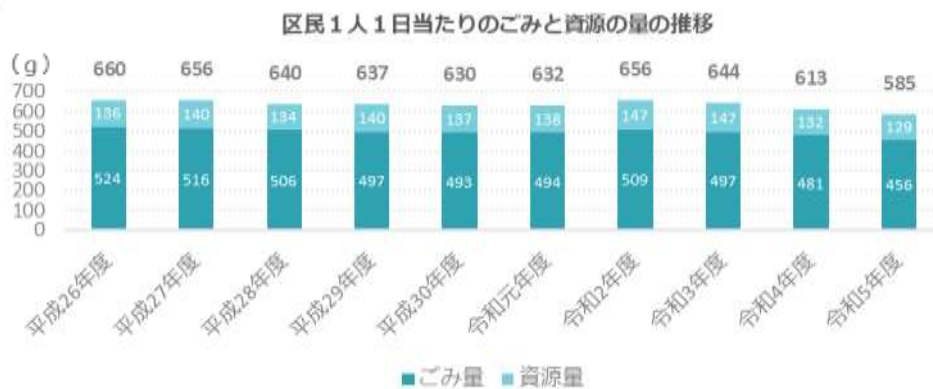
- ① 区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
区民 1 人 1 日当たりのごみと資源の総量	585g (令和 5 年度)	560g	524g

▶ 現状と課題

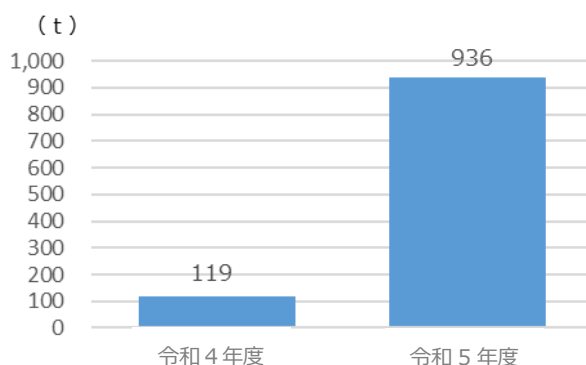
- ① 過去 10 年の区民 1 人 1 日当たりのごみと資源の総量は減少傾向にあります。また、令和 5 年度に実施した大田区一般廃棄物組成分析調査では、可燃物として排出されたごみのうち、新たに資源として取り扱っているプラスチックを含む資源物は 29.6%であり、可燃ごみに占める食品ロスの割合は 10.4%でした。大田区一般廃棄物処理基本計画において重点施策とした「プラスチックごみの削減」及び「食品ロスの削減」を中心とし、引き続き、資源やごみの適正排出を促進し、ごみの減量やリサイクルの推進について、普及啓発に取り組む必要があります。



資料：大田区一般廃棄物処理基本計画を基に作成

② プラスチックの回収地域について令和4年11月から令和5年9月までを第Ⅰ期（約2万世帯）、令和5年10月からを第Ⅱ期（約12万世帯）として対象地域を拡大しました。また、第Ⅱ期において「プラ曜日」を設定したことで、^{ざんまりつ}残渣率（プラスチック以外の混入率）が第Ⅰ期と比較して約15%減少しました。第2次大田区環境基本計画で掲げる温室効果ガスの削減に向け、令和7年4月からプラスチック回収の区内全域実施を開始します。今後、プラスチックが可燃ごみとしてではなく、資源として出される割合の向上をめざし、普及啓発に取り組む必要があります。

プラスチックの回収量



資料：大田区一般廃棄物組成分析調査を基に作成

▶ 施策の方向性

① 3R + Renewable の推進



区民や事業者に対して、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用（Renewable）することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の取組を促します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第2次大田区環境基本計画
2	大田区一般廃棄物処理基本計画
3	大田区分別収集計画（第10期）
4	大田区SDGs未来都市計画

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 3	区内企業の自己変革の促進

▶ めざす姿

- ① 変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

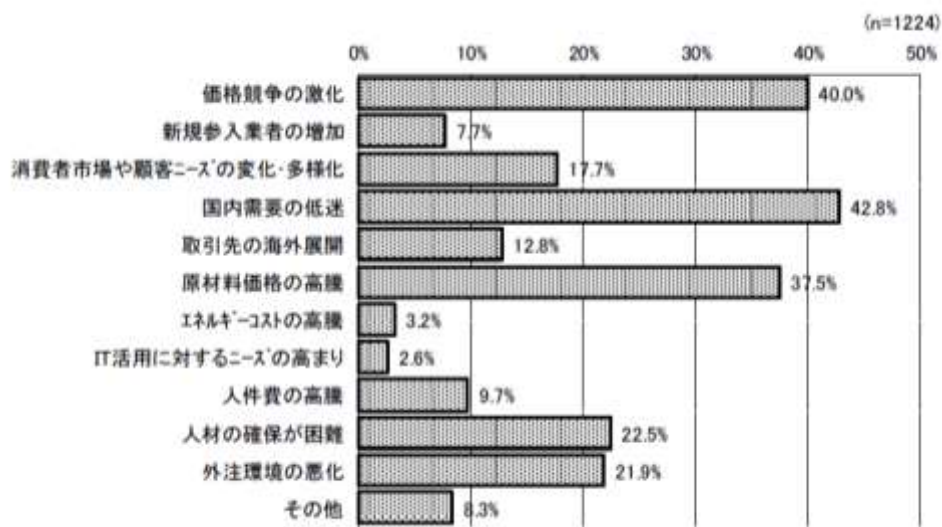
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
区内全産業の付加価値額	19,208 億円 (令和 3 年度)	19,881 億円 (令和 8 年度)	20,576 億円 (令和 13 年度)
付加価値額が増加した区内企業の割合	42.4% (令和 6 年度)	45%	50%
デジタル化の取組意向のある区内企業の割合	57.8% (令和 5 年度)	65%	70%

▶ 現状と課題

- ① 国際情勢の変化をはじめとする不確実性の高まりやニーズの多様化など、区内企業は多岐にわたる課題に直面しています。環境変化に対応するための自己変革力を向上させるとともに、大田区産業が成長・発展するための機会と捉え、ビジネスチャンスにつなげていく必要があります。
- ② 産業構造の変化に伴い、既存市場の縮小が懸念されています。特に、ものづくり企業を取り巻く市場環境では、価格競争の激化、国内需要の低迷といった変化が見られます。区内企業の強みである卓越した技術と提案力、仲間まわしネットワークを活かした販路拡大・顧客開拓のため、マーケティング力を強化し、国内外への多角的な市場展開を推進することが求められます。

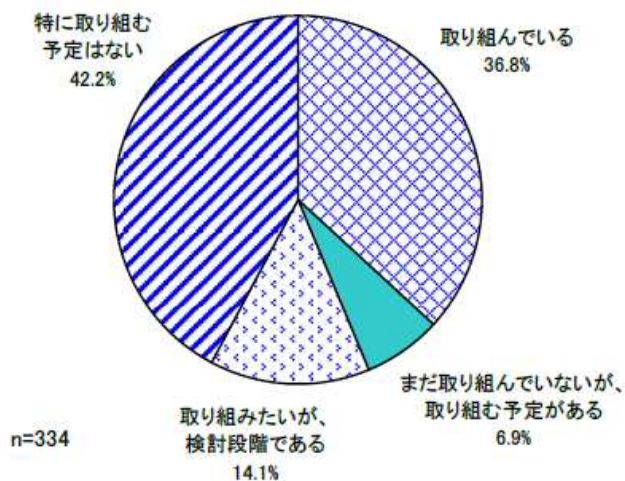
市場・競争環境の変化の内容



資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

③ 業務を効率化して競争力を高めるために、デジタル技術の活用は不可欠ですが、デジタル化を進める上で、個々の企業や個店の取組には限りがあります。企業規模や経営課題等に適合するとともに、経営戦略に則った最適なデジタル化を進めることで、業務効率化やビジネスモデルの変革を図る必要があります。

IT を活用した業務効率化・生産性向上



資料：大田区の景況（令和5年7月から9月期）を基に作成

▶ 施策の方向性

①変化への対応・高付加価値化



各種経営支援の実施やマーケティング力の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。

②脱炭素化・デジタル化の促進



脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス化を促進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区SDGs未来都市計画

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 4	ものづくりの次世代への承継と立地支援

▶ めざす姿

- ① 日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。
- ② 企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

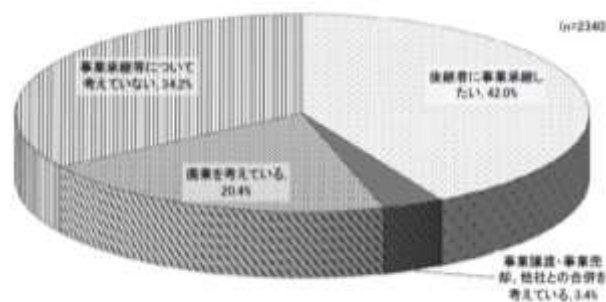
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
新規採用人数が充足している区内企業の割合	28.8% (令和 6 年度)	30%	30%
事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない区内企業の割合	34.2% (令和元年度)	30%	25%
区内製造業の粗付加価値額	1,850 億円 (令和 3 年度)	1,850 億円	1,850 億円
大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定

▶ 現状と課題

- ① 区内ものづくり企業の数が増加しており、産業集積の維持に影響が出ています。産業集積の維持や高度な基盤技術、仲間まわしネットワークの維持のためには、事業や技術の承継が重要です。しかし、事業承継についての調査では、約 20%の企業が廃業、約 35%の企業が事業承継について考えていないと答えており、事業承継についての意識が低いことがうかがえます。次世代への事業承継は、準備に時間がかかるため、事業承継に対する意識を高め、できるだけ早く具体的な準備につなげていくことが求められています。

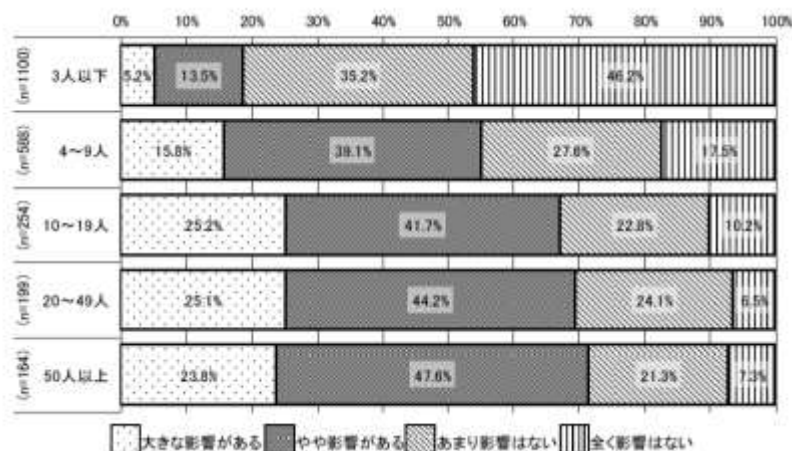
事業承継の意向



資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

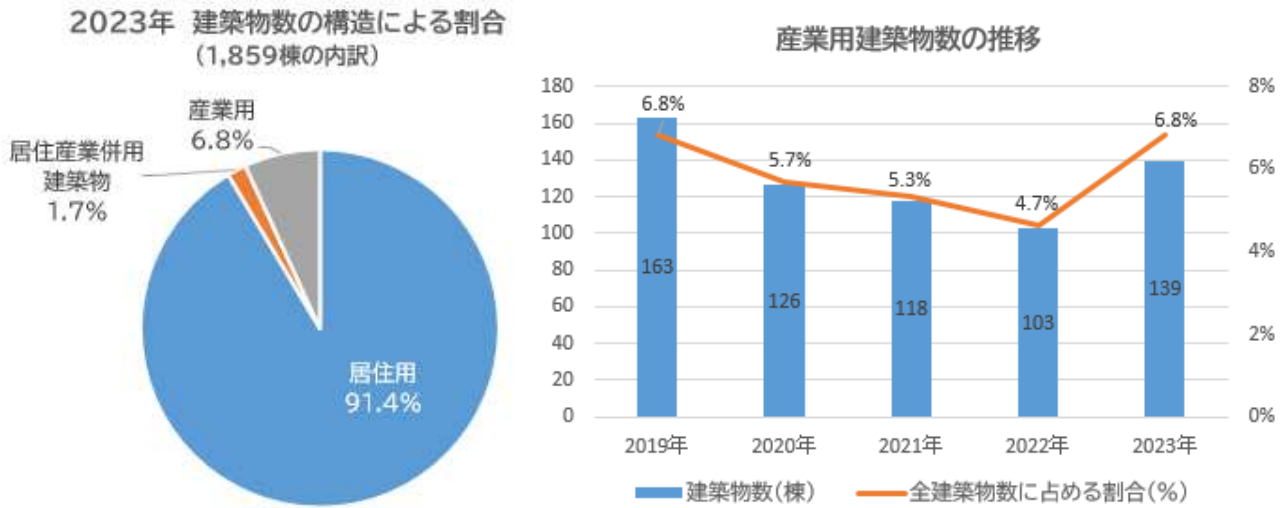
- ② 少子高齢化により労働力人口が減少し、慢性的な人手不足が区内の中小ものづくり企業でも重要な経営課題となっており、企業規模が大きいくほど、人材不足が事業展開に及ぼす影響が大きくなっています。また、区内企業は9人以下が約70%を占めるため、賃金や就業条件面、町工場のイメージなどにより採用力が弱い状況です。就業環境の改善や人材育成の支援、採用機会の創出やマッチングのサポートなどの人材確保策が求められています。

人材不足が事業展開に及ぼす影響度＜会社全体の従業員規模別＞



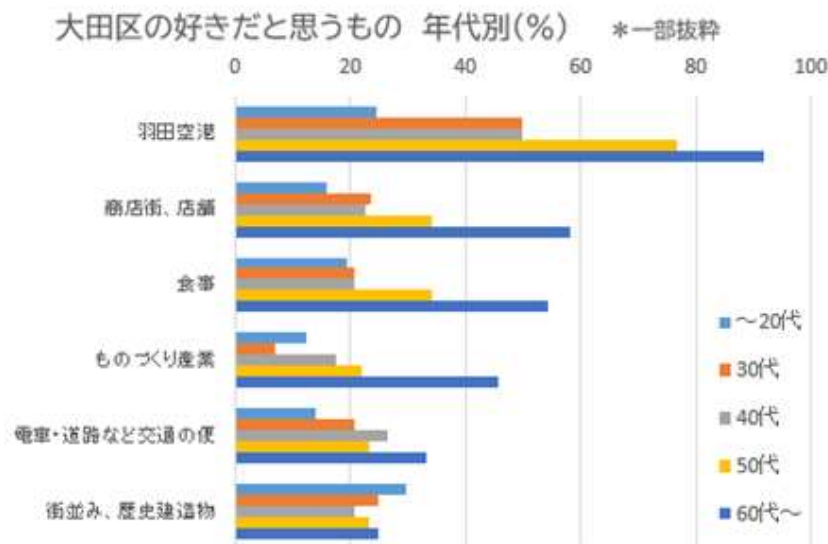
資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

③ 羽田空港から至近、産業集積の好立地、工場アパート人気などにより大田区の立地ニーズは高くなっています。一方で、住宅への転用などにより、産業立地や物件が不足しており、需要と供給が見合っていない。区内企業の留置、区外からの誘致を進めるため、貴重な区内産業用地、物件を効率よくマッチングすることが求められています。また、ものづくりを支える関連産業や付加価値の高い企業の誘致により、地域経済への波及効果を高めていくことも重要です。



資料：国土交通省「建築着工統計」調査を基に作成

④ 工場跡地の住居転用が進んでいることに伴い、区民生活への配慮などがより重要となっているため、住民の理解、住工の調和がとれた操業環境を維持していくことが必要です。また、若い層ほどかつてのものづくりのまちのイメージが低下しており、産業集積の強みを活かした経営や人材確保などへの影響が考えられます。そのため、次世代につながる若年層への訴求が求められています。



資料：令和5年度大田区シティプロモーション調査を基に作成

▶ 施策の方向性

① 基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保



小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし機能を維持するために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結びつくための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。

② 立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和



企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区SDGs未来都市計画

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 5	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

▶ めざす姿

- ① 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生まれることにより、区内により経済循環が生まれて産業が活性化しています。
- ② 羽田イノベーションシティを起点とし、区内企業はもとより、スタートアップなどの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーションが生まれています。

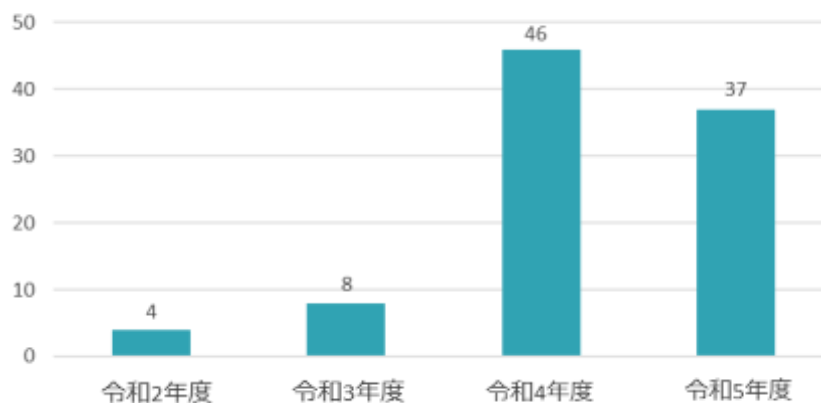
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
区内の新設法人数	1,051 社 (令和 5 年度)	1,114 社	1,167 社
羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	2 件 (令和 5 年度)	2 件	3 件
羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	1 件 (令和 5 年度)	2 件	3 件

▶ 現状と課題

- ① 経営総合相談窓口として「PiO フロント」を設け、令和5年度は、年間 884 件もの創業相談に応じました。また創業支援施設「六郷 BASE」では、新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図っています。地域経済への波及、相乗効果を高めていくためには、継続的に新しい事業が生まれて、育っていくことが重要です。創業支援窓口や支援施設の活用を促し、区内での創業、立地につなげていくことが求められています。
- ② 羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」でのフォーラム開催時等に合わせて、国内外の様々な主体による企業交流イベントが開催されています。交流で終わることなく、交流をきっかけとした新製品・新技術の開発など、区内ものづくり企業の新たな取組をこれまで以上に促進する必要があります。

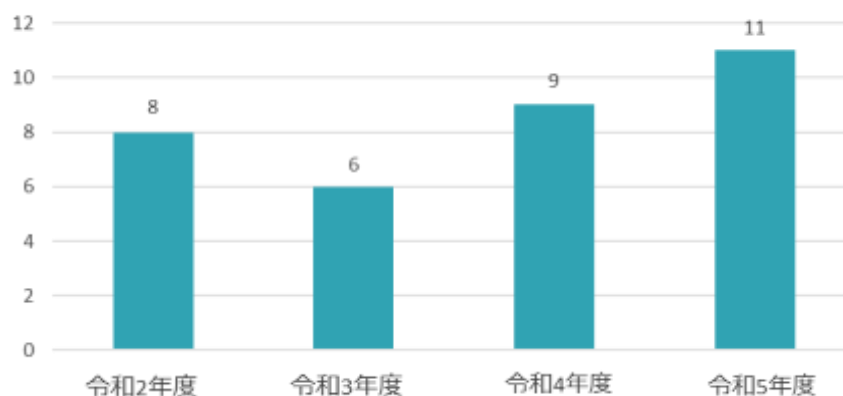
企業交流イベント数推移



資料：所管課実績を基に作成

- ③ 羽田イノベーションシティは様々な実証実験を行う「テストベッド」であることを活かし、地域課題解決に向けた実証実験を恒常的に行っています。羽田イノベーションシティでの実証だけに留めることなく、実際に課題を抱える区内現場での実装に向け、切れ目なく総合的に支援していく必要があります。

羽田イノベーションシティでの実証実験数推移



資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

①新たな挑戦への支援（創業支援）



経営総合相談窓口「PiO フロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷 BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。

②産業交流拠点の形成



羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、(公財)大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。

③イノベーション創出の推進



羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区SDGs未来都市計画
3	羽田空港跡地まちづくり推進計画

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策 3 - 6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

▶ めざす姿

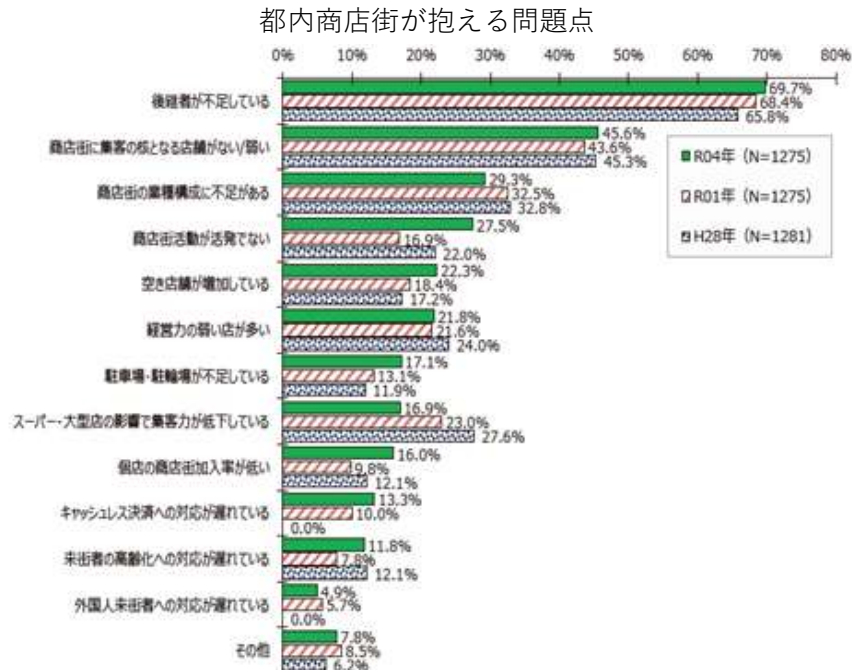
- ① 魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人を訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティの中心としての機能を担い続けています。
- ② 区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信・拡散されることで、来訪者の増加・地域経済の活性化につながっています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
買い物や食事、イベント等で商店街を利用している割合	89.8% (令和 6 年度)	90%	90%
区内における年間観光消費額の推計値	1,325 億円 (平成 29 年度)	1,650 億円	1,720 億円

▶ 現状と課題

- ① 商店街は、身近な買い物の場としての機能に加え、地域のコミュニティとしての役割が期待されていますが、高齢化や若手人材不足などが商店街運営の大きな課題となっています。商店街がにぎわいを創出し、地域コミュニティの核としての役割を担い続けるためには、商店街の組織力強化や運営を担う人材育成を図る必要があります。



資料：令和4年度東京都商店街実態調査報告書を基に作成

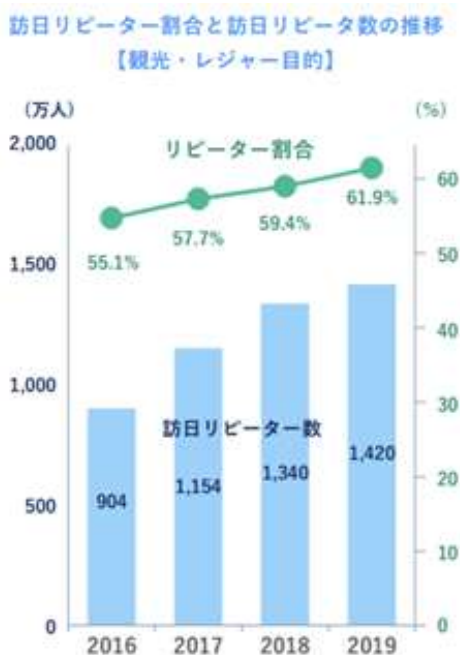
- ② 消費者ニーズの多様化やデジタル技術の発展、大型店の展開など、個店を取り巻く経営環境は大きく変化しています。また、飲食店、小売業などの非製造業は、製造業と比べ労働生産性が低い傾向にあります。経営力があり魅力的な商品・サービスを提供できる店舗へ成長するためには、各個店が、事業計画の見直しや新規顧客獲得等、新たな取組に積極的にチャレンジしていく必要があります。

- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響でインバウンド需要が消滅し、国内旅行需要も減少していました。現在ではこれらの需要が急速に回復し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を超える勢いです。また、羽田空港の乗降客数は右肩上がりの状況で、今後も堅調な推移が予想されます。しかし、来訪者は区外を目的地に設定しているケースが多く、区内での活動が限定的であることが課題です。



資料：日本空港ビルデング株式会社「羽田空港 旅客ターミナル利用実績」を基に作成

- ④ 訪日リピーターが増加傾向にあり、主要観光地に加えて、地域固有の体験を求める傾向が強まっています。大田区は都内近郊の観光拠点として好立地であり、多種多様な目的を持った人々が訪れています。大田区は「観光地」としての認知獲得は難しい一方、羽田空港を擁する立地特性から、国内観光の拠点となり得るポテンシャルがあります。来訪者が求める「大田区ならではの」魅力の創出と情報発信が必要です。



資料：観光庁「令和元年訪日外国人消費動向調査」を基に作成

▶ 施策の方向性

① 商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援



商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。

② 区の魅力の発信と来訪者の利便性向上



大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進事業等の取組を引き続き行っていきます。

また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

観光関連情報を観光PRサイトや各種SNSで積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン

基本目標 4

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

施策 4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

施策 4-2 地域力を活かした防災対策の推進

施策 4-3 治安がよい美しいまちの実現

施策 4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり

施策 4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

施策 4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

施策 4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

施策 4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり

施策 4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり



基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 1	災害に強く回復しやすい減災都市の実現

▶ めざす姿

- ① 区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。
- ② 橋梁をより強靱にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。
また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。
- ③ 気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難の場所が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台」が確保されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
住宅の耐震化率 (旧耐震基準)	92.9% (令和 5 年度推計値)	約 98% (令和 7 年度)	—
住宅の耐震化率 (新耐震基準)	85.9% (令和 5 年度推計値)	—	個別計画の 改定時設定 (※)
東京都防災都市づくり推進計画の 重点整備地域における不燃領域率 (東京都推計値)	大森中地区： 64.3% 羽田二・三・六丁 目地区：49.4% 補助 29 号線沿道地 区 (大田区)： 52.5% (令和 4 年度)	—	大森中地区： 70%超 羽田二・三・六丁目 地区：60%超 補助 29 号線沿道地 区 (大田区)： 70%超 (令和 12 年度)
耐震性能を把握した橋梁数	39 橋/156 橋 (令和 5 年度)	59 橋	75 橋
耐震・強靱化を進めた橋梁数 (落橋対策)	30 橋/156 橋 (令和 5 年度)	35 橋	39 橋
無電柱化整備延長	13.47 km (令和 2 年度)	17.53 km	20.79 km (令和 12 年度)
高台の充足数 (特別出張所単位)	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所

※大田区耐震改修促進計画を令和 7 年度末に改定予定

▶ 現状と課題

- ① 旧耐震基準の住宅等の助成開始から 10 年以上経過し、所有者の高齢化、集合住宅の合意形成等の課題で耐震化が困難な住宅等が増加傾向にあります。また、新耐震基準の木造住宅の耐震化で首都直下地震の全壊棟数、死者数は約 80%減少すると推計されています。そのため、旧耐震基準の耐震化率 98%をめざし、各種助成事業の普及啓発、個別相談等の支援を進めるとともに、令和 6 年度から開始した新耐震基準の診断助成の結果も検証しながら、耐震化支援を更に拡充する必要があります。
- ② 新防火規制、不燃化特区による建替え等支援、羽田地区の道路拡幅等整備により、木造住宅密集地域の不燃化が進んでいますが、不燃領域率目標値 70%（延焼焼失率がほぼゼロとなる値）までは達成していない状況です。引き続き、建築物不燃化の個別相談・建替え支援、羽田地区での災害時避難路確保、延焼防止となる道路軸・広場・公園等整備促進、無接道敷地解消等を進めて、不燃領域率 70%をめざす必要があります。
- ③ 区が管理する橋梁 156 橋（公園橋は除く）のうち、約半数は昭和 40、50 年代に整備され、旧耐震基準（昭和 55 年以前）が適用されています。耐震補強については、過去の地震、津波被害にも対応した耐震基準を基本に進めています。しかし、東京都や旧国鉄から移管された橋梁が多く、設計計算書や地盤情報が不足しているため、現行基準での耐震性能が不明であり、これを把握する必要があります。また、耐震補強の効果を踏まえた上で、地震に対する早急な対策が求められています。



- ④ 無電柱化は全国的に進められていますが、区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長（無電柱化率）は、令和 2 年度の時点で 1.7%となっています。無電柱化（電線共同溝の敷設）に必要な道路空間の確保が難しく、高額な整備費用（約 5.3 億円/km）や長い工事期間（道路延長 400m で設計から工事まで 7 年程度）を要しています。
- ⑤ 多摩川が想定最大規模で氾濫した場合、区の約 37%のエリアで浸水が想定されており、区役所本庁舎や JR 蒲田駅周辺も浸水区域内に立地しています。また、浸水エリアには、区の人口の約 60%が居住しています。区の高台が不足している箇所への早急な対応が求められており、建物群、公園等公共施設、高規格堤防を組みあわせながら整備する必要があります。

▶ 施策の方向性

<p>①倒れないまちづくりの推進</p>	
<p>旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。</p>	
<p>②燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進</p>	
<p>災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくりの手法により道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度を活用した建替え等支援により、不燃領域率の向上を図ります。</p>	
<p>③橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、 復旧の強化</p>	
<p>区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。</p>	
<p>④多様な整備手法による無電柱化の推進</p>	
<p>電線共同溝方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。</p>	
<p>⑤水害から命を守る高台まちづくりの推進</p>	
<p>高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、高台まちづくりを推進します。</p>	

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	大田区国土強靱化地域計画
3	大田区地域防災計画
4	大田区耐震改修促進計画
5	防災都市づくり推進計画（東京都）
6	橋梁長寿命化修繕計画
7	橋梁耐震整備計画
8	大田区無電柱化推進計画
9	大田区高台まちづくり基本方針

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 2	地域力を活かした防災対策の推進

▶ めざす姿

- ① 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者を支援できる社会が実現しています。
- ② 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靱な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、1日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	0% (令和 5 年度)	100%	100%
災害から身を守るために取組をしている区民の割合	85.6% (令和 6 年度)	100%	100%
災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	2 団体 (令和 5 年度)	7 団体	11 団体

▶ 現状と課題

- ① 現行の関係機関の体制（※）で、首都直下地震発生時に予想される被害者を救助するためには、区災害対策本部の情報収集、指揮・統制能力を向上させ、関係機関の能力・特性に応じた適切な勢力配分により、救命・救助率を高めていく必要があります。また、災害拠点病院等が発災時の混乱により機能不全に陥ることのないようトリアージ、軽症者処置を行う緊急医療救護所（軽症者救護所）の体制を構築していますが、こうした災害時医療救護体制の運用には、スタッフ側のスキルアップに加え、地域住民の緊急医療救護所等に対する認知度の向上が必要となります。
- ※ 消防 【区内4署（大森・田園調布・蒲田・矢口）・消防救助機動部隊の一部】
警察 【区内5署（大森・田園調布・蒲田・池上・東京空港）】
自衛隊【第1普通科連隊1個小隊（約30人）】
- ② 令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査において、14.4%の方が「（災害から身を守るための取組を）特に何もしていない」と回答しました。区の防災対策や日頃の備えの重要性について広く周知していくために、区の防災に関わるすべての事業と地域の自主防災訓練等を連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる環境を構築し、防災意識の高揚を図る必要があります。避難行動要支援者（約1万7千人）に対しては、区が優先的に支援する対象者と本人・家族が作成する対象者とに区分し、個別避難計画の作成を進めています。より多くの方に個別避難計画の作成を進めることで福祉避難所や要配慮者スペースの整備・拡充など計画の実効性確保に努めています。また、地域住民とともに要配慮者の避難・誘導・避難生活訓練を実施することも必要です。
- ③ 災害時、支援物資を民間事業所に集積し、各種避難所ごとに仕分けを行ったのち、放射線状に輸送する物流システムを令和6年に構築しました。災害時、支援物資を必要とする方に滞りなく供給するためには、平時の備蓄管理体制を整備するとともに、帰宅困難者をはじめ在宅避難者や要配慮者にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築していく必要があります。また、首都直下地震発生時には、区のごみ総排出量の19年分に相当する災害廃棄物の発生が予想されます。このうち、し尿や生ごみを含んだ生活系廃棄物の長期堆積は、生活環境を悪化させる要因となります。区民の生活環境の保全・公衆衛生を確保するためには、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制の構築が必要となります。
- ④ 住家被害認定調査拠点や、り災証明書交付拠点を複数設置するとともに、各業務のシステム導入や、災害の規模に応じたゾーニングによる業務戦略確立により、調査・交付体制の迅速化を進めています。さらに、専門知識を持つ関係機関と定期的に研修会を開催し、ワークショップにより、被災者支援の「相談窓口業務」の理解を深めてきました。生活再建に必要な支援は多岐にわたるため、専門分野を持つ様々な機関と連携を深め、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握し解消する「災害ケースマネジメント」を推進する必要があります。

▶ 施策の方向性

<p>①区民の生命・身体を災害から保護する 救命・救助・救護体制の構築</p>	 <p>デジタル技術なども活用した区（災害対策本部）の情報収集体制を強化し、関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靱な救命・救助・救護体制を確立します。また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。</p>
<p>②多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と 防災意識の高揚</p>	 <p>区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練」と、地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。</p> <p>これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。</p>
<p>③必要な方に物資を供給できる物流体制と 生活系廃棄物処理体制の構築</p>	 <p>大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築します。</p> <p>また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。</p>
<p>④災害ケースマネジメントの実施準備</p>	 <p>平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。</p> <p>これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、1日も早い復興のための事前対策を推進します。</p>

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域防災計画
2	大田区災害廃棄物処理計画

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 3	治安がよい美しいまちの実現

▶ めざす姿

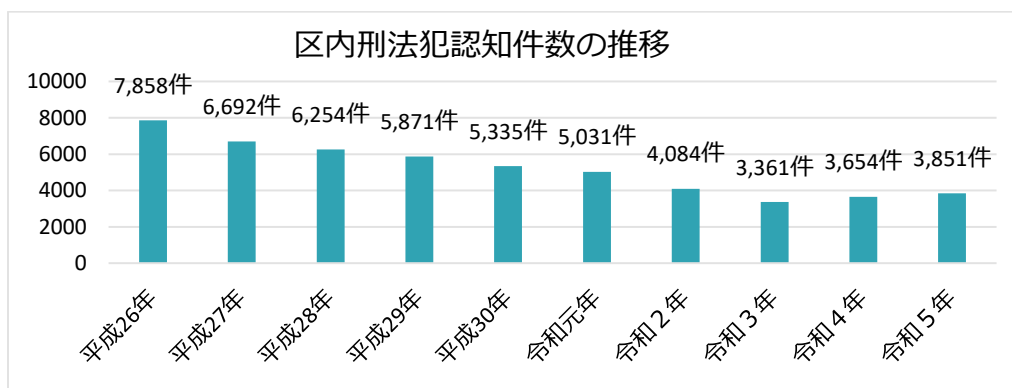
- ① 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。
- ② 区民一人ひとりの消費者力が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。
- ③ 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
治安のよさの満足度 (体感治安)	60.4% (令和 5 年度)	65%	70%
区内特殊詐欺被害件数	151 件 (令和 5 年)	112 件	72 件
消費者相談の解決率	98.6% (令和 5 年度)	99%	99%
蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	16 人 (令和 5 年度)	11 人	7 人

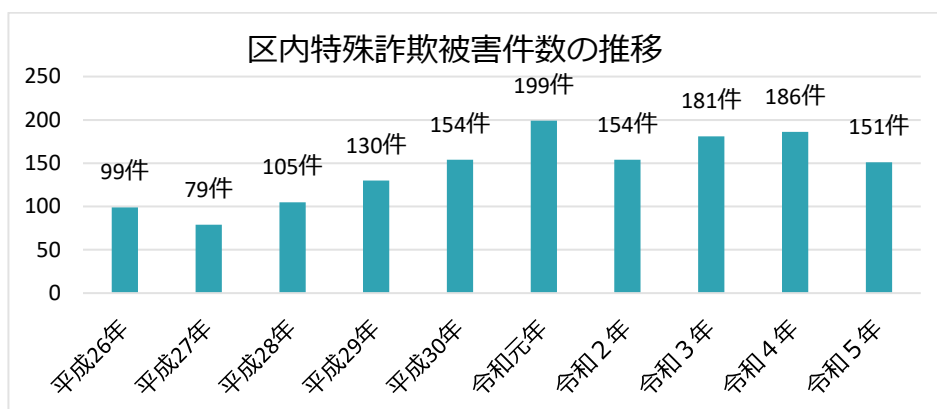
▶ 現状と課題

- ① 区内刑法犯認知件数は令和3年まで減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたことによる人流復活に伴い、近年は増加傾向にあります。そのため、自治会・町会などの地域団体や警察などの関係機関と連携・協力の上、社会全体で犯罪を許さない環境をつくる必要があります。



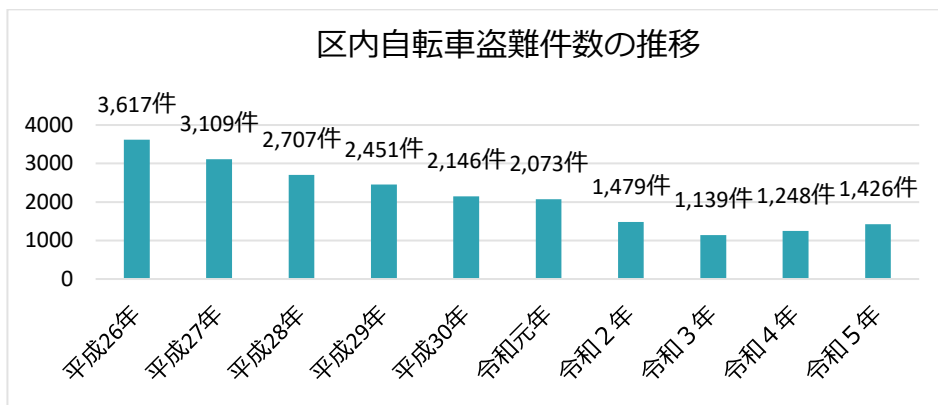
資料：警視庁資料を基に作成

- ② オレオレ詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺は、全国的には増加傾向にある一方で、区内ではほぼ横ばいですが、撲滅までには至っていません。手口が巧妙化する特殊詐欺においては、電話にすぐ出ないなど、犯人との接点を無くす取組が必要となっています。



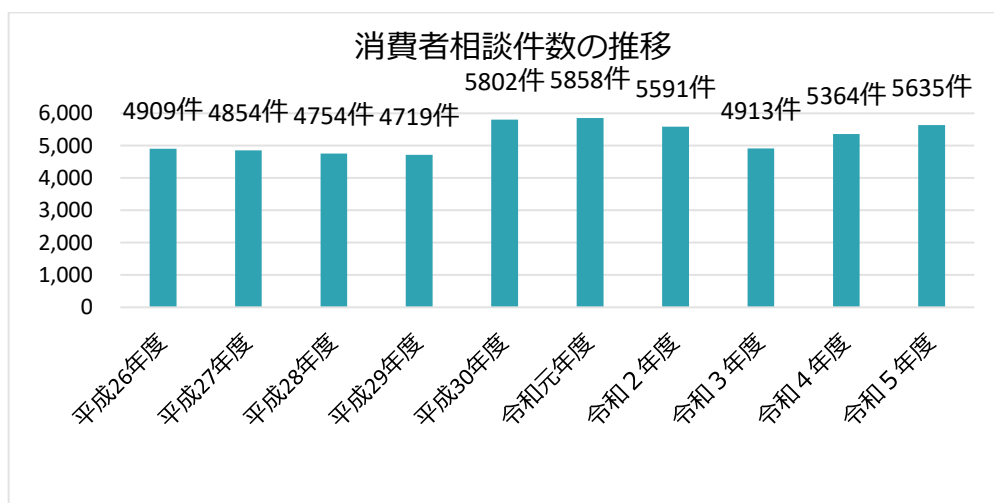
資料：警視庁資料を基に作成

- ③ 令和5年における区内自転車盗難件数は1,426件で、区内刑法犯認知件数の約40%を占めており、近年は人流復活に伴い、増加傾向にあります。また、盗難に遭った自転車の約60%は無施錠であり、自転車利用者の防犯意識を高める必要があります。



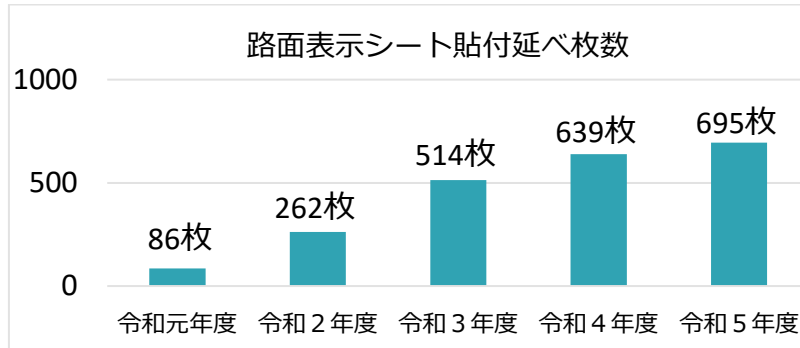
資料：警視庁資料を基に作成

- ④ デジタル社会の進展と個人投資への関心の高まりなどに伴い、従来にない契約トラブルが発生しています。成年年齢の引下げやオンライン取引が急速に増えていることにより、悪質事業者のターゲットとなりやすい消費者が増加しています。そのため、新たな契約トラブルにも対応可能な消費生活相談体制を整え、啓発を強化するとともに、行政、福祉関係者、自治会・町会などの連携により、消費者被害防止及び見守り活動を進める必要があります。



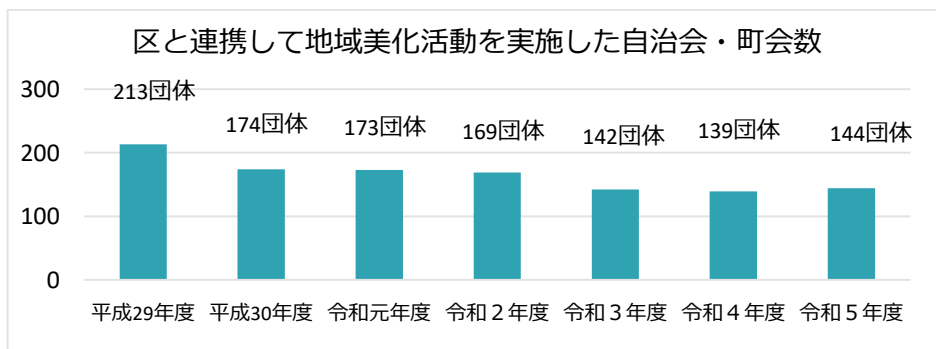
資料：所管課実績を基に作成

⑤ 令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、たばこを吸える場所が減る一方、分煙環境に対する区民の意識は高まっています。公衆喫煙所の設置・運用による分煙環境の整備を進めるとともに、喫煙マナー指導員の派遣、路面表示シートの貼付を行うなど、より一層の喫煙マナー周知が求められます。



資料：所管課実績を基に作成

⑥ 地域美化活動支援として、自主的清掃活動へ支援用品の配布を行っています。しかしながら、清掃活動を行っている層が固定化されているため、清掃活動に興味がない方への更なる啓発が求められます。



資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

①地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保



区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安の向上を図ります。

②特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化



特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。

③喫煙対策及び環境美化の推進



喫煙する人としらない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
2	第2次大田区環境基本計画
3	大田区自転車等総合計画

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 4	地域の魅力を活かした拠点づくり

拠点：まちづくりにおける拠点とは、その都市や地域の中心的な役割を果たすエリアのことで、商業、文化、行政などの主要な機能が集積している地区のことを指す。

▶ めざす姿

- ① 地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	68.5% (令和 5 年度)	70%	72%
駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	43.6% (令和 6 年度)	46%	48%

▶ 現状と課題

- ① 「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、複雑化する都市の課題解決に向け、設定した都市づくりのテーマや各部門に対して横断的・戦略的に都市づくりを推進しています。大田区を取り巻く状況や東京都・周辺区市の動向、将来の変化等を予測した都市づくりを進めていく必要があります。
- ② 蒲田駅周辺では、東口駅前広場の地下自転車駐車場の整備が進められ、新空港線整備を契機とする中長期的な都市基盤施設整備や、まちの機能更新、建築物の共同化・再開発等による市街地の更新を検討しています。また新空港線整備のほか、既存の公共施設の再編も視野に、現在のまちの姿を快適性、利便性、魅力の向上という視点で整備し、中心拠点として持続的に発展する蒲田の再生が求められています。

- ③ 大森駅周辺では、東口駅前広場の暫定整備が終了し、地域団体がイベント等で活用しています。駅西側は、補助線街路第28号線（池上通り）と大森駅西口広場の整備が都市計画事業として進められています。駅西側の整備を踏まえ、駅舎や暫定整備となっている東口駅前広場も含め、まちの将来像と中長期的な基盤施設整備を示し、にぎわいの創出や良好なまちなみ形成など中心拠点としてのまちづくりを推進する必要があります。
- ④ 下丸子駅・池上駅・洗足池駅・平和島駅の拠点駅周辺では、地域の状況や特色を踏まえたまちづくりの検討が進められています。今後は地域の課題解決に向けてまちづくりへの機運を高め、区民や事業者など多様な主体の参加と連携により、財政状況を踏まえながら計画的にまちづくりを進める必要があります。
- ⑤ 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に基づき、地元団体や関係地権者などと協働でまちづくりを進めています。多様なライフスタイルに応じ、「まちづくりの基本理念」の実現に向けて、地域住民をはじめ地域に関わる様々な主体が、それぞれの責務を果たすことにより、暮らしやすさの向上や地域の課題解決を図る必要があります。

▶ 施策の方向性

① 蒲田駅周辺のまちづくり



羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備（東西駅前広場・東西自由通路など）やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化・再開発等を促進し、土地の高度利用と市街地の更新を図ります。

② 大森駅周辺のまちづくり



中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第28号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

③ 身近な地域の魅力づくり



下丸子駅周辺地区では、下丸子1号、2号踏切の法指定踏切対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではランドデザイン等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	おおた都市づくりビジョン
3	大田区景観計画
4	大田区鉄道沿線まちづくり構想
5	蒲田駅周辺地区ランドデザイン
6	大森駅周辺地区ランドデザイン
7	下丸子駅周辺地区まちづくり構想
8	池上地区まちづくりランドデザイン
9	洗足池駅周辺地区まちづくり方針
10	平和島駅周辺地区ランドデザイン

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

▶ めざす姿

- ① 新空港線整備に向けた機運が高まっており、第一期整備（矢口渡～京急蒲田間）の工事が着実に進められています。
- ② 公共交通不便地域への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。
- ③ 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備を進めることで、「移動しやすいまち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の 신설を望む区民の割合	35.9% (令和 6 年度)	45%	50%
大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	89.2% (令和 6 年度)	91%	92%
「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	75% (令和 5 年度)	—	100% (令和 13 年度)

▶ 現状と課題

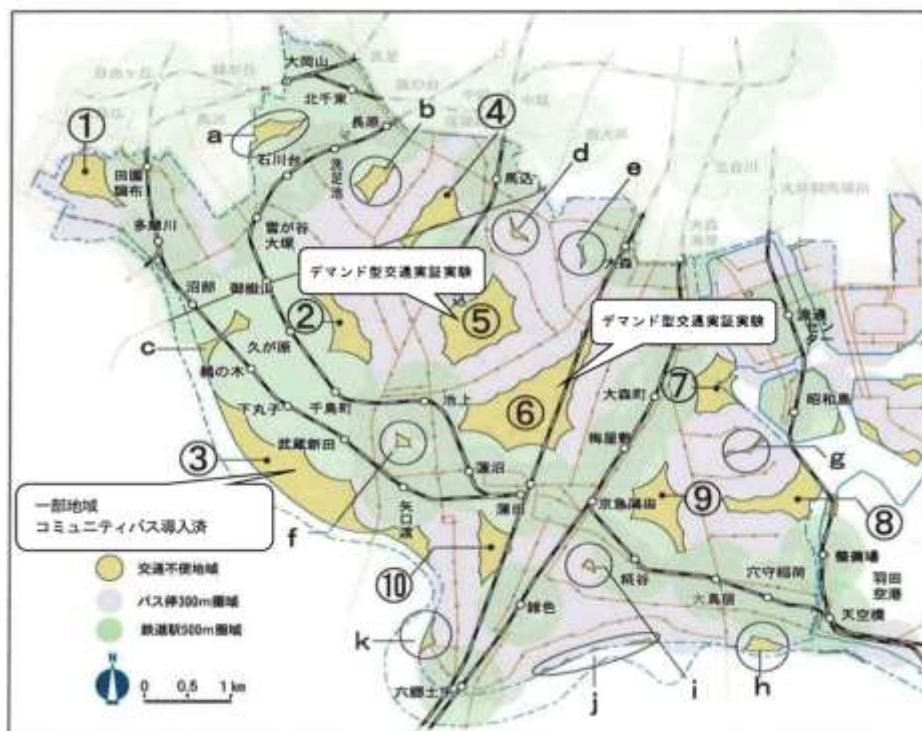
- ① JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅は約 800m離れており、鉄道での移動ができない状態です。そのため、羽田空港への移動も便利とは言えません。区内の東西方向の交通が分断されていることから、この区間に鉄道路線を整備し、分断を解消することが求められています。また、羽田空港へ直通するためには、東急線と京急線の軌間幅（線路幅）が異なる課題を解消する必要があります。



資料：大田区ホームページ

- ② 区内には 10 か所に公共交通不便地域があり、平成 21 年度より矢口地域でコミュニティバス（たまちゃんバス）を導入し、現在は本格運行となっています。また、令和 5 年 7 月より 1 年間にわたり南馬込地区・西蒲田地区でデマンド型交通実証実験を実施しました。引き続き、公共交通不便地域の改善のため、既存の公共交通の充実を図るとともに、区民の交通へのニーズに十分対応する必要があります。

公共交通不便地域



資料：平成 19 年度 大田区コミュニティバス導入検討会報告書を基に作成

③ 都市計画道路の整備は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、整備路線を選定して事業を進めています。第四次優先整備路線策定（平成 28 年度～令和 7 年度）から 8 年経過していますが、区施行路線で着手しているのは約 36%（817m/2290m）と低く、早期の整備完了が求められています。

第四次優先整備路線（区施行）延長一覧表

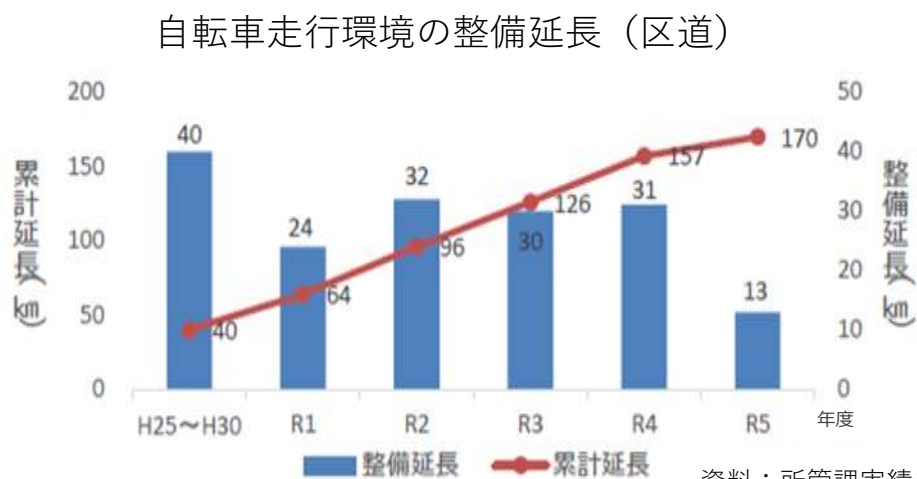
路線名	計画延長(m)	着手済延長(m)
補助線街路第34号線	970	206
補助線街路第43号線	560	234
補助線街路第44号線	700	317
大田区画街路第7号線	60	60
合計	2,290	817

資料：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、着手済延長は所管課実績を基に作成

【参考】

区内全体の都市計画道路では、区内総延長約 107km に対して整備済延長は約 52km と約 49%（令和 5 年度末時点）の進捗です。

- ④ 「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく区道の自転車走行環境の整備（約 170km、主にナビマーク・ナビライン）が令和 5 年度におおむね完成しました。一方、区内の国道・都道等の整備は完了していません。ネットワークを確保するためには国道・都道等の整備について、道路管理者である国・都と連携し事業展開を図るとともに、連続性や効果の検証を行う必要があります。



- ⑤ 「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」を策定し、区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すとともに、具体的な施策を定め、街なかのバリアフリー化を推進しています。バリアフリー整備を進めるに当たり、事業の検討を行っていても、施設の構造や予算上の課題から、整備時期が未定な事業があります。そのため、整備を行う事業者と連携・協議を図りながら、継続的な検討が必要です。

▶ 施策の方向性

<p>①新空港線の整備促進</p>	<div style="text-align: right;">      </div> <p>J R・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。</p>
<p>②区内公共交通の改善</p>	<div style="text-align: right;">    </div> <p>電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティなど、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。</p>
<p>③広域的な道路ネットワークの整備推進</p>	<div style="text-align: right;">     </div> <p>広域連携軸を構成する幹線道路のうち、事業中区間の都市計画道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。</p>
<p>④誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備</p>	<div style="text-align: right;">    </div> <p>自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道等における自転車ネットワークのミッシングリンク解消をめざします。</p>
<p>⑤街なかのバリアフリー化の推進</p>	<div style="text-align: right;">      </div> <p>区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。</p>

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	おおた都市づくりビジョン
3	大田区鉄道沿線まちづくり構想
4	蒲田駅周辺地区ランドデザイン
5	蒲田駅周辺地区基盤整備方針
6	大田区交通政策基本計画
7	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）
8	大田区自転車等総合計画
9	大田区自転車等総合計画前期アクションプラン
10	大田区自転車ネットワーク整備実施計画
11	大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針
12	大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

▶ めざす姿

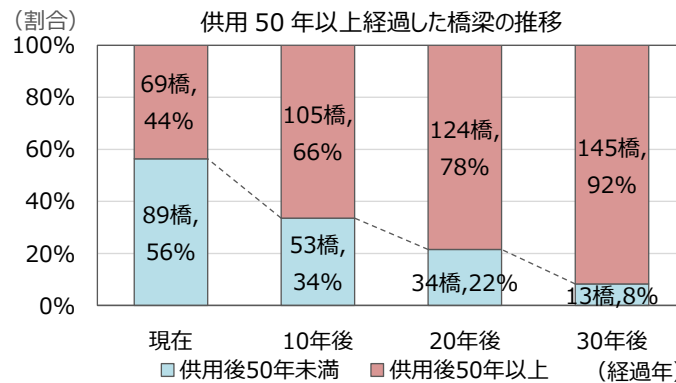
- ① 生活に密着した道路や狭あい道路の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。
- ② 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等が所有者やその関係者により適切に管理されています。
- ③ 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちになっています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	63.6% (令和 5 年度)	65%	70%
狭あい道路の区内総延長 261km (両側 522km) に対する拡幅整備率	21.6% (令和 5 年度)	24.6%	27%
橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	97% (令和 5 年度)	100%	100%
住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	71.5% (令和 5 年度)	76%	80%
区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	742 件 (令和 5 年度)	707 件	679 件
放置自転車台数	307 台 (令和 6 年度)	毎年減少	—

▶ 現状と課題

- ① 区が管理する道路等のインフラの数量は増え続けており、近年では労務単価や諸経費率の上昇により、維持管理コストが上昇しています。また、幅員4m未満の狭あい道路は、防災、通風、採光などの面で十分とは言えず、緊急車両等の円滑な通行に支障をきたしています。今後もサービスの質を維持・向上するためには、新技術や新手法の活用によるコスト縮減を図り、持続可能な道路の維持管理を進めていく必要があります。なお、狭あい道路の拡幅には、建築物等の移動が伴い、建替えの機会を捉え、建築主等と円滑に協議を進め、工事を実施することが必要です。
- ② 区が管理する橋梁156橋（公園橋は除く）のうち、建設後50年を経過する橋梁は44%を占め、30年後には92%に達する状況となっています。供用期間が長くなることで、偶発的な損傷が発生する可能性が高くなり、これに比例して修繕対策に必要となる対策費が上昇を続けるため、修繕対策費の抑制、縮減に努める必要があります。



資料：橋梁長寿命化修繕計画（令和4年度一部改定版）を基に作成

- ③ 安全で快適な住まいづくりを支援するため、既存住宅の良質化や長寿命化を支援する必要があります。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に対する、住まい探しや入居後における複合的な支援体制を整える必要があります。安全・快適に住み続けられるための住宅リフォーム助成の見直し、高経年分譲マンションの適正管理に必要な支援の拡充、住宅確保要配慮者の住まい確保のため、貸主等が安心して住宅を貸すことができる支援体制の整備が課題です。

- ④ 区が把握している課題のある空家等の数は、令和5年度末現在 742 件となっています。所有者不在や相続問題、建物の維持管理や解体費用が捻出できないなどの理由から適切に管理されていないものも多くあります。適正に管理されていない空家等は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、早期対応や空家等の発生予防が重要です。民間企業等とも連携した区民等への啓発活動や所有者等への働きかけのより一層の充実が課題です。

課題となる空家等の新規把握数

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
299件	129件	97件	124件	128件

資料：所管課実績を基に作成

- ⑤ 区営自転車等駐車場の収容台数の確保については、基本的に既存施設の活用により進めています。ただし、駐輪需要の高い駅や放置自転車が集中している駅など、現時点で駐輪問題が発生している駅周辺地域については、その問題の程度に合わせて効果的・効率的な対策が重要です。駐輪需要に対して既存施設での収容に限界があるため、将来需要に対応しきれない駅が発生し、また施設の老朽化が進む中で、施設の廃止、長寿命化等を含めた方針を定める必要があります。また近年、環境負荷の少ない自転車の需要が高まる一方、自転車事故も増加傾向にあり、自転車活用の推進と同時に安全運転・マナー啓発の強化を図る事業展開が課題です。

▶ 施策の方向性

①生活道路等の整備



ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

②新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理



区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。

③安心して快適な住環境の確保



住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

④空家等対策の推進



区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家や特定空家の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

⑤年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実



交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。

⑥自転車等利用総合対策の推進



自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区公共施設等総合管理計画
2	橋梁長寿命化修繕計画
3	大田区住宅マスタープラン
4	大田区空家等対策計画
5	大田区自転車等総合計画
6	第11次大田区交通安全計画

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 7	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

▶ めざす姿

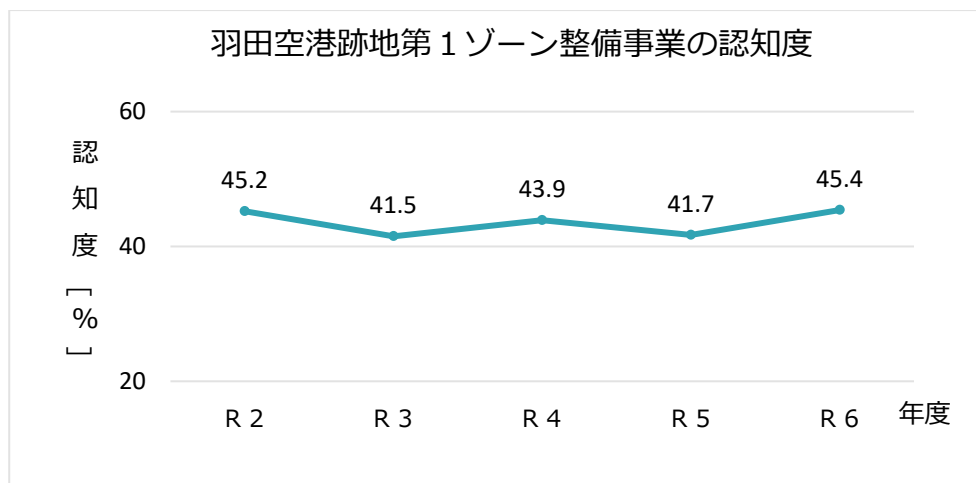
- ① 埋立島部や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。
- ② 空港に隣接し、みどりと水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA GLOBAL WINGS」が形成されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	46.0% (令和 6 年度)	50%	55%
HANEDA GLOBAL WINGS への来街者数 (1 日当たり)	8,885 人 (令和 5 年度)	10,800 人	11,200 人

▶ 現状と課題

- ① 臨海部の主要幹線道路は、慢性的な交通渋滞が発生しており、かつ、島部へのアクセスは路線バスが主流ですが、交通渋滞やバスの運転手不足により運行本数が減便になるなど、利便性が高いとは言えない状態です。また、主要幹線道路の整備が進み、物流拠点の強化が図られ交通量はますます増加する可能性があります。そのため、内陸部と臨海部におけるアクセス改善のため、新たなモビリティの導入やバスの利用環境改善などによる持続可能な地域旅客運送サービスの確保が必要です。
- ② レクリエーション施設の点在、低未利用な公有地など、にぎわいの場所としてのポテンシャルを十分発揮できていません。公園やスポーツ施設など点在する魅力ある資源を十分に活用できる散策路整備等、にぎわいを創出するための施設整備、機能強化が必要となっています。
- ③ 羽田空港跡地について、羽田イノベーションシティのオープンやソラムナード羽田緑地等の整備など各計画を基に事業を着実に進め、まちづくりを推進している一方、整備事業への認知度は40%台を推移しています。世界中から誰もが訪れたいくなるような魅力あるまちづくりを進め、整備した事業を積極的に情報発信することで、空港臨海部のにぎわい創出につなげていく必要があります。



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

▶ 施策の方向性

① 移動しやすく、

働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成



内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティの導入検討を進めるとともに、国道 357 号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり



羽田空港に隣接する HANEDA GLOBAL WINGS の特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地第 1 ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	空港臨海部グランドビジョン 2040
3	大田区交通政策基本計画
4	羽田空港跡地まちづくり推進計画
5	羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針
6	羽田空港跡地かわまちづくり計画（国土交通省）

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり

▶ めざす姿

- ① 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由を楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。
- ② 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、子どもたちが楽しく自由に遊べるようになっています。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

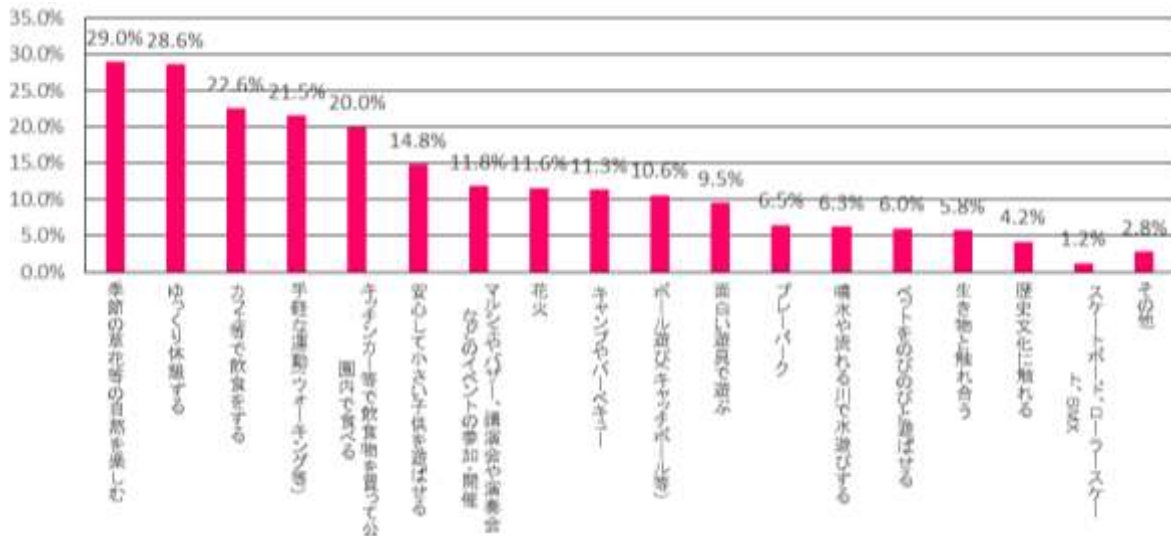
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
地域の拠点となる公園の満足度	40.0% (令和 6 年度)	50%	60%
身近な公園の満足度	50.0% (令和 6 年度)	60%	70%

▶ 現状と課題

- ① 令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の結果によると、公園でしてみたいこととして、「自然を楽しむ」や「ゆっくり休憩する」、「カフェ等で飲食をする」、「手軽な運動」、「キッチンカー等で飲食物を買って公園内で食べる」等ニーズが多岐にわたっています。少子高齢化の急激な進行など、区を取り巻く社会情勢が変化中、多様化するニーズに応えられる公園づくりが求められています。

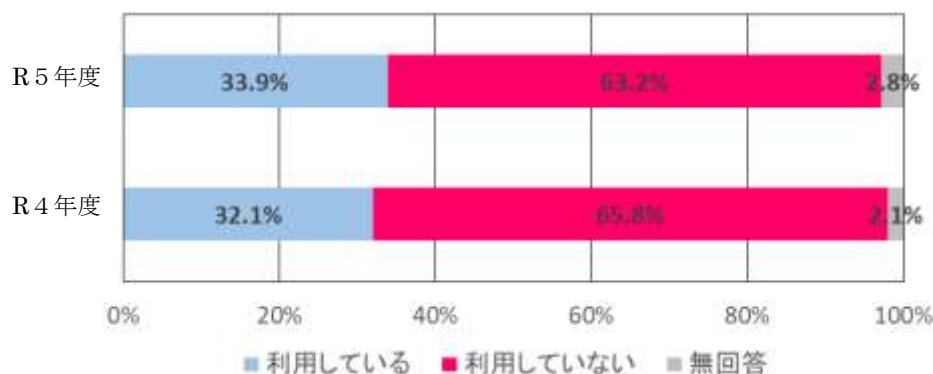
公園でしてみたいこと



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（令和5年度）を基に作成

- ② 区立公園のうち約60%が1,000㎡を下回る公園である上、大半が市街地内に整備されていることから、敷地条件や周辺の影響に配慮した画一的な整備となり、公園が利用されていない状況です。公園は、都市部でみどりを体験できる貴重な憩いの場でもあり、地域の交流の場としても利用できる場所です。今後、小規模な公園を再整備するなどして魅力ある場としていく必要があります。

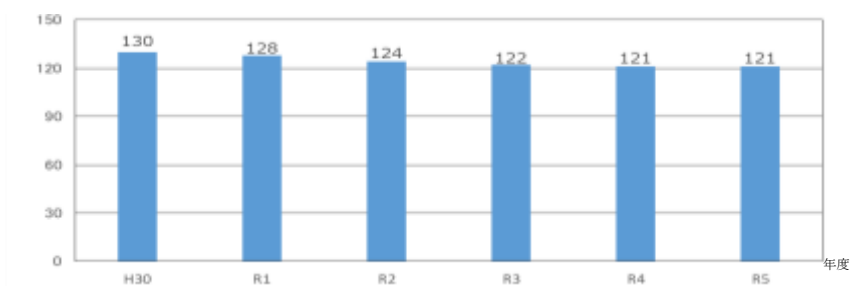
公園の利用状況



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

③ 地域の方々が身近な公園の日常清掃・花壇づくりなどにより公園の利活用等を行っている「ふれあいパーク活動」の団体数は、団体会員の高齢化やコロナ禍の影響もあり近年減少傾向にあります。公園は都市部において、貴重なみどりを有するオアシスであり、地域の方々の日常生活に潤いを提供する場です。今後、公園が荒廃し、オアシスとしての機能を損なわないよう、公園の利活用を推進していく必要があります。

ふれあいパーク活動団体数



資料：都市基盤整備部事業概要を基に作成

▶ 施策の方向性

①誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり



区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

②大規模公園・緑地の魅力向上



都市計画事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度や指定管理者制度といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

③身近な公園・緑地の魅力向上



地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

基本目標 4	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策 4 - 9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

▶ めざす姿

- ① 区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

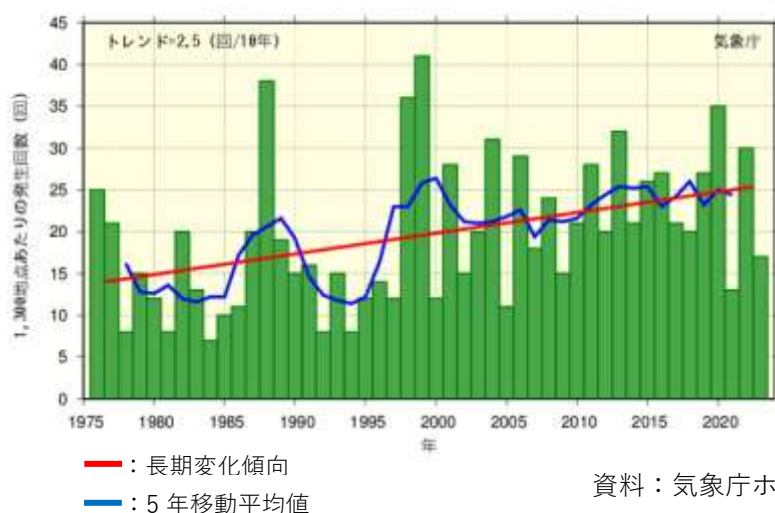
▶ 指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	58.8% (令和 6 年度)	60%	65%
緑被率	18.32% (平成 30 年度)	21%	21.5% (令和 12 年度)

▶ 現状と課題

- ① 土地利用の転換や枯死などにより、緑被率が 20.47%（平成 21 年度）から 18.32%（平成 30 年度）に減少するなど、区内のみどりが減少しています。みどりを守り未来につなげるため、地域課題を整理しながら改善策を検討するとともに、既存のみどりを最大限活用した効果的・機能的なまちづくりが求められています。また、区民・事業者・区がそれぞれの役割を把握し、連携して行うみどりの取組を充実・強化する必要があります。
- ② 近年、猛暑日や集中豪雨の増加、台風の勢力拡大など、気候変動の影響が顕在化しています。今後も、気候変動に伴い、気温上昇と降水量の更なる増加が見込まれ、風水害の激甚化につながる可能性があります。CO₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、まちの景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、みどりが持つ多くの機能を最大限活用することが求められています。

1 時間降水量 80mm 以上の年間発生件数



資料：気象庁ホームページを基に作成

③ 呑川のBODは70mg/L 近くまで悪化していましたが、下水道をおおむね100%整備したことにより、環境基準の8mg/L 以下に改善しました。総合的な水質浄化対策を講じていますが、区民が不快と感じるスカムや悪臭は春から秋にかけて未だに発生しており、更に浄化対策を進め、これらを縮減する必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

①みどりの保全、創出、活用の推進



新たなみどりの創出や水とみどり空間の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金」の運用を図ります。

②魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充



河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

③河川の水質浄化対策の推進



呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた
2	大田区景観計画
3	第2次大田区環境基本計画

第 6 章 資料編

第6章 資料編

1 基本計画策定の経過

(1) 大田区基本計画懇談会の概要

ア 大田区基本計画懇談会条例

令和6年3月11日

条例第2号

(設置)

第1条 大田区の基本計画及び実施計画を策定するに当たり、その参考となる意見を求めるため、区長の附属機関として大田区基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び実施計画の基本的な考え方及び政策体系に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する33人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から令和7年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

イ 大田区基本計画懇談会委員名簿

	氏名	ふりがな	区分
会長	牛山 久仁彦	うしやま くにひこ	学識経験者
会長代理	奥 真美	おく まみ	学識経験者
委員	澁谷 昌史	しぶや まさし	学識経験者
委員	有村 久春	ありむら ひさはる	学識経験者
委員	石渡 和実	いしわた かずみ	学識経験者
委員	西脇 祐司	にしわき ゆうじ	学識経験者
委員	小林 真理	こばやし まり	学識経験者
委員	下村 芳樹	しもむら よしき	学識経験者
委員	中西 正彦	なかにし まさひこ	学識経験者
委員	松山 知規	まつやま ともき	有識者
委員	森 英男	もり ひでお	団体代表者
委員	中島 寿美	なかじま すみ	団体代表者
委員	深尾 定男	ふかお さだお	団体代表者
委員	広瀬 安宏	ひろせ やすひろ	団体代表者
委員	北見 公秀	きたみ ただよし	団体代表者
委員	西 義雄	にし よしお	団体代表者
委員	牧野 ふみよ	まきの ふみよ	団体代表者
委員	三木 伸良	みき のぶよし	団体代表者
委員	星山 知之	ほしやま ともゆき	公募区民
委員	浜 洋子	はま ようこ	公募区民
委員	赤星 剛史	あかぼし たけし	公募区民
委員	永井 隆	ながい たかし	公募区民
委員	松原 秀典	まつばら ひでのり	区議会議員
委員	大橋 たけし	おおはし たけし	区議会議員
委員	えびさわ 圭介	えびさわ けいすけ	区議会議員
委員	田島 和雄	たじま かずお	区議会議員
委員	佐藤 伸	さとう しん	区議会議員
委員	三沢 清太郎 (令和6年11月1日をもって懇談会委員辞任)	みさわ せいたろう	区議会議員
委員	犬伏 秀一	いぬぶし ひでかず	区議会議員
委員	おぎの 稔 (令和7年1月1日をもって懇談会委員辞任)	おぎの みのる	区議会議員
委員	庄嶋 孝広	しょうじま たかひろ	区議会議員

ウ 大田区基本計画懇談会及び専門部会の開催経過

	開催日	主な内容
第1回懇談会	令和6年 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大田区基本計画・実施計画の策定について ・今後の進め方等について
第1回専門部会 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	8月19日 8月23日～9月2日(※) 8月23日～9月2日(※) 8月26日～9月3日(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策内容について ・区民ワークショップの開催結果
第2回懇談会	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回大田区基本計画懇談会のご意見について ・専門部会の検討状況報告について ・共通課題について ・行政評価について
第2回専門部会 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	11月8日 11月11日 11月13日 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・修正した施策内容について ・主要事業について
第3回懇談会	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区基本計画・実施計画（素案）について

※ 第1回専門部会基本目標2・3・4は、台風10号の影響により、書面開催としました。

(2) 区民参画の概要

ア 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

調査対象	大田区内に居住する満 18 歳以上の男女個人（外国人を含む）
調査方法	配付は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式
調査期間	令和 6 年 8 月 1 日～8 月 22 日
調査の内容	①区の施策における満足度及び重要度に関する調査 ②区の施策における指標の現状値に関する調査
有効回収数	①671 件（郵送 464 件＋電子申請 207 件） ②713 件（郵送 445 件＋電子申請 268 件）

イ 新たな大田区基本計画・実施計画の策定に向けたワークショップ

開催日	会場	対象者
7 月 27 日（土）	池上会館 集会室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8 月 1 日（木）	大田区民ホール・アプリコ展示室	区内在住・在学の小学校 5 年生～中学校 3 年生
8 月 3 日（土）	オンライン開催	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8 月 6 日（火）	大田区民ホール・アプリコ展示室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方

※ 意見交換の内容

基本構想に定める 4 つの基本目標を実現するために優先的に取り組むべき課題と重要な取組について

ウ 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

期間	令和 6 年 12 月 27 日～令和 7 年 1 月 17 日
閲覧場所	区ホームページ、企画課窓口、区政情報コーナー、特別出張所、図書館、区民センター、文化センター等

2 大田区基本構想

(1) 基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくりまします。

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくりまします。

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎまします。

(2) 将来像

2040 年ごろ（令和 22 年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

(3) 基本目標 (将来像を実現するためのまちの姿)

基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- 子どもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべての子どもが自分らしく輝いています。

基本目標 2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に受け入れられ、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生まれ、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人を訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

(4) 基本構想を実現するために

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1 基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である 2040 年ごろ（令和 22 年ごろ）だけでなく、2030 年 S D G s の達成や 2050 年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2 持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3 区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・N P O 及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4 シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

3 個別計画一覧

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
基本目標1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち				
大田区子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	令和3年3月	5年	
大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた子どもの生活応援プラン】	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱	令和4年3月	5年	
第5期大田区次世代育成支援行動計画、第3期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区こども未来計画】	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 こども基本法	令和7年3月	5年	
大田区児童館構想		令和7年3月	なし	
第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】	教育基本法	令和6年4月	5年	
大田区こども読書活動推進計画（第四次）	子どもの読書活動の推進に関する法律	令和6年10月	おおむね5年	
第2期大田区教育ICT化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	令和5年3月	5年	
大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉		令和6年4月	5年	
大田区立学校における働き方改革推進プラン		令和2年3月	5年	
大田区学校施設個別施設計画	公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針	令和6年6月	37年	
大田区いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法	令和3年4月	なし	
大田区不登校対策基本方針	義務教育段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律	令和3年2月	なし	
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち				
大田区サイン整備基本方針		令和元年8月	なし	
大田区案内誘導サイン整備指針		平成29年3月	なし	
大田区再犯防止推進計画	再犯の防止などの推進に関する法律	令和3年3月	5年	
大田区障がい者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	令和2年8月	6年 (当初5年)	

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
第8期大田区男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	令和3年3月	5年	大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画、大田区女性の職業生活における活躍推進計画を包含
大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針		平成16年10月	なし	
おおた生涯学習推進プラン		令和4年3月	5年	
「国際都市おおた」多文化共生推進プラン	出入国管理及び難民認定法 日本語教育の推進に関する法律 等	令和6年3月	5年	
大田区文化振興プラン	文化芸術基本法	平成31年3月	7年 (当初5年)	
大田区スポーツ推進計画 (令和7～令和11年度版)	スポーツ基本法	令和7年3月	5年	
大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	令和6年3月	6年	
大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画	社会福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	令和6年3月	5年	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針		平成23年3月	なし	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver.3		令和6年3月	5年	
ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン		平成29年3月	なし	
大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】	老人福祉法 介護保険法 高齢者の居住の安定を確保する法律	令和6年3月	3年	

大田区障害者計画、第7期 大田区障害福祉計画、第3期 大田区障害児福祉計画、 大田区発達障がい児・者支 援計画 【おおた障がい施策推進プ ラン】	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	令和6年3月	3年	
おおた健康プラン（第三 次）	健康増進法 食育基本法 自殺対策基本法 母子保健計画について（平 成26年6月17日雇児発 0617第1号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知） 等	平成31年3月	7年 （当初5年）	大田区食育推進計 画、大田区自殺対策 計画、大田区母子保 健計画を包含
大田区感染症予防計画	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律	令和6年3月	6年	
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち				
大田区産業振興ビジョン		令和6年3月	10年	
大田区観光案内サイン計画		平成22年1月	なし	
第2次大田区環境基本計画	地球温暖化対策の推進に関 する法律 生物多様性基本法 食品ロスの削減の推進に関 する法律 気候変動適応法	令和7年3月	6年	大田区地球温暖化対 策実行計画〔区域施 策編〕、大田区生物多 様性地域戦略、大田 区食品ロス削減推進 計画、大田区気候変 動適応方針を包含
大田区脱炭素戦略		令和5年3月	なし	
大田区役所エコオフィス推 進プラン（第6次）	地球温暖化対策の推進に関 する法律	令和6年3月	7年	大田区地球温暖化対 策実行計画〔事務事 業編〕に該当
大田区役所グリーン購入ガ イドライン		令和4年4月	なし	
庁有車等の調達に係る環境 配慮方針		令和4年4月	なし	
大田区電力の調達に係る環 境配慮方針		令和2年4月	なし	
大田区電力調達方針		令和2年4月	なし	

脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針		令和6年9月	なし	
大田区一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和3年3月	10年	
大田区分別収集計画（第10期）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	令和4年6月	5年	
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち				
大田区国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	令和4年3月	5年	
大田区地域防災計画	災害対策基本法	令和4年7月	なし	
大田区業務継続計画（震災編）	災害対策基本法	平成30年4月	なし	
大田区業務継続計画（新型インフルエンザ編）	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成27年3月	なし	
大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画（全体計画）	災害対策基本法	平成29年3月	なし	
大田区国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	令和4年3月	なし	
大田区新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成26年10月	なし	
大田区都市計画マスタープラン	都市計画法	令和4年3月	おおむね20年	
おおた都市づくりビジョン		平成29年3月	2030年代	
空港臨海部グランドビジョン2040		令和4年3月	おおむね20年	
大田区交通政策基本計画	交通政策基本法	令和6年3月	10年	
大田区景観計画	景観法	平成25年10月	なし	
大田区色彩ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区建築物景観ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区緑の基本計画グリーンプランおおた	都市緑地法	令和5年3月	20年	
大田区グリーンインフラ事業計画		令和7年3月	5年	
大田区高台まちづくり基本方針		令和7年3月	2040年代	

大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	令和7年3月	なし	
大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和7年3月	10年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和5年3月	10年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン 特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和5年3月	10年	
案内誘導サイン整備ガイドライン		平成29年3月	なし	
視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編）		平成29年3月	なし	
大田区耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例	平成28年3月	10年	
大田区住宅マスタープラン	住生活基本法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律	令和5年3月	10年	大田区マンション管理適正化推進計画を包含
大田区営住宅等長寿命化計画	公営住宅法等	平成30年3月	10年	
大田区空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	令和3年7月	5年	
蒲田駅周辺地区グランドデザイン		令和4年4月	20年	
蒲田駅周辺地区基盤整備方針		令和4年10月	20年	
蒲田駅周辺再編プロジェクト		平成25年12月	20年	
大森駅周辺地区グランドデザイン		平成23年3月	15年	
池上地区まちづくりグランドデザイン		平成31年3月	なし	
平和島駅周辺地区グランドデザイン		令和7年3月	20年	

洗足池駅周辺地区まちづくり方針		令和2年3月	なし	
下丸子駅周辺地区まちづくり構想		令和5年3月	20年	
大田区鉄道沿線まちづくり構想		令和6年3月	30年	
大田区駐車場整備計画（蒲田地区）	駐車場法	令和6年10月	20年	
羽田空港跡地利用基本計画		平成20年3月	なし	
羽田空港跡地利用O T A基本プラン		平成20年10月	なし	
羽田空港跡地まちづくり推進計画		平成22年10月	なし	
羽田空港跡地第1ゾーン整備方針		平成27年7月	なし	
大田区自転車等総合計画	自転車法 自転車活用推進法	令和4年3月	10年	
大田区自転車等総合計画前期アクションプラン	自転車法 自転車活用推進法	令和4年3月	5年	
大田区自転車ネットワーク整備実施計画	自転車法 自転車活用推進法	平成28年8月	10年	
第11次大田区交通安全計画	交通安全対策基本法	令和3年11月	5年	
橋梁耐震整備計画	地震防災対策特別措置法 災害対策基本法 等	令和2年3月	5年	
橋梁長寿命化修繕計画	道路法 河川法	令和2年3月	5年	
大田区無電柱化基本方針	無電柱化の推進に関する法律	令和2年3月	なし	
大田区無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	令和3年3月	10年	
大田区災害廃棄物処理計画		令和2年3月	なし	
持続可能な自治体経営				
大田区におけるSDGs推進のための基本方針		令和4年3月	なし	
大田区SDGs未来都市計画		令和5年12月	3年	
大田区アウトソーシング指針		平成23年6月	なし	
大田区公民連携基本指針		令和4年1月	なし	
大田区職員定数基本計画		令和7年3月	4年	
大田区外郭団体等に関する基本方針		令和4年3月	なし	
大田区補助金適正化方針		平成28年3月	なし	

施設使用料の基本的な考え方		令和6年7月	なし	
大田区情報化推進指針		令和7年3月	10年	
大田区DX推進計画		令和7年3月	4年	
大田区公共施設等総合管理計画		令和4年3月	20年	
大田区公共施設個別施設計画		令和3年3月	40年	
大田区公共施設改築・改修等中期プラン		令和5年3月	10年	
既存区有施設高効率照明導入計画		令和4年3月	10年	
マイナンバーの利活用に向けた基本的な考え方		平成28年9月	なし	
大田区シティプロモーション戦略		令和7年3月	8年	
大田区シティプロモーション戦略アクションプラン第1期		令和7年3月	4年	
大田区内部統制取組方針	地方自治法	令和元年6月	なし	
大田区情報セキュリティ基本方針		平成16年1月	なし	
大田区人材育成・確保基本方針		令和7年1月	なし	
大田区職員の「心の健康づくり計画」		令和4年11月	5年	
2021-2025 職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン－第二次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画（後期）－女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画（後期）－ 【職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン】	次世代育成支援対策推進法 女性活躍推進法	令和3年4月	5年	
大田区公金管理運用方針	地方自治法	令和5年3月	なし	

4 指標一覧

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち					
施策1-1 子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり					
1	相談できるところを知っている子どもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「相談できるところを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した子どもの数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っている子どもの割合」)	85%	100%
2	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所がある子どもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した子どもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
3	居場所を複数箇所選択した子どもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、指標②で「ある」と回答した子どものうち、「あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。」という設問に対し、複数回答した子どもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
4	将来の夢や目標をもっているこどもの割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対し、「持っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	小6 80.7% 中3 66.1% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +1ポイント 以上
施策1-2 子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり					
5	子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 23.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」) ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
6	妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	乳幼児健康診査時（4か月児健康診査）のアンケートで、「妊娠・出産・子育てについて相談できる人はいますか、又は、相談先を知っていますか。」という設問に対し、「はい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 78.4% (令和4年度) (すこやか親子21アンケート（4か月児健康診査時）「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」)	85%	95%
7	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
8	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した保護者の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
9	住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	51.1% (令和 6 年度)	54%	56%
施策 1 - 3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成					
10	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 79.3% 中3 81.4% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +1.5 ポイント 以上
11	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 78.1% 中3 73.9% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
12	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
13	学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりする児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「学級の児童（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.0% 中3 84.6% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +1ポイント 以上
14	自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.4% 中3 83.8% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +2ポイント 以上
15	全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）における、教科に関する調査の結果（国語の平均正答率）	小6 71% 中3 59% (令和6年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
16	全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）における、教科に関する調査の結果（算数・数学の平均正答率）	小 6 68% 中 3 54% (令和 6 年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1 ポイント 以上
施策 1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備					
17	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていくと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていくと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
18	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6 64.4% 中 3 66.4% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均+2.5 ポイント以上
19	築年数が 80 年を超えない学校が割合（ <small>くたい</small> 躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）	築年数が 80 年を超えない区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）/全区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）×100	100% (令和 5 年度)	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
基本目標 2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち					
施策 2 - 1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備					
20	地域とのつながりを実感している高齢者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じるがありますか。」という設問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した 60 歳以上の区民の数/60 歳以上の調査回答総数×100	46.7% (令和 6 年度)	50%	55%
21	要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75 歳以上 85 歳未満）の割合	厚生労働省「介護保険事業状況報告」で、介護保険第 1 号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）のうち、要介護・要支援認定を受けていない人の数/介護保険第 1 号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）の数×100	82.6% (令和 5 年度)	82.8%	83.0%
22	社会参加の状況	大田区高齢者等実態調査で、「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。」という設問に対し、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「収入のある仕事」で、「週 4 回以上」「週 2～3 回」「週 1 回」「月 1～3 回」「年に数回」と回答した高齢者の数/調査回答総数×100	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% (令和 4 年度)	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある 仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある 仕事 40% (令和 13 年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
23	地域密着型サービスの整備状況	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）の拠点数と定員数	認知症高齢者グループホーム43拠点・844人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護5拠点（看護）小規模多機能型居宅介護8拠点（令和5年度）	認知症高齢者グループホーム45拠点・880人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護8拠点（看護）小規模多機能型居宅介護10拠点	—
24	介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	介護サービス従事者の離職者数/起算日に在籍していた職員数×100	16.3% (令和4年度)	全国値を下回る	全国値を下回る
施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進					
25	成年後見制度の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『成年後見制度』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	32.8% (令和6年度)	40%	45%
26	成年後見制度の利用者数	東京家庭裁判所の区市町村別成年後見制度の利用者数	1,293件 (令和5年度)	1,350件	1,400件
27	大田区DV相談ダイヤルの認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	30.0% (令和6年度)	34%	38%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実					
28	障害福祉サービス等利用者の満足度	大田区障がい者実態調査で、現在利用している障害福祉サービスの満足度について、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の数/調査回答総数×100	75% (令和4年度)	85%	90% (令和13年度)
29	障害者差別解消法の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『障害者差別解消法』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	20.3% (令和6年度)	28%	36%
施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり					
30	自治会・町会への加入世帯数	自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 (令和5年度)	244,000 世帯	244,000 世帯
31	自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、NPO等の団体数	地域力推進活動負担金の実績報告により、地域の企業、団体、NPO等と連携・協働した件数	1,951 団体 (令和5年度)	2,125 団体	2,300 団体
32	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「あなたは、現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思いますか。」という設問に対し、「現在参加している」「ぜひ参加したい」「きっかけや条件を整えば参加してみたい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	47.9% (令和5年度)	50%	55%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
33	ユニバーサルデザインの理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、『ユニバーサルデザイン』という言葉を知っていますか。』という設問に対し、「定義までよく理解している」「定義はなんとなく理解している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	67.6% (令和 6 年度)	70%	85%
34	普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「普段の生活について、『孤立感や孤独感がない』はどの程度あてはまりますか。」という設問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.6% (令和 6 年度)	70%	72%
施策 2 - 5 人々の相互理解と交流の促進					
35	日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査または大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本人・外国人区民の数/調査回答総数×100	日本人 57.5% (令和 6 年度) 外国人 79.8% (令和 4 年度)	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
36	現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	大田区多文化共生実態調査で、「現在住んでいるまちは暮らしやすいですか。」という設問に対し、「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	85.0% (令和 4 年度)	88.5%	91.3%
37	家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.1% (令和 5 年度)	50%	55%
38	今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和 6 年度)	68.5%	70.5%
施策 2 - 6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実					
39	65 歳健康寿命 (要介護 2)	65 歳の方が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護 2 以上とする。	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 (令和 4 年)	延伸 (※65 歳平均余命の延伸分を上回る)	延伸 (※65 歳平均余命の延伸分を上回る)
40	特定健診受診率 (国民健康保険被保険者)	40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者のうち、特定健康診査を受診した人の数/40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者数×100	38.8% (令和 5 年度)	39.8%	40.0% (令和 11 年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
41	主観的健康感	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	64.5% (令和6年度)	増やす	増やす
42	かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。」という設問に対し、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	29.5% (令和6年度)	31%	32.5%
施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備					
43	区民スポーツ実施率	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか。」という設問に対し、「週3日以上(年151日以上)」「週2日(年101~150日)」「週1日(年51~100日)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和6年度)	70%	72%
44	区のスポーツ環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	22.5% (令和6年度)	26%	30%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承					
45	区の文化芸術環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	19.2% (令和6年度)	25%	40%
46	区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。」という設問に対し、「あった」と回答した区民の数/調査回答総数×100	38.0% (令和6年度)	40%	50%
施策2-9 生涯にわたる学びの支援					
47	最近1年間に生涯学習を行った区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、最近1年間に生涯学習を行ったことがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.5% (令和6年度)	45%	50%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
48	年 1 回以上図書館を利用する区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「1 年間で大田区立図書館又は文化の森情報館（電子書籍貸出サービスを含む）をどのくらい利用しますか。」という設問に対し、「週 1 回以上」「月 2 回程度」「月 1 回程度」「2～3 か月に 1 回程度」「ほとんど利用しない（年 1～2 回程度）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	48.6% (令和 6 年度)	55%	60%
基本目標 3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち					
施策 3 - 1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承					
49	大田区内における温室効果ガス排出量の削減率	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲13.9% (令和 3 年度)	▲44%	▲55%
50	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	大田区役所エコオフィス推進プラン実績調査の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲31.5% (令和 5 年度)	▲45%	▲56%
51	「生き物の豊かさ」の満足度	大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査で、「あなたは、大田区の環境をどのように感じていますか？（項目：生き物の豊かさ）」という設問に対し、「満足」「やや満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	27.2% (令和 5 年度)	—	40% (令和 12 年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
52	みどり率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりの覆われた面積+水面が占める面積+公園内の緑で覆われていない面積/区面積×100	25.3% (平成 30 年度)	27%	28% (令和 12 年度)
施策 3 - 2 持続可能な循環型社会の構築					
53	区民 1 人 1 日当たりのごみと資源の総量	大田区一般廃棄物組成分析調査による算定結果	585g (令和 5 年度)	560g	524g
施策 3 - 3 区内企業の自己変革の促進					
54	区内全産業の付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」の算定結果。企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などの中間投入額を差し引くことによって算出。	19,208 億円 (令和 3 年度)	19,881 億円 (令和 8 年度)	20,576 億円 (令和 13 年度)
55	付加価値額が増加した区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「前年に比べて付加価値額が増加した」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	42.4% (令和 6 年度)	45%	50%
56	デジタル化の取組意向のある区内の企業割合	大田区の景況の調査で、「ITを活用した業務効率化・生産性向上の取組状況」に、「取り組んでいる」「まだ取り組んでいないが、取り組む予定がある」「取り組みたいが、検討段階である」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	57.8% (令和 5 年度)	65%	70%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援					
57	新規採用人数が充足している企業の割合	大田区の景況の調査で、製造業の企業が希望する求人数に対して、新規採用人数が「充足している」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	28.8% (令和6年度)	30%	30%
58	事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない企業の割合	大田区ものづくり産業等実態調査において、「事業承継の意向」のうち「事業承継について考えていない」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	34.2% (令和元年度)	30%	25%
59	区内製造業の粗付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」の算定結果。売上高（総生産額）から減価償却費を差し引かないで算出した付加価値額のこと。	1,850億円 (令和3年度)	1,850億円 (令和8年度)	1,850億円 (令和13年度)
60	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	大田区シティプロモーション調査で、「あなたは大田区に対してどのようなイメージや印象をお持ちですか。」という設問に対し、「ものづくりのまち」と回答した区民及び区民以外の数/調査回答総数×100	なし	現状値取得 次第設定	現状値取得 次第設定
施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出					
61	区内の新設法人数	大田区新設法人件数調査の結果によって把握	1,051社 (令和5年度)	1,114社	1,167社
62	羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握。	2件 (令和5年度)	2件	3件

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
63	羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	1 件 (令和 5 年度)	2 件	3 件
施策 3 - 6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信					
64	買い物や食事、イベント等で商店街を利用している区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.8% (令和 6 年度)	90%	90%
65	区内における年間観光消費額の推計値	観光庁の「観光入込客統計調査に関する共通基準及び調査要領」に基づき算出	1,325 億円 (平成 29 年度)	1,650 億円	1,720 億円
基本目標 4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち					
施策 4 - 1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現					
66	住宅の耐震化率 (旧耐震基準)	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき算出した平成 30 年 9 月末時点の耐震化率をベースに、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出	92.9% (令和 5 年度推計値)	約 98% (令和 7 年度) ※おおむね解消	—
67	住宅の耐震化率 (新耐震基準)	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出 ※大田区耐震改修促進計画を令和 7 年度末に改定予定	85.9% (令和 5 年度推計値)	—	個別計画の改定時設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
68	東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率（東京都推計値）	東京都の算定結果（空地率 + (1 - 空地率/100) × 不燃化率 (%)）	大森中地区：64.3% 羽田二・三・六丁目地区：49.4% 補助 29 号線沿道地区（大田区）：52.5% (令和 4 年度)	—	大森中地区：70%超 羽田二・三・六丁目地区：60%超 補助 29 号線沿道地区（大田区）：70%超 (令和 12 年度)
69	耐震性能を把握した橋梁数	耐震性能照査が完了した橋梁数	39 橋/156 橋 (令和 5 年度)	59 橋	75 橋
70	耐震・強靱化を進めた橋梁数（落橋対策）	耐震補強工事が完了した橋梁数	30 橋/156 橋 (令和 5 年度)	35 橋	39 橋
71	無電柱化整備延長	大田区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長	13.47 km (令和 2 年度)	17.53 km	20.79 km (令和 12 年度)
72	高台の充足数（特別出張所単位）	特別出張所ごとに、「避難対象者数」と「高台※の受入人数」の需給分析により算出（大田区高台まちづくり基本方針の短期目標）。 ※水害時緊急避難場所と緊急安全確保先	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所
施策 4 - 2 地域力を活かした防災対策の推進					
73	総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	「総合防災訓練」と地域（区内各地区）の「自主防災訓練」を連携させ実施した数と、その成果を共有することができた地区の数の合計（累計）/18 地区 × 100	0% (令和 5 年度)	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
74	災害から身を守るために取組をしている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「災害から身を守るためにどのような取り組みをしていますか」という設問に対し、「特に何もしていない」と回答した区民の数/調査回答総数×100を、100 から引いた割合	85.6% (令和 6 年度)	100%	100%
75	災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	毎年 1 回以上、実装に向けて協議した、「災害ケースマネジメント」の実施に当たって連携が想定される関係機関・民間団体数	2 団体 (令和 5 年度)	7 団体	11 団体
施策 4 - 3 治安がよい美しいまちの実現					
76	治安のよさの満足度（体感治安）	大田区政に関する世論調査で、「治安のよさ」という設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	60.4% (令和 5 年度)	65%	70%
77	区内特殊詐欺被害件数	警視庁資料を基に算出した区内特殊詐欺被害の件数	151 件 (令和 5 年)	112 件	72 件
78	消費者相談の解決率	相談が解決した件数/相談件数（処理不要・処理中除く）×100	98.6% (令和 5 年度)	99%	99%
79	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区内で、週 1 日平日に、18 時から 20 時までの間、30 分間調査した人数の平均値	16 人 (令和 5 年度)	11 人	7 人

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり					
80	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	68.5% (令和5年度)	70%	72%
81	駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区は、『大田区鉄道沿線まちづくり構想』において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	43.6% (令和6年度)	46%	48%
施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成					
82	蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「早期に実現してほしい大田区内の公共交通対策」という設問に対し、「鉄道路線の充実（蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	35.9% (令和6年度)	45%	50%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
83	大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。」という設問に対し、「とても利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.2% (令和 6 年度)	91%	92%
84	「大田区バリアフリー基本構想おた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	毎年度末に行う特定事業の進捗調査で、「事業が完了した」又は「継続して取り組んでいる」と回答のあった事業の数/大田区バリアフリー基本構想にて位置付ける特定事業の総数×100 ※特定事業とは、バリアフリー法第 2 条にて定める、ハード整備又はソフト対策によるバリアフリー化に関する事業のこと。	75% (令和 5 年度)	—	100% (令和 13 年度)
施策 4 - 6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備					
85	住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「道路の整備」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	63.6% (令和 5 年度)	65%	70%
86	狭あい道路の区内総延長 261km (両側 522km) に対する拡幅整備率	狭あい道路の区内総延長に対する、狭あい道路拡幅整備工事が完了した割合	21.6% (令和 5 年度)	24.6%	27%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
87	橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	大田区が管理する橋梁（公園管理橋は除く）に対して5年間に一回のサイクルとして実施した定期点検の診断結果の割合 ※健全性判定Ⅱ以上とは、予防保全の観点から対策が不要な状態もしくは必要に応じて対策の実施が望まれる状態であること。	97% (令和 5 年度)	100%	100%
88	住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「あなたご自身の住宅事情」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	71.5% (令和 5 年度)	76%	80%
89	区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	陳情等により課題のある空家等として把握した現存数	742 件 (令和 5 年度)	707 件	679 件
90	放置自転車台数	「駅前放置自転車等の現況と対策調査」によって把握した放置自転車台数 ※例年 10 月、晴天の平日のうち任意の 1 日、おおむね午前 11 時ごろの駅周辺における放置自転車台数。	307 台 (令和 6 年度)	毎年減少	—

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策 4 - 7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり					
91	空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか」という設問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.0% (令和 6 年度)	50%	55%
92	HANEDA GLOBAL WINGS への来街者数 (1日当たり)	携帯電話端末のGPS位置情報データを用いて算出した、1日当たりのHANEDA GLOBAL WINGS への来街者数	8,885 人 (令和 5 年度)	10,800 人	11,200 人
施策 4 - 8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり					
93	地域の拠点となる公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「野球場、キャンプ場、アスレチック等がある大きな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.0% (令和 6 年度)	50%	60%
94	身近な公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「住宅街によくある小さな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	50.0% (令和 6 年度)	60%	70%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策 4 - 9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり					
95	身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査・区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	58.8% (令和 6 年度)	60%	65%
96	緑被率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積/区面積×100	18.32% (平成 30 年度)	21%	21.5% (令和 12 年度)

5 施策の方向性とSDGsゴールとの関係

(1) SDGs 17の目標

	<p>【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
	<p>【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

資料：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」外務省仮訳

(2) 関係性対応表

各施策の方向性がSDGsのどのゴールにつながっているかを一覧で示しています。

	SDGs																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり																	
こども・若者の意見を尊重する取組の推進	○	○	○	○						○						○	○
こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	○		○	○						○						○	○
こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	○	○	○	○													
「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	○	○	○	○												○	○
1-2 こども・子育てが家庭を地域や社会全体で支える環境づくり																	
妊娠前から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実			○													○	
こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実			○														
仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現			○		○			○								○	
こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり			○	○							○					○	○
1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成																	
予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成				○				○	○		○						○
世界とつながる国際都市おたを担う人財の育成				○	○					○	○	○	○				
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成			○	○	○					○						○	
こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上			○	○				○									
1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備																	
自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	○			○	○					○						○	
柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり			○	○		○	○		○		○				○		

		SDGs																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備																			
高齢者の見守り体制の強化・推進			○									○						○	
共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援			○								○	○							
高齢者の就労・地域活動の支援	○		○						○			○							
介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実			○						○			○							
2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進																			
権利擁護の正しい理解と周知啓発			○		○						○							○	
地域の担い手の育成と相談体制の拡充			○															○	
地域連携ネットワークの強化			○															○	
2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実																			
相談支援体制の充実・強化			○								○								
障がい者等の地域生活の支援			○								○	○							
障がいへの理解の推進			○								○	○							
2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり																			
多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築			○									○							
自治会・町会との連携・協働の更なる推進												○							
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			○								○	○							
分野横断の包括的な支援体制の強化	○		○									○							
2-5 人々の相互理解と交流の促進																			
国際理解・国際交流の推進				○	○				○	○	○	○						○	○
コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	○		○	○							○	○							○
人権と多様性を尊重する意識の醸成					○						○								
2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実																			
生涯を通じた心身の健康づくりの推進			○						○										○
科学的根拠に基づく健康啓発の展開			○	○															
健康に関する安全・安心の確保			○									○							

2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備																	
誰もがスポーツを楽しめる機会づくり				○	○												
ニーズに即したスポーツ環境の整備				○	○												
2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承																	
文化芸術に親しむ機会の創出					○							○					
地域の文化資源の保存・活用の推進					○							○					
2-9 生涯にわたる学びの支援																	
個人の学びの充実					○						○						
学びを通じたつながり・活用の場の創出					○						○						
地域の学びを支える環境整備					○						○						
図書館機能の充実					○						○						

	SDGs																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承																	
脱炭素ライフスタイルへの転換							○		○		○	○	○				○
脱炭素まちづくりの推進							○		○		○	○	○				○
豊かな自然の継承						○					○		○	○			○
3-2 持続可能な循環型社会の構築																	
3R+Renewableの推進											○	○	○	○			○
3-3 区内企業の自己変革の促進																	
変化への対応・高付加価値化								○	○								
脱炭素化・デジタル化の促進								○	○								
3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援																	
基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保				○				○	○								
立地・拡張ニーズへの対応、と産業と暮らしの調和								○	○		○						
3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出																	
新たな挑戦への支援（創業支援）								○	○								
産業交流拠点の形成								○	○		○						
イノベーション創出の推進								○	○		○						
3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信																	
商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援								○	○		○						
区の魅力の発信と来訪者の利便性向上								○			○						○

		SDGs																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現																		
倒れないまちづくりの推進	○									○		○		○				
燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	○									○		○		○				
橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化	○									○		○		○				
多様な整備手法による無電柱化の推進	○									○		○		○				
水害から命を守る高台まちづくりの推進										○		○		○				○
4-2 地域力を活かした防災対策の推進																		
区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築			○								○			○				○
多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚			○		○	○					○			○				○
必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築			○		○	○					○			○				○
災害ケースマネジメントの実施準備			○		○						○			○				○
4-3 治安がよい美しいまちの実現																		
地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保												○						○
特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化												○						○
喫煙対策及び環境美化の推進			○									○						
4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり																		
蒲田駅周辺のまちづくり							○	○	○		○		○					○
大森駅周辺のまちづくり							○	○	○		○		○					○
身近な地域の魅力づくり							○	○	○		○		○					○
4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成																		
新空港線の整備促進			○					○	○		○		○					○
区内公共交通の改善			○								○		○					
広域的な道路ネットワークの整備推進	○									○		○		○				

誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備			○								○		○				
街なかのバリアフリー化の推進			○		○					○	○						○
4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備																	
生活道路等の整備	○							○	○		○		○				
新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理									○		○						
安心で快適な住環境の確保	○		○							○	○		○				○
空家等対策の推進											○	○					○
年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実											○						
自転車等利用総合対策の推進											○						
4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり																	
移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成								○	○		○						
HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり									○		○	○					○
4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり																	
誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり											○						○
大規模公園・緑地の魅力向上											○						○
身近な公園・緑地の魅力向上											○						
4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり																	
みどりの保全、創出、活用の推進			○	○					○		○		○	○	○		○
魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充											○		○		○		
河川の水質浄化対策の推進											○						

大田区持続可能な自治体経営 実践戦略

第1章 策定の背景と目的

区は、平成20年に策定した基本構想を実現するための基本計画の着実な推進に向け、大田行政経営プラン（平成21～23年度）、大田区経営改革推進プラン（平成24～26年度）、新大田区経営改革推進プラン（平成27～30年度）を策定し、様々な経営手法を取り入れながら不断の経営改革に取り組んできました。

その後、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。そのような中、令和3年7月に「持続可能な自治体経営に向けた取組方針」を定め、限りある経営資源を効果的・効率的に配分し、新たな価値と魅力を生み出しながら、この大きな困難を乗り越えてきました。

令和6年3月に新たな基本構想を策定し、区がめざすべき将来像実現のため、この度、基本計画を策定し、基本目標を実現するための施策を定めたところです。その施策を推進するために実施計画で定めた事業の実施に当たっては、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能な自治体経営を実践する必要があります。このため、持続可能な自治体経営実践戦略（以下「本戦略」という。）を策定します。

第2章 経営理念

本戦略を進めるため、区として持続可能な自治体経営を実践する上で、最も大切にする考え方や価値観としての「経営理念」を次のとおり定めます。

すべての活動でSDGsに貢献

- ✓ SDGs未来都市として、SDGsとのつながりを重視し活動します。
- ✓ 区民、地域団体、民間企業等、多様な主体とSDGsを共通目標とした連携・協働を進めます。

徹底した区民の目線で質の高いサービス提供

- ✓ 区民ニーズを精緻に把握し、効果検証を徹底することで施策を研ぎ澄まし、区が持つ経営資源を最大限活かして心あたまる質の高いサービスを提供します。
- ✓ 職員一人ひとりが高い倫理観を持って、区民の目線で考え行動し、区民からの信頼感のもと区民満足度を向上させます。

時流の変化をいち早く捉えたしなやかな対応

- ✓ 庁内が連携し、スピード感を持って変化に対応することで、進化を続ける組織を構築します。
- ✓ 将来にわたり選ばれる自治体であるために、先を見据えた施策展開により、新たな価値と魅力を生み出します。
- ✓ これまでの経験を活かした備えを平時から徹底することで、災害や新たな感染症の蔓延など突発的かつ緊急的な事態においても、柔軟かつ力強く対応します。

第3章 取組の柱

本戦略では、次の視点を柱に据えて、持続可能な自治体経営を実践します。

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化



少子高齢化による労働力人口の減少に伴い、計画的な職員の確保がより困難になることが予想される中、区の施策を着実に推進するには、職員が高い意欲を持ち、いきいきと働き続けられる環境が重要です。そのため、職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案（E B P M）能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、組織力の向上につなげ、質の高い区民サービスを提供します。

また、区民サービスの向上に加え、業務の効率化に資する「自治体D X」やアウトソーシング手法を活用するとともに、「効果（アウトカム）」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。

（取組の例）人材育成、自治体D Xの推進、E B P Mの推進、
行政評価、アウトソーシング手法の活用と検証 など

2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信



満足度の高い区民サービスを提供するためには、区民の声を区政に反映するとともに、大田区に関わる多様な主体それぞれが持つ特性や強みを活かすことが重要です。そのため、区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

また、地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーションにより、区のイメージや価値を高め、人やモノ等呼び込み、定住性の向上、転入の促進等につなげるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた、誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。

（取組の例）区民協働、公民連携、シティプロモーションに資する情報戦略、
誰にでも伝わる情報発信 など

3 強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進



質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。そのため、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率の適正水準を維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行い、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

また、公共施設全体の状況を把握し、長寿命化改修、既存施設の有効活用、複合化・多機能化の推進、公民連携手法の活用など、人口構成や地域の状況の変化を捉えた効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進します。

(取組の例) 基金運用、受益者負担の適正化、補助金の適正化、
施設マネジメント・施設評価 など

●用語解説

用語	説明
あ行	
アウトソーシング	民間事業者等の有する事業運営上のノウハウを活用し、区民サービスの向上をめざす取組。
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定められた、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、総合計画では地域課題解決につながる新たな技術等のことをいう。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
雨水の浸透機能	緑地、植栽、農地等の土壌や透水性の舗装等により、雨水を浸透・貯留させる機能。
埋立島部	平和島、東海、昭和島、京浜島、城南島を指す。
オープンイノベーション	「技術を求める組織と、技術を持つ組織が出会い、新しい価値を創造するための手段」など定義は多岐にわたるが、総合計画では単なる受発注関係にとどまらず、新たに生み出したい価値を共有した上で多様な主体と区内企業とが連携して新製品等の開発に取り組むことをいう。
オープンスペース	一般に開放されている公共性の高い空間。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス（二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、フロンガス等）。

用語	説明
か行	
カーボンハーフ	温室効果ガス排出量を 50%削減すること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることによって、排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた中期目標として設定されることが一般的である。区では「大田区脱炭素戦略（令和 5 年 3 月策定）」において、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比でカーボンハーフをめざすことを定めた。
外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語又は公用語として使用する指導員。
回遊促進	地域内を渡り歩き移動する・歩き回るといった行動を促すこと。
かかりつけ医	健康に関することを相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
核家族化	夫婦のみの世帯、または夫婦（ひとり親の場合も含む）と未婚のこどものみの世帯が増加する現象。
仮想空間	インターネット上に構築された三次元の仮想世界。ユーザーがアバターを通じて自由に活動し、他者と交流することが可能。メタバースともいう。
管理不全空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項で謳われている、適切な維持管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
基幹財源等	区の歳入の基幹となる特別区税・特別区交付金・税連動交付金等のこと。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものであり、財源の年度間調整を図る機能の一つのこと。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人。 内閣府中央防災会議では、おおまかな定義として、帰宅距離が 10km 以内は全員「帰宅可能」、10km を超えると「帰宅困難者」が現れ、20km まで 1 km ごとに 10%ずつ増加、20km 以上は全員「帰宅困難」としている。

用語	説明
喫煙禁止重点対策地区	「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認められ、指定される地区のこと。喫煙禁止重点対策地区では、歩行中及び自転車等運転中に限らず喫煙が禁止される。
技能系	自動車運転・介護指導・警備・調理・用務等の職務。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日まで用いられていた耐震基準。
狭あい道路	建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された幅員 4 m 未満の道路のこと。
協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供しあい、協力して取り組むこと。
共同化	総合計画では、複数の宅地を一つの宅地（敷地）にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用することをいう。
協働的な学習（協働する学習）	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
緊急医療救護所	区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、災害拠点病院等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ（傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること）と軽症者の治療を行う場所。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
ランドデザイン	めざすべきまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性と取組を示したもの。
グリーンインフラ	住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組。
グローバル人材	「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」を主要要素とし、このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を兼ね備えた人材のこと。

用語	説明
経営資源	継続的・計画的に事業を実施するために必要となる、ヒト・モノ・カネ・情報などの資源。
軽症者救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね72時間までの間、学校の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ（傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること）と軽症者の治療を行う場所。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標のこと。
現員数	現に在職する職員数から休職、育児休業などの大田区職員定数条例で定める定数外職員を除いた職員数。
健全性判定	損傷の種類や範囲、数などから橋の健康状態を判定すること。
権利擁護支援検討会議	支援者が権利擁護に関して悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、専門職等から助言を得ることを目的とした会議。
広域連携軸	幹線道路及び鉄道等を骨格とした都市間の連携や交流の促進及び強化に資する広域交通ネットワーク。
高規格堤防	従来の堤防より幅が広く（堤防の高さの30倍程度の長さを堤防として整備）、災害発生時において壊滅的な被害を防ぐことができる堤防のこと。高規格堤防の上には、新たに良好な住環境が形成でき、周辺住民等の避難場所としての機能を発揮する。
公共交通不便地域	大田区では、鉄道駅から500m以上かつバス停からも300m以上離れている地域を、公共交通不便地域と設定している。
公共施設マネジメント	自治体経営の視点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理・運用及び利活用する仕組みのこと。
合計特殊出生率	1人の女性（15歳から49歳）が一生の間に出産するこどもの平均人数。
公債費負担比率	地方債の返済に充てられる経費が、区の一般財源全体に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標のこと。
交通結節点	異なる交通機関（又は同じ交通機関）が相互に連絡し、乗換えや乗継ぎができる駅などの場所。

用語	説明
高度利用	都市計画又は建築基準法に基づき、道路、公園、広場等の適正な整備と併せて建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。都市部など土地利用が限られる場所で、土地や建物を最大限に活用するための方法。
公募設置管理制度（Park-PFI）	都市公園の質の向上・公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法として、飲食店・売店等の設置と、そこから生じる収益を活用してその周辺の園路・広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。民間事業者の資金の活用により、公園管理・運営に関する行政の財政負担軽減も期待できる。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に当たり、過重な負担がないものとされている。
コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。
国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
子育て	こどもが主体的に育つこと。
こども（・若者）の最善の利益	こども・若者にとって最もよいこと。
こども施策	こどもの健やかな成長に対する支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための支援を主な目的とする施策に加え、これらと一体的に行われる施策を含む、こどもや若者に関する幅広い取組。

用語	説明
こどもの権利	日本を含む世界 196 の国・地域が締結している「児童の権利に関する条約」では、18 歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。4 つの大切な考え方として、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③命を守られ成長できること、④こどもの意見の尊重、がある。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
個別避難計画	災害発生時に避難行動要支援者が避難できるよう「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方」等を記入する計画。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。
さ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。
災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のこと。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO ₂ （二酸化炭素）を排出しないクリーンなエネルギー。
在宅避難者	単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、あるいは何らかの支援を受けて避難生活を送る人。

用語	説明
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」のこと。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援。
産業集積	一つ、あるいは複数の産業に携わる企業群が地理的に集積して、一つの産業構造を形づくること。
自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
次世代クリーンエネルギー	有限な資源である化石燃料に代わり、CO2 排出量が少ない、または CO2 を排出しない新しいエネルギーのこと。再生可能エネルギーや将来的に社会実装が期待される水素エネルギー等を含む。
次世代モビリティ	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段。
自然共生社会	生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる「自然と共生する社会」のこと。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助けあいと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
自治体DX	行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。
自治体SDGsモデル事業	SDGs 未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるもので、地方公共団体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業。また、SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業のこと。
自治体経営	自治の権能を与えられた公の団体について、持てる資源を効果的・効率的に配分し、活動を持続させること。

用語	説明
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
シティプロモーション	区の直面している現状や課題を踏まえて地域ブランドを捉え直し、内外にまちの魅力を発信することで、区のイメージや価値を高め、人やモノなどを呼び込み、地域経済の活性化や住民協働の醸成などにつなげる活動。広報活動やPR活動を行うことなどがその内容である。
自転車ネットワークのミッシングリンク	自転車ネットワーク計画路線のうち、未整備区間によりネットワークが途切れ、連続性が確保されていない箇所のこと。
児童虐待	保護者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為。大きく4つ（①身体的虐待、②育児放棄（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待）に分類される。
児童相談所	区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業であり、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供している。
社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
住工の調和	工業の発展を図りながらも住環境への影響にも配慮して、工場と住宅が共存し、調和した環境を築くこと。
重層的支援会議	社会福祉法に基づき、一つの制度利用や支援機関だけでは解決が難しい課題を持つ区民（世帯）に対して、関係支援機関が集まり、チームで支援する体制を検討する会議。

用語	説明
重層的支援体制整備事業	令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条で定められた低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
修復型まちづくり	地域コミュニティを壊さずにまちづくりを着実に進めるため、個別の事情を尊重し、協力が得られたところから道路拡幅や、不燃化建替え等の事業を推進するまちづくり手法。
終末期医療	病気や老衰で余命がわずかな人たちの残りの人生を充実した豊かなものにするケアのこと。人生の最期を自分らしく過ごし、満足してそのときを迎えることを目的としている。
受益者負担	公共サービスの提供を行うには、施設の維持管理費や人件費などの経費が伴うため、サービスを利用する人（受益者）に応分の対価を負担いただく考えのこと。
主観的健康感	医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価する指標。
主体的な学習	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていくような学び。
循環型社会	第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
省エネ	「省エネルギー」の略。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を守るため、エネルギーを無駄なく効率よく使うこと。
省エネ機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するもの。省エネ機器等助成事業では、都市ガスから電気とお湯をつくる家庭用燃料電池（エネファーム）等のこと。
情操	美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。道徳的・芸術的・宗教的など、社会的価値を持った複雑な感情のこと。

用語	説明
消費者力	安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な情報を集め、その集めた情報を活用し消費者自らが主体となってよりよい選択をする力。また、消費者被害の防止・救済に向けて「気づく」「断る」「相談する」という実践的な力。加えて、周囲をサポートし、エシカル消費（地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動）など社会への参画や共創・協働の当事者として地域に働きかけていける力。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生する。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけではなく、ごみ量の削減や廃棄処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながる。
シルバー人材センター	60歳以上で、自らの能力や経験を活かした仕事をしたい方が会員となっている公益社団法人で、会員向けに短期又は軽易な就業の機会を提供している。
新空港線	平成28年の交通政策審議会答申第198号に示された「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられた鉄道路線の1つ。 区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、羽田空港及び都心部、埼玉方面へのアクセス強化などの効果が期待される。
人工知能	コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。AI。
人口ピラミッド	国や地域の人口分布を、男女別・年齢別にグラフにしたもの。
新耐震基準	昭和56年6月1日に導入された耐震基準。
垂直避難	浸水位よりも建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所に移動すること。
スカム	川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したものの。
スタートアップ	新しい技術等を有し、成長をめざす企業のこと。
ステークホルダー	利害関係を持つ人や組織。
スポーツ健康都市	区がめざすまちの姿を広く意思表示するために示した宣言の名称。区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、賑わいと活力に満ちているまちのこと。

用語	説明
スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、区におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。
スリーアール 3 R	「リデュース (Reduce: ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse: 再使用)」、「リサイクル (Recycle: 再生利用)」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
生成 AI	大量のデータを学習し、文章や画像などを自動生成する人工知能技術。新しいコンテンツを人間のように作り出す。
成年後見制度	認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続を法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守る制度。
生物多様性	様々な生態系が存在すること、及び生物の種間・種内に様々な差異が存在すること。今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物や原材料などを有効活用することにより、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすること。
創エネ	太陽光発電、水力発電、風力発電等により電気を自ら創ること。「創エネルギー」の略。
総合防災訓練	大規模災害から区民の命と財産を守るために、区、防災関係機関、地域住民等が相互に連携し、有事に際して即応できる体制の確立と、防災意識の普及啓発を図ることを目的に実施する訓練。
た行	
体感治安	刑法犯認知件数などでは測れない、区民の治安に関する認識のこと。
退職不補充	退職者に代わる新規採用を行わないこと。
耐震性能照査	地震に対して構造物の安全性がどの程度確保できているのかを確認すること。
高台	浸水位よりも地盤や建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所。

用語	説明
脱炭素	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。
多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）生まれの人。
男女共同参画	男女がお互いに人権を尊重しあい、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
単独地中化	各電線管理者が自らの費用で管路設備を敷設し、無電柱化する方式のこと。管路等は道路占用物件として、電線管理者が管理する。
地域共生社会	平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、こども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地域づくり支援	地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援。
地域包括ケアシステム	高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。
地域旅客運送サービス	路線ネットワークの構築や、運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便増進を図る事業。
地域連携ネットワーク	地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。
蓄エネ	蓄電池等により電気を蓄えること。「蓄エネルギー」の略。
中央図書館	図書館サービス網の中核として地域図書館を統括するとともに、時代の変化に応じたサービス向上に取り組みめるよう、図書館全体を牽引していくセンター的役割を持つ図書館。
定時償還方式	特別区債の元金を毎年度償還していく返済方式のこと。

用語	説明
デジタル受発注プラットフォーム	大田区企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
デジタルデバイド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
テストベッド	新技術の開発における実証実験の場のこと。
デマンド型交通	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
電線共同溝	設置及び管理を行う二以上の電力線、通信線等を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。
東京ベイ e S G プロジェクト	東京都が推進している、ベイエリア（臨海副都心エリア、中央防波堤エリア）を舞台とした大規模な都市開発及び再開発プロジェクト。
特定空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定健診	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
特別会計繰出金	一般会計から特別会計に資金を繰り出す場合に、会計間の振替支出の性格を持つ経費のこと。
特別区交付金	都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため都が交付するもの。
特別区債	施設整備等の資金調達に伴い負担する債務（一会計年度を超えるもの）、財政支出と財政収入の年度間調整や、住民負担の世代間の公平のための調整を図ることを目的とするもの。
都市計画	適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
な行	

用語	説明
仲間まわし (仲間まわしネットワーク)	金属加工において、切削、穴あけ、研磨、メッキなどの各工程を近くの工場にまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする共同生活住居。
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態を、生物の種の数が増え回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくこと。生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月閣議決定）においては、令和12年（2030年）までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
配分定数	各部局の所管する事務事業に係る職員数の合計。
はちまるごーまる 8050問題	ひきこもりの長期化により、子どもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。80代の親がひきこもりの50代の子の生活を支える状況に代表される。
羽田イノベーションシティ	大田区が、羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまち（令和2年7月まち開き、令和5年11月グランドオープン）。
羽田エアポートライン株式会社	新空港線整備事業（第一期整備：矢口渡～京急蒲田間）の整備主体となることを想定し、大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立された会社。
羽田空港跡地	羽田空港の沖合展開事業及び再拡張事業の実施に伴い発生した跡地。戦前までは行楽地として栄え、多くの人々が暮らすまちがあったが、戦後には連合軍の接収によりこの地に暮らす3,000人あまりの人々が48時間以内に強制退去を強いられた歴史がある。現「HANEDA GLOBAL WINGS」のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
ヒートアイランド現象	都市独特の気象現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のこと。人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、エアコンなどの人工的な排熱の増加で、都市部に熱が溜まるために起こる。

用語	説明
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある方など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
標準化死亡比	人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。ある集団の死亡率が、基準となる集団と比べてどのくらい高いかを示す比。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者の生活維持を図る目的で支出される経費のこと。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、建替え等の助成により不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
ふれあいパーク活動	地域住民及び企業等のボランティアが、区と協働して公園を自主的に管理することにより、公園が地域の財産として愛され、有効に活用されることを目的とした活動。
包括的相談支援	本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受けとめ、支援関係機関全体で行う支援。
防災広場	密集改善や通行における視界の確保（クランク部分）、延焼防止、消防活動場所の確保など防災性の向上に寄与する公共施設として整備している広場。大田区においては、羽田地区を中心に整備を進めている。
法指定踏切	踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定されている踏切。
訪日リピーター	訪日回数が2回以上の外国人の来訪者のこと。
ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の社会、経済、文化、生活様式などを指す概念。
ま行	
マーケティング力	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。市場活動。販売戦略。

用語	説明
マイクロプラスチック	一般的に 5mm 未満とされる微細なプラスチック。不法投棄やポイ捨てされたプラスチック製品は、紫外線や海の波の力など様々な自然環境によって劣化し、細かく砕かれてマイクロプラスチックとなる。マイクロプラスチックは非常に細かく、海中や海岸から回収することは困難な上分解されないため、半永久的に自然界に残る。海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。
みどり	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」は、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史・文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いもの。
みどり基金	区民・事業者と連携し、「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用やグリーンインフラの事業推進など区内のみどりの魅力向上につなげることを目的とした基金。
みどり空間	公園・緑地や散策路など、豊かなみどりが整備されている空間のこと。
みどり率	緑被率に、水面が占める面積の割合と公園内の緑で覆われていない面積の割合を加えた割合。平成 12 年 12 月に東京都が策定した「緑の東京計画」に取り入れられた指標。
民生委員	厚生労働大臣の委嘱により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。児童委員を兼ねる。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
要介護・要支援認定	介護保険サービスの利用希望者が、介護が必要な状態であるか、どれくらいの介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区が認定すること。介護保険の対象外の「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援 1・2」、介護が必要な「要介護 1～5」の区分に分けられ、要介護 5 が最も介護が必要な状態。

用語	説明
要配慮者	高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報の把握や一人で避難することが難しく避難行動が遅れたり、慣れない避難生活による病状等の悪化の可能性があるなど、避難生活などに配慮を要する人。
ら行	
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。
リーマンショック	平成 20 年に米国の投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに起きた世界的な経済危機のこと。
り災証明書	地震、水害、風害など自然災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき区が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明する書類。
緑被率	緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のこと。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの私有地のみどり等が含まれる。
レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、調査等を手伝うこと。
65 歳健康寿命	65 歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護 2 以上とする。
65 歳平均余命	65 歳の人平均してあと何年生きられるかの期待値。
アルファベット	
A I	人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。Artificial Intelligence の略。
B O D	河川の水質汚濁の指標。水を汚している有機物を微生物が分解するときに消費する酸素量の値。生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略。

用語	説明
D V	配偶者（同居の交際相手も含む）など親密な関係にある者、又は以前親密な関係にあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などもD Vに含まれる。ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略。
D X	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
E B P M	合理的な根拠に基づいて政策を立案すること。Evidence-Based Policy Making の略。
<small>ハネダ グローバル ウイングス</small> HANEEDA GLOBAL WINGS	羽田イノベーションシティや都市計画公園をはじめとした羽田空港及び市街地との近接性を有する「第1ゾーン」と、羽田エアポートガーデンやソラムナード羽田緑地など、国際線地区に直結する「第2ゾーン」から成るエリアを指す。
HANEDA × PiO	区が羽田イノベーションシティ内に設置したイノベーション拠点。コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、交流からイノベーションを創出するためのスペース PiO PARK（交流空間）と社会課題の解決や新たなチャレンジに取り組む企業等が入居するテナントゾーンがある。
I C T	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
N P O	自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。特定非営利活動団体（Non Profit Organization）の略。
P B	公債費以外の歳出が、特別区債以外の歳入で賄われているかどうかを見るものであり、基礎的財政収支とも呼ばれるもの。プライマリーバランス（Primary Balance）の略。
P D C A	政策立案（Plan）、事業執行（Do）、検証・評価（Check）、見直し（Action）のことで、それぞれの頭文字を取ったもの。P D C A サイクルは典型的なマネジメントサイクルの一つである。
Recycle	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
Reduce	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること。
Renewable	再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指す。
Reuse	使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。

用語	説明
SDGs 未来都市	SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
SNS	インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。

大田区基本計画（案）
大田区持続可能な自治体経営実践戦略（案）

令和7年3月

事務局 大田区 企画経営部 企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1735（直通）

FAX：03-5744-1502

大田区実施計画(案)

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

【取組編】(案)

令和7年3月

大田区

目次

大田区実施計画

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の進行管理	4
5 財政計画	5
第2章 共通課題に関連する事業.....	10
第3章 主要事業	14
基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	16
施策1-1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり	19
施策1-2 子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	30
施策1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きる こどもの育成	45
施策1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	56
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	64
施策2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	68
施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進	76
施策2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実	80
施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	84
施策2-5 人々の相互理解と交流の促進	93
施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実	98
施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備	102
施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承	105
施策2-9 生涯にわたる学びの支援	109

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	114
施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承	115
施策3-2 持続可能な循環型社会の構築	120
施策3-3 区内企業の自己変革の促進	122
施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援	126
施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出	130
施策3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	136

基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	140
施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現	143
施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進	150
施策4-3 治安がよい美しいまちの実現	156
施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり	161
施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成	166
施策4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備	172
施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり	177
施策4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり	180
施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	184

第4章 資料編	188
1 指標一覧	188

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化	210
1-1 人材育成	213
1-2 職員採用・配置	215
1-3 組織定数.....	217
1-4 職員の健康増進、職場環境の改善	218
1-5 自治体DXの推進	220
1-6 EBPMの推進	222

1-7	行政評価	224
1-8	世論調査・区民意識調査	225
1-9	アウトソーシング手法の活用と検証	226
1-10	内部統制の推進	228
1-11	危機管理と業務継続	229
1-12	窓口サービスの向上	231
2	多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信	233
2-1	区民協働	235
2-2	公民連携	237
2-3	区民参画	239
2-4	シティプロモーションに資する情報戦略	240
2-5	誰にでも伝わる情報発信	242
2-6	オープンデータ	244
2-7	経営状況報告	246
3	強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進	248
3-1	基金運用	252
3-2	財源確保	254
3-3	受益者負担の適正化	255
3-4	債権管理の適正化	257
3-5	補助金の適正化	259
3-6	入札・契約	261
3-7	施設マネジメント・施設評価	263
3-8	環境負荷低減に配慮した事業活動	265
3-9	地方分権の推進	267
●	用語解説	268

大田区実施計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

実施計画は、向こう3年間で大田区が取り組むべき具体的な事業内容を、年度別計画として明らかにすることにより、基本計画を着実に推進することを目的としています。

2 計画の期間

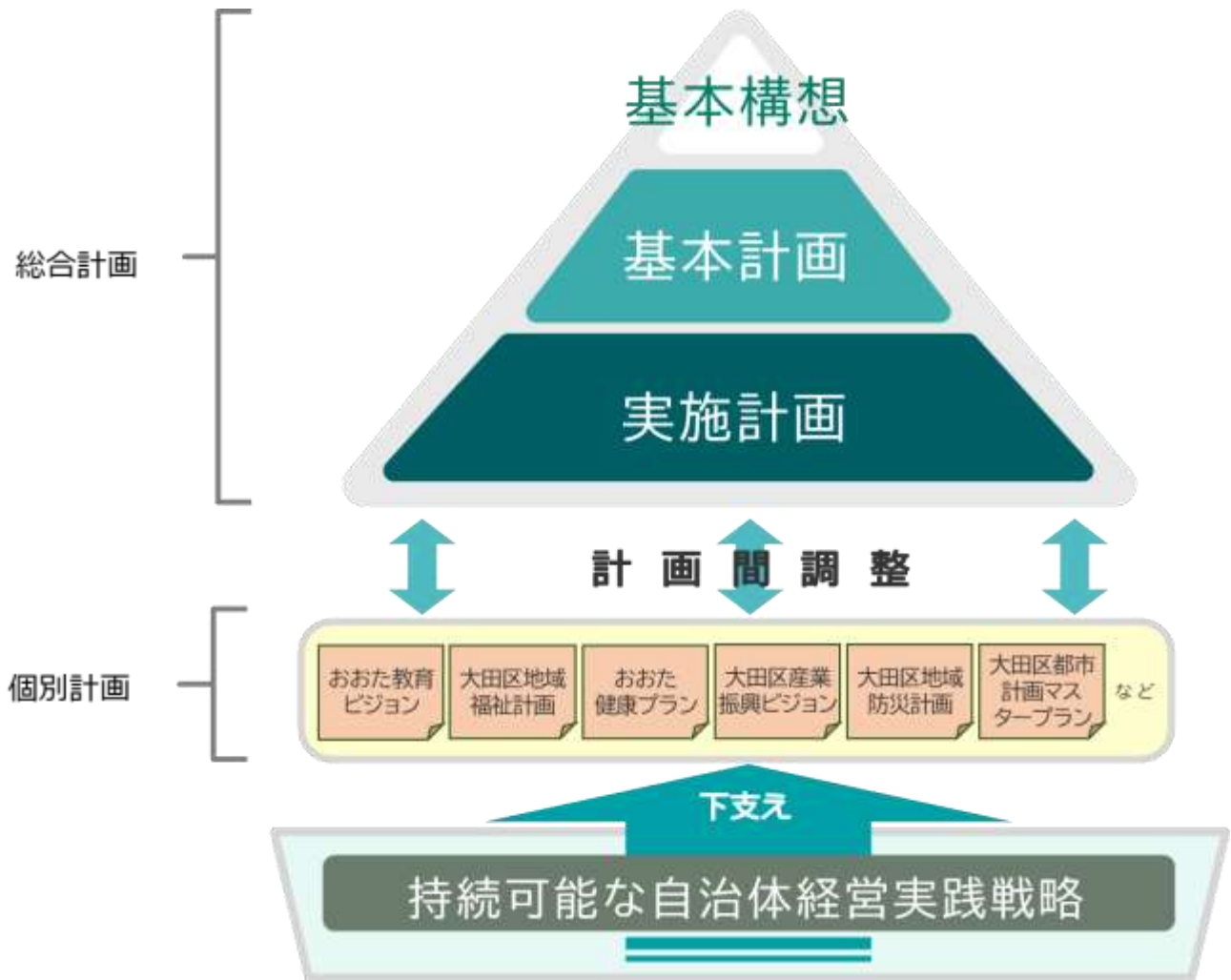
実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。



3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。



基本構想:令和 22 年ごろ(2040 年ごろ)の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

基本計画:基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

実施計画:基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4 計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標(数値目標)を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。実施計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。



5 財政計画

(1)基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費・特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債の活用に伴う償還経費の増嵩^{ぞうすう}などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があり、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

財政計画は、計画で定めた事業に着実に取り組めるよう、実施計画期間である3年間の財源を裏付ける枠組みとしました。これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営を実践します。

(2)財政計画

実施計画期間である3年間(令和7年度から令和9年度まで)の財政計画は、以下のとおりです。

大田区財政計画（令和7～9年度）

1.財政計画

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入合計	352,710	358,426	367,086
特別区税	84,965	85,644	86,542
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260
特別区交付金	85,823	91,175	94,621
国都支出金	95,689	96,937	98,918
特別区債	10,500	11,100	11,800
繰入金	22,870	19,076	21,315
うち財政基金繰入金	9,399	10,463	11,469
うち公共施設整備資金積立基金繰入金	7,000	7,400	7,900
その他の歳入	23,480	23,544	23,630
歳出合計	352,710	358,426	367,086
義務的経費	157,311	161,787	163,222
人件費	46,216	47,929	46,190
扶助費	109,289	110,749	112,870
公債費	1,806	3,109	4,163
投資的経費	50,218	52,202	54,032
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005
その他の歳出	120,388	119,500	124,827

2.収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画における収支見込（財政基金繰入金）(A)	△ 9,399	△ 10,463	△ 11,469
執行努力・経営改革努力により生み出す財源の目標額 (B)	10,000	10,000	10,000
執行努力・経営改革努力後の収支見込 (C)=(A)+(B)	601	△ 463	△ 1,469

※「執行努力・経営改革努力後の収支見込(C)」は、予算執行の創意工夫や経費節減後の収支見込みである。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算(令和7年1月)」などを基に、令和6年12月時点の税制をベースに計上しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて計上しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて計上しました。

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に計上しました。

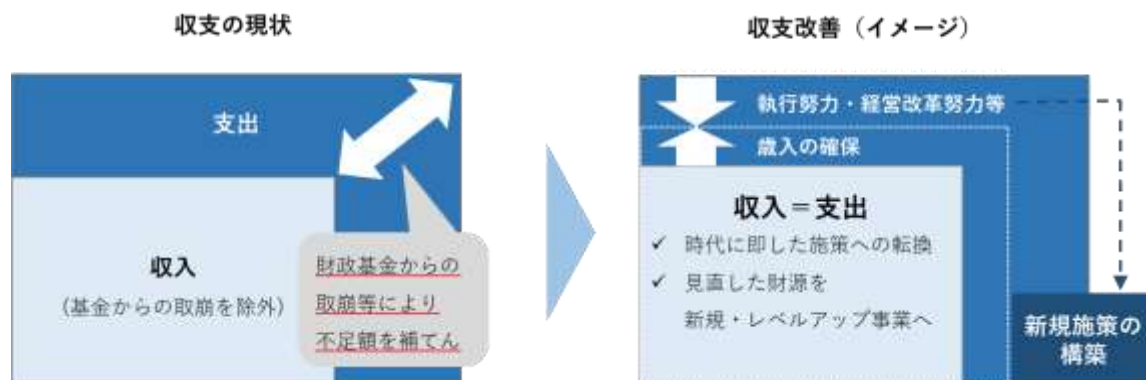
扶助費・特別会計繰出金は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計(令和6年4月)」における各対象年齢の人口推計等を基に計上しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式で計上しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し計上しました。

③ 収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画で見込んだ収支(財政基金繰入金)を改善させるための執行努力・経営改革努力の目標額を毎年度100億円とし、予算執行の創意工夫や経費節減、「大田区持続可能な自治体経営実践戦略」で定める取組を推進し、財政基金に頼らない収支均衡に向けた歳出構造改革を進めていきます。



(3)基本目標別主要事業費

実施計画期間である3年間(令和7年度から令和9年度まで)の基本目標別主要事業費は、以下のとおりです。

(百万円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	22,649	28,050	26,733	77,432
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	8,107	5,442	5,672	19,221
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	2,740	2,730	2,801	8,271
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	13,098	14,193	20,546	47,837
事業費合計	46,594	50,415	55,752	152,761

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(4)主な積立基金・特別区債残高の見込み

区はこれまで、リーマンショックなどの経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も、これらのほか自然災害などにも十分備えるため、計画的に基金残高を確保します。

また、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和5年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に特別区債を活用していきます。

各年度末における基金残高・特別区債残高の見通し

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政基金残高	44,501	44,158	42,809
公共施設整備資金積立基金残高	44,634	42,469	40,105
特別区債残高	24,704	29,491	34,263

※各年度末における基金残高・特別区債残高等の見通しは、執行努力・経営改革努力後の収支見込等を反映している。

(5)財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や感染症などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

ア 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は 78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

イ 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約 490 億円と、標準財政規模の 26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400 億円程度(標準財政規模の 20%程度)を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

ウ 公債費負担比率

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度 0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてまいりました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないように、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、3～5%程度を目標とします。

第2章 共通課題に関連する事業

基本計画で掲げた「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和22年(2040年)以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題は、以下のとおりです。

- 共通課題1 少子化
- 共通課題2 つながりの希薄化
- 共通課題3 担い手不足

共通課題に関連する事業一覧

● 共通課題1:少子化

基本目標	施策名	事業名	ページ
1	1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり	●「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の整備	P21
		●こども家庭センターの運営	P22
		●虐待防止事業	P23
		●ヤングケアラー支援体制の充実	P24
		●子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実	P25
		●児童館における相談支援体制の充実	P26
		●こども・若者に対する総合相談	P27
		●こどもが安心して過ごせる居場所づくり	P28
		●離婚前後の子育て家庭への支援	P29
	1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	P32
		●産後ケア	P33
		●ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	P34
		●一時預かり事業	P35

基本 目標	施策名		事業名	ページ
1	1-2	こども・子育て家庭を地域 や社会全体で支える環境づ くり	●乳幼児健康診査	P36
			●出産準備教室	P37
			●病児・病後児保育事業	P38
			●保育士人材確保支援事業	P39
			●地域連携推進事業	P40
			●こどもの安全・安心確保事業	P41
			●コミュニティ・スクールの推進	P42
			●部活動地域連携・地域移行	P43
			●ファミリー・アテンダント事業	P44
	1-3	豊かな人間性と確かな学力 を身に付け、グローバル社 会を創造的に生きるこども の育成	●STEAM教育等の教科等横断的な学び	P47
			●情報活用能力の育成	P49
			●おおたグローバルコミュニケーション(OGC) の推進	P50
			●学力の向上	P51
			●読書活動の推進	P52
			●食育の推進	P53
			●教師力の向上	P54
	1-4	一人ひとりが自分らしく学 べ、個性と能力を伸ばす教 育環境の整備	●学校における働き方改革の推進	P55
			●児童・生徒等への相談支援の充実	P57
			●特別支援教育の充実	P58
			●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	P59
●魅力ある学校施設の整備			P62	
	●ICT環境の充実	P63		
2	2-5	人々の相互理解と交流の促 進	●男女共同参画推進事業	P97
4	4-3	治安がよい美しいまちの実 現	●体感治安の向上	P157
	4-8	多彩で魅力ある公園・緑地 づくり	●身近な公園・緑地の整備	P183

● 共通課題2:つながりの希薄化

基本 目標	施策名	事業名	ページ	
1	1-1	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり	●こども・若者に対する総合相談	P27
		●こどもが安心して過ごせる居場所づくり	P28	
	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	P32
			●産後ケア	P33
			●一時預かり事業	P35
			●出産準備教室	P37
			●コミュニティ・スクールの推進	P42
●ファミリー・アテンド事業	P44			
1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	P59	
2	2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	●高齢者の見守り体制の充実・連携強化	P70
			●高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備	P71
			●高齢者の社会参加支援	P72
			●介護予防・フレイル予防の推進	P73
	2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	●フード支援、参加支援・地域づくり支援(重層的支援体制整備事業)	P86
			●区民活動支援事業	P88
			●自治会・町会活動支援	P89
			●JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた(重層的支援体制整備事業)	P91
	2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備	●スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化	P103
2-9	生涯にわたる学びの支援	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり	P111	
		●図書館機能の充実	P113	
4	4-2	地域力を活かした防災対策の推進	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり	P153
	4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	●身近な公園・緑地の整備	P183
	4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進	P185

● 共通課題3:担い手不足

基本 目標	施策名	事業名	ページ	
1	1-2	こども・子育て家庭を地域 や社会全体で支える環境づ くり	●保育士人材確保支援事業	P39
			●部活動地域連携・地域移行	P43
	1-3	豊かな人間性と確かな学力 を身に付け、グローバル社 会を創造的に生きること の育成	●学校における働き方改革の推進	P55
2	2-1	高齢者一人ひとりが充実し た暮らしを送るための環境 の整備	●高齢者の社会参加支援	P72
			●介護予防・フレイル予防の推進	P73
			●介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取 組	P75
	2-4	人や地域とのつながりでお 互いに支えあう体制づくり	●区民活動支援事業	P88
			●自治会・町会活動支援	P89
			●大田区福祉人材育成・交流センターの運営	P92
2-5	人々の相互理解と交流の促 進	●国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実	P96	
		●男女共同参画推進事業	P97	
2-9	生涯にわたる学びの支援	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす 仕組みづくり	P111	
3	3-4	ものづくりの次世代への承 継と立地支援	●ものづくり人材育成・確保の支援	P127
	3-6	活気あふれる商店街づくり と魅力ある観光資源の創 出・発信	●商店街の活性化支援	P137
4	4-2	地域力を活かした防災対策 の推進	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断でき る環境づくり	P153
	4-5	誰もが移動しやすく利便性 の高い多様な交通ネットワ ークの形成	●区内公共交通の改善	P169
	4-6	誰もが快適に暮らし過ごせ る都市基盤と住環境の整備	●橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	P174

第3章 主要事業

●「主要事業」の見方

主要事業
向こう3か年に実施が見込まれる事業のうち、施策のめざす姿への寄与が相当程度認められ、かつ有効性が高い事業です。

事業概要
各事業の目的や活動の概要を記載しています。

年度別計画
事業の推進に当たり具体的に取り組む活動内容を記載し、定量的に進捗を測ることができるものについては活動指標を併記しています。
また、原則年度ごとに目標値を設定しています。

事業費
事業の推進に係る歳出当初予算額を千円単位で記載しています。(2年目以降は見込みとなります。)
所管部
事業を所管する部局を記載しています。

共通課題ラベル
共通課題に関連する主要事業及び活動には、ラベルを付けています。
共通1:少子化 共通2:つながりの希薄化
共通3:担い手不足

拡充:前年度と比べて、事業内容を充実させた主要事業
継続:前年度から継続して実施する主要事業

共通1

主要事業① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 拡充

事業概要

- 大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画 共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の整備	推進	開設	—
運営体制の構築と専門性強化 【相談援助技術向上に向けた研修 延べ受講者数】	50人	60人	60人
関係機関との調整	推進	—	—
事業費(年度別)	3,361,522千円	17,363千円	12,408千円
事業費(合計)	3,391,293千円		
所管部	こども未来部		
備考			

●施策体系図



【基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち】
事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
1-1	こどもの権利が守られ、 子どもたちが自分らしく育つ環境づくり	1-1-1	こども・若者の意見を尊重する取組の推進	・こども・若者施策への意見聴取
		1-1-2	こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	●(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ●こども家庭センターの運営 ●虐待防止事業 ●ヤングケアラー支援体制の充実 ●子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実 ●児童館における相談支援体制の充実 ●こども・若者に対する総合相談
		1-1-3	こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	●こどもが安心して過ごせる居場所づくり ・こども・若者の居場所の充実 ・放課後ひろばの充実 ・こども食堂推進事業 ・子ども生活応援基金の活用 など
		1-1-4	「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	●離婚前後の子育て家庭への支援 ・奨学金事業 ・積立基金を活用した給付型奨学金 ・子どもの成長を支える食の支援 ・子育て家庭への情報発信 ・生活安定応援事業
1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	1-2-1	妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問 ●産後ケア ●ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 ●一時預かり事業 ・特定不妊治療費助成 ・低所得妊婦の出産支援 ・出産・子育て応援事業 ・育児学級事業 ・産後サポート ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・乳幼児ショートステイ事業 ・産後家事・育児援助事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て力向上支援事業

		1-2-1	妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターの運営 ・保育サービスアドバイザーによる支援 ・ひとり親家庭への支援 ・私立幼稚園等保護者への支援 <p style="text-align: right;">など</p>
		1-2-2	こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査 ・妊婦健康診査費用助成事業 ・1か月児健康診査費用助成事業 ・こどもへの医療費助成事業 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 <p style="text-align: right;">など</p>
		1-2-3	仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●出産準備教室 ●病児・病後児保育事業 ●保育士人材確保支援事業 ●地域連携推進事業 ・区立保育園の運営 ・私立保育園等の運営支援 ・認可外保育施設等の保護者負担軽減 ・定期利用保育事業 ・家庭福祉員(保育ママ)事業 ・保育士等キャリアアップ補助事業 ・保育サービス推進事業・保育力強化事業 ・認可保育所の改築 <p style="text-align: right;">など</p>
		1-2-4	こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの安全・安心確保事業 ●コミュニティ・スクールの推進 ●部活動地域連携・地域移行 ●ファミリー・アテンダント事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域とつくる支援の輪プロジェクト ・社会貢献する心の育成 ・青少年問題協議会 ・青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境整備 ・二十歳のつどい ・青少年交流センター「ゆいっつ」における事業運営 ・地域学校協働活動の推進 ・家庭教育への支援

1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成	1-3-1	予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●STEAM教育等の教科等横断的な学び ●情報活用能力の育成 ・探究的な学習 ・キャリア教育 ・体験活動の推進
		1-3-2	世界とつながる国際都市おおたを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進 ・文化・伝統学習
		1-3-3	確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●学力の向上 ●読書活動の推進 ●食育の推進 ・幼児教育の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
		1-3-4	こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●教師力の向上 ●学校における働き方改革の推進 ・教職員の安全衛生
1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	1-4-1	自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒等への相談支援の充実 ●特別支援教育の充実 ●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援 ・日本語指導 ・就学援助等
		1-4-2	柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある学校施設の整備 ●ICT環境の充実 ・学校施設の維持・管理 ・小中学校の運営 ・校外施設の運営 ・学校図書館の充実 ・児童・生徒への安全指導

施策1-1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり

【めざす姿】

- こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。
- こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができます。
- 子どもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができます。

【施策の方向性】

① こども・若者の意見を尊重する取組の推進

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策に反映させる取組を推進します。

② こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

子どもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。

あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③ こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごせ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感等を高め、健やかな子育てに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④ 「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

【主要事業】

- ① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備
- ② こども家庭センターの運営
- ③ 虐待防止事業
- ④ ヤングケアラー支援体制の充実
- ⑤ 子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実
- ⑥ 児童館における相談支援体制の充実
- ⑦ こども・若者に対する総合相談
- ⑧ こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- ⑨ 離婚前後の子育て家庭への支援

共通1

主要事業①	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	拡充
-------	-------------------------	----

事業概要

- 大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の整備	推進	開設	—
運営体制の構築と専門性強化 【相談援助技術向上に向けた研修 延べ受講者数】	50人	60人	60人
関係機関との調整	推進	—	—
事業費(年度別)	3,361,522千円	17,363千円	12,408千円
事業費(合計)	3,391,293千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ (仮称)大田区子ども家庭総合支援センター及びこども家庭センターにおける相談支援(イメージ)



共通1


主要事業②	こども家庭センターの運営	拡充
-------	--------------	----

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応するとともに、子育てに関する様々なサービスの案内を行います。また、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めます。
- 児童虐待の発生予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもと家庭に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240 件	260 件	280 件
こども家庭センター体制強化事業	実施		
事業費(年度別)	46,132 千円	46,132 千円	46,132 千円
事業費(合計)	138,396 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1





主要事業③	虐待防止事業	継続
-------	--------	----

事業概要

- 児童虐待を未然に防止するため、特定妊婦や18歳未満の児童がいる家庭を対象に、助産師派遣による育児指導や家事・育児ヘルパー、育児サポーター派遣による支援を実施します。また、ヤングケアラーへの支援事業としても実施を見込んでいます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
養育支援訪問事業	実施		
虐待防止支援訪問事業	実施		
事業費(年度別)	6,443 千円	6,443 千円	6,443 千円
事業費(合計)	19,329 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業④	ヤングケアラー支援体制の充実	拡充
-------	----------------	----

事業概要

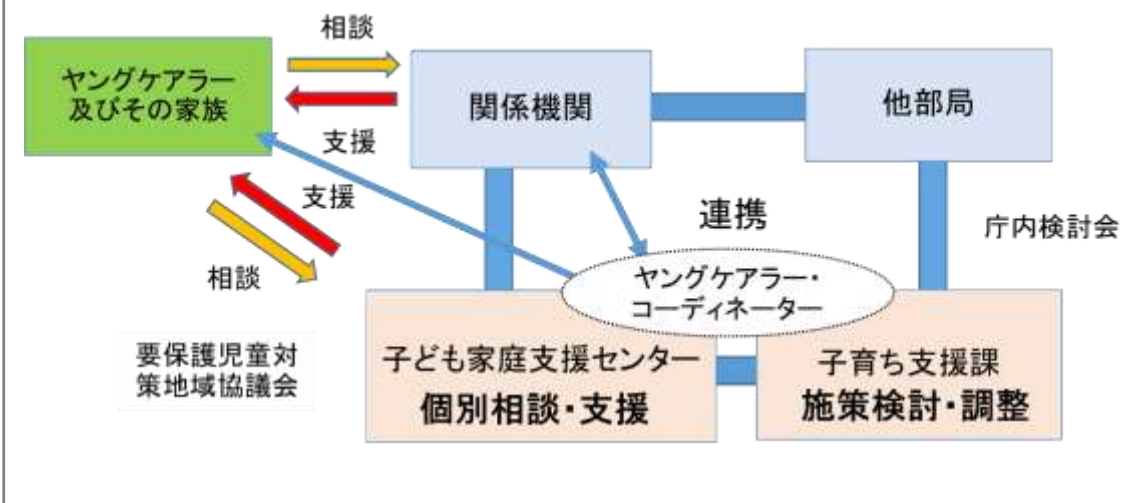
- ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置することで、ヤングケアラー支援ネットワーク体制の構築を図るとともに、ヤングケアラー支援を担う職員等に研修を行うことで、支援体制の充実につなげます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヤングケアラー・コーディネーターによる関係機関との連携強化 【関係機関等訪問件数】	50件	50件	50件
ヤングケアラー支援に関する研修の実施 【研修回数】	5回	5回	5回
事業費(年度別)	13,812千円	13,812千円	13,812千円
事業費(合計)	41,436千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ ヤングケアラー支援ネットワーク体制の概要(イメージ)



共通1

主要事業⑤	子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実	拡充
-------	--------------------------	----

事業概要

- こどもへの効果的な相談場所の周知や相談方法・手段について検討し、多様なツールや手法を活用することにより、身近でアクセスしやすい相談窓口を整備します。また、こどもたちの不安や悩みに伴走する相談支援のあり方も検討します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもへの相談窓口の効果的な広報・配布タブレット端末の活用検討 【様々な媒体による広報実績】	20件	40件	60件
地域の社会資源と連携したこども相談窓口の設置	検討	推進	
こどもからの相談への支援のあり方検討(関係機関との連携含む)	検討	推進	
事業費(年度別)	16,768千円	16,768千円	16,768千円
事業費(合計)	50,304千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑥	児童館における相談支援体制の充実	拡充
-------	------------------	----

事業概要

- 遊びなどの日常の関わりの中から発せられる何気ない相談や、独立した部屋でじっくりと話を聞いた方がよい相談等について児童館職員が応じていきます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
児童館のPR方法の検討	検討・実施	推進	
相談対応スキル向上に向けた研修の実施 【研修延べ受講者数】	700人	700人	700人
こどもからの相談に関わる関係機関との連携強化	推進		
事業費(年度別)	60千円	60千円	60千円
事業費(合計)	180千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

共通2

主要事業⑦	こども・若者に対する総合相談	継続
-------	----------------	----

事業概要


- 様々な困難を抱えるこども・若者を対象とした総合相談窓口を設置し、適切な支援につなげます。また、併設する居場所において実施する交流体験プログラムを通じて、社会的自立に向けた支援を行います。

年度別計画

共通1

共通2

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「大田区若者サポートセンター フラットおおた」における相談支援 【延べ相談件数】	2,600 件	2,700 件	2,800 件
「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の広報・周知	推進		
事業費(年度別)	67,235 千円	67,235 千円	67,235 千円
事業費(合計)	201,705 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

共通2

主要事業⑧	こどもが安心して過ごせる居場所づくり	拡充
-------	--------------------	----

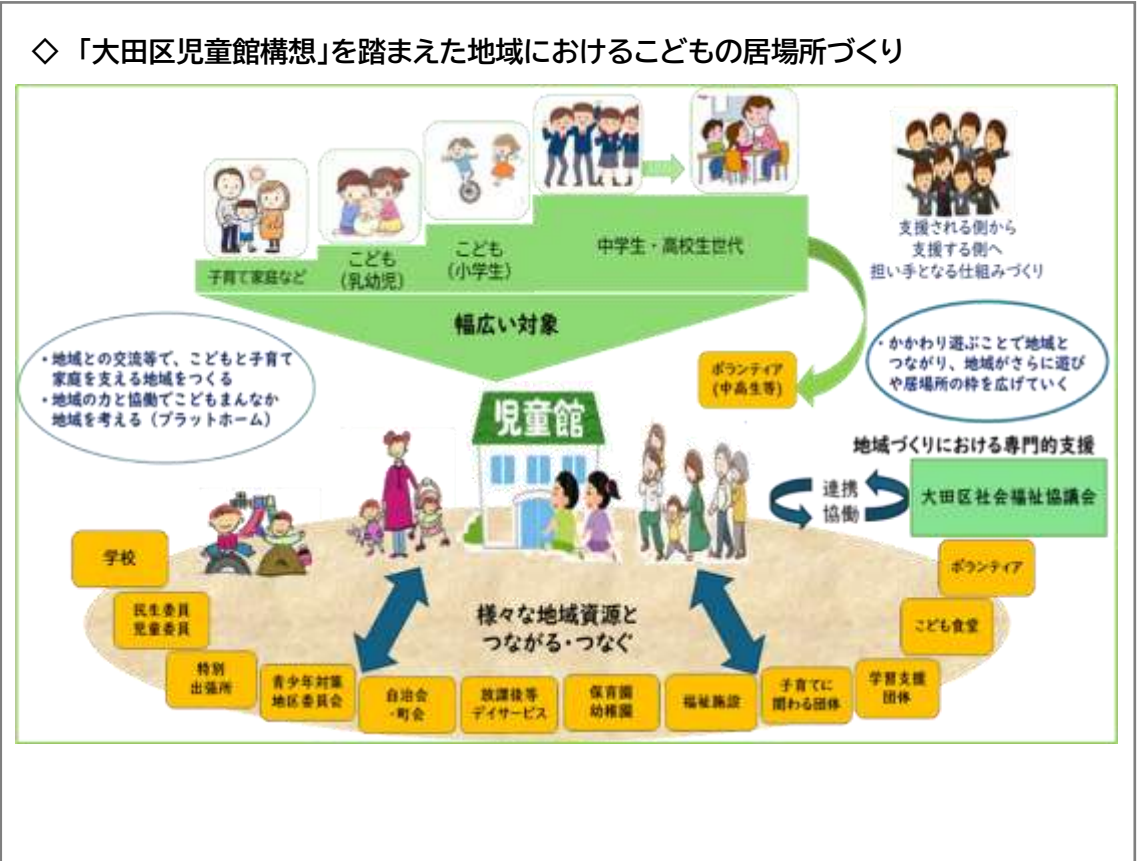
事業概要

- 「大田区児童館構想」を踏まえ、地域連携を推進しながら、地域におけるこどもの居場所を拡充することをめざします。
- 中高生が多くの人と自由に交流し、互いに刺激を受けることで、健全な成長につながる交流・活動・相談が一体となった居場所をつくっていきます。

年度別計画

共通1 共通2 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区児童館構想の推進 【こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設の割合】	100%	100%	100%
中高生ひろばにおける活動・交流・相談支援 【延べ利用者数】	18,300 人	19,700 人	21,300 人
事業費(年度別)	76,426 千円	76,426 千円	76,153 千円
事業費(合計)	229,005 千円		
所管部	こども未来部		
備考			



共通1

主要事業⑨	離婚前後の子育て家庭への支援	拡充
-------	----------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 離婚前後において、課題が複雑化・深刻化しないよう、無料の弁護士相談を年4回実施します。また、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA による「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催します(離婚と養育費にかかわる総合相談)。 ■ 養育費に関する債務名義化を促進し、確実な養育費の受給確保を図るため、公証手数料等の対象経費を補助します(養育費に関する公正証書等作成促進補助事業)。
------	---

年度別計画	共通1 (すべての活動が該当)		
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
離婚と養育費にかかわる総合相談 【離婚相談事業参加人数】	44 人	48 人	51 人
養育費に関する公正証書等作成促進補助事業 【公正証書等作成促進補助件数】	50 件	53 件	55 件
事業費(年度別)	1,918 千円	1,918 千円	1,918 千円
事業費(合計)	5,754 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

施策1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

【めざす姿】

- 妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。
- 地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によってこどもたちと子育て家庭をあたたく見守り、地域社会全体で子育てを支えています。

【施策の方向性】

① 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるように、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に、必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ICTを活用した発信を強化します。

② こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実

乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

③ 仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現

積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様にを行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

④ こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティの核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

【主要事業】

- ① 妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問
- ② 産後ケア
- ③ ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ 乳幼児健康診査
- ⑥ 出産準備教室
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 保育士人材確保支援事業
- ⑨ 地域連携推進事業
- ⑩ こどもの安全・安心確保事業
- ⑪ コミュニティ・スクールの推進
- ⑫ 部活動地域連携・地域移行
- ⑬ ファミリー・アテンダント事業

共通1

共通2

主要事業①	妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	継続
-------	-----------------	----

事業概要

- 妊娠届出後、助産師や保健師等による妊婦面接を行い、妊娠・出産・子育てに必要な情報を提供するとともに、妊婦の状況に応じて出産・子育て期まで継続的に支援します。
- 助産師又は保健師が、新生児又は乳児のいる家庭をできるだけ速やかに訪問し、母子の心身の状況を確認して、必要な医療につなぐとともに育児の助言等を行います。

年度別計画

共通1

共通2

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
妊婦面接 【面接の実施率】	100%	100%	100%
すこやか赤ちゃん訪問 【訪問実施率】	100%	100%	100%
事業費(年度別)	179,079 千円	179,079 千円	179,079 千円
事業費(合計)	537,237 千円		
所管部	健康政策部		
備考			



妊婦面接の様子



すこやか赤ちゃん訪問の様子

共通1

共通2

主要事業②	産後ケア	拡充
-------	------	----

事業概要

■ 宿泊型・日帰り型を診療所・助産所に、訪問型・グループケア型を助産師会等に委託し、母子の状況に応じて助産師等による心身のケアや育児のサポート、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。

年度別計画

共通1

共通2

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
産後ケア事業 【産後ケアの利用件数】	2,500 件	3,000 件	3,500 件
事業費(年度別)	110,866 千円	110,866 千円	110,866 千円
事業費(合計)	332,598 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

共通1



主要事業③	ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	拡充
-------	-------------------------	----

事業概要

- 区が提供するこども・子育て家庭への情報に関する専用ポータルサイトを構築し、子育て家庭などが必要とする情報にアクセスしやすい環境を整備します。
- 妊娠、子育てに関するお知らせ配信や予防接種のスケジュール管理、各種子育て教室の予約機能などを搭載したアプリを導入し、妊婦や子育て家庭の利便性の向上につなげます。
- 妊婦と0歳から18歳までの子を養育している配信登録者にメール又はLINEで妊娠中の胎内の様子やこどもの成長の様子、健康や食事などのアドバイス、子育てサービスなどについて、妊娠週数やこどもの年齢に合わせてタイムリーに情報を配信します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
子育てポータル機能の構築	構築・公開	運用	
母子保健・子育て支援アプリの導入・運用	実施		
子育て応援メール配信 【配信件数】	14,500件	16,000件	17,500件
事業費(年度別)	17,162千円	15,605千円	15,605千円
事業費(合計)	48,372千円		
所管部	健康政策部・こども未来部		
備考			

共通1

共通2

主要事業④	一時預かり事業	拡充
-------	---------	----

事業概要

- 利用の理由を問わず、一時的に児童を預かることで、子育てに係る保護者の負担軽減や在宅子育て家庭の孤立防止を図ります。また、こどもの育ちに適した環境の中で、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会の提供を通じて、児童の社会情緒的な成長発達を支えます。

年度別計画

共通1

共通2

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一時預かり事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業 【延べ利用児童数】	87,670 人	88,730 人	89,380 人
事業費(年度別)	544,971 千円	544,971 千円	544,971 千円
事業費(合計)	1,634,913 千円		
所管部	こども未来部・教育総務部		
備考			

共通1

主要事業⑤	乳幼児健康診査	拡充	
事業概要	<p>■ 乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に健康教育、健康相談等、適切な保健指導を実施します。</p>		
年度別計画	共通1 (すべての活動が該当)		
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4か月児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
1歳6か月児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
3歳児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
5歳児健康診査	拡充		実施
事業費(年度別)	113,957 千円	91,277 千円	91,277 千円
事業費(合計)	296,511 千円		
所管部	健康政策部		
備考	※令和7年度から令和8年度の拡充分の事業費は、実施計画の更新時に計上		

共通1

共通2

主要事業⑥	出産準備教室	継続
-------	--------	----

事業概要

- 妊婦及びパートナーが、妊娠中の母体の変化や体調管理、出産の流れ、沐浴、授乳、おむつ替えなどの新生児の育児方法等について学ぶとともに、子育て家庭同士の交流を促します。
- 男性を対象に、男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。

年度別計画

共通1

共通2

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
出産準備教室 【初産の家庭の参加割合】	76%	78%	80%
父親支援セミナー 【父親の参加者数】	20人	30人	40人
事業費(年度別)	16,965千円	16,965千円	33,321千円
事業費(合計)	67,251千円		
所管部	健康政策部		
備考			



出産準備教室の様子

共通1

主要事業⑦	病児・病後児保育事業	継続
-------	------------	----

事業概要

- 病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペース等で預かります。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
病児・病後児の受入れ 【延べ利用児童数】	9,800人	10,100人	10,300人
事業費(年度別)	189,945千円	189,945千円	189,945千円
事業費(合計)	569,835千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

共通3

主要事業⑧	保育士人材確保支援事業	拡充
-------	-------------	----

事業概要

- 保育士資格取得に向けた支援をします。
- 保育士の資質向上のための研修機会の充実を図ります。
- 保育士が、職場の人間関係や就労条件、子育て支援をめぐる保護者との関係性、メンタルヘルス等、現場で抱える悩みについて、保育現場以外の外部に相談できる環境を整備します。
- 潜在保育士に直接働きかけを行い、一度保育現場から離れた方や保育現場での就労経験がない方を対象とした座談会と就労体験を実施します。

年度別計画

共通1

共通3

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保育士としてのキャリア形成に向けた支援 【キャリアアップ研修定員に対する受講割合】	80%	85%	90%
保育士相談窓口の設置 【相談件数】	40件	80件	100件
潜在保育士の就労支援事業 【採用数】	5名	5名	5名
事業費(年度別)	1,670,460千円	1,670,460千円	1,670,460千円
事業費(合計)	5,011,380千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑨	地域連携推進事業	継続
-------	----------	----

事業概要

- 区立保育園職員による保育施設等への訪問支援、交流保育を行うとともに、区立保育園に地域保育施設の希望者を招いての公開保育研修を実施します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域連携の推進 【公開保育の研修参加者数】	900人	900人	900人
事業費(年度別)	1,568千円	1,568千円	1,568千円
事業費(合計)	4,704千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑩	こどもの安全・安心確保事業	継続
-------	---------------	----

事業概要

- こどもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や、見守りを通して相談できる場所としてこどもSOSの家を設置し、地域と連携したこどもの見守り活動を進めます。
- 登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、地域の協力による登下校の見守り活動を実施します。
- 青色回転灯装備車による区内全域のパトロールや、区内の不審者情報等を配信する区民安全・安心メールを実施します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもSOSの家による見守り 【関係機関・関係団体と連携して広報・啓発した地区数】	6地区	6地区	6地区
登下校の見守り活動	実施	→	→
青色回転灯装備車によるパトロール 再掲 体感治安の向上(4-3-1)	実施	→	→
区民安全・安心メールサービス 再掲 体感治安の向上(4-3-1)	実施	→	→
事業費(年度別)	162,204千円	162,204千円	162,204千円
事業費(合計)	486,612千円		
所管部	総務部、地域未来創造部、教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		



登下校の見守り活動の様子

共通1

共通2

主要事業①	コミュニティ・スクールの推進	拡充
-------	----------------	----

事業概要

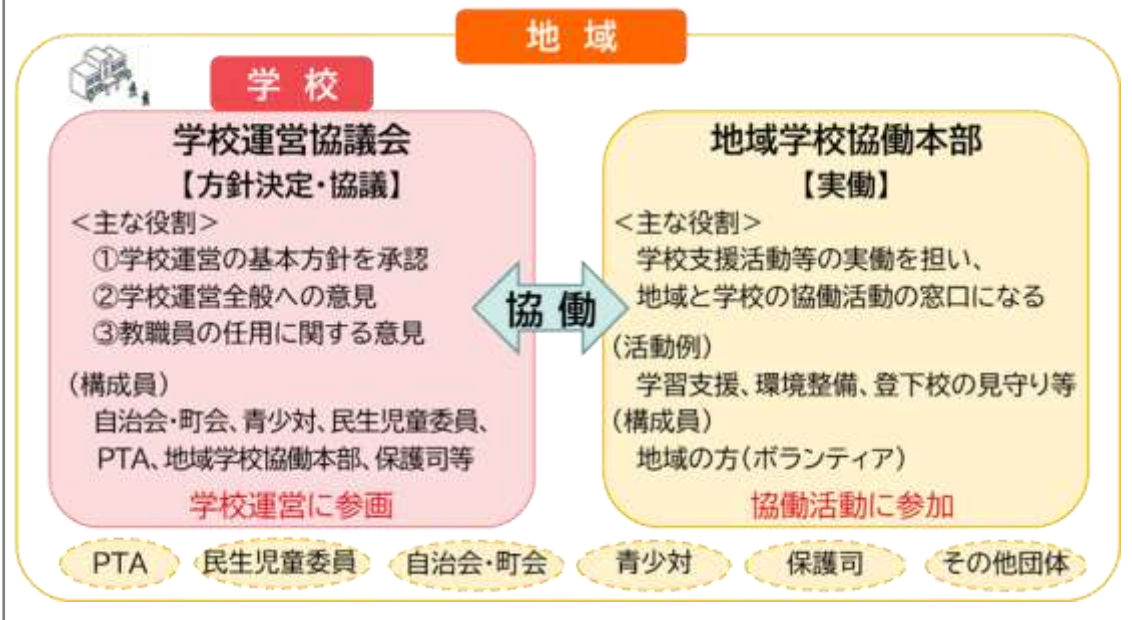
- コミュニティ・スクールは、学校運営に対して、広く保護者や地域住民が参画する仕組みで、学校運営協議会を設置した学校を言います。学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育み、「地域とともにある学校」をめざすための仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、「特色ある学校づくり」を進めます。

年度別計画

共通1 共通2 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
コミュニティ・スクールの推進 【コミュニティ・スクール導入校】	46校	87校 (小中学校全校)	
事業費(年度別)	13,896千円	25,502千円	27,552千円
事業費(合計)	66,950千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇ コミュニティ・スクールの仕組み



共通1

共通3

主要事業⑫	部活動地域連携・地域移行	拡充
-------	--------------	----

事業概要


- 学校部活動に地域スポーツクラブ等の民間事業者、部活動指導員、部活動校外指導員等の地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進します。また、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替する地域移行についても、学校と連携しながら推進します。

年度別計画

共通1

共通3

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
部活動地域連携・地域移行 【ハイブリッド型地域連携・地域移行 モデル校数】	14校	28校 (中学校全校)	
事業費(年度別)	761,638千円	761,227千円	761,227千円
事業費(合計)	2,284,092千円		
所管部	地域未来創造部・教育総務部		
備考	※令和7年度から令和8年度の拡充分の事業費は、実施計画の更新時に計上		

共通1

共通2

主要事業⑬	ファミリー・アテンダント事業	拡充
-------	----------------	----

事業概要

- 地域の民間団体等の人材を活用した子育て家庭への家庭訪問等、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援を展開し、子育て家庭の孤独・孤立対策を強化します。

年度別計画

共通1 共通2 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区子育て見守り訪問事業 【延べ訪問件数】	18,000 件	18,000 件	18,000 件
大田区子育て伴走支援事業 【支援実施件数】	80 件	100 件	150 件
事業費(年度別)	158,246 千円	158,246 千円	158,246 千円
事業費(合計)	474,738 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ ファミリー・アテンダント事業

対象:生後6か月から12か月までの乳幼児(第一子)

●見守り訪問

- ✓ 対象家庭への毎月1回の全戸訪問(最大7回)
- ✓ 玄関先での声かけ
- ✓ 子育て支援品の提供
- ✓ 行政・地域の子育て情報の提供



●伴走支援

- ✓ 希望者に支援
- ✓ 保護者の話の傾聴
- ✓ 区施設等への同行
- ✓ 家事育児のサポート



子育て家庭の孤独・孤立の防止、虐待の未然防止

施策1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きることの育成

【めざす姿】

- こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。
- 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおたを担う人財が育っています。
- 主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイングを実感しながら自分らしく成長しています。

【施策の方向性】

① 予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。

② 世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成

英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認めあった上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。

③ 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

こどもたちのウェルビーイングを高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道徳教育、命の教育などにより豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。

④ こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。

【主要事業】

- ① STEAM教育等の教科等横断的な学び
- ② 情報活用能力の育成
- ③ おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進
- ④ 学力の向上
- ⑤ 読書活動の推進
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 教師力の向上
- ⑧ 学校における働き方改革の推進

共通1

主要事業①	STEAM教育等の教科等横断的な学び	拡充
-------	--------------------	----

事業概要

- 文部科学省教育課程特例校制度を活用し、小学校第5・6学年を対象に、大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通じて、国際社会・地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・能力」を育成します。
- 小学校での教科「おおたの未来づくり」が積み重なり発展した中学校版「おおたの未来づくり」の令和11年度からの全校実施に向けた研究を進めます。

年度別計画

共通1

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小学校における区独自教科「おおたの未来づくり」	実施	→	
中学校版「おおたの未来づくり」の研究	推進	→	
事業費(年度別)	86,838千円	86,838千円	86,838千円
事業費(合計)	260,514千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇ 小学校における「おおたの未来づくり」でめざす創造的な資質・能力の育成について



◇ 小学校における「おおたの未来づくり」実践例

新たなものを創造する

A ものづくり

ア：新商品の企画提案型



児童が企業等の依頼を受け、企業の理念や専門性を踏まえた新製品の提案をします。

イ：オリジナルグッズの制作・販売型



学校に配備したレーザーカッターや連携企業等のリソースを活用してオリジナルのアイテムをつくり、実際に配布又は販売を行います。

ウ：プログラミング体験・ゲーム制作型



相手のニーズに合わせて、プログラミングのアプリケーションを活用したゲームを開発し、対象とする相手に提供します。

エ：プログラミング体験・アイデア提案型



児童がロボットやドローン等を用いたプログラミング体験を通して考えたことを基に、未来をつくるアイデアを提案します。

新たな取組を創造する

B 地域の創生

オ：地域の取組の広報型



児童が環境、文化、歴史、にぎわい、技術などの視点から地域の魅力を再認識し、CMや資料等にまとめて発信し広報します。

カ：地域の取組の提案型



児童が自然環境の保全、歴史・文化の振興、安全・安心のまちづくり、住工共生の推進、健康づくり等のまちづくりの課題を改善するための提案をします。

キ：地域の取組の実践型



児童が自然環境の保全、歴史・文化の振興、安全・安心のまちづくり、住工共生の推進、健康づくり等のまちづくりの課題を改善するためのアイデアを考え実践します。

ク：地域のイベントへの参画型



児童がまちづくりの一環で行われているイベントをさらに盛り上げるアイデアを提案し、実際にイベントに参画します。

共通1



主要事業②	情報活用能力の育成	拡充
-------	-----------	----

事業概要

- 学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ICTを活用した効果的な授業事例の収集・共有	実施		
情報モラル教育	実施		
事業費(年度別)	4,249 千円	4,249 千円	4,249 千円
事業費(合計)	12,747 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業③	おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進	拡充
-------	---------------------------	----

事業概要

- 「国際都市おおた宣言」を行った区にふさわしいグローバル人材を育成するため、英語でのコミュニケーション活動を充実し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語4技能を総合的に向上させながら英語による実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を育む教育を推進します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
外国語教育指導員の配置 【中学校における外国語教育指導員の配置時数(年間)】	70 時間	実施	●————→
体験型英語学習施設の活用	実施	●————→	●————→
OGCルーム(海外体験ルーム)の活用	検証	拡充	●————→
中学校生徒海外派遣 【中学生の参加者数】	2か国56人	2か国56人	2か国56人
オンラインを活用した英会話学習	実施	●————→	●————→
児童・生徒主体による対話中心の外国語授業への改善 【研修の実施回数】	3回	3回	3回
事業費(年度別)	638,639 千円	586,928 千円	586,928 千円
事業費(合計)	1,812,495 千円		
所管部	教育総務部		
備考			



OGC ルーム(海外体験ルーム)における授業風景



中学校生徒海外派遣の様子

共通1

主要事業④	学力の向上	継続
-------	-------	----

事業概要

- 児童・生徒の個々の状況に応じた学びにより、社会で活躍するための確かな学力をすべてのこどもが身に付けられるようにします。また、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学習習慣の定着を推進します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区学習効果測定(小学校第4学年から中学校第3学年) 【実施回数】	1回	1回	1回
学習カウンセリング 【実施回数】	1回以上	1回以上	1回以上
習熟度別少人数指導 【実施科目】	算数、数学、英語 で実施	→	
補習教室 【実施回数】	6回以上	6回以上	6回以上
放課後こども教室における自主学習支援 【実施校における実施回数】	週1回2コマ	週1回2コマ	週1回2コマ
事業費(年度別)	236,429 千円	236,429 千円	236,429 千円
事業費(合計)	709,287 千円		
所管部	教育総務部		
備考			



学習カウンセリングの様子



習熟度別少人数指導の様子

共通1

主要事業⑤	読書活動の推進	継続
-------	---------	----

事業概要

- 各学校で読書活動計画を作成し、読み聞かせの推進や読書の時間・機会の確保、読書週間の取組など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実と読解力の向上を図ります。また、読書活動の支援や図書資料などを活用した授業の企画、実施支援などを行う読書学習司書を全校に配置し、児童・生徒の読書活動を推進することで、本に親しむきっかけをつくり、読書習慣の定着を促します。
- 区立図書館は、区立小中学校の読書学習司書と連携し、学校図書館の運営支援のほか、図書の貸出しや総合的な学習の時間の「調べ学習」への支援を行います。また、児童・生徒が本に触れる機会を増やすため、1人1台端末を活用し、区立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携を進めます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校における読書活動の推進	実施	→	→
区立図書館による学校支援	実施	→	→
事業費(年度別)	389,053 千円	389,053 千円	389,053 千円
事業費(合計)	1,167,159 千円		
所管部	教育総務部		
備考			



朝の読み聞かせの様子

共通1

主要事業⑥	食育の推進	継続
-------	-------	----

事業概要

- 学校給食を無償化することにより、こどもたちの健康増進と子育て世帯への支援を実施するとともに、こどもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育の取組を推進します。
- 区立小中学校全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。
- 人生100年時代において、児童・生徒が生涯にわたり健康を保持・増進するため、東邦大学と連携し、こどもたちの健康増進に向けた給食献立を共同研究・開発し、給食で提供するとともに、家庭にも健康に関する情報を周知し、実践を促すことで、児童・生徒の適切な食習慣の定着につなげます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
食育推進チームによる指導	実施	→	
東邦大学と連携した食育事業 【おおたの未来づくりによる食育実践校】	小学校4校 中学校1校	実施	→
事業費(年度別)	260,628千円	260,628千円	260,628千円
事業費(合計)	781,884千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇東邦大学と連携した食育事業



開発献立試作の様子



モデル校で実施した減塩献立

開発献立
【減塩】
麦ごはん
カオのフリリス
春雨の炒め物
みそ汁

共通1

主要事業⑦	教師力の向上	継続
-------	--------	----

事業概要

- こどもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出す質の高い指導を実現するため、教師の指導力を一層向上させます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教師力の自己診断ツール及び成果を上げている教師の取組事例の活用	実施		
校内研究を柱とした組織的な授業改善 【校内研究の実施回数】	3回以上	3回以上	3回以上
教員研修	実施		
教育研究推進校での実践的研究 【研究発表実施校数】	8校	8校	8校
事業費(年度別)	30,699 千円	15,249 千円	15,249 千円
事業費(合計)	61,197 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

共通3

主要事業⑧	学校における働き方改革の推進	拡充
-------	----------------	----

事業概要



- 学校における働き方改革の推進によって、児童・生徒に向き合うなど教師が本来担う役割に集中し、やりがいをもって働くことができる魅力的な環境づくりを進めます。

年度別計画

共通1

共通3

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
DX推進による校務等の改善	推進		
部活動地域連携・地域移行 【ハイブリッド型地域連携・地域移行 モデル校数】 再掲 部活動地域連携・地域移行(1-2-4)	14校	28校 (中学校全校)	
事業費(年度別)	146,299千円	126,593千円	126,593千円
事業費(合計)	399,485千円		
所管部	地域未来創造部・教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

施策1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

【めざす姿】

- いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのある子どもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のある子どもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、子どもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべての子どもが自分らしくいきいきと成長しています。
- 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべての子どもの可能性が最大限に引き出されています。

【施策の方向性】

① 自分らしくいきいきと生きるための学びの支援

いじめ対応や不登校の子どもへの支援を徹底するとともに、障がいのある子どもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、子ども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化する子どもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、子どもがより相談しやすい環境をつくれます。

② 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり

学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、子どもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。

【主要事業】

- ① 児童・生徒等への相談支援の充実
- ② 特別支援教育の充実
- ③ いじめ対応、不登校児童・生徒への支援
- ④ 魅力ある学校施設の整備
- ⑤ ICT環境の充実

共通1

主要事業①	児童・生徒等への相談支援の充実	拡充
-------	-----------------	----

事業概要

- 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。
- 社会福祉の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを学校に配置する方式を取り入れ、関係機関などと連携して児童・生徒の課題を支援します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スクールカウンセラーによる支援 【スクールカウンセラーの配置日数】	小学校 週1日 (児童数が多い学校は週2日) 中学校 週3日	小学校 週1日 (児童数が多い学校は週2日) 中学校 週3日	小学校 週1日 (児童数が多い学校は週2日) 中学校 週3日
スクールソーシャルワーカーによる支援 【スクールソーシャルワーカーを配置する拠点校の数】	6校	8校	10校
事業費(年度別)	222,289 千円	246,752 千円	269,932 千円
事業費(合計)	738,973 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業②	特別支援教育の充実	拡充
-------	-----------	----

事業概要

- 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことをめざすとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、教員の資質・専門性の向上や校内における支援体制を充実させます。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
多様な学びの場の整備 【特別支援学級の設置校数】	29校	30校	30校
教員の専門性向上 【特別支援教育に関する研修の受講者数】	400人	450人	500人
事業費(年度別)	862,205千円	873,697千円	873,993千円
事業費(合計)	2,609,895千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

共通2

主要事業③	いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	拡充
-------	--------------------	----

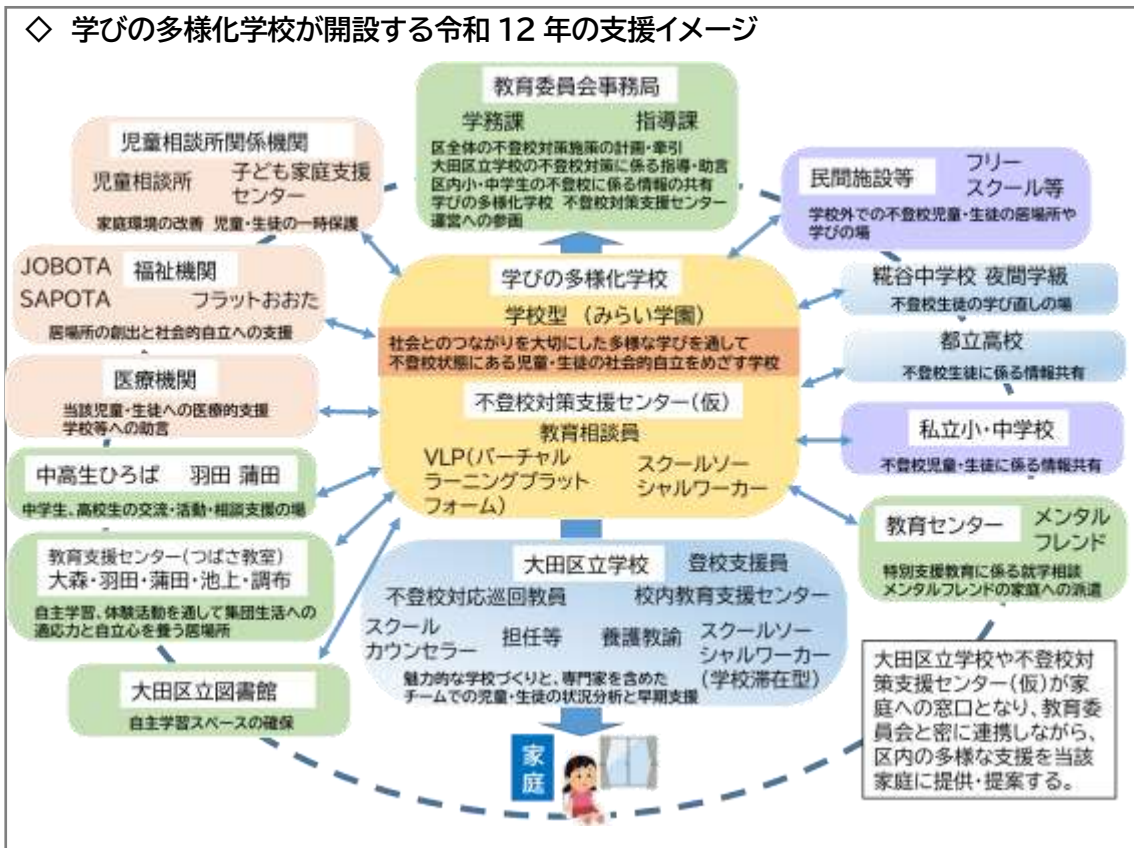
事業概要

- 児童・生徒にタブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施し、教員が指導に活かすとともに、いじめ、不登校の未然防止につなげます。
- いじめに関するアンケートをすべての児童・生徒を対象に実施し、その結果から適切かつ組織的な対応を行います。また、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、大田区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行います。
- 不登校の初期や段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースを校内に確保します。また、不登校状態の児童・生徒が学校外で安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援します。さらに、不登校又は不登校傾向にある児童・生徒の仮想空間上の居場所であるVLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)を立ち上げ、オンラインでの授業配信等を行います。
- 不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する分教室型の学びの多様化学校(みらい学園初等部・中等部)を運営します。また、ふれあいはずめま跡に学びの多様化学校(学校型)を新築により設置し、令和12年度の開設をめざします。
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善することにより、こどもたちの個性に合った柔軟な学びを実現し、こどもたちが前向きに学べるようにします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学級集団調査 【実施回数】	2回	2回	2回
いじめに関するアンケート 【実施回数】	3回	3回	3回
いじめ問題対策連絡協議会の開催【開催回数】	1回	1回	1回
校内教育支援センター(別室登校)の運営	実施	→	
つばさ教室の運営 【教室数】	5教室	5教室	5教室
VLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)の運営	実施	→	
学びの多様化学校(分教室型)【学校数】	2校	2校	2校
学びの多様化学校(学校型)の整備	基本設計 実施設計	実施設計 工事(解体)	工事 (解体・新築)

教師力の自己診断ツール及び成果を上げている教師の取組事例の活用 再掲 教師力の向上(1-3-4)	実施	→	
校内研究を柱とした組織的な授業改善 【校内研究の実施回数】 再掲 教師力の向上(1-3-4)	3回以上	3回以上	3回以上
教員研修 再掲 教師力の向上(1-3-4)	実施	→	
教育研究推進校での実践的研究 【研究発表実施校数】 再掲 教師力の向上(1-3-4)	8校	8校	8校
事業費(年度別)	480,330 千円	621,308 千円	487,844 千円
事業費(合計)	1,589,482 千円		
所管部	教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		





VLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)操作画面のイメージ

共通1


主要事業④	魅力ある学校施設の整備	継続
-------	-------------	----

事業概要

- 老朽化した学校施設の更新を計画的に進め、児童・生徒に安全でよりよい学習環境を提供します。また、学校の改築に当たっては、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入によりZEBの基準をめざすとともに、学校敷地の緑化や校舎等の木質化を推進します。
- 天候に左右されない計画的なプール授業の実施や熱中症対策を含めた安全な水泳指導、教職員の負担軽減等総合的な教育環境の向上に向けて、学校プールのあり方を検討します。

年度別計画

共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校施設の改築等 【学校施設の改築等に新規着手する学校の数】	2~3校	2~3校	2~3校
「大田区学校プールのあり方について」の策定・推進	策定	推進	
事業費(年度別)	11,141,886 千円	20,187,931 千円	18,968,315 千円
事業費(合計)	50,298,132 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業⑤	ICT環境の充実	拡充
-------	----------	----

事業概要

- 1人1台のタブレット端末環境の下、一人ひとりに合った学びや協働的な学びに対応するとともに、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するためのICT環境を充実します。
- 児童・生徒用タブレット端末を更改し、軽くて壊れにくく、使いやすい端末にします。

年度別計画

共通1

(すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学習者用デジタル教科書の導入	実施		
教育コンテンツの充実	実施		
児童・生徒用タブレット端末の更改	実施	—	—
事業費(年度別)	618,174 千円	239,961 千円	239,961 千円
事業費(合計)	1,098,096 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

【基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち】

事業一覧 (●主要事業)

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	2-1-1	高齢者の見守り体制の強化・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の見守り体制の充実・連携強化 ・高齢者ほっとテレフォンの実施 ・高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業 ・緊急支援体制の整備 ・生活支援サービスの体制整備 ・地域包括支援センターの適正配置・運営支援 ・高齢者在宅生活支援事業 ・高齢者虐待防止の啓発及び虐待対応 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-1-2	共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
		2-1-3	高齢者の就労・地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の社会参加支援 ●介護予防・フレイル予防の推進 ・シニアクラブの活性化 ・いきいき高齢者入浴事業 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-1-4	介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型サービスの整備支援 ●介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組 ・介護予防・生活支援サービス事業 ・特別養護老人ホームの整備支援 ・ケアマネジメント力の向上 <p style="text-align: right;">など</p>
2-2	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進	2-2-1	権利擁護の正しい理解と周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護の正しい理解と周知啓発 ・婦人保護事業 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-2-2	地域の担い手の育成と相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の担い手の育成と相談体制の拡充 ・福祉オンブズマン制度の推進
		2-2-3	地域連携ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの強化

2-3	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実	2-3-1	相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援体制の充実・強化 ・障害者福祉施設の運営・充実(志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、こども発達センターわかばの家) ・被保護者等の自立の支援 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-3-2	障がい者等の地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点等の充実 ・障害福祉サービスの充実 ・障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援する事業 ・心身障害者福祉手当等支給事業 ・難病患者支援の推進
		2-3-3	障がいへの理解の推進	●障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業
2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	2-4-1	多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●フード支援、参加支援・地域づくり支援(重層的支援体制整備事業) ●区民活動支援事業 ・社会福祉協議会の運営 ・民生委員・児童委員の活動の支援 ・地域福祉計画推進会議の運営 ・社会福祉法人の認可・指導検査事業 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-4-2	自治会・町会との連携・協働の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・町会活動支援 ・地域力推進会議の運営 ・自治会・町会会館の整備助成 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-4-3	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・ユニバーサルデザインの普及啓発事業 ・おおたユニバーサル駅伝大会への支援事業
		2-4-4	分野横断の包括的な支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた(重層的支援体制整備事業) ●大田区福祉人材育成・交流センターの運営 <p style="text-align: right;">など</p>

2-5	人々の相互理解と交流の促進	2-5-1	国際理解・国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における国際理解・国際交流の推進 ・海外友好都市・姉妹都市等との交流の推進 ・国際交流員の雇用 ・地域における多文化交流 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-5-2	コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実 ・多文化共生推進協議会の運営 ・やさしい日本語活用の普及 ・通訳派遣及び翻訳の実施 ・日本語等の学習支援 ・災害時外国人支援 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-5-3	人権と多様性を尊重する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進事業 ・男女共同参画推進区民会議の運営 ・男女共同参画意識啓発・相談事業 ・人権啓発事業 ・平和都市宣言記念事業
2-6	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実	2-6-1	生涯を通じた心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯を通じた健康啓発事業 ・地域企業の戦略的な健康づくりの推進 ・心身の健康づくりのための支援 ・健(検)診等事業 ・自殺総合対策の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-6-2	科学的根拠に基づく健康啓発の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査等実施計画に係る事業 ・早期介入保健事業 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・後発医薬品利用促進事業 ・適正服薬推進事業 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-6-3	健康に関する安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療連携推進事業 ・在宅医療に関する周知・啓発の推進 ・平日準夜・休日診療事業 ・骨髄移植推進事業 ・AED普及推進 ・がん患者への支援 ・疾病予防に向けた予防接種の推進 ・感染症予防に向けた普及啓発と検査体制の充実 ・感染症の流行に備えた体制強化 ・結核・感染症対策と支援 ・医療や食の安全、生活環境の衛生確保の推進 ・狂犬病予防及び動物愛護事業 <p style="text-align: right;">など</p>

2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備	2-7-1	誰もがスポーツを楽しめる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化 ・スポーツイベントの実施 ・ランニング環境の整備事業 ・スポーツ大会や教室等の情報発信 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-7-2	ニーズに即したスポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の利用促進・サービス向上 ・スポーツ施設の整備・充実
2-8	心ときめく豊かな地域をつくる文化資源の創造と継承	2-8-1	文化芸術に親しむ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術鑑賞・体験機会の充実 ●区所蔵美術品による文化創造空間の創出 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-8-2	地域の文化資源の保存・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●郷土博物館における取組の推進 ・区立博物館・記念館等の運営
2-9	生涯にわたる学びの支援	2-9-1	個人の学びの充実	●多様なニーズに応える学びの機会充実
		2-9-2	学びを通じたつながり・活用の場の創出	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり
		2-9-3	地域の学びを支える環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●学びを支える情報発信と場の整備 ・生涯学習センター、文化センター等の機能拡充 <p style="text-align: right;">など</p>
		2-9-4	図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館機能の充実 ・中央図書館の検討

施策 2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

【めざす姿】

- 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。
- 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。
- 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

【施策の方向性】

① 高齢者の見守り体制の強化・推進

日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図っていきます。

② 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

③ 高齢者の就労・地域活動の支援

大田区 いきいき しごと ステーション(高齢者等就労・社会参加支援センター)、シルバー人材センター、シニアステーション糀谷、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

④ 介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ICTを活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

【主要事業】

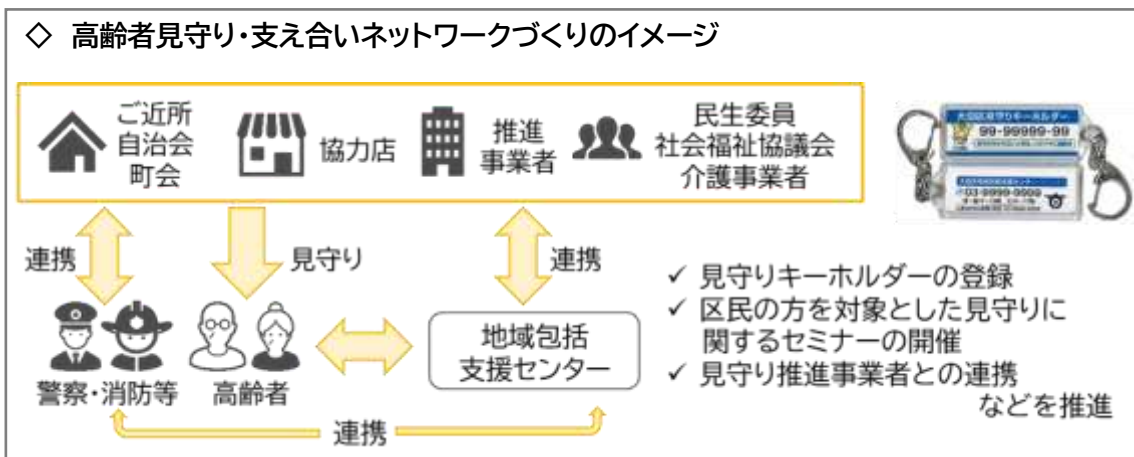
- ① 高齢者の見守り体制の充実・連携強化
- ② 高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
- ③ 高齢者の社会参加支援
- ④ 介護予防・フレイル予防の推進
- ⑤ 地域密着型サービスの整備支援
- ⑥ 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組

共通2

主要事業①	高齢者の見守り体制の充実・連携強化	継続
-------	-------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区内に住所を有する 65 歳以上の高齢者に対して、高齢者見守りキーホルダーの登録を促し、見守り体制を支援します。 ■ 見守り体制を強化するため、地域の民間事業者がその事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進します。 ■ ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
高齢者見守りキーホルダー登録事業の推進 【高齢者見守りキーホルダー登録会の実施回数】 共通2	46回	46回	46回
見守り推進事業者との連携 共通2	実施	→	
ひとり暮らし高齢者の支援 【民生委員の訪問によるひとり暮らし高齢者の新規登録者数】 共通2	430人	430人	430人
事業費(年度別)	5,772千円	6,496千円	7,143千円
事業費(合計)	19,411千円		
所管部	福祉部		
備考			



共通2

主要事業②	高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備	継続
-------	----------------------	----

事業概要

- 認知症の人やその家族、地域住民等、地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催につながるため、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を継続して配置します。
- 認知症予防としてシニアステーションの利用を促し、高齢者の元気維持・介護予防のための事業を、地域包括支援センターと一体的に実施することにより、切れ目のない支援を提供します。
- 既存のシニアステーションの運営支援に加え、新規開設に向けた準備作業等を実施するとともに、シニアステーションで行われるプログラムの参加状況を把握し、利用者のニーズに応じた事業展開を検討します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
認知症カフェの運営支援 【認知症地域支援推進員の配置数】 共通2	55人	55人	55人
シニアステーションの開設運営・利用促進 【シニアステーションの設置数】 共通2	9か所	11か所	11か所
シニアステーションの利用者ニーズを踏まえたプログラムの充実 共通2	実施		
事業費(年度別)	237,390千円	272,525千円	300,916千円
事業費(合計)	810,831千円		
所管部	福祉部		
備考			

共通2

共通3

主要事業③	高齢者の社会参加支援	継続
-------	------------	----

事業概要

- 大田区 いきいき しごと ステーションにおいて、高齢者が経験や知識、技能を活かし、就労や地域の様々な活動に参加できるよう支援します。
- (公社)大田区シルバー人材センターにおいて、豊富な知識・経験・技能を持つシルバー世代の仕事や社会奉仕活動等を支援します。
- シニアステーション糎谷において、プレシニアに対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者の働く機会や社会参加を支援します。

年度別計画

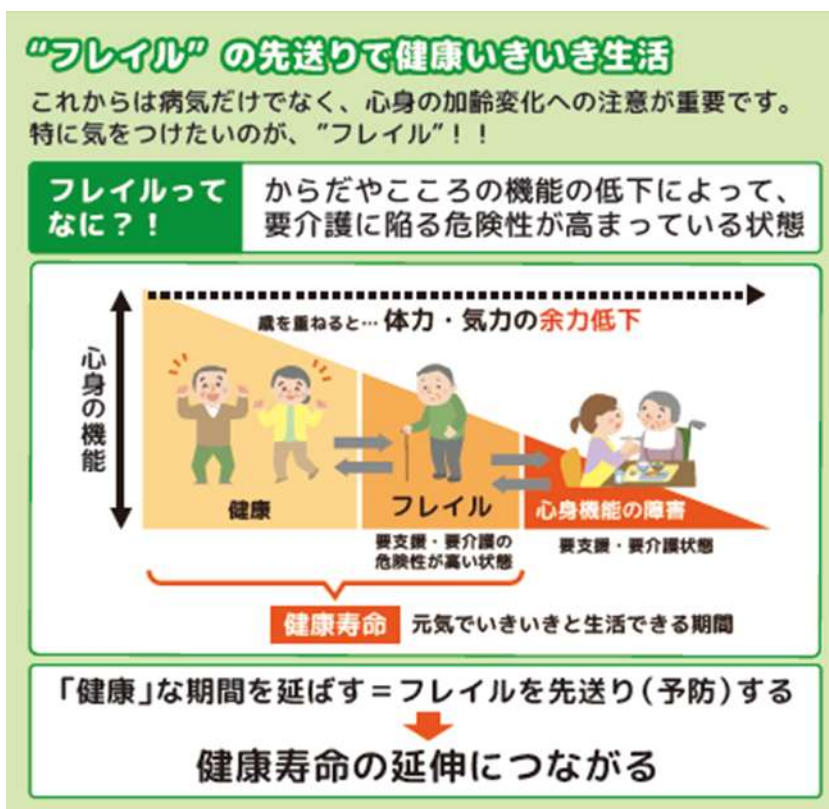
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区 いきいき しごと ステーションでの就労活動支援 【就労促進事業の実施回数】 共通2 共通3	16回	17回	18回
シルバー人材センターでの就労・社会奉仕活動等支援 【シルバー人材センターの会員数】 共通2 共通3	3,200人	3,200人	3,200人
シニアステーションにおける就労支援事業 【就労先の開拓件数】 共通2 共通3	100件	110件	120件
事業費(年度別)	158,345千円	158,345千円	158,345千円
事業費(合計)	475,035千円		
所管部	福祉部		
備考			

共通2

共通3

主要事業④	介護予防・フレイル予防の推進			継続
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発や介護予防事業を実施します。 ■ フレイル予防の取組の重要性を普及啓発するとともに、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に取り組みます。 			
年度別計画				
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
介護予防普及啓発事業 【介護予防普及啓発事業の実施回数】	4,800回	4,800回	4,800回	
おおたフレイル予防事業 【フレイル予防講座の延べ参加者数】	280人	300人	300人	
事業費(年度別)	80,553千円	80,553千円	80,553千円	
事業費(合計)	241,659千円			
所管部	福祉部			
備考				

◇ フレイル予防について



主要事業⑤	地域密着型サービスの整備支援	継続
--------------	-----------------------	-----------

事業概要

■ 認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり公募を実施し、地域密着型サービス事業所の開設をめざす事業者に対して、補助金を活用して施設整備に要する経費の一部を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
認知症高齢者グループホームの整備支援 【補助件数】	2件 (令和6～8年度の3か年の目標値)		見直しの実施
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備支援 【補助件数】	3件 (令和6～8年度の3か年の目標値)		見直しの実施
(看護)小規模多機能型居宅介護の整備支援 【補助件数】	2件 (令和6～8年度の3か年の目標値)		見直しの実施
事業費(年度別)	193,440 千円	322,123 千円	322,123 千円
事業費(合計)	837,686 千円		
所管部	福祉部		
備考	※第 10 期介護保険事業計画の策定段階において、令和9年度の計画の見直しを実施する。		


共通3

主要事業⑥	介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組	継続
-------	------------------------	----

事業概要

- 区内の介護サービス従業者に対して、介護に係るスキルアップや能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修を実施します。
- ICTの導入等、生産性の向上に向けた取組について、介護サービス事業者とともに検討を進め、情報提供などを通じ事業者の積極的な取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人材育成・定着に向けた研修の実施 【介護事業者向け研修の延べ受講者数】 共通3	1,000人	1,000人	1,000人
ICTの導入等、生産性の向上に向けた情報提供や取組の検討 共通3	実施		
事業費(年度別)	2,816千円	2,816千円	2,816千円
事業費(合計)	8,448千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

【めざす姿】

- 本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワークの強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。
- 自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力(DV)の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

【施策の方向性】

① 権利擁護の正しい理解と周知啓発

成年後見制度や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力(DV)防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。

② 地域の担い手の育成と相談体制の拡充

福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。

身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力(人に助けを求めたり、受け取る力や意欲)を高められるよう支援していきます。

③ 地域連携ネットワークの強化

専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。


地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議や権利擁護支援検討会議等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。

【主要事業】

- ① 権利擁護の正しい理解と周知啓発
- ② 地域の担い手の育成と相談体制の拡充

主要事業①	権利擁護の正しい理解と周知啓発	継続
-------	-----------------	----

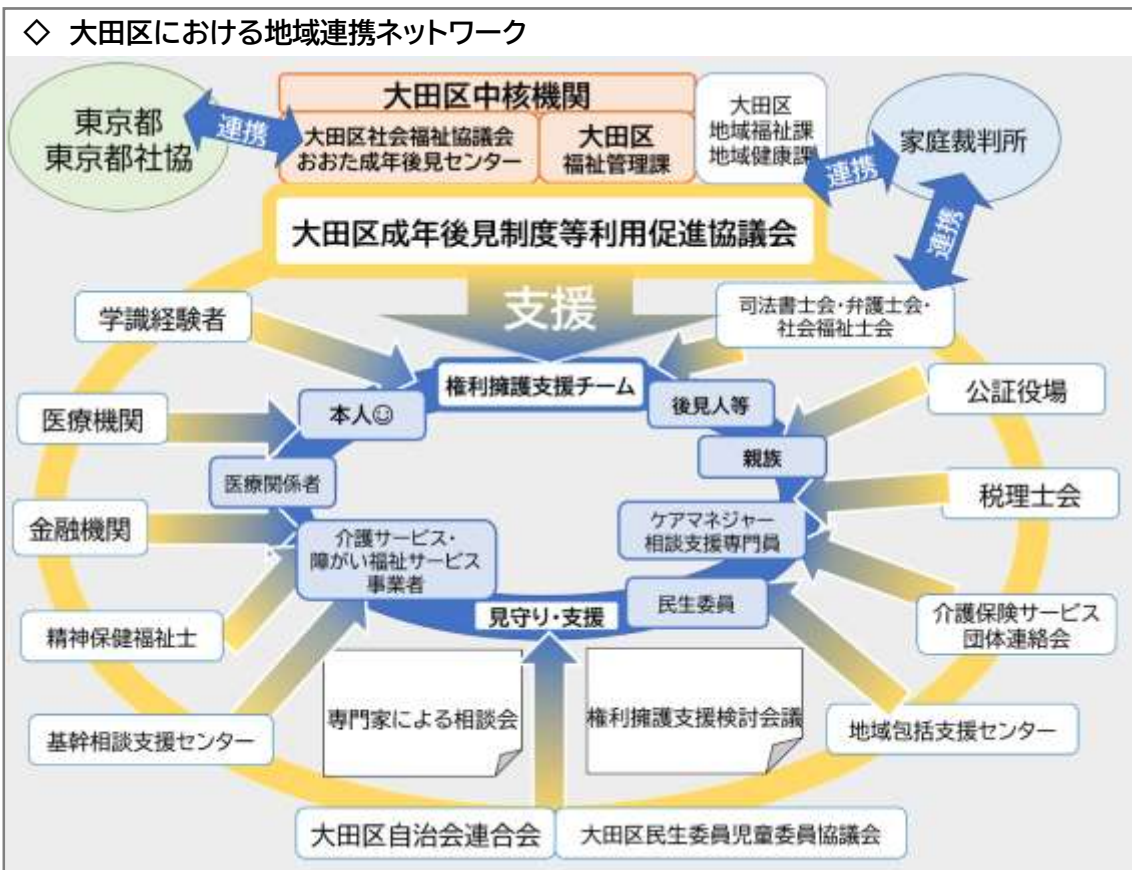
事業概要	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度や老いじたく等のパンフレットを作成し、まずは、各種制度についての正しい理解啓発を推進します。そして、自分が元気なうちに将来に備えるため、老いじたくセミナーや講演会等への参加を促し、具体的な行動につながるよう啓発します。自ら備えることで、将来への心配や不安を解消するよう図ります。 ■ 講座やセミナーを通して、DV防止への理解を促すとともに、DV相談ダイヤル等の区支援機関について周知します。また、周知方法の工夫などの検討を進め、他機関と連携しながら、DVをはじめとする困難な問題を抱える女性等を適切な支援につなげます。 	

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護支援や老いじたくに関する広報活動 【権利擁護支援に関するパンフレット、老いじたくパンフレットの配布数】	権利擁護 2,000部 老いじたく 13,000部	権利擁護 2,000部 老いじたく 13,000部	権利擁護 2,000部 老いじたく 13,000部
DV防止に向けた啓発活動 【講座・セミナーの実施回数】	5回	6回	6回
DV相談ダイヤルなどの相談事業の周知啓発	手法の検討	実施	
事業費(年度別)	45,555千円	51,159千円	51,159千円
事業費(合計)	147,873千円		
所管部	総務部、福祉部		
備考			

主要事業②	地域の担い手の育成と相談体制の拡充	継続
-------	-------------------	----

事業概要	
<p>■ 権利擁護支援に関する相談窓口として、地域包括支援センターや障がい者の相談窓口でも情報提供を行い、本人主体の意思決定に基づいた老いじたくの推進や成年後見制度へつなげるほか、虐待等にも対応します。また、地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と養成に取り組みます。区民の方が、身近な地域で、困りごとを気軽に相談できるネットワークを構築します。</p>	

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護支援に関する相談窓口の充実 【権利擁護に関する延べ相談件数】	高齢 7,500 件 障がい 550件	高齢 7,750 件 障がい 600件	高齢 8,000 件 障がい 650件
事業費(年度別)	1,986 千円	1,986 千円	1,986 千円
事業費(合計)	5,958 千円		
所管部	福祉部		
備考	※虐待防止の支援等に伴う事業費以外は 2-2-1「権利擁護の正しい理解と周知啓発」で計上		



施策 2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

【めざす姿】

- 生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。
- 誰一人取り残さない社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の視点から、福祉教育や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

【施策の方向性】

① 相談支援体制の充実・強化

障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

② 障がい者等の地域生活の支援

障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。

③ 障がいへの理解の推進

障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

【主要事業】

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活支援拠点等の充実
- ③ 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業

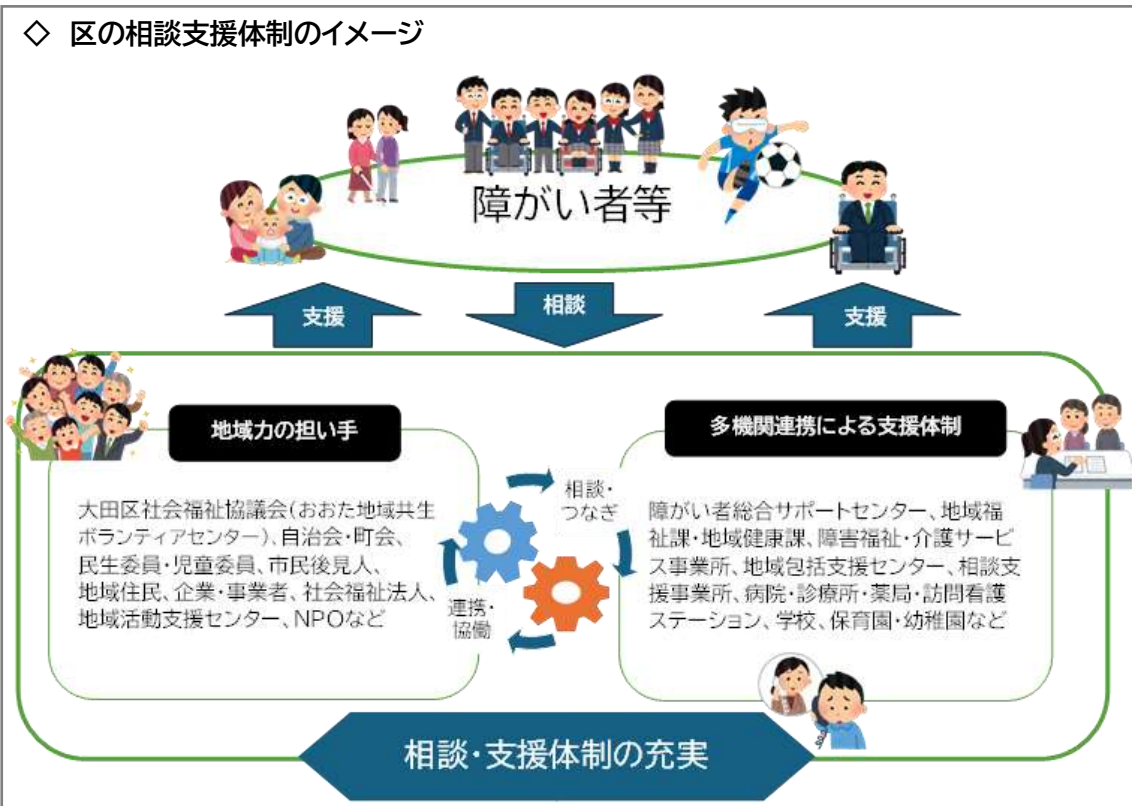
主要事業①	相談支援体制の充実・強化	継続
-------	--------------	----

事業概要

■ 区の基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ)や地域福祉課などにおいて、個別の相談業務を行いながら、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化や各事業者への専門的な助言・支援等に取り組みます。地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行いながら、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

年度別計画

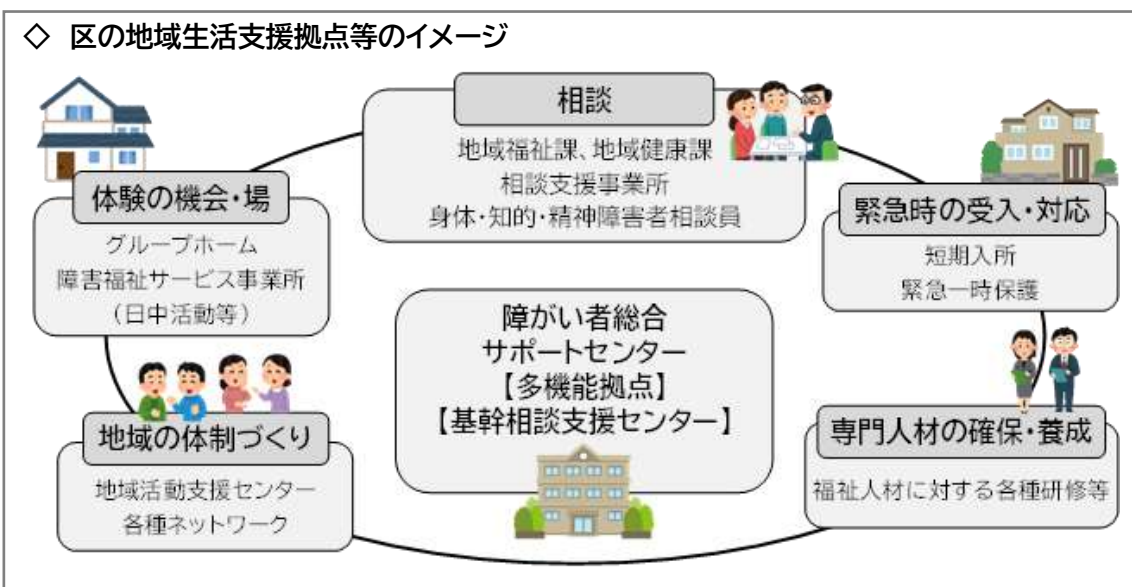
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基幹相談支援センターにおける相談支援	実施	→	
事業費(年度別)	80,471 千円	80,471 千円	80,471 千円
事業費(合計)	241,413 千円		
所管部	福祉部		
備考			



主要事業②	地域生活支援拠点等の充実	拡充
--------------	---------------------	-----------

事業概要
<ul style="list-style-type: none"> ■ 日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援します。 ■ 新たに区立短期入所事業所を開設することにより、短期入所施設の利用枠の増加を図ります。 ■ 障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、グループホームの整備を促進します。

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
日中活動の場の整備	実施	●————→	————→
短期入所施設の充実 【区立短期入所施設の利用枠】	27床	36床	継続
障がい者グループホームの整備・運営支援 【グループ整備費補助】	2件	推進	●————→
事業費(年度別)	4,674,914千円	1,864,902千円	2,067,482千円
事業費(合計)	8,607,298千円		
所管部	福祉部		
備考			



主要事業③	障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業	継続
--------------	----------------------------	-----------

事業概要

- 区立小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解をテーマにした総合学習の支援を実施します。
- 差別の禁止や地域社会における共生等、障がいについての区民の関心と理解を深めるため、障がい理解を取り入れた地域活動の表彰事業、障がい者施設の施設まつり等での障がい理解啓発活動、障害者週間での総括イベント等、様々な取組を行います。
- 区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解促進を図るため、区内複数会場を巡回して展示します。
- 区内の障がい者が創作した作品を展示する機会を設けることで、障がい者の社会参加・社会活動の充実につなげるとともに、区民の障がい者に対する理解を深めるきっかけをつくれます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】	小学校 40校 中学校 12校	小学校 40校 中学校 14校	小学校 40校 中学校 16校
おおた みんなのつどいプロジェクトの実施	実施	●————→	————→
障がい者巡回パネル展の実施	実施	●————→	————→
障がい者文化展の実施	実施	●————→	————→
事業費(年度別)	4,132千円	4,132千円	4,132千円
事業費(合計)	12,396千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

【めざす姿】

- 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。
- 共生や社会的包摂の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域となっています。
- 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

【施策の方向性】

① 多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

② 自治会・町会との連携・協働の更なる推進

地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、子どもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティの形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

④ 分野横断の包括的な支援体制の強化

誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法による重層的支援体制整備事業を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

【主要事業】

- ① フード支援、参加支援・地域づくり支援(重層的支援体制整備事業)
- ② 区民活動支援事業
- ③ 自治会・町会活動支援
- ④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ⑤ JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた(重層的支援体制整備事業)
- ⑥ 大田区福祉人材育成・交流センターの運営

共通2

主要事業①	フード支援、参加支援・地域づくり支援(重層的支援体制整備事業)	拡充
-------	---------------------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区民や企業などの多様な主体の協力のもと、集めた食品をこども食堂をはじめとした居場所で提供するフード支援を通じて、困っている方を早期に把握して福祉サービスにつなげるネットワークを構築します。 ■ 大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けた地域の自助力及び互助力を強化推進することを目的に、区民の個別の地域生活課題への対応について、地域での課題として検討するとともに、その解決に向けて、地域のつながりあい、支えあう体制をより一層推進します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
フード支援ネットワーク体制の拡充 【食支援参加のきっかけづくりの回数】	78回	85回	93回
参加支援及び地域づくり支援の強化 【参加支援と地域づくり支援の延べ件数】	参加支援 500件 地域づくり支援 1,000件	参加支援 500件 地域づくり支援 1,000件	参加支援 500件 地域づくり支援 1,000件
事業費(年度別)	141,671千円	141,671千円	141,671千円
事業費(合計)	425,013千円		
所管部	福祉部		
備考			

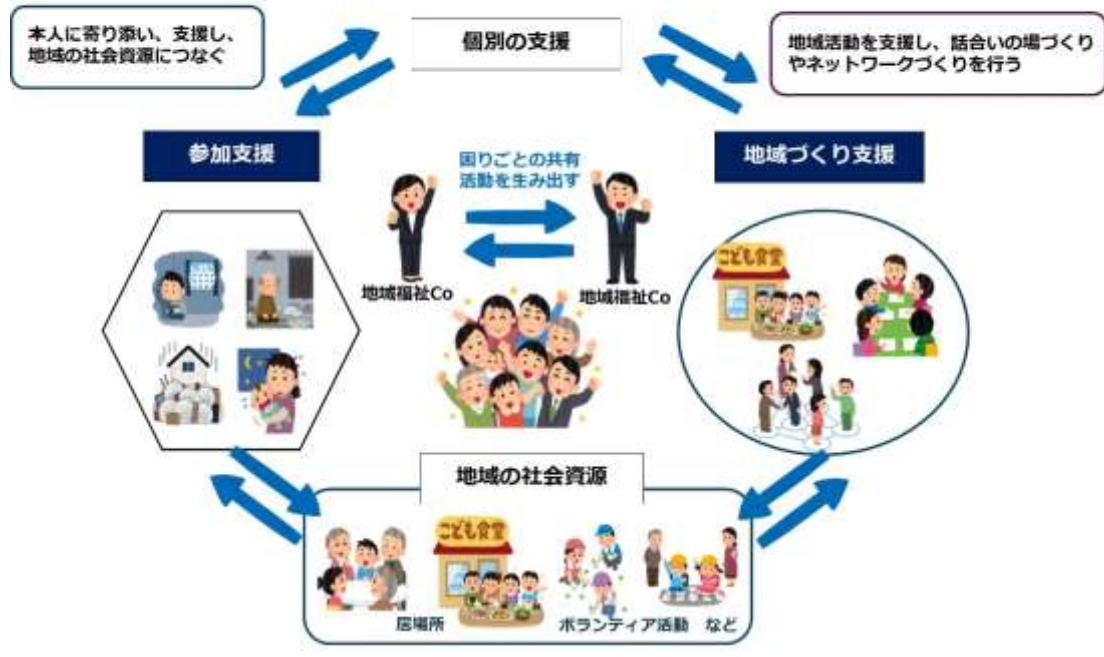
◇ フード支援について



◇ 参加支援・地域づくり支援について

個別の活動と地域とのつながりをつくる参加支援とお互い様の地域づくりを支援

個別の活動と地域の活動をつなげ、地域で住民同士が支え合う仕組みを展開することで地域で孤立する人をなくしていくことをめざしています。



共通2


共通3

主要事業②	区民活動支援事業	拡充
-------	----------	----

事業概要

- 区民活動団体の活動基盤の強化や、地域や団体間におけるコーディネート機能強化、団体同士のつながりづくりを促進するため、組織運営ノウハウや活動を活性化させる手法などを学べる講座や、区民活動コーディネーターの視点を身に付け地域の中で連携や協働のアイデアを活かせる講座を行います。また、伴走支援や交流会等の開催による連携支援も行い、包括的に活動を支えます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民活動講座 【延べ受講者数】 共通2 共通3	80人	80人	80人
伴走支援・連携支援 共通2 共通3	実施		
事業費(年度別)	4,889千円	4,889千円	4,889千円
事業費(合計)	14,667千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通2

共通3

主要事業③	自治会・町会活動支援	継続
-------	------------	----

事業概要


- 自治会・町会のICT活用を推進し、地域への関心が高くなる子育て家庭などに対する情報発信力を高めるとともに、自治会・町会が抱える課題(役員の高齢化、人材の確保など)について、自治会連合会と連携・協働し解決に向けて具体的に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治会・町会の情報発信力の強化 【新規にSNSで情報発信を行った自治会・町会数】 共通2 共通3	8町会	8町会	8町会
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	地域未来創造部		
備考	※SNSによる情報発信数累計 ・令和7年度:計 40 町会 ・令和8年度:計 48 町会 ・令和9年度:計 56 町会 ※事業費が生じない主要事業		

主要事業④	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	—
-------	---------------------	---

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「思いやり」や「気づき」の心を育み、安全・安心なまちづくりに参加・参画し貢献できる人材を育てるため、学校教育等の中でユニバーサルデザインや心のバリアフリーを学び、体験できるような仕組みを継続していきます。 ■ ユニバーサルデザインのまちづくりに加え、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」に基づき、道路・施設の整備や心のバリアフリー等、ハード・ソフト両輪の事業による街なかの移動等円滑化を推進します。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】 再掲 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業(2-3-3)	小学校 40校 中学校 12校	小学校 40校 中学校 14校	小学校 40校 中学校 16校
大田区移動等円滑化促進方針及び大田区バリアフリー基本構想の推進 再掲 バリアフリーによるまちづくりの推進(4-5-5)	推進		見直し
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	福祉部、まちづくり推進部		
備考	※各活動の事業費は再掲元で計上		

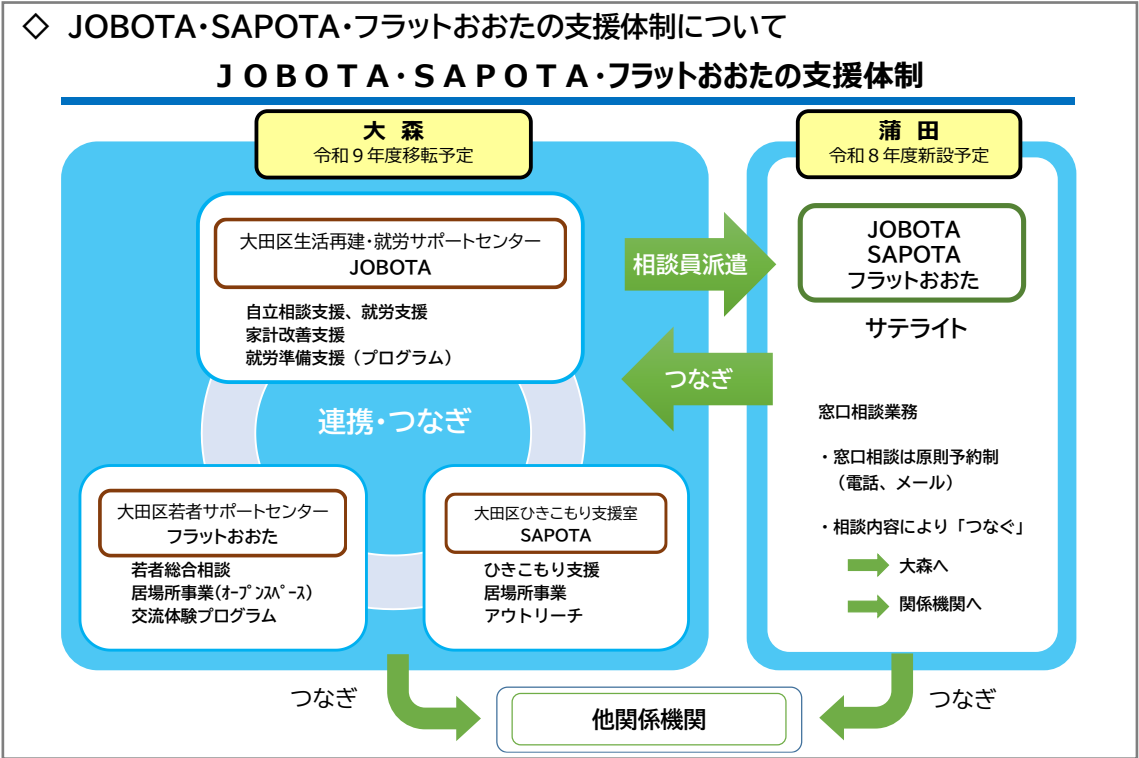
共通2

主要事業⑤	JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた(重層的支援体制整備事業)	拡充
-------	------------------------------------	----

事業概要

■ 重層的支援体制整備事業の13の事業の一つである「大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」と「大田区ひきこもり支援室 SAPOTA」、「大田区若者サポートセンターフラットおおた」の3事業の支援機関が同一の建物内で、連携して支援する体制を構築します。また、大森の本部機能のほかに蒲田に分室機能を設置します。

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
JOBOTA/SAPOTA/フラットおおたの一体的運営及び蒲田分室の設置 【JOBOTA・SAPOTA の新規相談件数及びフラットおおたの新規利用登録者数の合計】 共通2	1,800 人	1,900 人	2,000 人
事業費(年度別)	238,113 千円	213,048 千円	213,048 千円
事業費(合計)	664,209 千円		
所管部	福祉部、こども未来部		
備考	※フラットおおたにおける相談支援等の事業費は 1-1-2 「こども・若者に対する総合相談」で計上		





共通3

主要事業⑥	大田区福祉人材育成・交流センターの運営	拡充
-------	---------------------	----

事業概要

- 区内福祉事業所の福祉従事者や管理者を対象に、複合的な課題のある世帯や個人に対する多機関・多職種連携によるチーム支援を推進していくための研修会や、人材育成・定着を支援するための各種セミナーを実施します。
- 特に切迫している介護人材を中心に、外国人や元気高齢者などを含む多様な人材の確保に取り組めます。
- 福祉現場におけるカスタマーハラスメントに適切に対応し、福祉従事者が安心して働ける環境を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人材育成・定着に向けた研修会・セミナーの実施 【研修会・セミナーの延べ参加者数】 共通3	850人	850人	1,000人
多様な福祉人材の確保に向けた取組の強化 共通3	実施		
カスタマーハラスメント対策事業の実施 共通3	実施		
事業費(年度別)	10,289千円	10,289千円	10,289千円
事業費(合計)	30,867千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-5 人々の相互理解と交流の促進

【めざす姿】

- 国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。
- 情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっていきます。
- 男女共同参画社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

【施策の方向性】

① 国際理解・国際交流の推進

日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。

また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。

② コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。

また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。

日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生施策を効果的に推進します。

③ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。

【主要事業】

- ① 地域における国際理解・国際交流の推進
- ② 国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実
- ③ 男女共同参画推進事業

主要事業①	地域における国際理解・国際交流の推進	拡充
-------	--------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい顔の見える関係となるよう、特別出張所や地域団体と連携した「18色の国際都市事業」等を通して、外国人の視点を取り入れながら、各地域の特色を活かした国際理解・国際交流を促進します。 ■ 区の多文化共生推進のサポーターである「Minto フレンズ」の拡充を図り、多文化共生の意識啓発及び情報発信につなげます。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
18色の国際都市事業 【18 特別出張所全体の延べ参加者数】	6,000 人	6,000 人	6,000 人
Minto フレンズの拡充	推進		
事業費(年度別)	555 千円	555 千円	555 千円
事業費(合計)	1,665 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			



18色の国際都市事業

共通3

主要事業②	国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実	拡充
-------	---------------------	----

事業概要

- 日本語教育の担い手である、日本語教室等に取り組む国際交流団体の育成を図るため、団体間の連携を深める場として、連絡会などおおた国際交流センターを活用した情報及び意見の交換を行う機会を増やし、団体の活動を支援します。
- 外国人区民や、外国人区民と関わりがある日本人区民が、日常生活での困りごとを気軽に相談できる、多言語対応が可能な相談窓口を運営します。あわせて、多言語通訳タブレット等のサービスを提供し、日本語への対応が難しい外国人区民への支援を充実します。
- 日本語学習支援ボランティアの不足や高齢化に対応するため、担い手の育成を図り、外国人区民の学習機会を確保します。また、様々な学習ニーズに即した日本語教室を開催し、習得レベルに合わせた日本語学習を支援します。
- (一財)国際都市おおた協会及び区ホームページやSNS等とともに外国人向け多言語情報紙の発行により、外国人区民に必要とされる「伝わる情報」をインターネットと紙媒体の併用によって効果的に発信することで、外国人区民等がより暮らしやすいまちの実現をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国際交流団体の支援及び連携促進 【交流団体の数】	45 団体	46 団体	47 団体
多様性に配慮した多言語相談の実施 【延べ相談件数】	2,920 件	2,980 件	3,040 件
日本語教育の担い手支援 【日本語ボランティア養成講座の延べ受講者数】	30 人	30 人	30 人
ホームページ等情報発信の充実 【協会ホームページの閲覧数】	10,000 回	10,000 回	10,000 回
事業費(年度別)	46,028 千円	46,028 千円	46,028 千円
事業費(合計)	138,084 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通1

共通3

主要事業③	男女共同参画推進事業	継続
-------	------------	----

事業概要

- 結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広く男性への意識啓発を促すため、配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、父親として積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座、性別による無意識の思い込みへの気づきとなる講座などを開催します。
- 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。
- これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ(キャリア・アップ)を後押しするための講座を開催します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業 【講座・セミナーの開催回数】 共通1	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1	200人	200人	200人
女性への就労支援・就労継続支援事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1 共通3	150人	160人	160人
事業費(年度別)	41,031千円	41,031千円	41,031千円
事業費(合計)	123,093千円		
所管部	総務部		
備考			

施策 2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

【めざす姿】

- 効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。
- 住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができます。

【施策の方向性】

① 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病などの発病を予防します。

また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。

② 科学的根拠に基づく健康啓発の展開

健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。

このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。

③ 健康に関する安全・安心の確保

平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。

【主要事業】

- ① 生涯を通じた健康啓発事業
- ② 特定健康診査等実施計画に係る事業
- ③ 地域医療連携推進事業

主要事業①	生涯を通じた健康啓発事業	拡充
-------	--------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若いうちから健康への興味・関心を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組むことができるよう、児童を対象に正しい食生活や運動習慣、居住地区の健康課題等について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。 ■ 働く世代等に対して、健康の保持・増進を目的に生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。また、健康意識を高め、健診(検診)の受診や医療機関の早期受診を促します。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小学校への健康教育 【健康教育を実施した学校数】	25校	30校	35校
企業・事業所等への健康活動支援 【出張健康講座を実施した企業・事業所等の回数】	40回	40回	40回
事業費(年度別)	5,463千円	5,463千円	5,463千円
事業費(合計)	16,389千円		
所管部	健康政策部		
備考			

主要事業②	特定健康診査等実施計画に係る事業	継続
-------	------------------	----

事業概要

- 健診結果データ、レセプトデータ及び個人の属性をAIが分析することで、勧奨対象者の優先順位付け及び個人特性に応じた異なるデザインの勧奨はがきの送り分けを行い、受診行動を促します。また、被保険者の生活習慣病のレセプトが多い医療機関等に対して、医師やメディカルスタッフから、治療と別観点で健診受診を勧めてもらうよう依頼します。
- 特定健診の検査項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果等の申請書類一式を提出した被保険者に助成を行い、本人の負担を軽減することで利用者の増加をめざします。

年度別計画


活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人工知能を活用した受診勧奨 【勧奨受診率】	25.5%	26.0%	26.5%
人間ドック受診助成 【助成件数】	1,100 件	1,100 件	1,100 件
事業費(年度別)	26,414 千円	26,414 千円	26,414 千円
事業費(合計)	79,242 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

主要事業③	地域医療連携推進事業	継続
--------------	-------------------	-----------

事業概要

- がん検診・成人歯科健診の受診票の発送に併せて、「かかりつけ医、歯科医、薬局」を持つことの大切さを周知啓発します。
- 健康な若い世代や中高年にも、かかりつけ医などの重要性や必要性について気付いてもらえるよう、デジタル等を活用した周知啓発に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
がん検診や成人歯科健診の受診票 発送時の啓発 【がん検診・成人歯科健診の受診票 発送数】	555,000 件	555,000 件	555,000 件
若い世代への周知啓発	調査・検討	実施	
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	健康政策部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

施策 2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備

【めざす姿】

- スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。
- スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

【施策の方向性】

① 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。

こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

② ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。

地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。

【主要事業】

- ① スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化
- ② スポーツ施設の利用促進・サービス向上

共通2

主要事業①	スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化	拡充
-------	---------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区民の間に広くスポーツへの関心と理解を深め、様々なスポーツ種目に親しむ機会を創出します。こどもから高齢者までが参加できるプログラムを提供し、健康・体力づくり、生きがいづくりを図るとともに、区民相互の交流の契機とするため、スポーツ健康都市宣言記念事業として、区民スポーツまつりや OTA ウォーキングといったイベントを実施します。 ■ 特にスポーツ実施率の低い30～40代の女性に情報が届くように、SNSの積極的な活用などにより、区内で実施しているスポーツイベントや教室のほか、気軽に身近で取り組める運動や運動できる場所等の情報発信を強化します。
------	---

年度別計画				
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
区民スポーツまつりの開催 【イベントの延べ参加者数】	15,000 人	15,500 人	16,000 人	共通2
OTA ウォーキングの開催 【イベントの延べ参加者数】	450 人	500 人	500 人	共通2
スポーツ実施率の低い層を中心とした広報・情報発信の充実	検討・試行	実施		
事業費(年度別)	18,612 千円	18,612 千円	17,534 千円	
事業費(合計)	54,748 千円			
所管部	地域未来創造部			
備考				

主要事業②	スポーツ施設の利用促進・サービス向上	継続
-------	--------------------	----

事業概要

<ul style="list-style-type: none"> ■ 区のスポーツ施設について、使用可能な種目を見直すなど、多様な利用ができるよう検討し、利用促進に取り組みます。
--

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区立スポーツ施設の多目的利用の推進 【平日日中の利用率】	40%	43%	45%
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	地域未来創造部、都市基盤整備部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

施策 2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

【めざす姿】

- 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。
- 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元に愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

【施策の方向性】

① 文化芸術に親しむ機会の創出

区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイングを高めていきます。

② 地域の文化資源の保存・活用の推進

区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者や子どもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実を図ります。

【主要事業】

- ① 文化芸術鑑賞・体験機会の充実
- ② 区所蔵美術品による文化創造空間の創出
- ③ 郷土博物館における取組の推進

主要事業①	文化芸術鑑賞・体験機会の充実	継続
-------	----------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 区立文化施設等における公演やワークショップの実施を通じて、文化芸術の鑑賞や体験機会を増やします。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公演・体験型事業の実施 【公演等の延べ来場者数】	48,000人	48,000人	48,000人
事業費(年度別)	84,088千円	84,088千円	84,088千円
事業費(合計)	252,264千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			



洗足池 春宵の響




映画鑑賞ワークショップ

主要事業②	区所蔵美術品による文化創造空間の創出	継続
-------	--------------------	----

事業概要

■ 誰もが身近にアートに触れることができる環境を創造するため、区所蔵美術品の展示や貸出しを行い、アートの鑑賞機会や活用方法を新たに創出します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区所蔵美術品の鑑賞機会拡大 【区所蔵美術品の展示施設数】	10 か所	10 か所	10 か所
区所蔵美術品の貸出し 【区所蔵美術品の貸出し点数】	10 点	20 点	30 点
文化創造空間の検討	検討		
事業費(年度別)	1,122 千円	1,122 千円	1,122 千円
事業費(合計)	3,366 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業③	郷土博物館における取組の推進	継続
-------	----------------	----

事業概要

<p>■ 郷土博物館において、地域の歴史・文化に関する調査研究を進めるとともに、その成果を展示や参加型事業等を通じて公開、活用します。また、区内の指定文化財、登録文化財をはじめとする文化財の保護、保存、活用に取り組みます。</p>

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歴史・文化に関する調査研究、公開、活用 【郷土博物館の延べ入館者数】	18,000 人	18,000 人	18,000 人
事業費(年度別)	39,302 千円	39,302 千円	39,302 千円
事業費(合計)	117,906 千円		
所管部	地域未来創造部、教育総務部		
備考			

施策 2-9 生涯にわたる学びの支援

【めざす姿】

- 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。
- 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人とを出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

【施策の方向性】

① 個人の学びの充実

区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイングを実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。

また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。

② 学びを通じたつながり・活用の場の創出

学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ形成を促します。

③ 地域の学びを支える環境整備

区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。

また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。

④ 図書館機能の充実

いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。

また、ポストコロナの価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。

【主要事業】

- ① 多様なニーズに応える学びの機会充実
- ② 学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり
- ③ 学びを支える情報発信と場の整備
- ④ 図書館機能の充実

主要事業①	多様なニーズに応える学びの機会充実	継続
-------	-------------------	----

事業概要

- ライフステージやライフスタイルにかかわらず、学ぶ意欲のある区民誰もが学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習講座 【生涯学習講座延べ受講者数】	1,000人	1,000人	1,000人
事業費(年度別)	4,402千円	4,402千円	4,402千円
事業費(合計)	13,206千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通2

共通3

主要事業②	学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり	継続
-------	----------------------------	----

事業概要

- 学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習サポーターの養成 【生涯学習サポーター養成講座受講者数】	20人	20人	20人
事業費(年度別)	268千円	268千円	268千円
事業費(合計)	804千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業③	学びを支える情報発信と場の整備	継続
-------	-----------------	----

事業概要

■ 区内の多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。また、各主体が提供している学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習ウェブサイトの運用 【閲覧数】	384,000 回	408,000 回	420,000 回
事業費(年度別)	2,640 千円	2,640 千円	2,640 千円
事業費(合計)	7,920 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

◇ 生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」について

- ✓ 講座、サークル情報等を分かりやすく発信することで、区民の学習や活動のきっかけづくり、学びの継続を支援
- ✓ 動画講座のオンライン配信により、時間的・空間的な制約を超えた学びの機会を提供



The illustration shows the website interface on a laptop and a smartphone. The laptop screen displays the homepage with a navigation menu and a featured video lecture titled 'おなたがれボランティアのつどい2024'. The smartphone shows a similar view with a '生涯学習ナビ' button. To the right, there is a smaller image of a person in a library setting. Below the devices, a cartoon illustration of a woman sitting at a desk with a laptop is shown.

共通2

主要事業④	図書館機能の充実	拡充
-------	----------	----

事業概要

- いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現するため、デジタル技術を活用し、図書館サービスを向上させる図書館のDX化を進め、利便性を高めるとともに業務効率化を図ります。
- 魅力ある地域特性を活かした特設コーナーの設置など、区民が親しみやすい特色ある図書館づくりを推進するとともに、知の拠点、生涯学習の場としての機能や、区民の居場所、憩いの場として気軽に利用できる環境を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
図書館のDX推進	実施	→	
地域の特色を活かした図書館の整備 【集会行事の開催数】	2,500回	2,550回	2,600回
事業費(年度別)	1,956,349千円	1,956,349千円	1,956,349千円
事業費(合計)	5,869,047千円		
所管部	教育総務部		
備考			



図書館のDX化
(例:座席管理システム)



おはなし会の様子

【基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち】

事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
3-1	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承	3-1-1	脱炭素ライフスタイルへの転換	●区民の行動変容の促進 ●事業者の行動変容の促進
		3-1-2	脱炭素まちづくりの推進	●区による率先行動
		3-1-3	豊かな自然の継承	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】 ・緑化の推進 ・自然環境の保護
3-2	持続可能な循環型社会の構築	3-2-1	3R+Renewableの推進	●ごみ減量推進事業 ・3Rの推進 ・適正処理の推進
3-3	区内企業の自己変革の促進	3-3-1	変化への対応・高付加価値化	●新製品・新技術開発や取引拡大等への支援 ・経済活動に対する支援
		3-3-2	脱炭素化・デジタル化の促進	●デジタル化の支援 ●脱炭素化の支援
3-4	ものづくりの次世代への承継と立地支援	3-4-1	基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保	●ものづくり人材育成・確保の支援 ・事業承継の支援
		3-4-2	立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和	●企業誘致・留置の推進 ●産業支援施設の運営・支援
3-5	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出	3-5-1	新たな挑戦への支援（創業支援）	●創業支援
		3-5-2	産業交流拠点の形成	●「HANEDA×PiO」の充実・活用 ・次世代産業創造・産業クラスター形成支援
		3-5-3	イノベーション創出の推進	●革新的な技術等を生み出すイノベーション創出 ・羽田イノベーションシティにおける公民連携の推進
3-6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	3-6-1	商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援	●商店街の活性化支援 ・商店街の運営基盤強化支援
		3-6-3	区の魅力の発信と来訪者の利便性向上	●おおたの観光魅力発信事業 ・来訪者の観光回遊促進

施策 3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

【めざす姿】

- 省エネ・創エネ・蓄エネを通じたカーボンハーフの取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装が始まる中、「2050年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。
- 誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

【施策の方向性】

① 脱炭素ライフスタイルへの転換

地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガスの排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

② 脱炭素まちづくりの推進

区有施設の再生可能エネルギー導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及びCO₂排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

③ 豊かな自然の継承

大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

【主要事業】

- ① 区民の行動変容の促進
- ② 事業者の行動変容の促進
- ③ 区による率先行動
- ④ グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】

主要事業①	区民の行動変容の促進	拡充
-------	------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区内の住宅における省エネ機器等の導入を促進し、区内家庭部門のCO₂排出量削減に向けた取組を強化します。 ■ LINE を活用した情報発信や、環境学習講座等の普及啓発活動を充実させることにより、環境問題に対する「気づき」や「学び」を得る契機を創出し、区民の行動変容を促進します。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
省エネ機器等助成事業 【助成件数】	150 件	150 件	150 件
LINE を活用した環境情報の発信 【環境政策課 LINE 新規登録件数】	150 件	150 件	150 件
環境学習講座(こども環境教室など)等の実施による効果向上	推進		
事業費(年度別)	31,241 千円	31,241 千円	31,241 千円
事業費(合計)	93,723 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

主要事業②	事業者の行動変容の促進	継続
-------	-------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた任意団体「おおたクールアクション推進連絡会」において、多様な団体・事業者による脱炭素社会の実現に向けた取組の連携・情報共有の場を創出します。 ■ 事業者に対して CO₂ 排出量の可視化を支援して現状把握を促すことにより、行動変容を促進します。
------	--

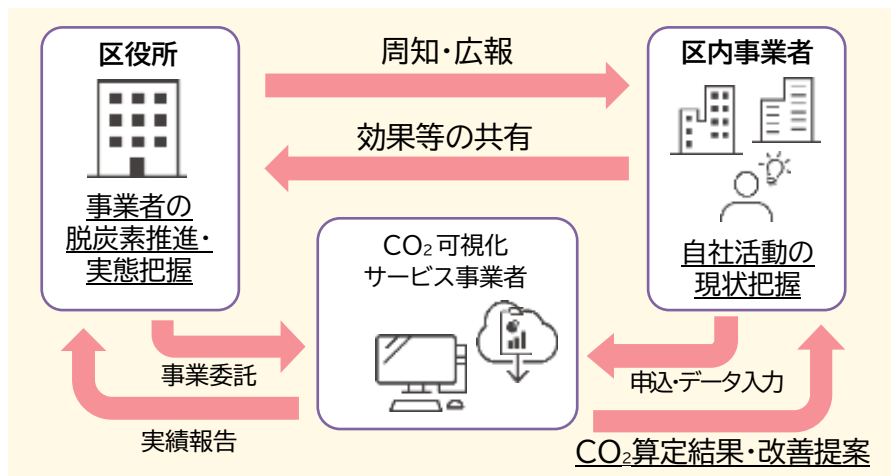
年度別計画				
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
おおたクールアクション推進連絡会の活動支援 【活動件数※】	190件	200件	210件	
CO ₂ 可視化システム導入事業 【利用件数】	20件	20件	20件	
事業費(年度別)	2,800千円	2,800千円	2,800千円	
事業費(合計)	8,400千円			
所管部	資源環境部			
備考	※おおたクールアクション推進連絡会及び賛同団体が行った活動件数			

◇ 区民運動おおたクールアクション

区民一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、解決のための行動と対策を実践するとともに、賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動。

◇ CO₂可視化システム

事業者を対象とした CO₂ 排出量を簡易算定できるシステム。自らの CO₂ 排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげる。



主要事業③	区による率先行動	拡充
-------	----------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設において、先進的な省エネ機器や高効率燃料電池などの先端技術を導入するとともに、再エネ電力の調達を進めることで、公共施設からの CO₂ 排出量を削減します。 ■ 庁有車の電動化を進めることにより、区の業務における移動時の CO₂ 排出量を削減します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設への先進的な省エネ機器の導入 【先進的な省エネ機器を導入した施設数】	検討	7件	10件
高効率燃料電池の導入	効果検証	導入検討	導入拡大
庁有車の電動化 【庁有車(乗用車)における電動車の割合】	77.8%	84.4%	91.1%
再エネ電力の調達 【区役所が調達する電力に占める再エネ電力の割合】	47.7%	56.5%	57.4%
事業費(年度別)	330千円	8,130千円	73,660千円
事業費(合計)	82,120千円		
所管部	資源環境部		
備考	※事業費は庁有車の電動化、再エネ電力の調達は除く		

主要事業④ 再掲	グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進 (4-9-1)
-------------	---------------------------------------

施策 3-2 持続可能な循環型社会の構築

【めざす姿】

- 区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

【施策の方向性】

① 3R+Renewable の推進



区民や事業者に対して、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用(Recycle)に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用(Renewable)することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の取組を促します。

【主要事業】

- ① ごみ減量推進事業

主要事業①	ごみ減量推進事業	拡充
-------	----------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭から排出されるプラスチックを集積所で回収し、再商品化施設において資源化します。 ■ 事業者・団体等と連携しながら、食べきり応援団やフードドライブなど、食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容を促すための普及啓発を行います。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資源プラスチックの回収	区内全域実施	推進	
食品ロス削減への行動変容	推進		
事業費(年度別)	1,108,337 千円	1,108,337 千円	1,108,337 千円
事業費(合計)	3,325,011 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

施策 3-3 区内企業の自己変革の促進

【めざす姿】

- 変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

【施策の方向性】

① 変化への対応・高付加価値化

各種経営支援の実施やマーケティング力の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。

② 脱炭素化・デジタル化の促進

脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス化を促進します。

【主要事業】

- ① 新製品・新技術開発や取引拡大等への支援
- ② デジタル化の支援
- ③ 脱炭素化の支援

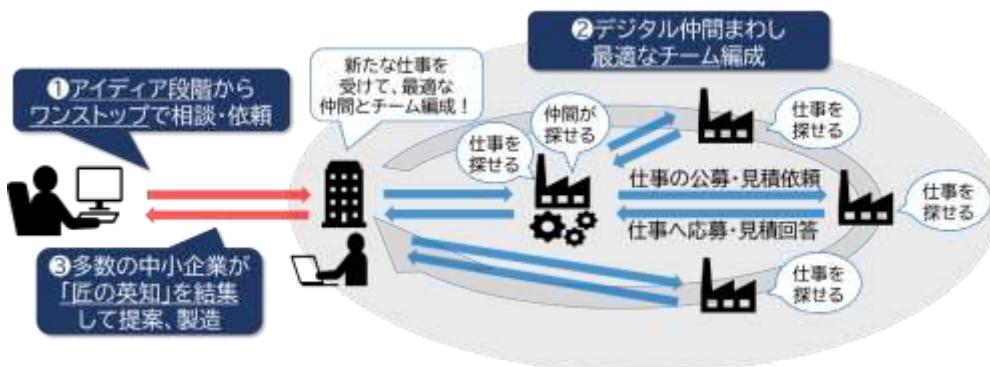
主要事業①	新製品・新技術開発や取引拡大等への支援	継続
-------	---------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大を推進するなど、ものづくり企業の高付加価値化及び稼ぐ力の強化を図ります。 ■ 新製品・新技術開発支援やマーケティング力の強化支援、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業 【新規区内参画事業者数】	20社	20社	20社
新製品・新技術開発支援 【新製品・新技術への助成、表彰件数】	助成18件 表彰9件	助成18件 表彰9件	助成18件 表彰9件
取引拡大の支援(国内) 【国内総受発注件数】	2,800件	2,800件	2,800件
取引拡大の支援(海外) 【区内企業との海外取引相談件数と海外機関・企業等との打合せ件数の合計値】	780件	800件	820件
事業費(年度別)	151,642千円	151,642千円	151,642千円
事業費(合計)	454,926千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業

区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
令和4年度より運用を開始し、区内企業を中心に約100社が参画している。



主要事業②	デジタル化の支援	拡充
-------	----------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門人材を活用し、地域店舗のデジタルマーケティング支援や区内中小製造業のデジタル化支援を行います。 ■ 商店街・個店のデジタル化・キャッシュレス化を促進し、業務効率化による生産性の向上や高付加価値化を推進します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
デジタル化支援事業 【デジタル化セミナー参加事業者数】	20社	20社	20社
キャッシュレス決済事業 【キャッシュレス決済導入店舗数】	100店	100店	100店
事業費(年度別)	466,115千円	466,115千円	466,115千円
事業費(合計)	1,398,345千円		
所管部	産業経済部		
備考			

主要事業③	脱炭素化の支援	—
-------	---------	---

事業概要

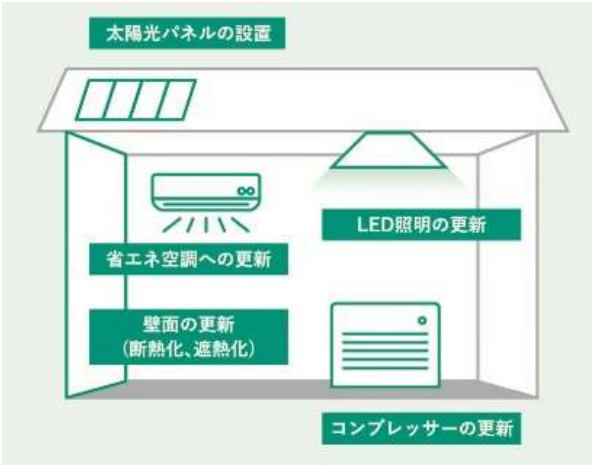
■ 企業の脱炭素化に係る費用の助成やCO₂可視化システムの導入事業により、企業の脱炭素化を支援し、企業の持続可能な経営の促進及び産業集積の維持・発展を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
企業立地・SDGs助成金 【認定件数※】 再掲 企業誘致・留置の推進(3-4-2)	10件	10件	10件
CO ₂ 可視化システム導入事業 【利用件数】 再掲 事業者の行動変容の促進(3-1-1)	20件	20件	20件
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	産業経済部、資源環境部		
備考	※脱炭素化の促進に関する助成金の認定件数 ※各活動の事業費は再掲元で計上		

◇ **企業立地・SDGs助成金**
区内企業のSDGsを力強く推進するため、区内立地の促進、脱炭素化・生産性向上に取り組む企業を支援する制度のこと。
(取組例)

- ✓ 太陽光発電システムの導入
- ✓ 工場内照明のLED化



施策 3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援

【めざす姿】

- 日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。
- 企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

【施策の方向性】

① 基盤技術の維持、次世代への承継ともものづくり人材育成・確保

小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし機能が維持されるために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結びつくための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。

② 立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。

【主要事業】

- ① ものづくり人材育成・確保の支援
- ② 企業誘致・留置の推進
- ③ 産業支援施設の運営・支援

共通3

主要事業①	ものづくり人材育成・確保の支援	拡充
-------	-----------------	----

事業概要

- 新人育成や技能向上のための研修やセミナー等の実施により、単独で行うことが難しい中小企業の人材育成を支援します。
- 区内中小製造業等に就職し、奨学金を返還している人に対して、奨学金返還額の一部を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ものづくり人材育成事業(成人向け) 【延べ参加者数】	550人	550人	550人
ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援 【新規交付申請者数】	制度周知	60人	60人
事業費(年度別)	12,679千円	17,980千円	23,980千円
事業費(合計)	54,639千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ ものづくり人材育成事業

教育機関や産業団体等と連携し、中小企業が単独で行うのが難しい人材育成について、社員研修や技術講習、経営セミナー等の開催により支援する。また、小中学生を対象としたものづくりの楽しさを体験できる事業を実施して、将来のものづくり人材へとつなげていく。

主要事業②	企業誘致・留置の推進	拡充
-------	------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の成長段階(創業から事業拡大まで)や産業分野(ものづくり企業に限定しないものづくり関連産業などの幅広い産業分野)に合わせた立地・拡張ニーズへ対応するために、操業環境の維持等に係る費用の一部を助成します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
企業立地・SDGs助成金 【認定件数】	50件	50件	50件
事業費(年度別)	173,700 千円	173,700 千円	173,700 千円
事業費(合計)	521,100 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

主要事業③	産業支援施設の運営・支援	継続
-------	--------------	----

事業概要

■ 創業から事業拡大までの企業の成長段階や、製造・研究所などの用途別など、様々なタイプの産業支援施設を運営して、産業集積を維持していきます。また、区で運営する産業支援施設だけでなく、民間が運営する工場アパートの建設も支援していきます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
産業支援施設※の運営	推進	●————→	————→
工場アパート立地助成事業	推進	●————→	————→
事業費(年度別)	211,746 千円	211,746 千円	211,746 千円
事業費(合計)	635,238 千円		
所管部	産業経済部		
備考	※下丸子テンポラリー工場、本羽田二丁目工場アパート、本羽田二丁目第2工場アパート、大森南四丁目工場アパート、東糀谷六丁目工場アパート、中小企業者賃貸住宅、インダストリアルパーク羽田大田区産業施設		

◇ 工場アパート

区内における工場の操業環境の整備を図り、高付加価値化を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与するための集合型の工場のこと。



本羽田二丁目第2工場アパート



インダストリアルパーク羽田
大田区産業施設

施策 3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

【めざす姿】

- 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生まれることにより、区内により経済循環が生まれて産業が活性化しています。
- 羽田イノベーションシティを起点とし、区内企業はもとより、スタートアップなどの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーションが生まれています。

【施策の方向性】

① 新たな挑戦への支援(創業支援)

経営総合相談窓口「PiO フロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。

② 産業交流拠点の形成

羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、(公財)大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。

③ イノベーション創出の推進

羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。

【主要事業】

- ① 創業支援
- ② 「HANEDA×PiO」の充実・活用
- ③ 革新的な技術等を生み出すイノベーション創出

主要事業①	創業支援	継続
-------	------	----

事業概要

■ 創業支援施設の運営や創業支援総合窓口の設置など、新規創業者や新分野進出等に
取り組む事業者が新規創業をしやすい環境を整え、区内産業の発展や創業機運醸成を
図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
南六郷創業支援施設(六郷 BASE) の管理・運営 【延べ施設使用者数】	1,000 人	1,000 人	1,000 人
創業支援事業 【創業相談窓口における相談件数】	315件	315件	315件
事業費(年度別)	177,206 千円	175,325 千円	175,325 千円
事業費(合計)	527,856 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ 南六郷創業支援施設(六郷 BASE)

区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図り、地域の特徴であるものづくり技術を活用して社会課題の解決をめざす創業希望者に活動の場を提供することを目的とした創業支援施設のこと。



主要事業②	「HANEDA×PiO」の充実・活用	拡充
-------	--------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ (公財)大田区産業振興協会と連携・役割分担し、「PiO PARK(ピオパーク)」に集まる多様な主体間の交流及び事業創出を促進する取組を実施します。 ■ テナントゾーンの管理体制の安定化に加えて、入居者同士の交流促進等による「HANEDA×PiO(ハネダピオ)」の付加価値を高める施設運営を行います。 ■ 大学の講義を受講した金融機関の担当者等を社会連携コーディネーターとして認定し、産学連携による区内企業の新事業を創出します。 ■ 区内企業と、スタートアップや大企業等の多様な主体との連携によるオープンイノベーションを促進します。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「HANEDA×PiO」の運営 【羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」での企業交流イベント件数】	50件	55件	60件
HANEDA 共創プラットフォーム 【開催件数】	20件	22件	25件
社会連携コーディネーター認定事業 【認定者数】	15人	15人	20人
オープンイノベーション促進事業 【参画企業数】	20件	25件	30件
事業費(年度別)	57,535 千円	57,535 千円	57,535 千円
事業費(合計)	172,605 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ 羽田イノベーションシティ(HICity)

大田区が羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまちのこと(令和2年7月まち開き、令和5年11月グランドオープン)。

国内外のヒト・モノ・情報を集積させ、様々な主体の交流による新たなビジネスやイノベーションの創造等に取り組んでいる。



◇ 産業交流空間「PiO PARK(ピオパーク)」

羽田イノベーションシティに区が設置したイノベーション拠点「HANEDA×PiO(ハネダピオ)」内にある、交流からイノベーションを創出するための産業交流空間のこと。コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、新産業の創造・発信や区内産業への波及をめざしている。



◇ オープンイノベーション促進事業

区内企業と多様な主体との連携により、新製品開発等の新たなイノベーションを生み出すことを目的とした事業。これまでに「PiO PARK(ピオパーク)」等での交流などを起点に、区内企業の匠の技を活かした新製品が生まれている。



区内企業×セレクトショップ運営企業
「焚火台」



区内企業×スタートアップ企業
「サウナ用電気ストーブ」

主要事業③	革新的な技術等を生み出すイノベーション創出	拡充
-------	-----------------------	----

事業概要

■ 羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に寄与する技術やソリューションを有するものについて、産業交流空間「PiO PARK(ピオパーク)」で実施するピッチイベントなどを経て支援対象を選定し、区内での実証実験や社会実装に向けた伴走支援を実施します。

年度別計画

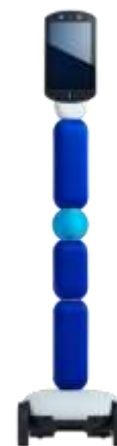
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新技術の実証・実装促進 【羽田イノベーションシティでの実証実験数】	14 件	16 件	18 件
事業費(年度別)	21,464 千円	21,464 千円	21,464 千円
事業費(合計)	64,392 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ 実証実験の事例「アバターロボットを活用した受付及び案内業務支援」

アバターロボット「newme(ニューミー)」は、遠隔地を自由に動きまわり自分の目で見て話すことができるロボット。PiO PARK で実証実験を積み重ね、区役所本庁舎でも来庁者に対する窓口案内支援の実証実験を行った。



PiO PARK での実証実験の様子



アバターロボット
「newme」

施策 3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

【めざす姿】

- 魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人を訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティの中心としての機能を担い続けています。
- 区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信・拡散されることで、来訪者の増加・地域経済の活性化につながっています。

【施策の方向性】

① 商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。

② 区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進事業等の取組を引き続き行っていきます。

また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

観光関連情報を観光PRサイトや各種SNSで積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。

【主要事業】

- ① 商店街の活性化支援
- ② おおたの観光魅力発信事業

共通3

主要事業①	商店街の活性化支援	継続
-------	-----------	----

事業概要

- 商店街のイベントや専門(外部)人材を活用した宣伝広告活動への補助、巡回相談など、商店街の主体的なにぎわい創出の取組や持続可能な運営基盤を確立するための取組に支援を行い、これにより商店街の活性化やそれに寄与する個店の成長につなげます。
- 次世代を担うリーダー候補として商店街活動に係る人数を増やすため、若手のネットワークづくりや課題解決力向上の支援などにより、次世代を担うリーダーを育成します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
商店街チャレンジ戦略支援事業 【商店街イベント実施数】	107 件	107 件	107 件
商店街ステップアップ応援事業 【商店街課題解決支援数】	12 件	12 件	12 件
商店街戦略的PR事業補助 【補助数】	30 件	30 件	30 件
若手商人ネットワーク事業 【次世代担い手育成事業実施件数】	5 件	5 件	5 件
事業費(年度別)	309,864 千円	288,823 千円	288,823 千円
事業費(合計)	887,510 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **商店街チャレンジ戦略支援事業**

東京都との共同補助事業。区内商店街がにぎわい創出や機能向上のために行う事業に対し補助することで、商店街の活性化を促すとともに地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とした事業。

◇ **商店街ステップアップ応援事業**

区内商店街を巡回し課題把握や相談業務を行ったり、一部に専門性の高い外部人材等を活用するなど商店街自らの課題解決力を高めるといった運営基盤の強化を支援する事業。

◇ **商店街戦略的PR事業補助**

区内の商店街又は個店グループが、販売促進や認知度向上に係る宣伝広告活動を戦略的に実施する事業を通して、商店街又は個店間の連携を強化し、地域のにぎわい創出に寄与することを目的とした、広報活動特化型の区独自の補助事業。

◇ **若手商人ネットワーク事業**

若手が商店街活動に参加するきっかけづくりや商店街運営に必要なスキルの強化及び商店街の垣根を越えたネットワークの形成等の支援を行い、次世代の商店街運営を担う人材の確保につなげる事業。

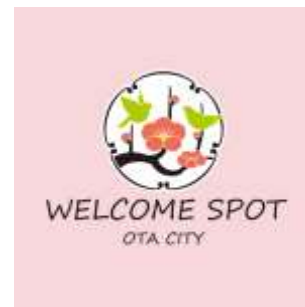
主要事業②	おおたの観光魅力発信事業	継続
-------	--------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・企業・近隣自治体等との連携を進めるとともに、区内での来訪者による消費の促進に取り組みます。 ■ ホームページやウェルカムスポットでの観光情報の発信により、区内外からの大田区の認知度向上をめざします。
------	---

年度別計画				
	活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	多様な主体との連携による観光魅力の向上 【来訪者を対象としたモデル事業の実施件数】	2件	2件	2件
	観光情報の積極的な発信 【ウェルカムスポット新規登録件数】	10件	10件	10件
	事業費(年度別)	14,842千円	14,842千円	14,842千円
	事業費(合計)	44,526千円		
	所管部	産業経済部		
	備考			

◇ ウェルカムスポット

外国人旅行者等の受入れに積極的又は今後受け入れる意思がある店舗・施設で、区が提供する支援メニューを活用して、来訪者に接客、サービス提供等を実施するほか、まちの観光案内所として、来訪者に観光案内を実施したり、パンフレットやマップを提供したりする店舗・施設等のこと。



ウェルカムスポット
ステッカー

【基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち】

事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
4-1	災害に強く回復しやすい減災都市の実現	4-1-1	倒れないまちづくりの推進	●倒れないまちづくりの推進
		4-1-2	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	●燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
		4-1-3	橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化	●橋梁の強靱化 ・船着場維持管理 ・地籍調査事業
		4-1-4	多様な整備手法による無電柱化の推進	●無電柱化の推進
		4-1-5	水害から命を守る高台まちづくりの推進	●水害から命を守る高台まちづくりの推進 ・排水場維持管理
4-2	地域力を活かした防災対策の推進	4-2-1	区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築	●関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化 ・水防活動拠点の維持・運用 ・災害時用情報システム及び防災行政無線等の維持 など
		4-2-2	多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり ・学校防災活動拠点事業 ・小規模災害に伴う被災者支援 ・災害時における要支援者対策の推進 ・災害ボランティアの育成支援 など
		4-2-3	必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築	●大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築 ・備蓄倉庫管理 ・備蓄物品の維持管理 ・駅前滞留者対策
		4-2-4	災害ケースマネジメントの実施準備	●災害発生後の生活再建と安定のための事前対策
4-3	治安がよい美しいまちの実現	4-3-1	地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保	●体感治安の向上 ・自転車盗難対策の推進 ・客引き・客待ち防止対策 ・街路灯新設・改良・維持
		4-3-2	特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化	●特殊詐欺対策の推進 ●消費者力の向上
		4-3-3	喫煙対策及び環境美化の推進	●屋外における喫煙対策の推進 ・地域美化活動の支援

4-4	地域の魅力を活かした拠点づくり	4-4-1	蒲田駅周辺のまちづくり	●蒲田駅周辺のまちづくり
		4-4-2	大森駅周辺のまちづくり	●大森駅周辺のまちづくり
		4-4-3	身近な地域の魅力づくり	●身近な地域の魅力づくり(下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり) ・池上駅周辺地区のまちづくり ・洗足池駅周辺地区のまちづくり
4-5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成	4-5-1	新空港線の整備促進	●新空港線の整備促進事業
		4-5-2	区内公共交通の改善	●区内公共交通の改善 ・エイトライナーの整備促進事業 ・コミュニティバスの運行支援事業
		4-5-3	広域的な道路ネットワークの整備推進	●都市計画道路の整備 ・都市計画道路の方針策定
		4-5-4	誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備	・自転車走行環境の整備
		4-5-5	街なかのバリアフリー化の推進	●バリアフリーによるまちづくりの推進 ・大森駅におけるバリアフリーの推進 ・大森駅歩道橋等維持管理
4-6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備	4-6-1	生活道路等の整備	・道路の維持管理 ・公衆便所の維持管理 ・公共下水道枝線建設 ・河川維持管理 ・公共溝渠維持管理 ・地域の道路整備
		4-6-2	新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理	●橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検 ・橋梁の補修
		4-6-3	安心して快適な住環境の確保	・安全で快適な住まいづくりの推進 ・区営・区民住宅の維持管理 ・違反看板、不法広告物除去事業 ・建築基準法に基づく確認審査、許可認定等 ・都市計画法に基づく開発の許可、地区計画の審査等 など
		4-6-4	空家等対策の推進	●空家等対策の推進
		4-6-5	年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実	・交通安全の推進
		4-6-6	自転車等利用総合対策の推進	●自転車等利用総合対策の推進

4-7	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり	4-7-1	移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成	●内陸部と臨海部における交通アクセスの向上
		4-7-2	HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり	●HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり
4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	4-8-1	誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり	●魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定
		4-8-2	大規模公園・緑地の魅力向上	●地域の拠点となる公園・緑地の整備 ・地域の拠点となる公園・緑地の利活用 ・地域の拠点となる公園・緑地の維持管理
		4-8-3	身近な公園・緑地の魅力向上	●身近な公園・緑地の整備 ・身近な公園・緑地の利活用 ・身近な公園・緑地の維持管理
4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	4-9-1	みどりの保全、創出、活用の推進	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進
		4-9-2	魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充	●散策路の整備
		4-9-3	河川の水質浄化対策の推進	●呑川水質浄化対策の実施 ・合流改善貯留施設整備

など

施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

【めざす姿】

- 区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。
- 橋梁をより強靱にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。
また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。
- 気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難の場所以が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台」が確保されています。

【施策の方向性】

① 倒れないまちづくりの推進

旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。

② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくりの手法により道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度を活用した建替え等支援により、不燃領域率の向上を図ります。

③ 橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。

④ 多様な整備手法による無電柱化の推進

電線共同溝方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。

⑤ 水害から命を守る高台まちづくりの推進

高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、高台まちづくりを推進します。

【主要事業】

- ① 倒れないまちづくりの推進
- ② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
- ③ 橋梁の強靱化
- ④ 無電柱化の推進
- ⑤ 水害から命を守る高台まちづくりの推進

主要事業①	倒れないまちづくりの推進	拡充
--------------	---------------------	-----------

事業概要

- 耐震コンサルタント等、専門家派遣による耐震化支援とともに、耐震診断・設計・改修工事（木造除却含む）に係る費用の一部を助成し建築物の耐震化を促進します。
- 区報・区ホームページをはじめとした広報活動とともに、緊急輸送道路等沿道建築物所有者への個別訪問や、イベント出展等による普及啓発を行うことで耐震改修機運の醸成を図り、倒れない、災害に強いまちづくりに取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
旧耐震基準建築物への耐震化支援 【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 253件 診断・工事等助成 369件	コンサル等派遣 271件 診断・工事等助成 378件	コンサル等派遣 271件 診断・工事等助成 374件
新耐震基準建築物への耐震化支援 【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 71件	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 131件	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 131件
緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化・普及啓発	事業の見直し・強化		
事業費(年度別)	2,440,839 千円	1,529,810 千円	588,360 千円
事業費(合計)	4,559,009 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

主要事業②	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	継続
-------	----------------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 羽田2・3・6丁目地区、大森中地区、補助 29 号線沿道地区では、不燃化特区制度等を活用した老朽建築物の除却・建替えに要する費用の一部助成により、不燃化を促進します。 ■ 羽田地区(羽田1～6丁目)では、修復型まちづくりの手法により重点整備路線3路線の道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。
------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
住宅市街地総合整備事業 【道路用地等取得延長】	70m	70m	70m
都市防災不燃化促進事業 【事業による建替え等件数】	3 件	3 件	2 件
不燃化特区制度を活用した取組 【事業による建替え等件数】	37 件	30件	30件
事業費(年度別)	481,808 千円	336,958 千円	481,028 千円
事業費(合計)	1,299,794 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ 災害に強いまちづくり

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では多くの建物が倒壊するほか、木造住宅密集地域での火災発生等により、多くの人命を失う甚大な被害をもたらしました。また、東京都は首都直下地震の被害想定を公表し、災害に対する備えを喚起しています。

区では災害への備えとして、戸建て住宅やマンションなどの耐震化・不燃化に関する費用の一部助成をはじめとした、様々な支援を行っており、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めています。



不燃化されたまちのイメージ



🔍 災害に強いまちづくり

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/bousai_machidukuri/index.html

主要事業③	橋梁の強靱化	継続
--------------	---------------	-----------

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発災時における道路ネットワークの確保に対して確実性を高めるために、耐震性能の把握を行います。 ■ 大規模地震が発生した際に、橋梁の損傷を限定的なものに留めることで、迅速な避難を促し、速やかに機能回復が行える橋梁をめざして、耐震補強整備を行います。 ■ 老朽化の進行や、洪水への備え等も踏まえて、架替えによる耐震補強整備を行います。
-------------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
耐震性能の把握 【耐震性能を把握した橋梁数】	4橋	4橋	4橋
既設橋梁に対する耐震補強	協議・調査・ 設計・工事		
既設橋梁に対する架替整備	協議・調査・ 設計・工事		
事業費(年度別)	1,140,473 千円	560,000 千円	1,390,000 千円
事業費(合計)	3,090,473 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業④	無電柱化の推進	継続
-------	---------	----

事業概要	<p>■ 「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」に寄与する、区道の無電柱化を計画に基づき推進します。</p>
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
羽田一丁目から六丁目(主要第 94 号線)	電線共同溝整備工事 (試掘調査・支障移設)	電線共同溝整備工事 (支障移設・設計・ 本体敷設・道路整備)	電線共同溝整備工事 (支障移設・設計・ 本体敷設)
北千束三丁目(主要第 30 号線)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管)	道路整備工事	—
池上四丁目(主要第 23 号線)	電線共同溝整備工事 (設計・本体敷設)	電線共同溝整備工事 (設計・支障移設・ 本体敷設)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管・ 本体敷設)
事業費(年度別)	296,136 千円	296,136 千円	239,424 千円
事業費(合計)	831,696 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			



主要事業⑤	水害から命を守る高台まちづくりの推進	継続
-------	--------------------	----

事業概要

■ 区ハザードマップによる被害想定を踏まえ、地域別の水害危険性の分析に基づく課題抽出や対応方針の検討を行い、高台整備の必要性の高い地区を抽出します。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物等を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、その上を高台のまちとして再整備することを検討します。令和7年3月策定の「高台まちづくり基本方針」に基づき、区民の生命・財産を守る高台まちづくりを推進していきます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民の生命・財産を守る高台避難場所の確保	推進	●————→	————→
高台拠点(建物群、公園等)の整備	検討	●————→	————→
多摩川の高規格堤防の整備	検討	●————→	————→
事業費(年度別)	360千円	360千円	360千円
事業費(合計)	1,080千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ 高台まちづくり

高台まちづくりとは、①建物群、②公園等公共施設、③高規格堤防を対策メニューとし、これらを必要に応じ組みあわせながら整備し、線的・面的につなげた高台を整備していきます。



【高台まちづくりのイメージ】

資料：国土交通省ホームページ「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」

施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進

【めざす姿】

- 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者を支援できる社会が実現しています。
- 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靱な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、1日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

【施策の方向性】

① 区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築

デジタル技術なども活用した区(災害対策本部)の情報収集体制を強化し、関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靱な救命・救助・救護体制を確立します。

また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。

② 多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練」と地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。

これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。

③ 必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築します。

また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。

④ 災害ケースマネジメントの実施準備

平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。

これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、1日も早い復興のための事前対策を推進します。

【主要事業】

- ① 関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化
- ② 防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
- ③ 大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築
- ④ 災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

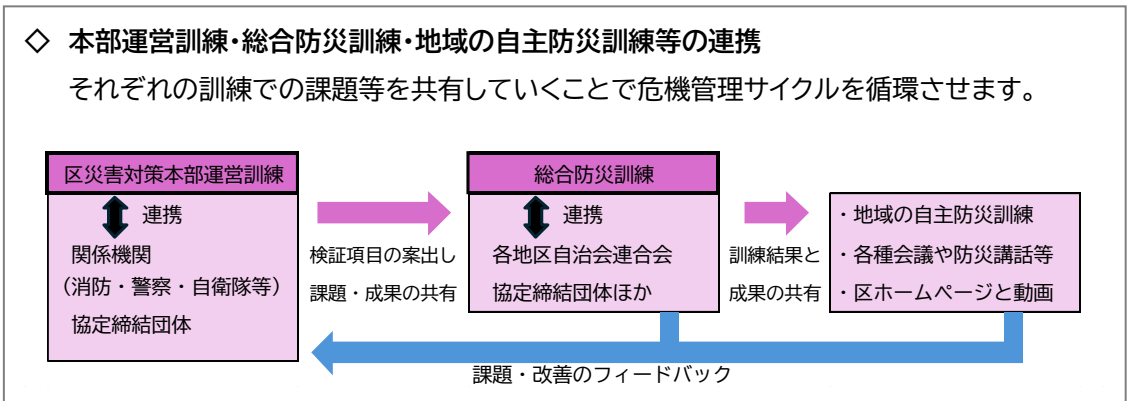
主要事業①	関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化	拡充
-------	-------------------------------	----

事業概要

- 従来の図上訓練に加え、予想外の事態にも的確に対応できるよう、被災現場を想定した模擬訓練場等で、実際に関係機関が救助活動を行う実動訓練と連携することで、区の指揮・統制能力を高める実践的な本部運営訓練を行います。
- 区(災害対策本部)と関係機関・協定団体との合同訓練を実施、効果検証し、顕在化した課題を総合防災訓練や地域で計画する自主防災訓練などへ反映していくことで、区の最新の防災対策を区民へ普及するとともに、実践・検証・改善の危機管理サイクルを確立します。
- 区内の医療関係機関とともに、緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練を実施することで、運営スタッフの連携とスキルアップを図ります。また、自治会・町会をはじめとする地域住民の参加を募り、緊急医療救護所及び軽症者救護所の機能・役割を踏まえた認知率の向上を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
本部運営訓練	実施	●————→	
本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携	推進	●————→	
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練【実施箇所数】	19か所	19か所	19か所
事業費(年度別)	8,965千円	8,965千円	8,965千円
事業費(合計)	26,895千円		
所管部	総務部、健康政策部		
備考			



共通2

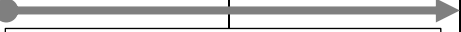

共通3

主要事業②	防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり	拡充
-------	----------------------------	----

事業概要

- 災害時の要配慮者対応や物資輸送、トイレ問題など、地域(自治会・町会)だけでは対応しがたい災害時の課題を取り入れた総合防災訓練を実施し、区全体の災害時対応力の向上につなげます。
- 訓練を通じて確認できた成果や課題は各種会議・講話等の場や区ホームページ等を活用して広く共有します。
- マイ・タイムラインや在宅避難等、自助の取組の普及啓発や訓練の成果共有を通じ、防災意識の高揚と知識の向上、行動喚起を図ります。

年度別計画



活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合防災訓練 共通2 共通3	実施 【訓練テーマ】 ・物流訓練 ・要配慮者対応	 【訓練テーマの一例】 トイレ設置、生活廃棄物処理、 デジタル技術を活用した避難所運営	
総合防災訓練の訓練結果等の地域共有 【共有した地区数】 共通3	4地区	4地区	4地区
防災意識高揚事業	推進		
事業費(年度別)	30,984 千円	30,984 千円	30,984 千円
事業費(合計)	92,952 千円		
所管部	総務部、地域未来創造部		
備考			

主要事業③	大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築	拡充
-------	-------------------------	----

事業概要

- 災害時の物流を担う倉庫や防災備蓄品において、現在よりも効率的な運用に移行するため、災害時物流最適化計画を策定し、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる物流体制を構築します。
- 区民の生活環境の保全や公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興をめざすことを目的とし、大田区災害廃棄物処理計画に基づき、民間事業者と役割を確認し、廃棄物を適正に処理する体制を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害時物流最適化計画の策定・物流体制の構築	計画策定	推進	
大田区災害廃棄物処理計画体制整備	協議		
事業費(年度別)	34,956 千円	54,000 千円	12,000 千円
事業費(合計)	100,956 千円		
所管部	総務部、資源環境部		
備考			

主要事業④	災害発生後の生活再建と安定のための事前対策	拡充
-------	-----------------------	----

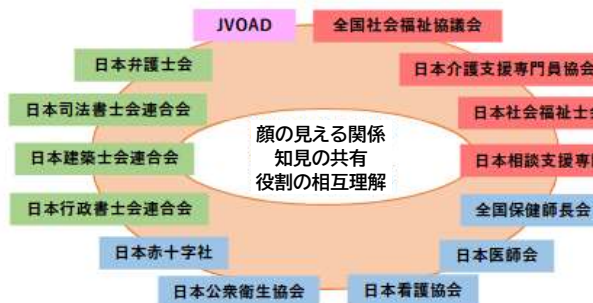
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士や司法書士など専門性を持つ関係機関・民間団体と「災害ケースマネジメント」に向けた協議を進め、平時から顔の見える関係を構築します。 ■ マイナポータル機能を利用した「り災証明書」発行申請のオンライン対応など、時流に応じたデジタル化により、「被災者台帳」の活用拡充を図り、被災者の円滑な生活再建の準備体制を推進します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害ケースマネジメントの実施準備【関係機関等との協議数】	4団体	5団体	6団体
被災者生活再建支援システムの機能拡充及び「被災者台帳」の活用	機能拡充	推進	→
事業費(年度別)	8,864 千円	8,864 千円	8,776 千円
事業費(合計)	26,504 千円		
所管部	企画経営部、総務部		
備考			

◇ 災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者(関係機関・民間団体)と連携しながら、被災者の課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組のことです。

災害ケースマネジメント全国協議会



内閣府は令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置しました。全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域での関係者の平時からの連携を後押しします。

資料:内閣府「災害ケースマネジメント全国協議会(第1回)」抜粋

施策4-3 治安がよい美しいまちの実現

【めざす姿】

- 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。
- 区民一人ひとりの消費者力が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。
- 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

【施策の方向性】

① 地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安の向上を図ります。

② 特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。

③ 喫煙対策及び環境美化の推進

喫煙する人とならない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

【主要事業】

- ① 体感治安の向上
- ② 特殊詐欺対策の推進
- ③ 消費者力の向上
- ④ 屋外における喫煙対策の推進

共通1

主要事業①	体感治安の向上	拡充
-------	---------	----

事業概要

- 犯罪抑止効果が高い防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費の一部を自治会・町会、商店街等の地域団体へ助成し、犯罪が発生しない地域をつくります。
- 青色回転灯装備車によるパトロールを下校時間帯だけではなく、登校時間帯にも拡充するのに加え、日中は無人ATMの警戒も併せて行うことで、治安がよいまちづくりを進めます。
- 防犯・防災等に関する情報を迅速に区民へ届けるため、区民安全・安心メールサービスの配信システムを強化します。

年度別計画


活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費助成	実施		
青色回転灯装備車によるパトロール 共通1	拡充	実施	
区民安全・安心メールサービス 共通1	拡充	実施	
事業費(年度別)	150,938 千円	172,401 千円	172,401 千円
事業費(合計)	495,740 千円		
所管部	総務部		
備考			

主要事業②	特殊詐欺対策の推進	継続
-------	-----------	----

事業概要

■ 防犯講話やDVD上映会、大規模講演会などの区内イベント等を通じて特殊詐欺について啓発活動を行うほか、おおむね 65 歳以上の区民を対象に自動通話録音機を無料で貸与するなどして、特殊詐欺による被害を防止します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特殊詐欺被害防止啓発	実施		
自動通話録音機の無料貸与事業 【自動通話録音機の貸与台数】	3,000 台	3,000 台	3,000 台
事業費(年度別)	9,773 千円	9,773 千円	9,773 千円
事業費(合計)	29,319 千円		
所管部	総務部		
備考			

主要事業③	消費者力の向上	継続
-------	---------	----

事業概要

- 安全・安心かつ豊かな消費生活を送るための講座を実施するとともに、区内自主グループが行う学習会に講師を派遣します。また、消費者生活センター内に設置している資料コーナー・展示場では消費者が消費者問題について学び判断できる力を養うため、消費生活に関する展示及び、図書、DVD、資料等の閲覧・貸出を行います。さらに、消費者問題を広くPRし、消費者問題を考える展示・発表の場として区内の消費者団体との共催により生活展を開催します。
- 巡回・出張啓発等により、消費者トラブル事例と対策及び消費者生活センターを周知します。また、関係機関や地域との連携により見守り体制を構築します。
- 相談員向けの研修実施によりスキルアップを図り、複雑な案件や新手の相談にも対応可能な体制を確保することで、消費者被害の解決及び再被害の発生を防止します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
消費者に役立つ情報の提供 【講座等の延べ受講者数、資料コーナー・展示場の延べ閲覧者数及び生活展延べ参加者数】	8,400 人	8,600 人	8,800 人
消費者被害防止のための啓発 【巡回・出張啓発等延べ参加者数】	1,900 人	2,000 人	2,100 人
消費者相談・消費者被害救済の充実 【消費者相談件数】	5,600 件	5,700 件	5,800 件
事業費(年度別)	11,172 千円	11,172 千円	11,172 千円
事業費(合計)	33,516 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業④	屋外における喫煙対策の推進	継続
--------------	----------------------	-----------

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間による公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費に対し助成を行います。 ■ 喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現するため、巡回指導による条例の周知・啓発や喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者等の定点調査を実施します。
-------------	--

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公衆喫煙所整備及び運用 【民設民営の公衆喫煙所数】	6か所	8か所	10か所
喫煙マナー等指導・啓発	実施		
事業費(年度別)	93,441 千円	93,441 千円	93,441 千円
事業費(合計)	280,323 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり

【めざす姿】

- 地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

【施策の方向性】

① 蒲田駅周辺のまちづくり

羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備(東西駅前広場・東西自由通路など)やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化・再開発等を促進し、土地の高度利用と市街地の更新を図ります。

② 大森駅周辺のまちづくり

中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第28号線(池上通り)の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

③ 身近な地域の魅力づくり

下丸子駅周辺地区では、下丸子1号、2号踏切の法指定踏切対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではランドデザイン等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。

【主要事業】

- ① 蒲田駅周辺のまちづくり
- ② 大森駅周辺のまちづくり
- ③ 身近な地域の魅力づくり(下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり)

主要事業①	蒲田駅周辺のまちづくり	継続
-------	-------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、駅前広場地下へ自転車駐車を整備します。 ■ 利便性・快適性の高い交通結節点としての都市基盤等の整備を促進します。 ■ 地区特性を踏まえた駐車場適正配置の実現に向け、地域ルール((仮称)蒲田地区駐車場地域ルール)を策定します。 ■ 建築物の共同化・再開発等を促進します。
------	---

年度別計画				
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事	整備	→		
蒲田駅周辺地区の中長期整備	関係者調整・実施	→		
駐車場の適正配置	地域ルール検討	地域ルール策定・運用開始	地域ルールの運用・整備状況の把握	
建築物の共同化・再開発等の支援(蒲田駅及び京急蒲田駅)	支援	→		
事業費(年度別)	1,857,336千円	4,333,895千円	9,591,537千円	
事業費(合計)	15,782,768千円			
所管部	鉄道・都市づくり部、都市基盤整備部			
備考				

◇ 蒲田駅周辺地区グランドデザイン



まちの将来像
「にぎわいあふれる多文化都市、誰もが安心して気持ちよく過ごせる人にやさしい蒲田」

区を中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、公共基盤の再整備や周辺街区の建物更新の促進など「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」等に基づき、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。

🔍 蒲田駅周辺地区グランドデザイン
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/kamatagrandedesignkaitei/index.html>



主要事業②	大森駅周辺のまちづくり	継続
-------	-------------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画事業である補助線街路第 28 号線(池上通り)及び大森駅西口広場の工事着手に向けて、関係機関等との協議、地元の合意形成、必要な調査と予備設計を実施します。 ■ 駅西側の整備の進捗に合わせて、関係者・事業者等との意見交換等も行いながら駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。
------	--

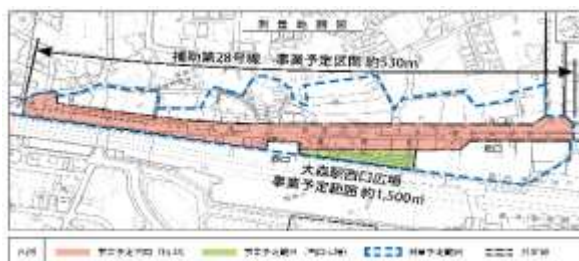
年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画道路幹線街路補助線街路第 28 号線整備事業	調査・設計	●————→	
都市計画交通広場第 12 号大森駅西口広場整備事業	意見収集・検討	●————→	調査・設計
大森駅周辺地区まちづくりの促進	関係者調整・実施	●————→	
事業費(年度別)	85,131 千円	85,131 千円	85,131 千円
事業費(合計)	255,393 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 大森駅周辺地区グランドデザイン

快適な駅前空間の実現をめざし、「大森駅周辺地区グランドデザイン」において公共基盤整備の重点としている補助線街路第28号線(池上通り)の拡幅や大森駅西口広場の整備を行います。あわせて、東口については臨海部への玄関口としてのまちの活性化を図ります。

Q 大森駅周辺地区グランドデザイン

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/sumai_machinami/grand_design/oomori_grand_design/grandesign.html



駅西側の整備計画

主要事業③	身近な地域の魅力づくり (下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり)	継続
-------	--	----

事業概要

- 下丸子については、立体交差化と一体的に駅周辺のまちづくりを推進するためのランドデザインを策定するとともに、地域のまちづくり機運を醸成します。
- 下丸子1号、2号踏切の立体交差化の手法を含めた駅周辺の都市基盤整備方針を策定し、都市計画決定に向け、関係機関との協議を進めます。
- 平和島については、令和7年3月策定の「平和島駅周辺地区ランドデザイン」に基づいて、公民連携によりまちづくりを進めます。
- 平和島駅前において課題となっている歩行者環境改善対策に向けて取組を進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下丸子駅周辺地区まちづくりの促進	実施	●————→	
下丸子1号、2号踏切の抜本的な対策	整備方針策定	調査に向けた 関係機関との協議	調査
平和島駅周辺地区まちづくりの促進	実施	●————→	
平和島駅前の歩行者環境改善対策	関係者調整・実施	●————→	
事業費(年度別)	33,843 千円	20,130 千円	95,130 千円
事業費(合計)	149,103 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 下丸子駅周辺地区まちづくり構想

空港につながり
職・住・憩い・にぎわいが集まるまち
～新たな価値を生み出すまち・クリエイティブタウン～

下丸子駅周辺地区では、平成29年に踏切道改良促進法により指定された下丸子1号、2号踏切の解消を駅周辺のまちづくりと一体的に検討します。駅周辺のまちづくりは、令和5年3月に策定した「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、ランドデザインや都市基盤整備方針を策定し、具体的な取組を進めていきます。



Q 下丸子駅周辺地区まちづくり構想

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/simomaruko/shimomaruko-machidukuri_koso_r04.html



◇ 平和島駅周辺地区ランドデザイン

平和島駅周辺地区の様々な課題を地域住民や関係事業者と共有し、地区の特色を活かした誰もが住み続けられるまちづくりに連携して取り組むための指針として、「平和島駅周辺地区ランドデザイン」を策定しました。将来像の実現に向けて5つの方針に基づいた具体的な取組を進めていきます。

東海道の風情と浜風を感じ、
未来に向けて自分らしく過ごせる平和島



Q 平和島駅周辺地区ランドデザイン

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/heiwaajimaeki/index.html>



平和島駅周辺地区ランドデザインの対象エリア

施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

【めざす姿】

- 新空港線整備に向けた機運が高まっており、第一期整備(矢口渡～京急蒲田間)の工事が着実に進められています。
- 公共交通不便地域への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。
- 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備を進めることで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

【施策の方向性】

① 新空港線の整備促進

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。

② 区内公共交通の改善

電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティなど、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。

③ 広域的な道路ネットワークの整備推進

広域連携軸を構成する幹線道路のうち事業中区間の都市計画道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

④ 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備

自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道などにおける自転車ネットワークのミッシングリンク解消をめざします。

⑤ 街なかのバリアフリー化の推進

区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

【主要事業】

- ① 新空港線の整備促進事業
- ② 区内公共交通の改善
- ③ 都市計画道路の整備
- ④ バリアフリーによるまちづくりの推進

主要事業①	新空港線の整備促進事業	継続
-------	-------------	----

事業概要

- 新空港線第一期整備について、事業化及び事業着手に向け整備主体を支援します。
- 新空港線第二期整備に向けた検討及び関係者調整を行います。
- 新空港線事業について、区民のより一層の理解を目的とした周知活動を展開します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備主体の支援	実施	●————→	————→
第二期整備の検討	検討	●————→	————→
事業の周知活動 【区内の地域イベント等における事業PRの回数】	5回	6回	7回
事業費(年度別)	45,359 千円	108,612 千円	101,612 千円
事業費(合計)	255,583 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 新空港線(蒲蒲線)

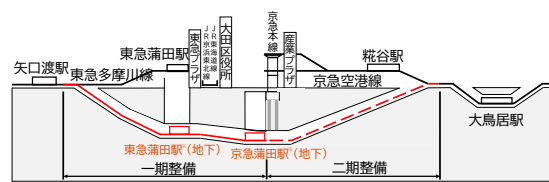
新空港線は、交通政策審議会答申 198 号において、都内で「進めるべき」と示された6路線のうちの1路線であり、JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりを併せて進めることで地域の活性化につながります。

また、羽田空港と渋谷・新宿・池袋・川越・所沢・和光市などの都市とがつながり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与します。



新空港線(蒲蒲線)整備イメージ

資料:大田区鉄道沿線まちづくり構想



Q 新空港線(蒲蒲線)メインページ

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/koutsu/kamakamasaen/shinkukosen-main.html>



共通3

主要事業②	区内公共交通の改善	継続
-------	-----------	----

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路線バスなどの既存交通を補完し、現行の手法のみならず多様な交通手段を組み合わせた地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域の改善を図ります。 ■ 内陸部、空港臨海部における自動運転社会実装に向けた実証実験を行います。また、実証実験を継続的に行うことで、自動運転に対する課題の解決を図り、区内交通の更なる利便性向上や他地域へ横展開可能な次世代交通モデルを確立します。
------	---

年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共交通不便地域の改善	検討	事業展開	
自動運転バスの実証実験	実証(レベル2)・ 他エリアへの導入検討		実証(レベル4)・ 他エリアへの導入検討
事業費(年度別)	3,025千円	3,025千円	3,025千円
事業費(合計)	9,075千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ 自動運転のレベル区分

監視区分	自動運転レベル	内容
システムによる監視	レベル5	完全自動運転
	レベル4	特定条件下における完全自動運転 例：走行ルートなど決められた場所での無人運転など
	レベル3	条件付自動運転（条件外では運転者が安全確保）
ドライバーによる監視	レベル2	特定条件下における自動運転機能 例：高速道路での自動運転モード機能、 （運転者の監視の下）自動で車線変更など
	レベル1	運転支援（システムが前後・左右いずれかの車両制御を実施） 例：自動ブレーキ、前の車に付いて走る、車線からはみ出さない

主要事業③	都市計画道路の整備	継続
--------------	------------------	-----------

事業概要

■ 都市計画に関する基本的な方針である「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間や自転車等の走行環境を確保するため、国道や都道も含めた街路整備を推進し、他区や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
補助線街路第 27 号線の整備推進	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管)	●————→	電線共同溝整備工事 (入線・抜柱)
補助線街路第 34 号線(Ⅰ期)の整備推進	用地折衝	●————→	————→
補助線街路第 38 号線(南北路線)の整備推進	電線共同溝整備工事 (本体敷設)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管)	●————→
補助線街路第 43 号線(Ⅰ期)の整備推進	電線共同溝整備工事 (本体敷設)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管)	●————→
補助線街路第 44 号線(Ⅴ期)の整備推進	予備設計 用地折衝	●————→	————→
事業費(年度別)	1,163,643 千円	655,038 千円	624,688 千円
事業費(合計)	2,443,369 千円		
所管部	まちづくり推進部、都市基盤整備部		
備考			

◇ 安全で快適な道路及び無電柱化に伴う防災都市の実現をめざした

都市計画道路(補助線街路)整備

(整備前)



(整備後)



都市計画道路整備状況【補助線街路第 38 号線(南北路線)】

主要事業④	バリアフリーによるまちづくりの推進	継続
-------	-------------------	----

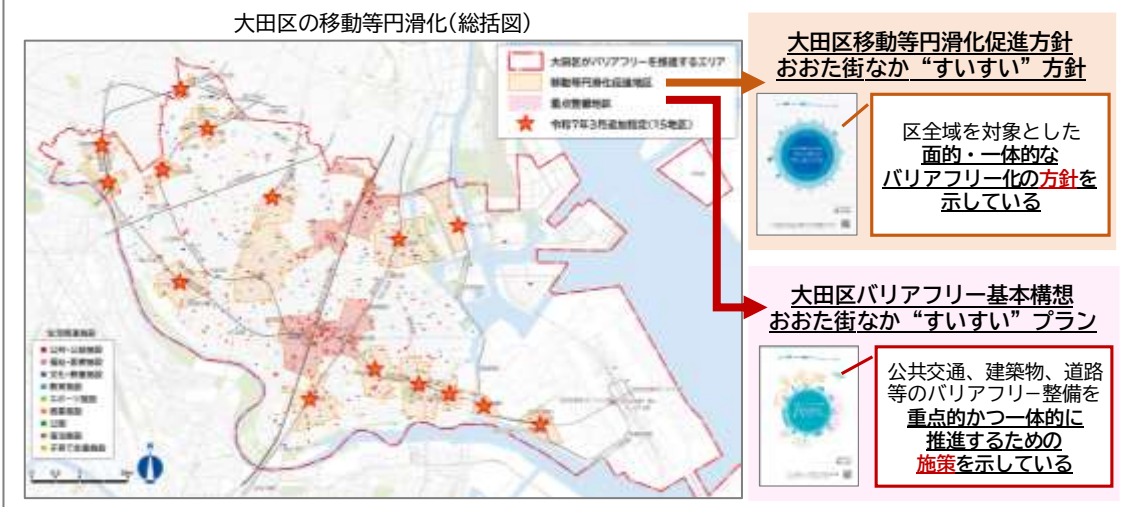
事業概要

- バリアフリー法に基づき、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」を策定することで、区全域を対象として移動等円滑化の考え方を示すとともに、生活に直結する施設のバリアフリー整備について時期や場所を明記し、街なかの移動等円滑化を推進します。
- 鉄道駅総合バリアフリー推進事業経費の一部を東京都と区が協調補助することにより、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用の利便性及び安全性の向上を図ることで、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、整備を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区移動等円滑化促進方針及び大田区バリアフリー基本構想の推進	推進	●————→	見直し
ホームドア等整備促進	推進	●————→	————→
鉄道駅エレベーター等整備	推進	●————→	————→
鉄道駅の多機能トイレ整備	推進	●————→	————→
事業費(年度別)	83,190千円	170,700千円	170,700千円
事業費(合計)	424,590千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ 大田区移動等円滑化促進方針・大田区バリアフリー基本構想の目標とそれぞれの役割



施策4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

【めざす姿】

- 生活に密着した道路や狭あい道路の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。
- 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等が所有者やその関係者により適切に管理されています。
- 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちなっています。

【施策の方向性】

① 生活道路等の整備

ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

② 新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理

区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。

③ 安心で快適な住環境の確保

住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

④ 空家等対策の推進

区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家や特定空家の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

⑤ 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。

⑥ 自転車等利用総合対策の推進

自転車等駐車場の利用状況や放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

【主要事業】

- ① 橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検
- ② 空家等対策の推進
- ③ 自転車等利用総合対策の推進

共通3

主要事業①	橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	継続
-------	------------------	----

事業概要

- 道路法及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、区が管理する橋梁に対して5年に一度の定期点検を実施し、計画的に修繕を行います。
- 生活基盤を支えるインフラの重要性に対する理解促進のための活動と、予防保全による維持管理の縮減を図るための区民協働に取り組みます。
- 人口減少や社会保障費の増大等の外部環境の変化を踏まえ、これまでの管理により蓄積した情報をデジタルデータに置き換え、AI技術を用いて損傷の確認や発生などを予測することで、持続可能な維持管理手法を検討し、実装します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
橋梁の修繕 【修繕した橋梁数】	2橋	1橋	1橋
区民協働による橋梁点検の実施 【活動数】	2回	2回	2回
新技術やデジタル技術を活用した 維持管理手法の実装	検討		
事業費(年度別)	442,446 千円	224,300 千円	484,300 千円
事業費(合計)	1,151,046 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業②	空家等対策の推進	継続
-------	----------	----

事業概要

- 区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、空家等の発生を予防するとともに、適切な維持・管理ができるよう助言・指導を行います。
- 空家等の地域貢献活用を進めるため、所有者と利用希望者のマッチングを促進します。

年度別計画




活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
空家総合相談窓口・空家総合相談会 【相談件数】	600件	650件	700件
適切に維持・管理されていない空家等への改善指導等	実施		
空家等地域貢献活用事業 【空家所有者の新規登録件数】	9件	9件	9件
事業費(年度別)	31,352 千円	36,830 千円	35,830 千円
事業費(合計)	104,012 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進	拡充
--------------	----------------------	-----------

事業概要

- 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。
- 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車を整備します。
- 各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。
- 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 再掲 蒲田駅周辺のまちづくり(4-4-1)	整備		
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進		
自転車活用の推進	推進		
事業費(年度別)	1,661,855 千円	1,661,855 千円	1,660,445 千円
事業費(合計)	4,984,155 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

【めざす姿】

- 埋立島部や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。
- 空港に隣接し、みどりと水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA GLOBAL WINGS」が形成されています。

【施策の方向性】

① 移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成

内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティの導入検討を進めるとともに、国道357号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

羽田空港に隣接する HANEDA GLOBAL WINGS の特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地第1ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

【主要事業】

- ① 内陸部と臨海部における交通アクセスの向上
- ② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

主要事業①	内陸部と臨海部における交通アクセスの向上	継続
-------	----------------------	----

事業概要

- 既存の交通や次世代モビリティなど多様な交通手段の連携について検討を進め、内陸部と臨海部における交通アクセスの向上を図り、就業者や来訪者の利便性向上をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内陸部と臨海部の交通アクセス改善	検討・調整	→	
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	まちづくり推進部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

◇ 空港臨海部グランドビジョン 2040

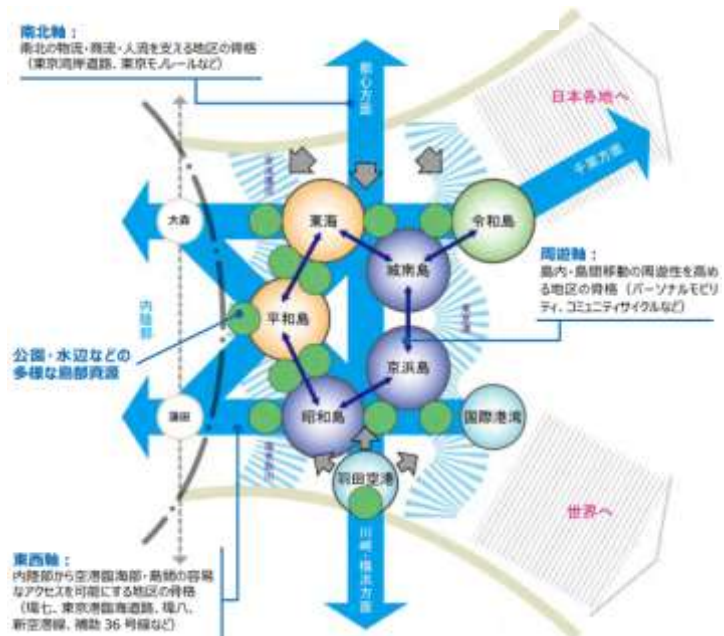
**多様な人々が交流・挑戦する“未来型創造都市”
～世界へはばたく空港臨海部～**

令和4年3月に改定した「空港臨海部グランドビジョン2040」に基づき、空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網を強化・形成し、区民に親しまれる空港臨海部のまちづくりを進めます。

Q 空港臨海部グランドビジョン2040
https://www.city.ota.tokyo.jp/kus-eijoho/ota_plan/kobetsu_plan/su-mai-machinami/sakutei_grandvision.html



将来像の都市構造図



主要事業②	HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり	継続
-------	----------------------------	----

事業概要

■ 「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」に基づき、都市計画公園の設計・整備を進め、さらに公園周辺の未利用地の土地活用検討を行います。また、ソラムナード羽田緑地のにぎわい創出に向けた現状の検証と検討を行い、それぞれのポテンシャルを最大限に活用して、憩い・にぎわいの創出を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画公園の整備	設計	整備	→
未利用地の土地活用	検討	計画策定	公募準備
多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化	検討	→	公募準備
事業費(年度別)	160,992千円	1,067,177千円	1,655,093千円
事業費(合計)	2,883,262千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ HANEDA GLOBAL WINGS(羽田空港跡地)の整備



● 都市計画公園完成イメージ



提案：イメージパース

【区が目指す5つの方向性】

- 水
- 緑
- 人
- 多摩川
- 多摩川

【提案：公園のコンセプト】
HANEDA “えん” PARK
～いにしえと今、そして未来を“えん”でつなぐ～

緑円園 地域住民・団体との“縁”
つながりを生み出す“円”
成長を続けるみんなの“園”

第1ゾーンのまちづくりでは、令和5年に羽田イノベーションシティがグランドオープンを迎えました。都市計画公園では、整備・維持管理・運営を一体的に実施する事業予定者を令和7年2月に決定しました。公民連携手法の一つである公募設置管理制度(Park-PFI)を活用しています。今後は、令和10年度の開園に向け設計・整備を進めます。

Q 整備の詳細はこちら
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/haneda_airport/hgw/index.html



施策4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり

【めざす姿】

- 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由に楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。
- 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、子どもたちが楽しく自由に遊べるようになっていました。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

【施策の方向性】

① 誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり

区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

② 大規模公園・緑地の魅力向上

都市計画事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度や指定管理者制度といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

③ 身近な公園・緑地の魅力向上

地域に身近な中小規模の公園を対象に、子どもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、子どもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

【主要事業】

- ① 魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定
- ② 地域の拠点となる公園・緑地の整備
- ③ 身近な公園・緑地の整備

主要事業①	魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定	継続
-------	-------------------------	----

事業概要

■ 多様化するニーズや変化する環境、社会情勢に対応し、誰もが利用したくなる魅力的な公園の実現に向けて、今後の公園のあり方や利活用方針、管理運営、整備方針等を示した公園づくりの羅針盤となる(仮称)パークマネジメントマスタープランを策定し、これに基づく取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(仮称)パークマネジメントマスタープランの策定・推進	策定	推進	
事業費(年度別)	10,020 千円	10,000 千円	10,000 千円
事業費(合計)	30,020 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ (仮称) パークマネジメントマスタープラン

人口や気候変動、ニーズの変化等に関する見通しから、区立公園の将来のあり方を実現するための取組を示した、公園整備や維持管理、運営、活用に関する基本的な計画です。



主要事業②	地域の拠点となる公園・緑地の整備	継続
--------------	-------------------------	-----------

事業概要

- 都市計画事業等を活用した公園の拡張・新設整備を実施します。また、区民等の多様なニーズに応えるため、来園者が多い地域の拠点となる公園においては、公民連携手法を活用した再整備に関する取組を推進します。
- 平成 31 年3月に東京都の名勝に指定された洗足池公園においては、将来にわたり景勝地として保存・活用する取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画事業を活用した大規模公園整備の推進 【拡張面積】	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
大規模公園における公民連携事業の推進	調査	→	再整備に向けた設計
名勝洗足池公園保存活用事業の推進	設計	→	設計、工事
事業費(年度別)	274,095 千円	1,060,096 千円	953,396 千円
事業費(合計)	2,287,587 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ **多彩で魅力ある公園**

- 大田区には、数千㎡を超える大きな公園や数十㎡から数百㎡といった小さな公園など、合わせて 500 を超える公園があります。
- 大きな公園の中には、貴重な浜辺やビーチバレーコートなどが整備されている「大森ふるさとの浜辺公園」、タイヤでつくられた怪獣がある「西六郷公園(通称:タイヤ公園)」、東京都の文化財に指定されている「洗足池公園」など、多くの特色を持つ公園があります。



共通1


共通2

主要事業③	身近な公園・緑地の整備	継続
-------	-------------	----

事業概要

- キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組む際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。
- 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園(ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど)整備の推進 【整備数】	3 か所	3 か所	2 か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進 【拡張面積】	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	
事業費(年度別)	2,009,183 千円	1,195,500 千円	1,410,600 千円
事業費(合計)	4,615,283 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

【めざす姿】

- 区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

【施策の方向性】

① みどりの保全、創出、活用の推進

新たなみどりの創出や水とみどり空間の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金」の運用を図ります。

② 魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充

河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

③ 河川の水質浄化対策の推進

呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

【主要事業】

- ① グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進
- ② 散策路の整備
- ③ 呑川水質浄化対策の実施

共通2

主要事業①	グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進	継続
-------	----------------------------	----

事業概要

■ 「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」における重点的な取組として、「大田区グリーンインフラ事業計画の策定・推進」「みどり基金の創設・運用」を位置付けています。

「大田区グリーンインフラ事業計画」により、まちづくりの課題を防災・減災、環境保全、地域振興の3つの観点から整理し、自然環境が有する機能を活用することで、内水氾濫の防止、生物生息環境の保全、にぎわいの創出等、地域が抱える課題を解決する一端を担うことができます。

また、グリーンインフラ事業計画の推進とみどり基金の運用で事業間連携を図ることで、みどりの取組の更なる推進を図るとともに、区民・事業者のみどりに対する意識醸成等につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
みどり基金の利活用 (グリーンインフラにおける課題解決に寄与する取組への利活用)	周知・運用開始	利活用先の 具体の検討	基金の利活用
防災・減災に資する雨水浸透・貯留設備の設置 【整備箇所数】	対象箇所検討	調整・設計	公園等整備 1か所
環境保全、地域振興に資する みどり空間の整備 【整備箇所数】	みどり空間整備 2か所	みどり空間整備 2か所	みどり空間整備 2か所
事業費(年度別)	98千円	10千円	10千円
事業費(合計)	118千円		
所管部	都市基盤整備部、資源環境部		
備考	※事業費は推進に関する費用のみを計上		

◇ グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「住みやすいまちをつくる社会基盤施設(インフラ)に、海、河川、池、緑地等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用し、「防災・減災」「環境保全」「地域振興」の3つの視点からまちづくりの課題解決につなげる取組」のことを指します。

みどり空間の保全による暑熱環境の緩和

生物生息環境の創出・保全

にぎわいの創出

雨水貯留・浸透機能の確保

主要事業②	散策路の整備	継続
-------	--------	----

事業概要

■ 呑川緑道や桜のプロムナード、海辺の散策路など、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」に位置付けられた散策路整備の設計及び工事を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
呑川緑道の整備	石川町一丁目付近 設計 (延長 220m) 南雪谷一丁目付近 ほか 工事 (延長660m)	石川町一丁目付近 工事 (延長 220m) 石川町二丁目付近 設計 (延長 140m)	石川町二丁目付近 設計 (延長 150m) 石川町二丁目付近 工事 (延長 140m)
桜のプロムナードの整備	山王三丁目付近、 仲池上一・二丁目付近 工事 (延長 400m)	仲池上一・二丁目付近 工事 (延長 310m)	仲池上一・二丁目付近 工事 (延長 270m)
海辺の散策路	北前堀・南前堀・ 呑川河口部 関係機関協議	南前堀 設計 (延長 50m)	北前堀・南前堀 工事 (延長 50m)
事業費(年度別)	388,207 千円	308,399 千円	478,399 千円
事業費(合計)	1,175,005 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業③	呑川水質浄化対策の実施	継続
--------------	--------------------	-----------

事業概要

■ 呑川の水環境に関わる基礎的なデータを継続的に取得、整理、記録し、水環境改善対策の効果及び今後の水質改善の方向性を検討するための基礎資料を作成し、各種水質浄化対策を展開します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
呑川水質浄化対策研究会の開催	開催	●————→	————→
水質改善効果調査検討	実施	●————→	————→
高濃度酸素水浄化施設の稼働	運転	●————→	————→
スカム発生抑制装置の稼働 【稼働日数】	350日	350日	350日
スカム対策・汚泥 ^{しゅんせつ} 浚渫	実施	●————→	————→
事業費(年度別)	139,182 千円	139,182 千円	139,182 千円
事業費(合計)	417,546 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ **高濃度酸素水浄化施設**

通常の空気中に置かれた水に含まれているよりも多い量の酸素を溶かし込んだ水を浄化施設で生成し、酸素量が少ない呑川の川底付近に高濃度酸素水を流すことで酸素量を増加させ、水質を浄化していく施設です。

浄化施設建屋全景



浄化施設建屋内



◇ **スカム発生抑制装置**

酸素濃度の高い表層の水を川底に送って、スカムの発生を抑制することを目的として実施しています。

スカム発生抑制装置全景



第4章 資料編

1 指標一覧

基本計画において定めた、現状からめざす姿にどの程度近づいたかを測る指標で、それぞれの施策を推進するための目安となるものです。

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち					
施策1-1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり					
1	相談できるところを知っているこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「相談できるところを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」)	85%	100%
2	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
3	居場所を複数箇所選択したこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、指標②で「ある」と回答したこどものうち、「あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。」という設問に対し、複数回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
4	将来の夢や目標をもっているこどもの割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対し、「持っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	小6 80.7% 中3 66.1% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均+1ポイント以上
施策1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり					
5	子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 23.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」) ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
6	妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	乳幼児健康診査時(4か月児健康診査)のアンケートで、「妊娠・出産・子育てについて相談できる人はいますか、又は、相談先を知っていますか。」という設問に対し、「はい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 78.4% (令和4年度) (すこやか親子21アンケート(4か月児健康診査時)「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」)	85%	95%
7	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
8	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した保護者の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
9	住んでいる地域が子ども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「お住まいの地域は子ども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	51.1% (令和6年度)	54%	56%
施策1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きることの育成					
10	5年生まで(1,2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「5年生まで(1,2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 79.3% 中3 81.4% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +1.5ポイント 以上
11	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 78.1% 中3 73.9% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +2ポイント 以上
12	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
13	学級の児童(生徒)との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「学級の児童(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.0% 中3 84.6% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +1ポイント 以上
14	自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.4% 中3 83.8% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均 +2ポイント 以上
15	全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)における、教科に関する調査の結果(国語の平均正答率)	小6 71% 中3 59% (令和6年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1ポイント 以上
16	全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)における、教科に関する調査の結果(算数・数学の平均正答率)	小6 68% 中3 54% (令和6年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1ポイント 以上
施策1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備					
17	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていくと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていくと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
18	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 64.4% 中3 66.4% (令和6年度)	全国平均以上	全国平均+2.5ポイント以上
19	築年数が80年を超えない学校が整備されている割合(躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く)	築年数が80年を超えない区立小中学校数(躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く)/全区立小中学校数(躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く)×100	100% (令和5年度)	100%	100%
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち					
施策2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備					
20	地域とのつながりを実感している高齢者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり(住民同士の助け合い・支え合い等)を実際に感じることはありませんか。」という設問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した60歳以上の区民の数/60歳以上の調査回答総数×100	46.7% (令和6年度)	50%	55%
21	要介護・要支援認定を受けていない高齢者(75歳以上85歳未満)の割合	厚生労働省「介護保険事業状況報告」で、介護保険第1号被保険者(75歳以上85歳未満に限る)のうち、要介護・要支援認定を受けていない人の数/介護保険第1号被保険者(75歳以上85歳未満に限る)の数×100	82.6% (令和5年度)	82.8%	83.0%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
22	社会参加の状況	大田区高齢者等実態調査で、「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。」という設問に対し、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「収入のある仕事」で、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」と回答した高齢者の数/調査回答総数×100	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% (令和4年度)	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある仕事 40% (令和13年度)
23	地域密着型サービスの整備状況	地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護)の拠点数と定員数	認知症高齢者グループホーム 43 拠点・844 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 拠点 (看護)小規模多機能型居宅介護 8 拠点 (令和5年度)	認知症高齢者グループホーム 45 拠点・880 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8 拠点 (看護)小規模多機能型居宅介護 10 拠点	—
24	介護サービス従事者の離職率の縮小(定着率の向上)	介護サービス従事者の離職者数/起算日に在籍していた職員数×100	16.3% (令和4年度)	全国値を下回る	全国値を下回る
施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進					
25	成年後見制度の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、『『成年後見制度』を知っていますか。』という設問に対し、「内容まで知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	32.8% (令和6年度)	40%	45%
26	成年後見制度の利用者数	東京家庭裁判所の区市町村別成年後見制度の利用者数	1,293 件 (令和5年度)	1,350 件	1,400 件
27	大田区DV相談ダイヤルの認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	30.0% (令和6年度)	34%	38%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実					
28	障害福祉サービス等利用者の満足度	大田区障がい者実態調査で、現在利用している障害福祉サービスの満足度について、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の数/調査回答総数×100	75% (令和4年度)	85%	90% (令和13年度)
29	障害者差別解消法の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『障害者差別解消法』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	20.3% (令和6年度)	28%	36%
施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり					
30	自治会・町会への加入世帯数	自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 (令和5年度)	244,000 世帯	244,000 世帯
31	自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、NPO等の団体数	地域力推進活動負担金の実績報告により、地域の企業、団体、NPO等と連携・協働した件数	1,951 団体 (令和5年度)	2,125 団体	2,300 団体
32	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「あなたは、現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思いますか。」という設問に対し、「現在参加している」「ぜひ参加したい」「きっかけや条件を整えば参加してみたい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	47.9% (令和5年度)	50%	55%
33	ユニバーサルデザインの理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『ユニバーサルデザイン』という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「定義までよく理解している」「定義はなんとなく理解している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	67.6% (令和6年度)	70%	85%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
34	普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「普段の生活について、『孤立感や孤独感がない』はどの程度あてはまりますか。」という設問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.6% (令和6年度)	70%	72%
施策2-5 人々の相互理解と交流の促進					
35	日本人と外国人が互いに認め合い、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査または大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本人・外国人区民の数/調査回答総数×100	日本人 57.5% (令和6年度) 外国人 79.8% (令和4年度)	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%
36	現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	大田区多文化共生実態調査で、「現在住んでいるまちは暮らしやすいですか。」という設問に対し、「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	85.0% (令和4年度)	88.5%	91.3%
37	家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.1% (令和5年度)	50%	55%
38	今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和6年度)	68.5%	70.5%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実					
39	65歳健康寿命 (要介護2)	65歳の人何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。本指標では、障がいを要介護2以上とする。	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 (令和4年)	延伸 (※65歳平均余命の延伸分を上回る)	延伸 (※65歳平均余命の延伸分を上回る)
40	特定健診受診率 (国民健康保険被保険者)	40歳から74歳の大田区国民健康保険加入者のうち、特定健康診査を受診した人の数/40歳から74歳の大田区国民健康保険加入者数×100	38.8% (令和5年度)	39.8%	40.0% (令和11年度)
41	主観的健康感	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	64.5% (令和6年度)	増やす	増やす
42	かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。」という設問に対し、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	29.5% (令和6年度)	31%	32.5%
施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備					
43	区民スポーツ実施率	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか。」という設問に対し、「週3日以上(年151日以上)」「週2日(年101~150日)」「週1日(年51~100日)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和6年度)	70%	72%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
44	区のスポーツ環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	22.5% (令和6年度)	26%	30%
施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承					
45	区の文化芸術環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	19.2% (令和6年度)	25%	40%
46	区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。」という設問に対し、「あった」と回答した区民の数/調査回答総数×100	38.0% (令和6年度)	40%	50%
施策2-9 生涯にわたる学びの支援					
47	最近1年間に生涯学習を行った区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、最近1年間に生涯学習を行ったことがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.5% (令和6年度)	45%	50%
48	年1回以上図書館を利用する区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「1年間で大田区立図書館又は文化の森情報館(電子書籍貸出サービスを含む)をどのくらい利用しますか。」という設問に対し、「週1回以上」「月2回程度」「月1回程度」「2～3か月に1回程度」「ほとんど利用しない(年1～2回程度)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	48.6% (令和6年度)	55%	60%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち					
施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承					
49	大田区内における温室効果ガス排出量の削減率	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定結果。基準年度である平成25年と比較して算出。	▲13.9% (令和3年度)	▲44%	▲55%
50	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	大田区役所エコオフィス推進プラン実績調査の算定結果。基準年度である平成25年と比較して算出。	▲31.5% (令和5年度)	▲45%	▲56%
51	「生き物の豊かさ」の満足度	大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査で、「あなたは、大田区の環境をどのように感じていますか？(項目:生き物の豊かさ)」という設問に対し、「満足」「やや満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	27.2% (令和5年度)	—	40% (令和12年度)
52	みどり率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積+水面が占める面積+公園内の緑で覆われていない面積/区面積×100	25.3% (平成30年度)	27%	28% (令和12年度)
施策3-2 持続可能な循環型社会の構築					
53	区民1人1日当たりのごみと資源の総量	大田区一般廃棄物組成分析調査による算定結果	585g (令和5年度)	560g	524g
施策3-3 区内企業の自己変革の促進					

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
54	区内全産業の付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、売上高(総生産額)から原材料費・燃料費・減価償却費などの中間投入額を差し引くことによって算出。	19,208 億円 (令和3年度)	19,881 億円 (令和8年度)	20,576 億円 (令和13年度)
55	付加価値額が増加した区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「前年に比べて付加価値額が増加した」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	42.4% (令和6年度)	45%	50%
56	デジタル化の取組意向のある区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「ITを活用した業務効率化・生産性向上の取組状況」に、「取り組んでいる」「まだ取り組んでいないが、取り組む予定がある」「取り組みたいが、検討段階である」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	57.8% (令和5年度)	65%	70%
施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援					
57	新規採用人数が充足している企業の割合	大田区の景況の調査で、製造業の企業が希望する求人数に対して、新規採用人数が「充足している」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	28.8% (令和6年度)	30%	30%
58	事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない企業の割合	大田区ものづくり産業等実態調査において、「事業承継の意向」のうち、「事業承継について考えていない」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	34.2% (令和元年度)	30%	25%
59	区内製造業の粗付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。売上高(総生産額)から減価償却費を差し引かないで算出した付加価値額のこと。	1,850 億円 (令和3年度)	1,850 億円 (令和8年度)	1,850 億円 (令和13年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
60	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	大田区シティプロモーション調査で、「あなたは大田区に対してどのようなイメージや印象をお持ちですか。」という設問に対し、「ものづくりのまち」と回答した区民及び区民以外の数/調査回答総数×100	なし	現状値取得次第設定	現状値取得次第設定
施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出					
61	区内の新設法人数	大田区新設法人件数調査の結果によって把握	1,051社 (令和5年度)	1,114社	1,167社
62	羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	2件 (令和5年度)	2件	3件
63	羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	1件 (令和5年度)	2件	3件
施策3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信					
64	買い物や食事、イベント等で商店街を利用している区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.8% (令和6年度)	90%	90%
65	区内における年間観光消費額の推計値	観光庁の「観光入込客統計調査に関する共通基準及び調査要領」に基づき算出	1,325億円 (平成29年度)	1,650億円	1,720億円
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち					
施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現					
66	住宅の耐震化率(旧耐震基準)	平成30年住宅・土地統計調査等に基づき算出した平成30年9月末時点の耐震化率をベースに、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出	92.9% (令和5年度推計値)	約98% (令和7年度) ※おおむね解消	—

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
67	住宅の耐震化率 (新耐震基準)	平成30年住宅・土地統計調査等に基づき、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出 ※大田区耐震改修促進計画を令和7年度末に改定予定	85.9% (令和5年度推計値)	—	個別計画の改定時設定
68	東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率(東京都推計値)	東京都の算定結果(空地率+(1-空地率/100)×不燃化率(%))	大森中地区:64.3% 羽田二・三・六丁目地区:49.4% 補助29号線沿道地区(大田区):52.5% (令和4年度)	—	大森中地区:70%超 羽田二・三・六丁目地区:60%超 補助29号線沿道地区(大田区):70%超 (令和12年度)
69	耐震性能を把握した橋梁数	耐震性能照査が完了した橋梁数	39橋/156橋 (令和5年度)	59橋	75橋
70	耐震・強靱化を進めた橋梁数(落橋対策)	耐震補強工事が完了した橋梁数	30橋/156橋 (令和5年度)	35橋	39橋
71	無電柱化整備延長	大田区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長	13.47km (令和2年度)	17.53km	20.79km (令和12年度)
72	高台の充足数(特別出張所単位)	特別出張所ごとに、「避難対象者数」と「高台※の受入人数」の需給分析により算出(大田区高台まちづくり基本方針の短期目標)。 ※水害時緊急避難場所と緊急安全確保先	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所
施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進					
73	総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	「総合防災訓練」と地域(区内各地区)の「自主防災訓練」を連携させ実施した数と、その成果を共有することができた地区の数の合計(累計)/18地区×100	0% (令和5年度)	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
74	災害から身を守るために取組をしている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「災害から身を守るためにどのような取り組みをしていますか」という設問に対し、「特に何もしていない」と回答した区民の数/調査回答総数×100を、100から引いた割合	85.6% (令和6年度)	100%	100%
75	災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	毎年1回以上、実装に向けて協議した、「災害ケースマネジメント」の実施に当たって連携が想定される関係機関・民間団体数	2団体 (令和5年度)	7団体	11団体
施策4-3 治安がよい美しいまちの実現					
76	治安のよさの満足度(体感治安)	大田区政に関する世論調査で、「治安のよさ」という設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	60.4% (令和5年度)	65%	70%
77	区内特殊詐欺被害件数	警視庁資料を基に算出した区内特殊詐欺被害の件数。	151件 (令和5年)	112件	72件
78	消費者相談の解決率	相談が解決した件数/相談件数(処理不要・処理中除く)×100	98.6% (令和5年度)	99%	99%
79	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区内で、週1日平日に、18時から20時までの間、30分間調査した人数の平均値	16人 (令和5年度)	11人	7人
施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり					
80	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	68.5% (令和5年度)	70%	72%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
81	駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区は、『大田区鉄道沿線まちづくり構想』において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個人的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	43.6% (令和6年度)	46%	48%
施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成					
82	蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「早期に実現してほしい大田区内の公共交通対策」という設問に対し、「鉄道路線の充実(蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	35.9% (令和6年度)	45%	50%
83	大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。」という設問に対し、「とても利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.2% (令和6年度)	91%	92%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
84	「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	毎年度末に行う特定事業の進捗調査で、「事業が完了した」又は「継続して取り組んでいる」と回答のあった事業の数/大田区バリアフリー基本構想にて位置付ける特定事業の総数×100 ※特定事業とは、バリアフリー法第2条にて定める、ハード整備又はソフト対策によるバリアフリー化に関する事業のこと。	75% (令和5年度)	—	100% (令和13年度)
施策4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備					
85	住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「道路の整備」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	63.6% (令和5年度)	65%	70%
86	狭あい道路の区内総延長261km(両側522km)に対する拡幅整備率	狭あい道路の区内総延長に対する、狭あい道路拡幅整備工事が完了した割合	21.6% (令和5年度)	24.6%	27%
87	橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	大田区が管理する橋梁(公園管理橋は除く)に対して5年間に一回のサイクルとして実施した定期点検の診断結果の割合 ※健全性判定Ⅱ以上とは、予防保全の観点から対策が不要な状態もしくは必要に応じて対策の実施が望まれる状態であること。	97% (令和5年度)	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
88	住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「あなたご自身の住宅事情」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	71.5% (令和5年度)	76%	80%
89	区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	陳情等により課題のある空家等として把握した現存数	742件 (令和5年度)	707件	679件
90	放置自転車台数	「駅前放置自転車等の現況と対策調査」によって把握した放置自転車台数 ※例年10月、晴天の平日のうち任意の1日、おおむね午前11時ごろの駅周辺における放置自転車台数。	307台 (令和6年度)	毎年減少	—
施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり					
91	空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか」という設問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.0% (令和6年度)	50%	55%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
92	ハネダ GLOBAL WINGSへの来 街者数(1日当 たり)	携帯電話端末のGPS位置 情報データを用いて算出 した、1日当たりの HANEDA GLOBAL WINGS への来 街者数	8,885 人 (令和5年度)	10,800 人	11,200 人
施策4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり					
93	地域の拠点とな る公園の満足度	区の施策検証等に向けた大 田区区民意識調査で、「野球 場、キャンプ場、アスレチッ ク等がある大きな公園につ いて、どの程度満足してい ますか。」という設問に対 し、「満足している」「やや満 足している」と回答した区民 の数/調査回答総数×100	40.0% (令和6年度)	50%	60%
94	身近な公園の満 足度	区の施策検証等に向けた大 田区区民意識調査で、「住宅 街によくある小さな公園につ いて、どの程度満足してい ますか。」という設問に対 し、「満足している」「やや満 足している」と回答した区民 の数/調査回答総数×100	50.0% (令和6年度)	60%	70%
施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり					
95	身近な場所で水 や緑に親しめ る感じる区民の 割合	大田区政に関する世論調 査・区の施策検証等に向け た大田区区民意識調査で、 「身近な場所で水や緑に親 しめると感じていますか。」 という設問に対し、「感じて いる」「やや感じている」と 回答した区民の数/調査回 答総数×100	58.8% (令和6年度)	60%	65%
96	緑被率	みどりの実態調査で、航空 写真におけるみどりに覆わ れた面積/区面積×100	18.32% (平成30年度)	21%	21.5% (令和12年度)

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

【取組編】

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】(以下「取組編」という。)では、大田区持続可能な自治体経営実践戦略(以下「実践戦略」という。)で掲げる取組の柱に紐づいた具体的な取組項目について、区の方角性ととも、職員一人ひとりが日々の業務に取り組む上で持つべき考え方を「すべての部局が持つべき考え方」として示しています。

取組編の実施期間は3年間とし、大田区実施計画と合わせて毎年度更新することで、実践戦略の実効性を担保するとともに、区の方角資源を最適化し、最大限に活用することにより、基本計画・実施計画の着実な推進につなげます。

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

《取組の柱の方向性》

【職員力に基づく組織力の向上】

- 職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案(EBPM)能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、質の高い区民サービスの提供につなげます。

【業務の効率化】

- デジタルによる改革を軸とした「自治体 DX」を強力に推進します。
- 民間委託や外郭団体との連携など、アウトソーシング手法を活用します。
- 「効果(アウトカム)」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。

《取組により実現する姿》

- 職員のウェルビーイングが向上し、職員一人ひとりが主体的な挑戦を続けることで、持続的に組織力が向上しています。
- 庁内に DX が浸透するとともに、事業の見直し・再構築が進み、業務の効率化が進んでいます。
- 従来の手続を簡略化・効率化することにより、「行かない、書かない、待たない、まわらない窓口」が実現し、区民サービスの満足度が向上しています。

《実現度を測る指標》

指標	現状値	目標値 (令和14年度)
仕事が充実していると感じる職員の割合	—	80%
オンライン対応済の件数	158件 (令和6年度)	全手続(約4,500件)
行政手続の利便性が向上したと感じている区民の割合	—	80%
DX推進により、業務が効率化されたと考えている職員の割合	—	80%

《取組一覧》

No	取組名
1-1	人材育成
1-2	職員採用・配置
1-3	組織定数
1-4	職員の健康増進、職場環境の改善
1-5	自治体DXの推進
1-6	EBPMの推進
1-7	行政評価
1-8	世論調査・区民意識調査
1-9	アウトソーシング手法の活用と検証
1-10	内部統制の推進
1-11	危機管理と業務継続
1-12	窓口サービスの向上

各取組ページの見方

概要及び取組の方向性

・当該取組の目的や概要・区としての取組の方向性を記載しています。

主な所管課における取組

・主な所管課における具体的な取組と年度別の実施内容を記載しています。

すべての部局が持つべき考え方

・すべての部局が当該取組を進める上で持つべき考え方や具体的な実施内容を記載しています。

・あわせて、当該取組に関連する計画等を、2次元バーコードとともに記載しています。

1-1 人材育成

概要

- 人材育成の三本柱(自己啓発支援、職場研修(OJT)、職場外研修)を効果的に推進し、全体の牽引者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
- 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意欲や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

- 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
- 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修(OJT)の実施を推進します。
- DX推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
- 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
- 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスクアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
- 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリススキリングを推進します。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成(人事課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、eラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

②主体的な職場研修(OJT)の推進(人事課)

《すべての部局が持つべき考え方》

- 区民の目標に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
- お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
- 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

【具体的な実施内容】

- 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組みます。
- チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修(OJT)の実施計画を策定し、計画的に実施します。
- 従来の手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意欲を持って取り組みます。

【関連する計画等】

- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
[関連計画の HP]

※ 2次元バーコードについては、現在調整中です。
実践戦略策定の際にお示しします。

1-1

人材育成

概要

- 人材育成の三本柱(自己啓発支援、職場研修(OJT)、職場外研修)を効果的に推進し、全体の奉仕者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
- 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意識や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

- 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
- 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修(OJT)の実施を推進します。
- DX推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
- 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
- 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
- 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリスクリングを推進します。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成(人事課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、eラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

②主体的な職場研修(OJT)の推進(人事課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各職場が直面する課題に応じた主体的な職場研修(OJT)の実施支援		

③政策立案能力の開発やデジタル人材の育成(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

④主体的なキャリア形成の支援(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開・制度の見直し	令和7年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

⑤メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修の実施(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開	令和7年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

《すべての部局が持つべき考え方》

- 区民の目線に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
- お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
- 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

【具体的な実施内容】

- 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組めます。
- チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修(OJT)の実施計画を策定し、計画的に実施します。
- 従来手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意識を持って取り組めます。

【関連する計画等】

- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
(関連計画のHP)

1-2	職員採用・配置
-----	---------

概要

- 生産年齢人口の減少に伴い、公務員全体の受験者数が減っている中、職員一人ひとりの能力を最大限に活かし、組織力を高めます。
- 有為な人材を確保するため、採用 PR 活動を戦略的に展開し、職員として働くことの魅力を広く発信します。
- 職員一人ひとりが、その能力を十分に発揮できるよう、個々の適性や能力を考慮しつつ、弾力的なジョブローテーションを実施することで、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

取組の方向性

- 新たな採用方法(例：SPI(適性検査)を活用した採用)や多様な任用形態を調査・研究し、人材確保に努めます。
- ホームページや SNS をはじめとするインターネットを活用した情報発信を積極的に進めるとともに、求職者のニーズを捉えた採用 PR 動画を作成し、発信します。
- 従来型の採用説明会にとどまることなく、民間転職市場への積極的なアプローチやオンライン説明会の実施などの採用 PR 活動を展開します。
- 就職活動前の学生や求職者に対して、職員として働く魅力を理解してもらうために職場見学を推進します。
- ベテラン・中堅職員の能力・経験の活用や若手職員のキャリア形成等を見据え、組織需要を踏まえた職員配置を実施します。

主な所管課における取組

① 採用 PR 活動の展開(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニーズを捉えた採用 PR 動画の発信、民間転職市場へのアプローチ、職場見学の推進		

②新たな採用方法及び多様な任用形態の調査研究、活用(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
SPI(適性検査)を活用した採用、派遣・人事交流等の実施		
任用形態の調査研究	運用に向けた検討、実施	

《すべての部局が持つべき考え方》

- 今後、より一層人材確保競争が激しくなることが見込まれる中、公務の魅力を広く発信し、有為な人材の確保と定着を図るとともに、限られた人的資源の有効活用に取り組みます。
- 限られた人的資源を有効活用するためには、職員一人ひとりの適性や能力を見出し、それに応じた職務や研修の機会を提供することを通じ、職員が確かな成長実感を得られることが重要です。これにより、職員の能力を向上させ、業務の質と組織全体の生産性向上を図ります。
- 大田区の魅力をもっと向上させ、有為な人材の確保及び定着を進めることにより、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

【関連する計画等】

- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
(関連計画の HP)

1-3	組織定数
-----	------

概要

■ 毎年度、組織及び定数の見直しを実施し、最適化を図ることで、変化する社会状況に対応し、区のめざすべき将来像の実現に寄与します。

取組の方向性

【組織】基本構想の将来像や方向性を踏まえつつ、現行組織の設置当初と比較した役割の変化や近年の社会情勢、世論調査の結果等を踏まえた組織整備を実施し、新陳代謝を促進します。

【定数】業務改革等の徹底による人員の再配分を更に進めるとともに、突如発生する自然災害や健康危機など緊急的に人的資源が必要な場合に備えた冗長性を加味した人員を算定します。

主な所管課における取組

①組織(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた組織体制を運用		
		検証、必要に応じて見直し

②定数(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた「職員定数基本計画」に基づいた定数管理 (令和10年度まで)		

1-4

職員の健康増進、職場環境の改善

概要

- 職員の「心の健康」を保つことは、良好な職場環境の保持・増進とともに、区がめざす良質な区民サービスの提供や区民から信頼される区政運営につながります。
- 職員一人ひとりが能力を最大限に発揮するため、職員自らが心の健康を理解しセルフケアに取り組むとともに、活気ある職場環境づくりの実現をめざします。
- 休暇・休業制度を拡充し、職員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を行います。

取組の方向性

- ストレスチェックの結果を活用し、職場におけるストレス要因の把握・分析と職場環境の改善に取り組めます。また、ハラスメントの防止及び相談体制の充実を図り、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりをめざします。
- メンタルヘルス不調による病気休職者が増加傾向にあることから、職員が「自らの健康は自ら守る」という意識を持てるよう、セルフケアを促進し、メンタルヘルス不調の予防を強化します。
- 管理監督者は、職員の日頃の変化を的確に把握するため、コミュニケーションを十分にとり、職員からの相談に応じます。また、人事課・健康管理スタッフと連携を図りながらラインケアを進めて早期対応に取り組めます。
- 休職した職員が円滑に職場復帰し、就労継続ができるよう、計画的に職場復帰訓練を実施するとともに、再発防止に努めます。
- 休暇・休業制度を拡充し、職員が仕事と子育てや介護等の生活の両立を図れるように支援します。

主な所管課における取組

①一次予防(予防の強化)(人事課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ストレスチェックの分析結果を活用した、職場におけるストレス要因の把握と職場環境の改善		
高ストレス者や長時間労働者に対する産業医面談の実施		
セルフケア研修等の充実		

②二次予防(早期発見、早期対応、療養支援)(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
ラインケア研修等の充実		
メンタルヘルス不調の恐れのある職員に対する健康相談、管理監督者への相談支援		
ハラスメントの防止と相談体制の充実		

③三次予防(職場復帰支援、再発防止)(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
円滑な職場復帰支援と再発防止		

④休暇・休業制度の拡充(人事課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
休暇・休業制度を利用しやすい職場の雰囲気醸成、制度研究・調査		

《すべての部局が持つべき考え方》

- 職員一人ひとりの能力を最大限に発揮するため、メンタルヘルスカを計画的かつ継続的に行い、職員の心の健康づくりに取り組みます。
- 職員のウェルビーイングを実現するため、職場のレイアウト、労働時間、業務量及び人間関係等の職場環境を改善し、活気ある職場環境づくりに取り組みます。

【具体的な実施内容】

- メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、セルフケアの推進及び快適な職場環境づくりに向けた取組を強化します。(一次予防)
- メンタルヘルス不調者を早期に発見し、相談・治療等に適切につなげる仕組みをつくります。(二次予防)
- 円滑な復帰支援システムを構築し、再発防止を支援します。(三次予防)

【関連する計画等】

- 大田区職員の「心の健康づくり計画」
- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
(関連計画の HP)

1-5	自治体 DX の推進
-----	-------------------

概要

- 「区民ニーズに即した行政サービスの提供」及び「透明性・持続性を担保した組織運営」、「職員能力の最大化」を目的に、デジタルによるフロントヤード(区民サービス)とバックオフィス(事務処理)の改革を軸とした自治体 DX を強力に推進します。

取組の方向性

- 組織力向上及び職員能力の最大化のための DX 人材を育成します。
- 各部局における業務改善(BPR)に資する伴走型の支援を継続して実施します。
- システム更改を契機に文書決定や会計処理のフローを見直し、BPR を実施します。
- 「大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」及び施行規則を基に、各部局における規定の整備を行います。

主な所管課における取組

①DX 人材の育成(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
育成方針整備	育成方針に基づくカリキュラム実施※適宜見直し	
職員のデジタルスキル診断 (検討)	職員のデジタルスキル診断(実施・可視化)	

②各部局 BPR 支援(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局からの相談受付、伴走支援		
	業務のマニュアル化及びデータの蓄積	

③業務フローの見直し(文書管理・財務会計システム再構築)(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
業務フロー見直し 規則等改正検討	規則等改正	
新文書・財務システム サーバー構築		新システム稼働

④オンライン申請の拡充(情報政策課)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

オンライン申請可能な手続の拡充(優先度の高い 1,200 手続のオンライン化)

《すべての部局が持つべき考え方》

- DX 推進におけるポイントは「D(デジタル)」ではなく「X(トランスフォーメーション)」、いわゆる変革であり、デジタルは手段でしかありません。業務を見直し、デジタルを用いてプロセスを効率化・省力化することが重要です。

【具体的な実施内容】

- デジタル技術の利活用や BPR に関し、各職員が研修の積極的な受講や身に付けた知識・スキルを部局内に展開できるよう、部局全体の DX 推進をリードする DX 人材の育成に取り組みます。
- 各部局が業務における課題を認識し、ノウハウ・知識の共有やデータベース化、情報政策課による伴走支援の積極的な活用をすることで、業務改革に取り組みます。
- 文書管理・財務会計システムの再構築の機会を捉えて業務フローの見直しを行うことで、業務効率化を図ります。
- 区民の利便性向上を図るため、計画的に行政手続のオンライン化を推進します。全庁的な目標として令和 9 年度までに優先度の高い 1,200 手続のオンライン化を達成し、令和 12 年度までには全手続をオンライン化するため主体的に取り組みます。

【関連する計画等】

- 大田区情報化推進指針
- 大田区 DX 推進計画

2次元バーコード
(関連計画の HP)

1-6

EBPM の推進

概要

- 政策の立案を、その場限りのエピソード(たまたま見聞きした事例や経験・勘)に頼るのではなく、目的を明確化した上で、エビデンス(合理的な根拠)に基づくものとする事で、効果的・効率的に政策運営を進めます。
- 政策プロセスの透明性を高め、区民への説明責任を果たすことで、信頼される区政を展開します。
- 人材や財源など限りある経営資源を有効活用し、時代の変化に機動的かつ柔軟に対応する政策を推進します。

取組の方向性

- 政策効果の測定に重要な関連を持つ統計データや各部局が保有するデータなどを、部局・分野横断的に整理し、庁内のエビデンス収集・分析に関する環境を整備します。
- 他自治体や民間企業などの EBPM 推進に寄与する取組状況を把握・研究した上で、先進事例を共有するとともに、実践事例を創出するなど、EBPM を促す仕組みを導入します。
- 情報の利活用・分析、政策形成など、より実用的な EBPM の考え方・手法に関する研修を実施します。

主な所管課における取組

①EBPM 普及の仕組みづくり(企画課・情報政策課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内データの整理		
データ共有の仕組み検討		
他自治体の事例研究・庁内での実践事例創出		

②政策立案能力強化研修等の実施(人事課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
新任主任研修の悉皆化の振り返り 新設した EBPM 研修の振り返り	令和7年度振り返りを踏まえた研修の企画・運営	
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 全庁横断的にデータを共有し、エビデンスとして有効活用していくことで、地域課題の解決に役立てます。
- 職員一人ひとりがEBPMの果たす役割や意味を理解した上で、予算事務をはじめとした様々な業務に取り組みます。

【具体的な実施内容】

- 政策立案の際は、指標・データ等のエビデンスに基づき、想定する目的と手段との因果関係をロジックモデルで明らかにするなど、EBPMの視点から検証を行い、効果がある事業を重点的に推進します。
- 効果的なエビデンスを収集する方法について検討します。
- EBPM研修を受講するなどして習得した内容を職場において共有・実践します。

1-7	行政評価
-----	------

概要

- 最少の経費で最大の効果を挙げながら総合計画を着実に推進するため、客観的な行政評価を実施します。
- 施策の新陳代謝を促進することにより、経営資源に限られる中においても社会経済状況や行政需要の変化に柔軟かつ的確に対応し、区民サービスを向上します。

取組の方向性

- 総合計画を着実に推進するため、施策評価及び事務事業評価の二階層による評価の仕組みを構築します。
- 評価結果を経営資源の配分に活用することで、総合計画の実効性を担保します。

主な所管課における取組

①仕組みの構築(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
施策・事業評価の 仕組みの構築	施策・事業評価の仕組みの運用	

《すべての部局が持つべき考え方》

- 効果を重視する視点で行政評価に取り組み、効果を最大化するための経営資源の配分を行うことで、施策の新陳代謝を促進します。
- 指標の進行管理により効果が見える化し、総合計画を着実に推進していく原動力とします。
- 評価結果を公表することで区の説明責任を果たし、透明性や事業の質の向上につなげます。

【具体的な実施内容】

- 施策評価では、指標及び目標値の達成状況の推移や成果の分析のほか、事業の貢献度分析や優先順位付けを行います。
- 事業評価では、必要性、有効性、効率性等の視点から検証・評価を行います。

概要

【世論調査】

区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とします。

【区民意識調査】

各種計画の進行管理や個別事業の効果検証・施策立案の基礎資料とします。

取組の方向性

- 区民満足度の高い区政運営につなげるための両調査の効果的な活用に向けた仕組みづくりを進めます。
- 基本計画と連動した設問となるよう精査します。
- 回答する区民に分かりやすい設問内容で、負担の少ない調査方法となるよう検討を重ねます。
- 調査結果が各施策・事務事業の評価・計画へ反映されているか等を把握分析するとともに活用状況を広く周知します。

主な所管課における取組

①効果的な活用に向けた仕組みづくり(企画課・広聴広報課)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

活用状況の調査・分析・周知

②調査方法の検討(企画課・広聴広報課)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

調査方法の検討

《すべての部局が持つべき考え方》

- 調査の結果を予算編成や計画の進行管理、効果検証、計画の策定等に活用することで、より区民満足度が高い施策の実施につなげます。

【具体的な実施内容】

- 区の施策に資するために必要な設問を研究します。
- 得られた調査結果を既存の事業の改善や評価・検証及び今後の施策立案に活用します。
- より効果的・効率的な施策に深化させるために、複数の設問から得られた調査結果を分野横断的に考察します。

1-9 アウトソーシング手法の活用と検証

概要

- 民間のノウハウを有効に活用し、多様化・複雑化する区民ニーズに効果的・効率的に対応することで、区民サービスの向上及びコスト縮減を進めます。
- 〈外郭団体等の連携・活用について〉
- 区を取り巻く環境が変化する中で、区の政策を実現する重要なパートナーである外郭団体等との連携をより一層強化し、限られた財源の中でも区民サービスの更なる向上を図ります。

取組の方向性

- 事業の実施主体・実施手法を適時見直すこと等によりアウトソーシング手法の更なる活用を検討し、適宜導入します。
 - 指定管理者制度導入施設における利用料金制の効果検証を実施し、区としての利用料金制導入の方向性を検討します。
 - 多様なアウトソーシング手法を検討することで、民間の資金、経営能力、技術等の活用を図り効果的・効率的でより質の高い区民サービスの提供をめざします。
- 〈外郭団体等の連携・活用について〉
- 区の経営資源の一つとして外郭団体等の連携・活用(業務委託、事業移管等)を検討します。
 - 外郭団体等の事業の効果検証を行い、効果的・効率的な事業実施を推進します。

主な所管課における取組

①アウトソーシング手法の効果検証の仕組みづくりと検証の実施(企画課・所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施		

②【外郭団体等】効果検証手法の見直しの検討(企画課・外郭団体等所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
検証手法の見直し検討	新たな手法による効果検証の実施	

③【指定管理者制度】利用料金制導入の方向性明示(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施・方向性明示		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 限られた経営資源を有効活用するため、事業評価等の際に、民間委託・指定管理者制度をはじめとしたアウトソーシング手法の活用を検討し、適宜導入することで、事業改善を図ります。
- アウトソーシング手法の活用を検討する際には、区民サービス向上の視点に加え、職員の人材育成やスキル維持の視点も踏まえて適切な判断を行います。

【具体的な実施内容】

- 区が自ら行うべき業務とアウトソーシング手法の活用が適している業務を整理した上で、アウトソーシング指針に基づき、新規事業・既存事業問わずアウトソーシング手法の導入を検討します。
- PPP/PFI、公募設置管理制度(Park-PFI)等の新しい手法の活用を積極的に検討し、民間企業の資金やノウハウを活かした質の高い区民サービスの提供につなげます。
- 外郭団体等の機動力や専門性等を活かし、業務の委託先や指定管理者等としての連携・活用を図ります。

【関連する計画等】

- 大田区アウトソーシング指針
- 大田区外郭団体等に関する基本方針

2次元バーコード
(関連計画の HP)

1-10 内部統制の推進

概要

- 業務を適切かつ効率的に行えるようにリスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組みである内部統制の推進に取り組みます。

取組の方向性

- 効果的なリスク管理を実現するため、職場における内部統制推進体制を整備し、運用を進めます。
- 職員一人ひとりの内部統制に関する意識とスキル向上のため、適正な財務等事務執行の継続的な教育・啓発活動に取り組みます。
- 業務の効率性と正確性向上のため、ICT 等の活用による業務プロセスの改革を推進します。

《すべての部局が持つべき考え方》

- 業務に潜在するリスクを特定し、これに対処するための体制を整えることで、組織として事務誤りの未然防止等、公正で、確実な事務事業を実施します。
- 内部統制は一度体制を整備すれば完了するものではなく、業務の進行や社会状況の変化に応じて改善を行う必要があります。

【具体的な実施内容】

- 各職場において、所属長の指揮のもと内部統制推進員(係長)を中心とし、自己点検チェックリスト等の活用により、リスクの状況を可視化し、共有することでリスク管理の徹底を図ります。
- 抽出したリスクに基づき、マニュアルや業務フロー等を見直し、日々の業務に反映させた上で、定期的に点検を行い、業務の適切な実施及び継続的な改善に取り組みます。
- ICT を導入・更新するに当たっては、事務誤り防止及び負担軽減にも配慮しながら、業務プロセスの見直しを行います。

【関連する計画等】

- 大田区内部統制取組方針

2次元バーコード
(関連計画の HP)

主な所管課:総務課

概要


- 優先して確保すべき通常業務とそれ以外の通常業務を特定しておくことで、災害時においても区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務の継続を担保し、迅速な生活再建と復興を実現します。

取組の方向性

- 想定される最大規模の災害に対応できる「新たな危機管理体制」を構築するとともに、業務継続計画(BCP)を改訂することで、非常時優先業務を継続できる体制を整備し、「大田区地域防災計画」の実効性を担保します。
- BCPの改訂に当たっては、発災直後の応急対策業務に必要な人員数を具体的に算出することで、残余の人員をもって区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務を継続できる体制とします。
- BCPの改訂業務を通じ、職員の防災意識をより一層向上させ、「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務を果たすとともに、迅速な生活再建と復興を実現します。
- 災害の有無にかかわらず、業務システム停止時における業務継続計画(ICT-BCP)を明確化します。

主な所管課における取組

①新たな危機管理体制の構築(防災危機管理課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域防災計画修正 規則類改正	訓練検証、適宜修正	継続 

②BCPの改訂(企画課・防災危機管理課)

令和7年度		令和8年度		令和9年度
応急対策 業務調整	応急業務 調整	優先通常業務調整	BCP調整	訓練・BCP修正調整

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 災害時に応急対策業務や生活再建業務に経営資源を最優先で振り向け、BCP に基づき、業務の継続、縮小、停止を着実にを行うことで、区民生活を維持し、迅速な復興を担保します。

【具体的な実施内容】

- 「新たな危機管理体制」の構築に関わる実証訓練等で得られた成果に基づき、応急対策業務に要する人的資源を明確化するとともに、区の責務である「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」意識の醸成に取り組みます。
- BCPに基づき、区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務と縮小・停止する業務の優先順位を整理します。
- 停電や通信・システム障害などで業務システムが利用できない状況下にあっても、区民サービスを継続するための代替手段・方法を具体化します。

【関連する計画等】

- 大田区業務継続計画（震災編）
- 大田区地域防災計画

2次元バーコード
(関連計画のHP)

概要

- オンライン申請の普及に努め、窓口混雑の緩和を図るとともに、区民の利便性を向上します。
- 従来の手続を簡略化・効率化することにより「行かない、書かない、待たない、まわらない・迷わない窓口」を実現します。
- デジタル活用が困難な方にも、丁寧で分かりやすい窓口サービスの展開により「わかりやすい、使いやすい優しいおた」をめざします。
- 必要なサービスを一度の手続で受けられる窓口体制を充実させます。

取組の方向性

1 行かない窓口

- 区民が場所や時間を選ばずスマートフォンやパソコンから行政手続ができるよう、オンライン化を進めます。
- マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の普及・ぴったりサービスの拡充を図ります。

2 書かない窓口

- 申請書作成システム導入の効果検証を実施し、申請手続簡略化・省力化の推進を図ります。

3 待たない窓口

- 呼び出し状況を WEB 上で確認できる窓口発券機の展開を行います。
- 利用者が WEB から本庁舎及び各特別出張所の混雑状況を確認できるシステムを導入します。

4 まわらない・迷わない窓口

- めざす窓口サービスのあり方の方針・ロードマップを策定します。
- 部局横断的な総合窓口開設に向けたプロジェクトを立ち上げ、手法の検討・調整を行います。

5 職員のノウハウ・データの蓄積等

- 職員間の情報連携や、ノウハウ・知識を共有する仕組みを検討します。
- 配慮を必要としている方への対応が可能となる窓口環境の拡充を推進します。

主な所管課における取組

①行かない窓口(情報政策課、窓口所管課)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

行政手続オンライン化の推進

②書かない窓口(情報政策課、窓口所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
申請書作成システムの活用・効果検証		

③待たない窓口(窓口所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
WEB連動窓口発券機の展開、普及		

④まわらない・迷わない窓口(企画課、窓口所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内体制の構築 ロードマップの策定	全庁的な窓口体制の再編	

⑤職員のノウハウ・データの蓄積等(窓口所管課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員間のノウハウ・知識のとりまとめ データの蓄積方法の検討・構築		

《すべての部局が持つべき考え方》

- 行政手続のオンライン化推進により、区民の利便性と行政事務の効率性の双方を向上させます。
- すべての窓口においてユニバーサルデザインの視点を取り入れた、人にやさしい窓口を実現します。

【具体的な実施内容】

- 各種届出や申請、施設利用などあらゆる行政手続のオンライン化を強力に推進しながら、窓口業務においては多様な区民に対して配慮の行き届いた質の高いサービスを提供します。

【関連する計画等】

- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver.3

2次元バーコード
(関連計画の HP)

2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信

《取組の柱の方向性》

【多様な主体との連携・協働の推進】

- 区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

【戦略的な情報発信】

- 地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーションを推進します。
- ホームページや SNS など多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。

《取組により実現する姿》

- 多様な主体それぞれが、自らの持つ特性や強みを活かし、連携・協働しながら、地域課題の解決と地域の活性化に向けて取り組んでいます。
- 様々な世代の人々が積極的にまちづくりに参加することで、満足度の高い区民サービスが提供されています。
- すべての区民に、区政に関する情報が等しく伝わっています。
- 区の多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なシティプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージが向上しています。
- 区民の大田区に対する愛着・誇りが育まれ、定住性が向上しています。

《実現度を測る指標》

指標	現状値	目標値 (令和14年度)
区民の区政への参加意向	28.3% (令和5年度)	37%
「区からの情報が届いている」と感じている区民の割合	—	70%
区民活動団体の新規活動情報掲載数(区民活動情報サイト掲載数)	500件/年 (令和5年度)	600件/年
区民の大田区への愛着度 ※「大田区シティプロモーション活動に対する満足度調査」におけるスコアを使用しています。	72.1点 (令和5年度)	80点
大田区に住み続けたいと考える、未就学児のいる世帯の割合(定住意向)	85.2% (令和5年度)	89%

《取組一覧》

No	取組名
2-1	区民協働
2-2	公民連携
2-3	区民参画
2-4	シティプロモーションに資する情報戦略
2-5	誰にでも伝わる情報発信
2-6	オープンデータ
2-7	経営状況報告

2-1	区民協働
-----	------

概要

<ul style="list-style-type: none"> ■ 区民、区民活動団体(自治会・町会、NPO 法人、任意団体等)、事業者及び区が、豊かな地域社会を築くという共通の目的を持って、互いの自主性や役割を尊重しつつ、それぞれが有する知識・技術等の資源を提供しあい、連携・協働を推進して地域課題の解決に取り組めます。

取組の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ■ 区民活動や連携・協働が活発に行われるよう必要な支援や環境整備に努めます。 ■ 職員が連携・協働の重要性を理解し、積極的に推進するよう啓発等に努めます。
--

主な所管課における取組

①区民協働推進会議の運営(地域力推進課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民協働推進に関する調査研究		

②区民活動支援施設における支援機能の充実(地域力推進課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
団体支援事業の整理・見直しと再構築	区民活動団体への支援の充実・団体や地域との連携強化	

③職員の協働理解促進(地域力推進課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員研修の内容検討と庁内掲示板活用による協働事業の好事例紹介など		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 活動の場の提供など、区民活動団体に必要な支援に努めます。
- 多様な主体と連携・協働して事業を実施するよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 事業の実施に当たっては、「共催」や「事業協力」、「委託」、「補助」などの多様な手法により、区民活動団体等の専門性やネットワークを活かします。
- 区民活動団体等の事業に対して、「後援」名義使用の承認等を行い、信頼を高め、社会での認知度を増すことにつなげます。

【関連する計画等】

- 大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針

2次元バーコード
(関連計画のHP)

2-2	公民連携
-----	------

概要

- 区民(地域)、民間企業等、行政(区)のそれぞれにメリットがある「三方良し」の公民連携を推進し、「質の高い行政サービスの提供」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を実現します。

取組の方向性

- 公民連携の活性化のための戦略的な庁内情報発信を行います。
- 効果的な連携を実現するため、部局のニーズと企業の強みとの適切なマッチングを推進します。
- 公民連携SDGsプラットフォームの発展に向け、参加企業等の拡充を進めます。
- 複数主体の協働による新たな価値創造に向けた連携体制を構築します。

主な所管課における取組

①庁内への情報発信を通じた公民連携の活性化(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
事例・意識調査、 情報整理、情報発信	継続	

②部局課題と民間企業等の提案やノウハウのマッチング(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
課題抽出・ヒアリング・ データベース化	部局課題の民間企業等への提示・マッチング・効果検証	

③大田区公民連携SDGsプラットフォーム参画企業等の充実(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
広報活動の展開、 広報手法の効果検証	効果検証に基づく 広報展開の見直し	広報活動の展開

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 「三方よし」の考え方を部局内に浸透させ、事業手法の検討の際には、公民連携を選択肢として常に意識します。

【具体的な実施内容】

- 新規事業の立案時から、行政と民間企業等の強みを活かした公民連携の可能性を積極的に検討し、最適な実施手法を選択します。
- 予算要求や事業評価の際などには、既存の直営・委託事業についても、公民連携による付加価値創出の機会として捉え直し、経営資源の効果的な配分をめざします。

【関連する計画等】

- 大田区公民連携基本指針

2次元バーコード
(関連計画の HP)

概要

- 各種計画の策定・改定の際には、区民の意見を聴取し、より区民に寄り添った計画づくりにつなげます。
- 広くあらゆる世代の区民からの意見を施策運営や業務見直し等の参考とすることで、より満足度の高い区民サービスを提供します。

取組の方向性

- あらゆる世代の区民から意見を幅広く収集するワークショップ等の取組を、より効果の高いものにするため、実施方法を適時見直します。
- アウトリーチ型で意見を収集するなど、施策や計画の見直しの際に区民が積極的かつ容易に意見ができる方法の検討を進めます。
- 区政情報を区民に身近な情報として受け取ってもらうため、図表やイラスト等を活用した分かりやすい情報発信を行います。

《すべての部局が持つべき考え方》

- 区民への説明資料などに、事業の目的や解決すべき課題等を分かりやすく明示することで、区民が参画する機会を通じて意見を出しやすくなるよう努めます。

【具体的な実施内容】

- あらゆる世代の区民から意見やニーズをより効果的・効率的に収集する手法を検討します。
- 調査を実施する際には、区民ニーズをよりの確に把握できるような設問設計等の手法を検討します。
- 区政情報発信の際には、分かりやすい表現の検討や概要版の作成を行います。

主な所管課：広聴広報課

2-4 シティプロモーションに資する情報戦略

概要

- 職員一人ひとりのシティプロモーションマインドを醸成し、広報スキルを向上させるとともに、庁内の広報・シティプロモーション体制を構築し、「大田区シティプロモーション戦略」及び「大田区シティプロモーション戦略アクションプラン」に基づき、戦略的・効果的な情報発信を行います。

取組の方向性

- 子育て世帯を中心とした区民にターゲットを絞り、より戦略性の高い方策を講じるとともに、副次的効果として、通勤・通学者や区と関係性のある方など区外在住者へも区の魅力が伝わることをめざします。
- 子育てに関する区の実践や余暇を楽しむための様々な情報に子育て世帯がアクセスできるよう、広報媒体活用のあり方を検討します。
- 産業、教育、文化アート、スポーツ等を通じてまちを活性化する新しい価値などを生み出す人や、インフルエンサーになり得る人との連携を強化します。
- 未来のまちづくりへの参画意識を醸成するために、新空港線のまちづくりやSDGs未来都市がめざす未来のまちの魅力の情報発信を強化します。
- 区外在住者へは、区の認知度・魅力度の向上に向け、庁内連携を強化して観光施策等の効果的な情報発信を行います。
- 職員のシティプロモーションマインドの醸成及びスキルの向上に取り組めます。

主な所管課における取組

①戦略・アクションプランの着実な推進(広聴広報課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
戦略に基づくアクションプラン第1期の取組推進(令和10年度まで)		
年度ごとの 振り返り・分析		

②戦略的・効果的な情報発信、職員の広報スキルの向上(広聴広報課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内向けスキルアップの取組(研修等)		

③庁内の広報・シティプロモーション体制の構築(広聴広報課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
各事業の情報共有体制の 始動・検討(庁内検討会議等)	各事業の情報共有体制の確立	

《すべての部局が持つべき考え方》

- 区民ニーズを捉え、区のイメージ向上に資する事業や地域資源の魅力発信に積極的に取り組みます。

【具体的な実施内容】

- 各広報媒体の特徴や利用者層に合わせた発信内容を検討し、文字情報だけでなくデザイン性を重視したイラストや図表を用いるなど、区の施策やまちの魅力が伝わる発信を行います。
- シティプロモーション戦略においては、子育て世帯をターゲットとしているため、事業の実施に当たっては、子育て世帯に対し魅力的なものになっているかという視点を持つとともに、必要な配慮を行います。

【関連する計画等】

- 大田区シティプロモーション戦略

2次元バーコード
(関連計画の HP)

2-5 誰にでも伝わる情報発信

概要

- 行政情報を発信する際には、多様な媒体や手段を活用し、区民の目線で理解しやすい工夫を施すことで、「誰にでも伝わる情報」として分かりやすく的確に届けます。
- SDGs未来都市として、SDGsの理念の一つである「誰一人取り残さない社会」の実現のため、行政情報をすべての区民に等しく届けます。

取組の方向性

- 区報や SNS など多様な媒体を活用し、区民にとって分かりやすい「誰にでも伝わる情報発信」を行います。
- デジタルデバインド対策を推進することで、年齢、障がいの有無、性別、国籍などにかかわらず、すべての区民に伝わる情報発信に努めます。

主な所管課における取組

①多様な媒体を活用した誰にでも伝わる情報発信(広聴広報課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
誰にでも伝わる情報発信の意識付け・スキルの定着		実践と検証
検証指標の検討		

②情報発信におけるデジタルデバインド対策の推進(広聴広報課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報発信手法の整理	庁内への周知・実践と検証	
職員の意識醸成		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰にでも伝わるよう多様な伝達手段を活用して情報を発信します。
- 職員一人ひとりが「誰にでも伝わる情報発信」のスキル向上に努め、広報担当部局と連携をとりながら、区民に的確に届くような分かりやすい情報発信に努めます。
- あらゆる局面で適時適切に「必要な情報を」「必要な区民へ」「戦略的に」伝えるために、日頃から積極的な情報発信を行います。

【具体的な実施内容】

- 区政情報を発信する際には、区報、ホームページ、公式 X、LINE など多様な媒体の活用を検討し、より区民に伝わりやすい手法を選択します。
- 多言語化、やさしい日本語を使用しての情報発信、障がいの特性に応じた情報発信など、誰にでも区政情報が適切に届くよう配慮します。

2-6	オープンデータ
-----	---------

概要

- 区が保有する公的情報をオープンデータとして公開することにより、区政の透明性・信頼性の向上はもとより、多様な主体によるデータ利活用の促進を図り、既存の区民サービスの高度化や地域課題の解決に資する新たなサービスの創出につなげます。

取組の方向性

- ユーザー（民間）との関係を強化し、どのようなデータが求められているかを把握することで、公開と利活用の好循環を生み出します。
- 利活用の推進を見据え、データの「量」だけでなく「質」を向上させます。
- 大量のデータを効率的かつ適切に管理し、安定的・継続的に提供します。
- オープンデータ公開の取組意義について、庁内の更なる理解促進と意識向上に努めます。

主な所管課における取組

①ニーズの把握・分析(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
東京データプラットフォーム(東京都が運営するオープンデータに関する WEB サイト等)や各所管との連携による、ニーズの把握、利活用事例の収集・分析		

②データ整備(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治体標準データセット等のデータクレンジング (データの表記の統一など、二次利用に適した形式への補正)		
	庁内全体のデータベースやデータ連携のあり方を検討	

③職員に対する啓発活動(情報政策課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
オープンデータの指針見直し	オープンデータ基礎研修開催	
庁内全体に向けて各取組について継続的に発信		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区が保有する公的情報は、区民共有の財産であるとの認識に立ち、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開します。

【具体的な実施内容】

- 公開が可能なデータから順次オープンデータ化を進めます。
- データを公開する際には、可能な限り、CSV 形式や Excel 形式など機械判読可能かつ二次利用が容易な形式で公開します。
- 効率的なデータ公開のために、日々の業務でデータを作成する際には、機械判読に適したデータ形式でのファイル作成に努めます。

【関連する計画等】

- 大田区情報化推進指針
- 大田区DX推進計画

2次元バーコード
(関連計画の HP)

2-7

経営状況報告

概要

- 区民に区の経営状況や活動状況を分かりやすく報告することで、財政の透明性を高めるとともに、自治体経営についての区民の理解を深め、区政への参画意識の醸成を図ります。
- 区の経営状況や活動状況を踏まえて施策検討を進めることで、戦略的に施策を展開します。

取組の方向性

- 基本構想・基本計画及び実践戦略を踏まえ、OTA シティ・マネジメントレポート等において、区の経営方針等の内容充実を図ります。
- 区の財政データの公表に当たり、既存の財務会計システムの機能拡張により、情報公開の強化と職員の生産性向上を図ります。

主な所管課における取組

①年次財務報告書の充実(財政課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画・実践戦略を踏まえた内容の充実	IRの視点も含め、財務書類の活用等による経営状況や活動状況のより分かりやすい公開について検討	

②予算等の財政状況のデータ公開(財政課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
財務会計システムに予算書の Excel 出力機能を追加し、区ホームページで公表	分かりやすい財政状況のデータ公開に向けた検討	

③各外郭団体の経営状況報告の充実(企画課・外郭団体所管課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各外郭団体の経営状況報告書のより分かりやすい公開手法検討	区ホームページ等を活用し、経営状況報告書を公開	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- OTA シティ・マネジメントレポート等を活用し、区の最新の経営状況・財政状況を常に意識することで、戦略的な施策展開に努めます。

【具体的な実施内容】

- 新たな施策を検討する際の基礎資料や、施策説明の根拠資料として、OTA シティ・マネジメントレポート及び各外郭団体の経営状況報告書を積極的に活用します。

3 強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進

《取組の柱の方向性》

【強靱な財政基盤の構築】

- 施策の新陳代謝に取り組み、財政の弾力性を確保します。
- 公共施設整備資金積立基金をはじめとした基金残高の計画的な確保や、特別区債の戦略的な活用などにより、財政対応力を堅持します。



【公共施設マネジメントの推進】

- 既存の施設のうち、躯体の健全性を確認した建物などは長寿命化改修を行い、維持管理・更新等に係るコストを縮減します。
- 公共施設や土地の有効活用に加え、複合化・多機能化の推進により、公共施設の適正配置を進めます。
- 多様な公民連携手法の活用により、区民サービスや利便性の一層の向上を図ります。

《取組により実現する姿》

- 財政負担の軽減や財源確保の取組により、安定的な財政運営が図られています。
- 自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要へ機動的に対応できる強靱な財政基盤が構築されています。
- 公共施設・都市インフラの強靱化や社会資本の整備といった未来への投資が着実に推進しています。
- 公共施設の適正配置が進み、計画的な維持管理と柔軟な施設活用がされています。
- 民間のアイデアやノウハウの活用により、施設利用者の利便性やサービスの質が向上しています。

《実現度を測る指標》※以下の指標については、次ページの《指標に関するコラム》で解説しています。

指標	現状値	目標値 (令和14年度)
経常収支比率	78.6% (令和5年度)	80%台
財政基金残高	約490億円 (令和5年度)	300~400億円程度 (標準財政規模の20%程度)
公債費負担比率	0.8% (令和5年度)	3~5%程度
公共施設の棟数 <small>※同一敷地内の施設は1棟とみなします。</small>	406棟 (令和6年度)	
昭和46(1971)年以前の 公共施設の棟数 (住宅・学校・その他公共施設) <small>※同一敷地内の施設は1棟とみなします。 ※昭和46年以前の施設:鉄筋コンクリート造の建物に対する耐震基準が引き上げられる前の建物を指します。</small>	103棟 (令和6年度)	

《取組一覧》

No	取組名
3-1	基金運用
3-2	財源確保
3-3	受益者負担の適正化
3-4	債権管理の適正化
3-5	補助金の適正化
3-6	入札・契約
3-7	施設マネジメント・施設評価
3-8	環境負荷低減に配慮した事業活動
3-9	地方分権の推進

《指標に関するコラム》

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等のような容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくこととなります。経常収支比率が100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることとなります。

今後も、経常収支比率改善に向けた取組を不断に行い、新たな財政需要にも柔軟に対応できる、強固で弾力的な財政基盤を築いていきます。

財政基金

経済事情の変動等による減収や突発的な財政需要に対応できるよう年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的とする基金です。

区は、これまでも計画的に基金の積立を行い、バブル経済の崩壊やリーマンショック、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保していきます。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源等(特別区債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等)が一般財源等の総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

今後も急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用していきます。

公共施設の棟数

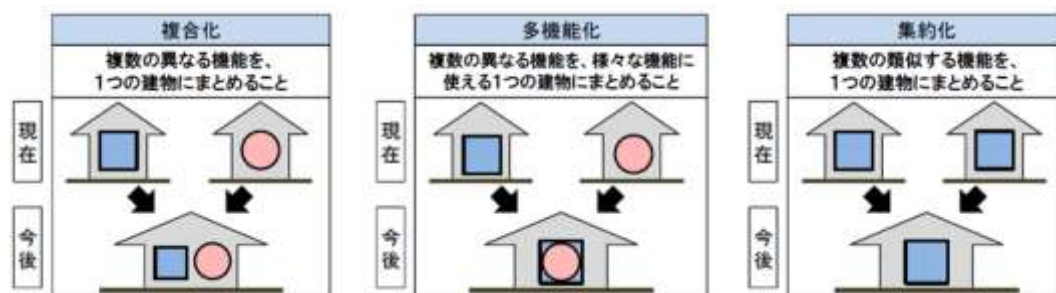
令和6(2024)年度時点で、区の公共施設は、406 棟(倉庫など小規模な施設を除く。)あります。

区の人口推計では、当面の間、人口は増加で推移しますが、令和 24(2042)年ごろを境に減少していくことが見込まれるため、公共施設は将来の人口や財政規模に見合った規模・数量に見直していくことが必要となります。

老朽化施設の対応に際しては、施設の複合化、多機能化、集約化を図るなど、新たな行政需要への対応のほか、利便性の向上や効率的な維持管理を進めています。

引き続き、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の棟数、面積などの総量を抑制するとともに、ライフサイクルコストの削減を図ってまいります。

【複合化、多機能化、集約化の例】



「大田区公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)」より

昭和 46(1971)年以前の公共施設の棟数

建築基準法は、昭和 25(1950)年の制定後、昭和 46(1971)年、昭和 56(1981)年、平成 12(2000)年に大きな改正が行われ、耐震基準が強化されてきました。

区の公共施設は、令和6(2024)年度現在、建替えを計画しているものを除き耐震改修を終えています。このうち、昭和 46 年以前の建物は既に築 50 年以上経過しており、残りの使用年数を考慮すると改修の費用対効果が低くなります。そのため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、原則として築 60 年で取り壊し、計画的に公共施設の更新を図ってまいります。

3-1	基金運用
------------	-------------

概要

- 年度間の財源の調整や様々な行政需要に対応するため、地方財政法等の趣旨に基づき効率的に資金を運用し、収益力を高め、安定的に自主財源を生み出す体制を強化します。

取組の方向性

- 確実かつ有利な方法で保管するとともに、支払準備金に支障のない限り、適時適正に預金等による運用の利益を図ります。
- 経済・金融の状況を踏まえ、先駆的な取組をしている他自治体が扱っている金融商品や運用手法等の調査・研究を継続し、効率的な運用を行います。
- 資金計画は、組織全体で将来の資金増減まで見通して作成し、資金の流動性を確保するとともに、確実かつ効率的な運用を図ります。
- 運用に関わる職員の経済や金融に関する知識を深め、継続かつ安定した運用のため、ノウハウを継承します。

主な所管課における取組

①効率的な運用(会計管理室)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
運用手法を調査・研究し、リスクに配慮し、流動性を確保した効率的な運用を実施		

②管理体制の強化(会計管理室)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
公金管理運用委員会におけるチェック体制の充実		

③資金計画の立案(財政課、会計管理室)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政課と会計管理室の連携強化により資金計画を立案		

④運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上(会計管理室)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上を図り、チームでの運用を開始		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 日頃から、社会・経済の情報に触れる習慣を持ち、積極的に経済や金融に関する知識や能力を身に付けるよう努めます。
- 事業等を企画・立案する際には、「経営」の意識を持ち、中長期的な財政収支の見通しを立てた事業スキームとするよう努めます。

【関連する計画等】

- 大田区公金管理運用方針

2次元バーコード
(関連計画のHP)

3-2 財源確保

概要

- 区の事業を確実かつ機動的に実行するとともに、強靱な財政基盤の構築に寄与する財源の確保に取り組みます。

取組の方向性

- 従来の財源確保手段にとらわれず、社会の変化を捉えながら、新たな考え方や手法を取り入れ、多様な財源を生み出します。
- 職員の財源確保に対する意識を醸成し、新たな財源確保手段を提案できるような仕組みを検討し、全庁を挙げた継続的な取組とします。
- それぞれの財源確保手段の費用対効果等を検証し、区としての考え方を整理します。

主な所管課における取組

①職員提案の仕組みの検討(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	具体的な仕組みの検討	職員提案の仕組みの運用

②財源確保策の導入効果の検証と考え方の整理(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証手法の検討及び検証		財源確保に関する考え方の整理

《すべての部局が持つべき考え方》

- 職員一人ひとりが、柔軟かつ多様な視点で新たな財源確保につながる取組を検討し、積極的な活用を図ります。

【具体的な実施内容】

- 国や都の補助金・交付金の積極的な活用
- 区が持つ財産(不動産・動産・物品等)の売却やリース
- EC サイト等を活用した粗大ごみ等の売却
- ホームページ等を活用した広告の掲載
- 公共施設等のネーミングライツ(命名権)の売却
- 公共施設への太陽光発電設備の導入
- 指定管理者及び外郭団体の自主事業の強化
- ふるさと納税による財源流出の防止 など

3-3

受益者負担の適正化

概要

- 公共施設の整備・管理運営等において、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保の観点から、施設を利用する方に一定の施設使用料の負担を求めています。
- 施設サービスコスト等を適切に使用料額などに反映し、受益者負担の適正化を図ります。
- 健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、負担の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を図ります。

取組の方向性

- 施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するため、適切な使用料額等を設定します。
- 受益者負担の基本的な考え方については、負担均衡の原則、負担公平の原則、応能負担の原則及び政策反映の原則を徹底します。
- サービスの質の向上を図るため、施設運営経費の適正化を図り、歳出を削減するとともに、利用率向上の取組等により一層の歳入確保を進めます。
- 政策的減免については、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で、更なる公平性を確保するため、統一的な基準を定めていきます。

主な所管課における取組

①施設使用料の見直し(企画課、財政課、各施設を所管する部局)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

原則4年ごとの施設使用料の見直し

②利用促進・サービス向上(企画課、財政課、各施設を所管する部局)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

利用率向上に資する取組等の効果検証・実践(予算に反映)

③統一的な減免基準の策定と効果検証の実施(企画課)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

統一的な減免基準の策定及び効果検証の仕組みの検討

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 施設を利用する人(受益者)と利用しない人との負担の公平性を確保することにより、行財政運営の改善に取り組みながら、施設サービスの質の維持・向上をめざします。

【具体的な実施内容】

- 施設運営経費等の適正化や施設の有効活用策の検討など、負担の公平性の確保と利用促進・サービス向上に資する取組を検討します。
- 物価等の変動などコストの変化を適切に使用料額等に反映するため、定期的・継続的な見直しを行います。
- 施設重視から機能重視に向けた施設整備を行い、施設の総量抑制につなげます。

【関連する計画等】

- 施設使用料の基本的な考え方(令和6年7月)
- 財政運営の基本方針

2次元バーコード
(関連計画のHP)

3-4

債権管理の適正化

概要

- 区民負担の公平性の担保と収入未済額の縮減による財源確保のため、区が保有する債権をより適正に管理し、収納率の向上を図ります。

取組の方向性

- 債権が発生した場合には、関係法令等を遵守し、督促や強制執行等を行い、適正な債権回収に取り組めます。
- 債権を発生させないため、納付義務者の利便性向上などの「滞納の未然防止」に寄与する取組を強化します。
- 債権の特性に応じた、より実効性のある債権管理マニュアルを整備し、事務処理の統一化とノウハウの蓄積・継承を図ります。
- 事務負担の軽減、事務の効率化、管理コスト(人件費、訴訟に関する経費等)の最適化のため、債権管理を一元化している自治体の研究や民間事業者の更なる活用など、より効果的・効率的な債権管理体制を検討します。

主な所管課における取組

①最適な債権管理体制の検討(企画課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	区への適用可否検討	最適な体制での運用

②弁護士への依頼や債権放棄等の困難事例に関する手続の整理(企画課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局の現状把握	具体的な手続の整理	統一的な運用の開始
他自治体の事例研究		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区民の公平性を確保するため、地方自治法及び地方税法、「大田区債権の管理に関する条例」などの規定に基づき、督促、強制執行等を行い、適正に債権の回収を行います。
- 債権を発生させないための「滞納の未然防止」を大前提に考え、納付義務者の利便性向上や納付機会の拡大を図り、確実な納付につなげるよう努めます。
- 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々を支援するための相談体制の構築を推進します。

【具体的な実施内容】

- キャッシュレス納付の拡充や口座振替の促進など、より納付義務者の行動を促す取組を検討します。
- 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々に対しては、関係機関等と連携して対応します。
- 債権の特性に応じた債権管理マニュアルを整備するとともに、弁護士への依頼や専門業者への委託など、より実効性のある債権回収手法を整理します。

3-5 補助金の適正化

概要

- 補助金の不正な申請及び不正な使用の防止、その他補助金に係る予算の執行並びに交付の決定の適正化を図ります。
- 定期的な検証・見直しを図り、より適正かつ効果的な補助金制度を構築します。

取組の方向性

- 新たな感染症の蔓延や物価高騰などの影響による社会経済状況の変化は著しく、区民ニーズの変化を踏まえた「選択と集中」を図るために、「大田区補助金適正化方針」の見直しを行います。
- 適正かつ効果的な補助金とするため、また財政の弾力性を確保するため、定期的な検証・見直し、施策の新陳代謝に取り組み、更なる補助金の適正化を図ります。
- 補助金は、その目的や必要性、評価について区の明確な方針の下に執行されることが重要ですが、国や都などの法律・条例等により規定されている補助金などがあり、交付規則や補助金適正化方針の適用になじまない補助金もあるため、適用除外の検討を行います。

主な所管課における取組

①補助金適正化方針の改正・実践(適用除外の整理を含む)(財政課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
方針の改正	効果検証・実践 (予算編成のサイクルで実施)	
適用除外の検討		
効果検証の仕組みの検討		

②補助金適正化方針に基づく取組の公表(財政課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
適正化方針に基づく取組の整理	公表様式等の整理	公表

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 費用対効果が低くなった補助金や役割が薄れた補助金は適宜見直す一方で、新たに必要性が生じた補助金は、柔軟に創設を検討し、常に区民の福祉の向上を図るよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 区の施策実現に対する補助金の寄与度を検証します。
- 地方自治法及び規則等で規定する「公益性」に加え、「有効性」「適格性」の視点を踏まえた適正な運用を行います。
- 補助金の目的・対象の類似や重複がある場合は、補助金の統合等によりその解消を図るとともに、区が独自に補助金を交付している場合は、その必要性や効果の検証を行います。
- 定期的な検証・見直しを行い、補助率や交付限度額等の適正化を図ります。
- 補助金の有効性を高めるとともに、長期化・固定化を防ぐため補助期間の終期設定を行います。

【関連する計画等】

- 大田区補助金適正化方針
- 財政運営の基本方針

2次元バーコード
(関連計画のHP)

3-6	入札・契約
-----	-------

概要

- 電子契約の導入をはじめとした入札・契約事務の効率化を図るとともに、多様な入札方法の導入を推進することで入札・契約の更なる適正化を図ります。

取組の方向性

- 事業者負担の軽減や事務の効率化のため、一連の入札・契約手続に要する事務を電子化します。
- 契約締結や支払までの期間を短縮するため、事業者と自治体間の取引に係る事務(見積、調達、契約、納品検査、請求等)を一元的に管理できるシステムを導入し、完全デジタル化を実現します。
- 価格以外の様々な評価を加えた最適な入札・契約方法の普及促進のため、事業等の性質に応じた多様な入札・契約方法の導入を検討します。

主な所管課における取組

①電子契約の導入(経理管財課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施方法の検討及び電子契約導入時期の決定	電子契約の導入及び運用	

②多様な入札方法の導入(経理管財課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業担当課の課題及びニーズの把握		
他自治体等の事例研究		
多様な入札方法の検討及び段階的な導入		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、機会均等の観点から一般競争入札を原則としますが、事業等の性質によっては、その他の入札方法も検討するなど、最適な契約手法を選択します。

【具体的な実施内容】

- 一般競争入札による契約を検討した上で、事業の内容や成果物の品質など、様々な要素を考慮する必要がある事業については、多様な入札・契約方法を検討し、必要に応じて経理管財課と協議を行います。

【入札・契約手法の例】

- プロポーザル方式
価格だけでなく入札参加者の提案内容や経験、過去の実績なども評価基準として業者を選定する方式です。価格、品質、技術力、実績など、様々な観点から評価が行われるため、事業等の性質に合った提案を選びやすい点でメリットがあります。
- 総合評価落札方式
価格と技術的な提案を総合的に評価して、業者を選定する方式です。価格のみではなく、技術や品質なども含めた観点で評価するため、より効率的で品質の高い成果物が期待できる点でメリットがあります。
- 技術提案競争方式
価格だけでなく技術的な提案等も評価基準として業者を選定する方式です。事業者の創意工夫が図られる点や品質の向上が図られる点でメリットがあります。

概要

- 自治体経営の視点から、施設を評価するとともに、区が保有する公共施設等の効率的な活用や民間事業者との連携を図ることで、総合的かつ計画的な管理・運営を推進します。

取組の方向性

- 適切な維持管理及び財政負担の平準化、施設の維持管理・更新費の抑制を図るため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、「事後保全」から「計画的な保全」へ転換します。
- 施設重視から機能重視への転換を図るため、施設の複合化・多機能化、統廃合等による総量抑制も含め、幅広い視点からの検討を行います。
- 施設整備に伴う跡地や未利用地等については、新しい行政需要への対応や周辺施設を更新する際に活用するほか、貸付による歳入確保など、多角的な視点で活用策を検討します。
- 施設整備に当たっては、行財政運営の効率化を図るため、民間の柔軟なアイデア・ノウハウなど、公民連携手法の活用を検討します。
- 施設の利用実態等のデータから、適切に施設評価を行い、機能や規模の見直しを踏まえた施設整備を行います。

主な所管課における取組

①公共施設マネジメントの推進(施設整備課、施設保全課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設利用に係る区民利用調査	「大田区公共施設等総合管理計画」の一部改訂	「大田区公共施設個別施設計画」の一部改訂
「計画的な保全」の仕組み検討・構築	「計画的な保全」の運用	
分散している各種情報の一元化・共有化に向けた課題整理	各種情報の一元化・共有化の検討	
	(仮称)施設マネジメントシステム導入に向けた検討	

②施設評価に向けた取組(施設を保有する部局、企画課、施設整備課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設利用に関するデータの収集の仕組み検討	施設利用に関するデータの収集・分析による施設評価	

③公民連携事業の推進(施設を保有する部局、企画課、施設整備課)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公民連携手法導入に向けた検討又は実施		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 施設の状況及び地域別の課題、行政課題、区民ニーズを把握し、施設の適正配置に努めます。

【具体的な実施内容】

- 施設の利用データ等を収集・分析し、施設のあり方を検討します。
- 新しい行政需要に対応する際には、施設整備の必要性や事業の効果など、幅広い視点からの検証や評価を実施した上で、統廃合を含めた最適な対応方法を検討します。
- 各事業・計画で発生した未利用地については、貸付、区民開放などの有効活用を積極的に図ります。
- 新たに公共施設等の整備や運営等の見直しを行う際は、公民連携手法の活用を検討します。

【関連する計画等】

- 大田区公共施設等総合管理計画
- 大田区営住宅等長寿命化計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 大田区学校施設個別施設計画
- 大田区公共施設個別施設計画
- 大田区公共施設改築・改修等中期プラン

2次元バーコード
(関連計画のHP)

(大田区公共施設等総合管理計画)

3-8

環境負荷低減に配慮した事業活動

概要

- 「大田区役所エコオフィス推進プラン(第6次)」にて、区役所は 2030 年までの CO₂排出量 51%削減(2013 年度比)の目標を定めており、その達成に向けた取組を推進します。
- 区役所自らが率先して行動するとともに、その成果を広く区民や事業者と共有して、取組を牽引します。

取組の方向性

- 「脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針」に基づき、庁内の連携体制を構築し、公共施設への ZEB 基準導入を推進します。
- 費用負担も考慮した再生可能エネルギー設備(太陽光発電など)の導入を推進するため、新築や改築に加えて、既存施設への設置手法についても検討します。
- 電力会社の需給状況について情報収集を行いながら、契約可能な施設への再生可能エネルギー電力導入を進めます。
- 庁内掲示板やグループウェアを活用し、温室効果ガス削減や資源循環に関わる取組等の情報提供を行い、環境に対する職員の意識を醸成します。
- 全庁的な廃棄物削減・分別の検討及び実践を進めます。
- 電力使用量や廃棄量の見える化に向けた仕組みづくりを進めます。
- グリーン購入の推進方法について検討します。

主な所管課における取組

①環境に配慮した施設整備・運用(環境政策課・施設整備課・施設保全課・各施設を所管する課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
ZEB 化推進に向けた連携体制の構築・ZEB 基準建築物の導入		
新築・改築や既存の建築物等への再エネ発電設備の導入		
再生可能エネルギー電力調達施設の拡大		

②廃棄物の削減・分別の体制構築・実践(環境政策課・ごみ減量推進課・各施設を所管する課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
削減・分別に向けた様々な手法の検討		
削減・分別に関する具体的な 方策の効果検証	削減・分別の実践・拡大	

《すべての部局が持つべき考え方》

- 職員一人ひとりが環境に対する当事者意識を持ち、「自分ごと」として環境負荷低減に配慮した行動を実践します。
- 施設の整備や更新に当たっては、ランニングコストの低減にもつながる ZEB 基準の導入に向け、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー設備の導入など、環境に配慮した施設整備を率先して進めます。

【環境負荷低減に配慮した実践行動の例】

- 会議室などの常時利用しない部屋の空調や照明はこまめに電源を切ります。
- ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを図ります。
- マイバッグ・マイボトルなどを使用してごみの発生抑制に努めます。

【環境に配慮した施設整備の例】

- 空調設備や給湯器などはエネルギー消費効率の高いものを導入します。
- 複層ガラスや二重サッシ、断熱性塗料や断熱材などを導入します。
- 設置可能な施設には太陽光発電設備等を導入します。

【関連する計画等】

- 大田区役所エコオフィス推進プラン(第6次)

2次元バーコード
(関連計画の HP)

3-9 地方分権の推進

概要

■ 国及び地方公共団体が、それぞれ分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。

取組の方向性

- 地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、引き続き特別区長会を通じ国に求めています。
- 地方分権改革に関する国への提案募集制度について、特別区長会とも歩調を合わせながら、区独自の提案も検討します。

主な所管課における取組

①要望(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別区長会を通じた国への要望活動		

②国への提案募集制度(企画課)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方分権に関する情報収集、国への提案募集制度への区独自提案の検討		

《すべての部局が持つべき考え方》

- 日々の業務を進める上で、国・都・区それぞれの役割分担を見直した方がより効果的・効率的な行政サービスにつながらないか等、常に改善する意識を持って業務を遂行するよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 日々の課題意識を必要な時に意見として提案できるよう、組織として蓄積・継承していく仕組みづくりを検討します。

● 用語解説

用語	説明
あ行	
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
青色回転灯装備車	自主防犯パトロールを実施するために青色回転灯を装備した車両。青色回転灯を装備して防犯パトロールを実施するには警視庁(警視總監)の証明を要する。
空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定められた、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。
空家等地域貢献活用事業	空家等の公益的な有効活用を目的に、良質な空家等の所有者と利用者のマッチングを図る事業。
雨水浸透・貯留設備	雨水を地中に浸透処理させる、もしくは一時的に貯留することで、下水道や河川に流出する雨水を抑制する施設。
いきいき健康公園	まちなかにある身近な公園の一角に健康遊具を設置し、運動や健康づくりの場として活用できるエリアを整備した公園。区は、それらの公園をつないだルートをいきいき健康公園ウォーキングコースとして提案している。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、総合計画では地域課題解決につながる新たな技術等のことをいう。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
大田区役所エコオフィス推進プラン(第6次)	地球温暖化対策の推進に関する法律にて策定を義務付けられている「地方公共団体実行計画」の事務事業編。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス(二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガス等)。
か行	
カーボンハーフ	温室効果ガス排出量を 50%削減すること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることによって、排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた中期目標として設定されることが一般的である。区では「大田区脱炭素戦略(令和5年3月策定)」において、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比でカーボンハーフをめざすことを定めた。
外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語又は公用語として使用する指導員。
回遊促進	地域内を渡り歩き移動する・歩き回るといった行動を促すこと。

用語	説明
かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
カスタマーハラスメント	顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。
管理不全空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第1項で謳われている、適切な維持管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談や対応困難な事例に対する専門的な相談等を行う施設。
企業の脱炭素化	企業が気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営を行い、温室効果ガスの排出を抑止すること。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人。 内閣府中央防災会議では、おおまかな定義として、帰宅距離が10km以内は全員「帰宅可能」、10kmを超えると「帰宅困難者」が現れ、20kmまで1kmごとに10%ずつ増加、20km以上は全員「帰宅困難」としている。
喫煙禁止重点対策地区	「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認められ、指定される地区のこと。喫煙禁止重点対策地区では、歩行中及び自転車等運転中に限らず喫煙が禁止される。
キャッシュレス	現金を使用せず、口座振替やクレジットカード、電子マネー等の利用により支払いを行う決済方法のこと。
旧耐震基準	昭和 56 年5月 31 日まで用いられていた耐震基準。
教科等横断的な学び	ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。
協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供しあい、協力して取り組むこと。

用語	説明
共同化	総合計画では、複数の宅地を一つの宅地(敷地)にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用することをいう。
協働的な学習 (協働する学習、協働的な学び)	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
緊急医療救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、災害拠点病院等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
ランドデザイン	めざすべきまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性と取組を示したもの。
グリーンインフラ	住みやすいまちをつくる社会基盤施設(インフラ)に、海、河川、池、緑地等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グローバル人材	「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」を主な要素とし、このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を兼ね備えた人材のこと。
軽症者救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、学校の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
権利擁護支援検討会議	支援者が権利擁護に関して悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、専門職等から助言を得ることを目的とした会議。
高規格堤防	従来の堤防より幅が広く(堤防の高さの 30 倍程度の長さを堤防として整備)、災害発生時において壊滅的な被害を防ぐことができる堤防のこと。高規格堤防の上には、新たに良好な住環境が形成でき、周辺住民等の避難場所としての機能を発揮する。
公共交通不便地域	大田区では、鉄道駅から 500m以上かつバス停からも 300m以上離れている地域を、公共交通不便地域と設定している。
公債費負担比率	地方債の返済に充てられる経費が、区の一般財源全体に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標のこと。

用語	説明
公証人手数料	公証人が公正証書等を作成した際にかかる手数料。金額は政令（公証人手数料令）によって定められている。
公正証書	総合計画では、養育費の支払に関する取決めが記載された、公証人が作成する公文書をいう。養育費支払の不履行があった際、裁判手続を経ることなく、直ちに強制執行をすることが可能。
交通結節点	異なる交通機関（又は同じ交通機関）が相互に連絡し、乗換えや乗継ぎができる駅などの場所。
高度利用	都市計画又は建築基準法に基づき、道路、公園、広場等の適正な整備と併せて建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。都市部など土地利用が限られる場所で、土地や建物を最大限に活用するための方法。
公募設置管理制度(Park-PFI)	都市公園の質の向上・公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法として、飲食店・売店等の設置と、そこから生ずる収益を活用してその周辺の園路・広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。民間事業者の資金の活用により、公園管理・運営に関する行政の財政負担軽減も期待できる。
公民連携SDGsプラットフォーム	企業・団体・大学等の多様な主体が集い、地域課題の共有と解決に向けたアイデアや行動を議論できる場。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に当たり、過重な負担がないものとされている。
高齢者見守りキーホルダー	区内に住民登録がある65歳以上の方が、管轄の地域包括支援センターに申請することで配布されるキーホルダー。申請時に緊急連絡先や医療情報などを登録することで、有事の際の警察や消防、医療機関からの照会に対し、キーホルダーに記載された番号を用いて迅速に情報提供を行うことができる。
国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
国際都市おおた宣言	平成29年3月12日の大田区制70周年記念式典の中で、「国際都市おおた宣言」を行った。 (宣言文) おもてなしの翼を広げ 世界中の人々を歓迎しよう 暮らしが息づく多彩な魅力あるまちとして 訪れる人を迎えます ふれあいの翼を広げ 多様な文化を分かち合おう 互いの個性を認め誰もが活躍できる 笑顔あふれるまちをつくります みらいの翼を広げ 豊かな明日をともにつくろう おおたが誇る匠

用語	説明
	の技が世界の期待に応え 新しい産業をつくります 大田区は、日本のゲートウェイとして、地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、世界にはばたく「国際都市おおた」を宣言する。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
子育て	こどもが主体的に育つこと。
子育てひろば公園	小さなこども(主に未就学児)とその保護者が安心して遊べるように、乳幼児用遊具を充実させた公園内の遊具コーナー。
こども食堂	地域のこどもや保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を摂りながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組。
こども施策	こどもの健やかな成長に対する支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための支援を主な目的とする施策に加え、これらと一体的に行われる施策を含む、こどもや若者に関する幅広い取組。
こどもの権利	日本を含む世界 196 の国・地域が締結している「児童の権利に関する条約」では、18 歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。4つの大切な考え方として、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③命を守られ成長できること、④こどもの意見の尊重、がある。
こども(・若者)の最善の利益	こども・若者にとって最もよいこと。
さ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。
再生電力	太陽光、水力、風力、バイオマス等の CO ₂ を排出しない再生可能エネルギーによって発電された環境性の高い電力のこと。再生電力を取り扱う電力会社が提供する再生メニューを契約することによって、CO ₂ 排出量削減に貢献することができる。
災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
災害廃棄物処理計画	地震や集中豪雨等の大規模な災害により発生する膨大な災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するための基本方針を定め、必要な初動・応急対応、復旧・復興対応、組織・連携体制等をまとめた計画。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー(自然エネルギー)のこと。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり CO ₂ (二酸化炭素)を排出しないクリーンなエネルギー。
在宅避難者	単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途

用語	説明
	絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、あるいは何らかの支援を受けて避難生活を送る人。
債務名義化	養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等の公文書を作成すること。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援。
産業集積	一つ、あるいは複数の産業に携わる企業群が地理的に集積して、一つの産業構造を形づくること。
自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
次世代クリーンエネルギー	有限な資源である化石燃料に代わり、CO ₂ 排出量が少ない、または CO ₂ を排出しない新しいエネルギーのこと。再生可能エネルギーや将来的に社会実装が期待される水素エネルギー等を含む。
次世代交通モデル	先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段を活用したモデル。
次世代モビリティ	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助けあいと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
自治会連合会	各自治会・町会の自主性を尊重し、相互の連絡調整や協力を図ることを目的に設置された組織。区内には「大田区自治会連合会」と、18 地区でそれぞれ組織する「地区自治会連合会」がある。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
自転車ネットワークのミッシングリンク	自転車ネットワーク計画路線のうち、未整備区間によりネットワークが途切れ、連続性が確保されていない箇所のこと。
児童館構想	令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」等や区のこどもの居場所を取り巻く現状と課題を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿と具体的な取組の方向性を示すものとして、令和6年度末に策定した。
児童虐待	保護者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為。大きく4つ(①身体的虐待、②育児放棄(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待)に分類される。
児童相談所	区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業であり、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供している。

用語	説明
社会情緒的な成長発達	自尊心や意欲など自己に関わる心や、他者との共感・思いやりなど社会性に関わる心の育ち。
社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
社会連携コーディネーター	大学や研究機関、企業、地域社会を結びつけ、連携を通じて課題解決や新たな価値創出をめざすコーディネーターのこと。
住工の調和	工業の発展を図りながらも住環境への影響にも配慮して、工場と住宅が共存し、調和した環境を築くこと。
重層的支援会議	社会福祉法に基づき、一つの制度利用や支援機関だけでは解決が難しい課題を持つ区民(世帯)に対して、関係支援機関が集まり、チームで支援する体制を検討する会議。
重層的支援体制整備事業	令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条で定められた低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。
重点整備路線	「羽田の防災まちづくりの整備計画」において整備を進めている避難や消防活動を円滑にするために重点的に拡幅整備をする道路。羽田三・六丁目を南北に縦断する3路線が指定され、幅員6mへの拡幅整備に取り組んでいる。
修復型まちづくり	地域コミュニティを壊さずにまちづくりを着実に進めるため、個別の事情を尊重し、協力が得られたところから道路拡幅や、不燃化建替え等の事業を推進するまちづくり手法。
主体的な学習	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていくような学び。
循環型社会	第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
しゅくせんつ 浚渫	水底の土砂や岩石をさらうことを意味し、河川では、主に川底にたまった土砂やヘドロ等の堆積物を取り除くことをいう。
省エネ	「省エネルギー」の略。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を守るため、エネルギーを無駄なく効率よく使うこと。
省エネ機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するもの。省エネ機器等助成事業では、都市ガスから電気とお湯をつくる家庭用燃料電池(エネファーム)等のこと。

用語	説明
情操	美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。道徳的・芸術的・宗教的など、社会的価値を持った複雑な感情のこと。
消費者力	安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な情報を集め、その集めた情報を活用し消費者自らが主体となってよりよい選択をする力。また、消費者被害の防止・救済に向けて「気づく」「断る」「相談する」という実践的な力。加えて、周囲をサポートし、エシカル消費(地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動)など社会への参画や共創・協働の当事者として地域に働きかけていける力。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生する。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけではなく、ごみ量の削減や廃棄処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながる。
シルバー人材センター	60歳以上で、自らの能力や経験を活かした仕事をしたい方が会員となっている公益社団法人で、会員向けに短期又は軽易な就業の機会を提供している。
新空港線	平成28年の交通政策審議会答申第198号に示された「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられた鉄道路線の1つ。 区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、羽田空港及び都心部、埼玉方面へのアクセス強化などの効果が期待される。
人工知能	コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。AI。
新耐震基準	昭和56年6月1日に導入された耐震基準。
新耐震基準建築物への耐震化支援	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した2階建て以下かつ在来軸組工法の木造住宅のうち、耐震性に課題のある住宅を対象にした支援。
スカム	川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したもの。
スクールカウンセラー	いじめ、不登校などの学校不適應の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う臨床心理に関する専門家。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
図上訓練	災害図上訓練は別名「DIG(ディグ)※」とも呼ばれ、地図を用いて災害対策を検討する訓練のこと。 ※Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字より、そう呼ばれる。
スタートアップ	新しい技術等を有し、成長をめざす企業のこと。

用語	説明
スポーツ健康都市	区がめざすまちの姿を広く意思表示するために示した宣言の名称。区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、賑わいと活力に満ちているまちのこと。
スリーアール 3 R	「リデュース(Reduce:ごみの発生抑制)」、「リユース(Reuse:再使用)」、「リサイクル(Recycle:再生利用)」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
生物多様性	様々な生態系が存在すること、及び生物の種間・種内に様々な差異が存在すること。今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。
成年後見制度	認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続を法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守る制度。
セルフケア	職員自身がストレスや心の健康について理解し、自らストレスを予防し軽減すること。あるいは対処すること。
創エネ	太陽光発電、水力発電、風力発電等により電気を自ら創ること。「創エネルギー」の略。
総合防災訓練	大規模災害から区民の命と財産を守るために、区、防災関係機関、地域住民等が相互に連携し、有事に際して即応できる体制の確立と、防災意識の普及啓発を図ることを目的に実施する訓練。
ソーシャルスキル	対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能のこと。
ソリューション	ビジネスシーンにおいては、企業が抱える課題や問題をシステムやノウハウ、知見、人材などの様々な方法で解決することをいう。
た行	
体感治安	刑法犯認知件数などでは測れない、区民の治安に関する認識のこと。
体験型英語学習施設	東京都が設置する「TOKYO GLOBAL GATEWAY」のことで、児童・生徒が国内にいながらにして、海外で生活しているようなオール・イングリッシュの環境の中で様々なプログラムを体験しながら自身の英語の力試しをすることができる施設。英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的としている。
耐震コンサルタント	助成対象要件の現地調査及び申請者に対する耐震化助言・相談などの業務に従事する区登録診断士。
高台	浸水位よりも地盤や建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所。
多機能トイレ	高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮がされたトイレ。
脱炭素	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。
多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
食べきり応援団	区内で「小盛メニュー」や「量り売り」等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録している。この取組を区として支援・PRす

用語	説明
	ることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発につなげる。
短期入所	介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障がい者(児)施設などに短期間入所して、必要な支援を受けること。
男女共同参画	男女がお互いに人権を尊重しあい、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
単独地中化	各電線管理者が自らの費用で管路設備を敷設し、無電柱化する方式のこと。管路等は道路占用物件として、電線管理者が管理する。
地域共生社会	平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、こども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地域づくり支援	地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援。
地域包括ケアシステム	高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。
地域連携ネットワーク	地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。
蓄エネ	蓄電池等により電気を蓄えること。「蓄エネルギー」の略。
中央図書館	図書館サービス網の中核として地域図書館を統括するとともに、時代の変化に応じたサービス向上に取り組めるよう、図書館全体を牽引していくセンター的役割を持つ図書館。
超高効率燃料電池	都市ガスから取り出す水素と大気中の酸素を結合させて発電する定置型燃料電池で、発電効率を従来より高めた最新機種。次世代エネルギーとして期待される水素の利活用の可能性を実証し、太陽光パネルの設置に制約のある都市部におけるエネルギーの脱炭素化を図るとともに、地震に強い都市ガスの導管網を利用することにより地域の災害対応能力を高める。
定時償還方式	特別区債の元金を毎年度償還していく返済方式のこと。
デジタルマーケティング	様々なデジタルチャネル・マーケティングデータ・テクノロジーを使用して、広域にわたる顧客に対して行うマーケティングのこと。
デジタル化セミナー	区がデジタル化の機運醸成を図るため中小企業向けに実施しているセミナーや講座等の呼称。
デジタルデバインド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
鉄道駅総合バリアフリー推進事業	交通事業者が実施する鉄道駅内のバリアフリーを推進するための事業。
電線共同溝	設置及び管理を行う二以上の電力線、通信線等を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。

用語	説明
電動車	動力源に電気を使う自動車のことで、例えば電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車などを指す。
特定空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定健診	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(若年、傷病・障がい、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦)。
都市計画	適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
都市防災不燃化促進事業	震災時の延焼防止と避難者の安全を確保するため、不燃化促進区域(緊急に整備を図る地域として指定)内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進を図る事業。
な行	
仲間まわし(仲間まわしネットワーク)	金属加工において、切削、穴あけ、研磨、メッキなどの各工程を近くの工場にまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
日本語学習支援ボランティア	外国の方(成人程度以上)などの日本語学習等をサポートするボランティアのこと。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする共同生活住居。
認知症地域支援推進員	各区市町村に配置され、自治体が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。大田区では、各地域包括支援センターそれぞれに配置されている。
は行	
ハイブリッド型地域連携・地域移行	学校が主体となり、学校部活動の指導者パターン(①委託事業者、②校外指導員・教員、③部活動指導員)を組みあわせて、地域の人材を活用することにより、各学校の実態に合わせた地域連携・地域移行を推進すること。
羽田エアポートライン株式会社	新空港線整備事業(第一期整備:矢口渡～京急蒲田間)の整備主体となることを想定し、大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立された会社。
羽田空港跡地	羽田空港の沖合展開事業及び再拡張事業の実施に伴い発生した跡地。戦前までは行楽地として栄え、多くの人々が暮らすまちがあったが、戦後には連合国軍の接収によりこの地に暮らす3,000人

用語	説明
	あまりの人々が 48 時間以内に強制退去を強いられた歴史がある。現「HANEDA GLOBAL WINGS」のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
被災者生活再建支援システム	大規模災害時の住家被害認定調査や被災証明書の発行、被災者台帳の整備など、生活再建支援につながる一連の業務を効率的に行うため、区が導入している情報システム。
被災者台帳	大規模災害による被災後、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、住家の被害状況や、援護の実施状況などを記録する台帳。
非常時優先業務	大規模な災害時であっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、応急対策業務や早期に開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
ピッチイベント	自身のアイデアやサービス・技術を他企業に対してプレゼンテーションする場。
フードドライブ	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する取組。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、建替え等の助成により不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
フラットおおた	様々な困難を抱えるおおむね 15 歳から 39 歳までの子ども・若者及びその家族を対象とした総合的な相談窓口、居場所スペースを併設した大田区若者サポートセンター。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性がある。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているが、高齢者においては特にフレイルが発症しやすい。「Frailty(虚弱)」の日本語訳。
プレシニア	シニアになる前の年齢層(おおむね 55 歳以上 65 歳未満)の中高齢者のこと。
放課後子ども教室	小学校に通う児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、小学校内の施設を利用して勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業。
防災広場	密集改善や通行における視界の確保(クランク部分)、延焼防止、消防活動場所の確保など防災性の向上に寄与する公共施設として整備している広場。大田区においては、羽田地区を中心に整備を進めている。
法指定踏切	踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定されている踏切。
ま行	

用語	説明
マーケティング力	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。市場活動。販売戦略。
マイ・タイムライン	風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した避難行動計画。
マイナポータル	行政機関が保有する自分の情報やそのやり取りの記録などをパソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる政府運営のオンラインサービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能。
みどり	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」は、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史・文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いもの。
みどり基金	区民・事業者と連携し、「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用やグリーンインフラの事業推進など区内のみどりの魅力向上につなげることを目的とした基金。
みどり空間	公園・緑地や散策路など、豊かなみどりが整備されている空間のこと。
民生委員	厚生労働大臣の委嘱により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。児童委員を兼ねる。
沐浴	新生児の抵抗力が弱い時期に、感染を防ぐためにベビーバスなどを使って個別にお湯に入れて体を洗うこと。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
要配慮者	高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れた外国人など、災害発生時に必要な情報の把握や一人で避難することが難しく避難行動が遅れたり、慣れない避難生活による病状等の悪化の可能性があるので、避難生活などに配慮を要する人。
ら行	
ラインケア	職員と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境の改善や職員に対する相談対応をすること。
り災証明書	地震、水害、風害など自然災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき区が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明する書類。
リスキリング	新しい仕事の進め方や新たな知識・技術を習得すること。

用語	説明
立体交差化	鉄道や道路等が平面的に交差している箇所において、いずれかを高架化又は地下化して立体的に交差する構造とすること。交通の円滑化を図ることができ、また、鉄道と道路が交差していた箇所であれば、踏切の解消が可能となる。
リテラシー	知識や能力を活用する力。
レセプト	病院などが患者に対して治療を行った際、費用(医療費)を保険者に請求するとき使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。診療報酬明細書のこと。
ロジックモデル	ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を体系的に図式化したもの。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
アルファベット	
AI	人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。Artificial Intelligenceの略。
DV	配偶者(同居の交際相手も含む)など親密な関係にある者、又は以前親密な関係にあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)の略。
DX	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。
ECサイト	インターネットを利用した商取引サイト。
ハネダ グローバル ウィングス HANEDA GLOBAL WINGS	羽田イノベーションシティや都市計画公園をはじめとした羽田空港及び市街地との近接性を有する「第1ゾーン」と、羽田エアポートガーデンやソラムナード羽田緑地など、国際線地区に直結する「第2ゾーン」から成るエリアを指す。
HANEDA 共創プラットフォーム	羽田という立地ポテンシャルを発揮し、新たな領域へチャレンジする方々を支援するプロジェクトのこと。
ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
IR	もとは民間企業が株主や投資家に対し、財務状況など投資の判断に必要な情報を提供する活動全般を指す。近年は株主や投資家だけでなく、顧客や地域社会等に対して、経営方針や活動成果を伝えることもIRのねらいの一つになってきている。Investor Relationsの略。
JOBOTA	「大田区 生活再建・就労サポートセンター」の愛称。経済的に困窮し、生活、仕事や住まいのことなど様々な課題を抱えた方のための無料相談窓口。
NPO	自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。特定非営利活動団体(Non Profit Organization)の略。

用語	説明
Minto フレンズ	「おおた国際交流センター(Minto Ota)」のサポーターとして、大田区の国際交流・多文化共生事業や Minto Ota の情報を、多様な媒体を活用して身近な人に周知し、区の多文化共生を推進する方々。国際交流・多文化共生の分野に興味・関心のある小学生以上の区民すべてがサポーターとして活動できる。
OGCルーム(海外体験ルーム)	教室の壁面にプロジェクションマッピングを用いて海外の様々な場면을映し出し、実際に海外にいるような没入感の中で、英語によるコミュニケーションを学ぶことができる教室。
PFI	PPP の代表的な手法の一つ。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効果的・効率的な公共サービスの提供を図る方法。Private Finance Initiative の略。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。Public Private Partnership の略。
Recycle	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
Reduce	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること。
Renewable	再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指す。
Reuse	使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。
SAPOTA	「大田区 ひきこもり支援室」の愛称。ひきこもりの悩みを抱える本人や家族のための相談窓口。
STEAM 教育	科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の頭文字をとった略語で、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科等横断的な教育。
VLP	児童・生徒がタブレット端末等により自分で選んだキャラクターを操作し、コミュニケーションを図ることができる、3D メタバース空間により構築されたバーチャル空間のこと。バーチャルラーニングプラットフォーム(Virtual Learning Platform)の略。
ZEB	快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味でゼロにする。Net Zero Energy Building の略。

大田区実施計画(案)
大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】(案)

令和7年3月

事務局 大田区 企画経営部 企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話:(03)5744-1735(直通)

FAX:(03)5744-1502

- 1 募集期間：12/27（金）～1/17（金）
- 2 提出者数：28人
（内訳：電子申請26人、窓口持参1人、FAX1人）
- 3 意見数：72件
- 4 周知方法
 - ・ おおた区報（令和6年12月21日号）
 - ・ 大田区ホームページ（閲覧数 2,678 回）
 - ・ 大田区公式X（閲覧数 10,207 回）
 - ・ YouTube 大田区公式チャンネル（視聴回数 493 回）
 - ・ 大田区LINE公式アカウント（既読者数 27,404 回）等

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標1)

No.	意見要旨
16	基本目標①の「主要事業② こども家庭センターの運営」、「主要事業⑦ こども・若者に対する総合相談」について、相談に対応するだけでなく、（特に相談はなくとも）行けば遊んだりゆっくりできるという「居場所」でもあってほしい。わざわざ「相談のために区の窓口に行く」というのはハードルが非常に高い。「窓口を設けたので相談に来てね」ではなく、「（相談目的ではないけど）区の施設に遊びに来てくれた人のうち困っていそうな人がいれば、よければ相談に乗るよ」というスタンスであってほしい。「窓口」があっても、その窓口にとどり着けない人が大勢いる。窓口に行くハードルを下げしてほしい。

【実施計画】

● 修正前

共通1

主要事業②	こども家庭センターの運営
-------	--------------

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応します。また、子育てに関する様々なサービスの案内も行います。
- 児童虐待の未然予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画 共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもとその家族に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240件	260件	280件
こども家庭センター体制強化事業 【予防的な支援をした件数】	600件	620件	640件
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	こども家庭部		
備考			



● 修正後

共通1

主要事業②	こども家庭センターの運営
-------	--------------

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応するとともに、子育てに関する様々なサービスの案内を行います。また、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めます。
- 児童虐待の未然予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画 共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもとその家族に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240件	260件	280件
こども家庭センター体制強化事業 【予防的な支援をした件数】	600件	620件	640件
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	こども家庭部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標2)

No.	意見要旨
39	「施策2-5 人々の相互理解と交流の促進 主要事業③男女共同参画推進事業」について、男性への意識啓発を促すための事業はとても重要だと思う。現在の計画は子育て世代中心なので、結婚・子育て経験の有無にかかわらず男性が参加できるものが増えるとよい。
40	施策2-5について、男性への意識啓発を促す講座としては子育て世代中心となっており、シングル男性など多様な生き方、家族構成が考えられていない。

【実施計画】

●修正前

共通1		共通3	
主要事業③	男女共同参画推進事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の中で男性が配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、乳児を持つ父親がベビーダンスや親子遊びなどを通して積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座など、男性への意識啓発を促す講座を開催します。 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を回る講座を開催します。 これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ(キャリア・アップ)を後押しするための講座を開催します。 		
年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業 【講座・セミナーの開催回数】	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】	200人	200人	200人
女性への就労支援・就労継続支援事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】	150人	160人	160人
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	総務部		
備考			



●修正後

※赤字箇所の要素追加に伴い、全体的に表現を調整しました。

共通1		共通3	
主要事業③	男女共同参画推進事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広く男性への意識啓発を促すため、配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、父親として積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座、性別による無意識の思い込みへの気づきとなる講座などを開催します。 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を回る講座を開催します。 これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ(キャリア・アップ)を後押しするための講座を開催します。 		
年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業 【講座・セミナーの開催回数】	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】	200人	200人	200人
女性への就労支援・就労継続支援事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】	150人	160人	160人
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	総務部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標4)

No.	意見要旨
63	基本目標④の「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車を整備してほしい。数が少なくて一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。

【基本計画】

● 修正前

⑥ 自転車等利用総合対策の推進



定期・一時自転車等駐車場の利用状況に基づいた将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討やデジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。



● 修正後

⑥ 自転車等利用総合対策の推進



自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき 将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討やデジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標4)

No.	意見要旨
63	基本目標④の「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車を整備してほしい。数が少なく一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。

【実施計画】

●修正前

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。 ■ 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車を整備します。 ■ 自転車等駐車場の計画的な改修・整備等について検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。 ■ 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。 		
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度
活動			
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事	整備	●————→	————→
再掲 蒲田駅周辺のまちづくり(4-4-1)			
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進	●————→	————→
自転車活用の推進	推進	●————→	————→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			



●修正後

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。 ■ 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車を整備します。 ■ 各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。 ■ 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。 		
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度
活動			
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事	整備	●————→	————→
再掲 蒲田駅周辺のまちづくり(4-4-1)			
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進	●————→	————→
自転車活用の推進	推進	●————→	————→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標4)

No.	意見要旨
68	「主要事業③ 身近な公園・緑地の整備」について、大田区は小さいだけで遊具が少なく魅力のない児童公園が多すぎる。こどもも魅力を感じないので、わざわざ遊びに来ないため、近隣の保育園が平日に少し遊ぶだけで、休日などは閑散としている。一方で大きめの公園には逆に人が集中しており、過密状態になっているため、「選択と集中」の方針をとってほしい。

【実施計画】

● 修正前

共通1		共通2	
主要事業③	身近な公園・緑地の整備		
事業概要			
<ul style="list-style-type: none"> ■ キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、公園拡張の機会が訪れた際には、計画的な拡張再整備に取り組み、魅力の向上に努めます。 ■ 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。 			
年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園(ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど)整備の推進 【整備数】	3か所	3か所	2か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進 【拡張面積】	200㎡	200㎡	200㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			



● 修正後

共通1		共通2	
主要事業③	身近な公園・緑地の整備		
事業概要			
<ul style="list-style-type: none"> ■ キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組み際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。 ■ 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。 			
年度別計画			
活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園(ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど)整備の推進 【整備数】	3か所	3か所	2か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進 【拡張面積】	200㎡	200㎡	200㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

【別紙】大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

区民の皆様からいただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
1	全体	<p>今回策定に当たり行われた区民ワークショップや説明会に参加したところ、普段区の行事等でよく顔を合わせるメンバーではなく、特定の団体に属さない人が多く参加していたのは、とてもよい兆しであると思った。誰でも参加できる機会をつくることこそが、公共が保障すべき機会平等であり、区には今後も、区民の関心を削がないような役割・スキルを期待する。</p> <p>町会自治会の加入率が年々下がっていることを、住む地域の自治や区政への関心の低下、デジタル化への対応の遅れと見るのは一面的な要素であり、むしろ既存の組織が抱える一定の上下関係や義務感と無縁の、ゆるやかで負担感の少ない「ご近所づきあい」コミュニティが求められているのを感じる。区内で言えば、「大森山王ブルワリー」に集うメンバーが取り組んでいる、ビールを飲みながらの対話の中で生まれた地域課題を解決しあう「部活」は、ゆるやかなネットワーク体でありながら、いわば住民自治の姿そのものであり、これからのコミュニティ形成の大きなヒントになると思う。</p>	<p>より多くの皆様に計画策定にご参画いただくため、令和6年7月から8月にかけて、区民ワークショップを開催しました。高校生以上を対象とした大人向けの回（オンライン開催含む）に加え、小中学生に限定した回も開催することで、小学生から高齢者まで、幅広い年代の皆様にご参加いただきました。引き続き、区民の皆様から区政に関心を持っていただけるよう、努めてまいります。</p> <p>また、昨年実施した自治会・町会活動の好事例調査では、防災・防犯活動、イベント関係の事例などのほか、町会会館を誰でも立ち寄れるオープンスペースとして開放したり、高齢者サロンや涼みどころを開設している町会などもありました。このような好事例の取組には、自治会・町会だけでなく多様な団体等と連携し実施する活動も多くあります。</p> <p>今後もこうした取組を共有するとともに、自治会・町会が多様な団体と連携・協力することによって、地域の課題を解決できるよう取り組んでまいります。</p>
2	全体	<p>大田区区民意識調査など各種区民アンケートも指標に多く使われているが、これらの区のアンケートに、今後、原則こどもも含めてほしい。そうでないと基本目標2～4にこどもの評価を除外していることになる。</p> <p>また、基本計画と実施計画で重複している情報が多く感じた。内容が重複しているものを別々に作成する作業時間ももったいなく感じるし、見る方も見るべき箇所が定まらずに見づかったので、なるべく重複なく固有情報のみにしてほしい。</p>	<p>基本目標2～4の一部指標で使用している世論調査、区民意識調査等は、18歳以上を対象に実施しています。これらの調査に18歳未満の方を含める場合、過去の調査結果との経年比較や、有効回答数等の点で課題があると考えています。一方、こどもの意見を把握し、施策に反映していくことは重要であるため、調査手法等について研究してまいります。</p> <p>また、基本計画と実施計画で、一部内容が重複していることについては、両計画の関連性が分かるよう配慮したためであるところ、ご理解賜りますよう、お願いいたします。</p>
3	全体	<p>今回の計画の素案を見ると、総合計画とまちづくりの推進という記載があるが、その中には、旧計画の成果の検証は見られず、どのような計画が、何をしたことで、このように良くなった、まだこの点が足りません、などの文言は見られない。</p> <p>また、令和2年2月に出された「大田区10か年計画おおた未来プラン10年（後期）めざす姿の達成度評価報告」の105ページの3にある新たな基本計画への活用と仕組み、指標の設定、評価結果の活用などは、何も活かされていないように見える。</p> <p>前の計画にいくら使ったのか。もっと効果を検証して、ほぼ達成できていることがあれば、遅れているところに税金を投入して全体のレベルを底上げするなど考えることができないのか。</p> <p>計画作業を業者に任せず、現場の職員、地域の声を聴いて、必要なところに必要なお金、人手が回るような生きた計画を作って、汗をかいて仕事をしてほしい。</p>	<p>本素案の作成に当たっては、「大田区10か年計画おおた未来プラン10年（後期）めざす姿の達成度評価報告」で示した考え方も踏まえつつ、施策ごとに定量的データに基づいて、これまでの取組内容とその成果、社会経済状況や区を取り巻く状況等を踏まえた現状と課題を整理し、施策のめざす姿とその進捗を測るための指標、めざす姿を実現するために進むべき施策の方向性を決めました。これらを、庁内における検討、及び、外部有識者等を含む基本計画懇談会及び専門部会の資料とし、議論を重ねてまいりました。</p> <p>また、庁内では全庁的な検討体制を構築し、幅広い分野、職層の職員が参画して主体的な検討を行うとともに、区民ワークショップ等により、区民の皆様の声の把握にも努めてまいりました。</p> <p>計画の推進に当たっても、実効性のある計画となるよう、適切に効果検証や、必要に応じた見直しを行ってまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
4	全体	<p>行政の抱える課題は時代を経過するほど多くなり、どんなに素晴らしい計画も、区の職員だけで実現するのは難しいと思う。さらに公民連携だけでは「今後とも急増する地域課題」には応えきれない。</p> <p>そこで、今回の計画を地域の中で推進する団体、施設、個人を公募して、そこに「認定」を与える制度を提案する。できれば若干の資金援助があれば、更に効果は上がると考える。それぞれの団体、施設、個人に計画推進のための計画書の提出、年4回の活動の経験交流会の開催、1年の終わりには活動の総括文の提出などの役割を課すことを条件としてはどうか。</p> <p>また、小学校の改築に当たり、計画推進団体の活動拠点となる調理室付きの集会室を作してほしい。そのような「場と居場所」があれば、地域の住民が大勢集まってくると思う。</p>	<p>区を取り巻く社会情勢は日々変化しており、行政だけでは解決が困難な課題に対応していくためには、基本構想の基本理念で定めたとおり、地域力を高めることが重要です。</p> <p>計画を推進するために、特定の団体を認定する制度等については想定しておりませんが、引き続き、地域団体、企業、行政、関係機関等との連携・協働を推進してまいります。</p> <p>また、施策2-4の施策の方向性④に記載のとおり、多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化してまいります。</p>
5	全体	<p>将来像の言葉が平凡で、具体的施策とのつながりが難しい。区民に印象付けるような、迫力ある表現、目新しい表現は考えられないか。</p> <p>これまでの総合計画とまちづくりの進展が「簡単な記述」で済まされていることに、大変違和感を覚える。今後の計画立案に際して、大いに調査、分析を行うべき。特に、「未達成」の原因究明は、ぜひとも必要。</p> <p>大田区の現状について、特に、「公債費負担比率」の低減は大いに賛成。今後「0」まで、目標を立ててほしい。「財政見直し」が「今後の作業」とは、いかがなものか。すべての作業の基本になる事柄であり、思いきった予想を立てた上で、諸計画が成り立つはず。「質の高い区民サービスの提供」については、当然のように述べられているが、その重要性、定義、必要の有無等大いに検討すべき。「公民連携の取組」についても、上記と同様であり、現状は決して上手くいっていないと感じる。根本から、再検討すべき。</p> <p>総括として、1. 無駄な仕事を排除すること、2. 各計画について、「マンパワー」を積算すること、3. 国及び自治体の共通課題は重複を避けること、を要望する。</p>	<p>将来像は、令和5年度に、大田区基本構想審議会への諮問、答申等を経て決めました。「心やすらぎ」は、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちを、「未来へはばたく」は、子どもも含めたすべての人々が未来を切り拓くことができる活力あるまちを、それぞれ意図しています。</p> <p>「これまでの総合計画とまちづくりの進展」では、過去の総合計画の期間における主な施策の動向など、区の総合計画の歴史の概略をお示ししております。過去の検証については、本素案の作成に当たり、施策ごとに定量的データに基づいて、これまでの取組内容とその成果、社会経済状況や区を取り巻く状況等を踏まえた現状と課題を整理しております。その上で、施策のめざす姿とその進捗を測るための指標、めざす姿を実現するために進むべき施策の方向性等を、「第5章 施策」でまとめています。</p> <p>公債費負担比率については、急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用してまいります。「財政見直し」は、行政サービスを安定的・継続的に提供できる持続可能な自治体経営に向けた取組の一つとして、予算編成、組織・職員定数の基本方針をお示しする際に例年作成・公表しておりますが、基本計画・実施計画を取りまとめる段階においても、時点を更新し公表をいたします。</p> <p>行政サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠であり、将来にわたり強靱な財政基盤を構築してまいります。</p> <p>社会の複雑性が増す中で、地域課題の解決は、より一層困難さの度合いを高めています。区は、こうした社会の変化に柔軟に対応していくため、民間企業や大学等が有する専門的な知識、ノウハウ、資源を生かす、公民連携の手法を取り入れることとしております。区が行う公民連携は、区と民間企業等が双方の強みを活かして、共に地域課題の解決に取り組み、質の高い区民サービスの提供を実現していくものであり、区民・企業等・区の真の三方良しの連携をめざしてまいります。</p> <p>計画の実効性を高めるためにはまず、経営資源である人員、財源などの裏付けをしっかりと担保することが不可欠です。基本計画、実施計画の策定と合わせ、持続可能な自治体経営実践戦略を同時に策定し、効果的・効率的な自治体経営を実現してまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
6	全体	<p>「SDGsの推進」を掲げていながら、SDGsの前文に記載されており、一丁目一番地である「誰ひとり取り残さない」の視点が、基本計画、実施計画（素案）には限られている。基本目標1でこどもに焦点を当てているが、他の目標についても包摂的な視点を反映させるべきである。</p>	<p>包摂的な視点は重要と考えています。</p> <p>基本目標1以外では、基本目標2、施策2-3で「誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点」に言及しているほか、施策2-4で「共生や社会的包摂の理念が広がり」や「誰一人取り残されことなく、つながりを感じる地域」などの記載をしております。基本目標3では、施策3-5で「誰もが挑戦しやすい環境」、基本目標4では、施策4-6で「誰もが安全・安心に過ごせる」など、「誰ひとり取り残さない」という視点を踏まえためざす姿を、それぞれの基本目標で掲げています。</p> <p>これら包摂的な考え方を踏まえ、それぞれの施策を推進してまいります。</p>
7	全体	<p>大田区第1期基本計画の一区切りである8年間の中には、SDGsの一区切りである2030年も含まれる。例えば、区内全域で行われることになったプラスチック回収は大きな前進であると信じているが、果たして本当にそれでどの程度環境保全に貢献できているのかを、「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選ばれたものとして、区には説明責任を都度果たしてほしいと期待する。</p>	<p>SDGsの各目標の中で、気候変動対策や資源・生態系保護等の環境に関する目標は、他のあらゆる目標の基盤となり、社会や経済の持続可能な発展を支えるものです。</p> <p>資源プラスチック回収をはじめ環境に関する取組については、現在策定中の（仮称）第2次大田区環境基本計画（計画期間：2025～2030年度）の進行管理の中で、毎年度各事業の進捗状況を公表する予定です。</p> <p>また、「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選ばれた自治体として、大田区SDGs未来都市計画の各取組の達成状況について進捗評価を行っています。</p>
8	全体	<p>行政の立場としては、すべてを網羅して取り残さないという姿勢は評価されるが、一方で課題に対する優先順位についての方向性は必要ではないか。その場合の判断材料として今後の人口減少と大規模災害への備えが大事な要素となるのではないかと。</p> <p>まちづくりやインフラ整備として何を優先するのか、判断に混乱があるのではないかと思わざるを得ない。</p> <p>大田区の交通に関して言えば、最も大きな課題は一貫して区内交通の利便性と交通困難地域の解消でありながら、あたかも新空港線が最優先課題のような取り上げ方になっていることに禍根を残すことになりはしないかと心配している。</p> <p>新空港線に対しては半数以上の区民が疑問を持っており、長期計画策定に当たってはむしろ見直しの機会とすることが適切ではないかと思う。人口減少は利用者の減少であり工事費の高騰は更に採算性の悪化につながる恐れがある。後世に負の遺産を残すべきではないので、ここは一旦立ち止まって再検討を明記することが適当ではないかと思う。</p> <p>まちづくりについても川崎や品川のような方向をめざすのではなく、住み続けられる住む人が幸せを感じて笑顔になるようなまちづくりをめざすべきではないか。</p>	<p>全ての分野の施策を総合的に推進することにより、まち全体の魅力を向上し、多くの人々が住み続けたいと思える大田区をつくっていくことが重要と考えております。各施策には複数の事業が含まれていますが、実施計画において、主要事業とその他の事業を区分することにより、優先順位をつけています。人口減少については、全施策横断的な内容であるため、「第3章 8年後の大田区」や「第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）」において言及しており、大規模災害への備えについては、基本目標4の中で、防災に特化した施策4-1「災害に強く回復しやすい減災都市の実現」、施策4-2「地域力を活かした防災対策の推進」を設定しており、ハードとソフトの両面から災害対策を充実させてまいります。</p> <p>新空港線の整備により、羽田空港や、渋谷・新宿・池袋等へのアクセス強化だけでなく、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天気にも左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方なども、安全で快適に移動できるようになります。</p> <p>また、新空港線の整備は、蒲田や大森など長年にわたり機能更新が進まず、老朽化しつつある駅周辺の市街地の更新などのまちづくりを進めるきっかけとなる事業です。鉄道とまちづくりは車の両輪であり、新空港線の整備効果を最大限に引き出すためには、長期的な視点に立ち、相乗効果を生み出すことができるよう、これまで以上に魅力あふれ、誰もが暮らしやすい先進的でにぎわいのあるまちづくりをしっかりと行っていくことが重要です。</p> <p>区では、新空港線事業のPRのため、地域の各種イベントでPRブースを出展しており、来場者の方々に対して事業の説明を行うとともに、新空港線に期待する効果についてアンケートをしております。直近のアンケートでは、「羽田空港や渋谷、新宿、池袋、埼玉方面へのアクセス強化」や「区内東西移動の利便性向上」、「区内のまちづくりの促進による地域の活性化」の3つの回答数合計が全体の9割を超える結果となっており、新空港線に期待する声の多さを実感しております。</p> <p>今後も、引き続き本事業の意義や必要性などのPRを行い、区民の皆様にご理解をいただけるよう取り組み、新空港線整備の早期実現をめざしてまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
9	全体	<p>最近の区政は、高齢化が進んだ「地域力」に見切りをつけ、「公民連携」という大義名分のもと、大きな民間企業への「丸投げ」が加速してきているような危惧もある。「民」のありようも多様であり、それを柔軟にとらえ活かしきれぬ「公」の力量こそ問われるのではないかと懸念されている。</p>	<p>基本構想では、地域のつながりの強化が区の様々な課題解決につながるという考えのもと、大田区の地域力を高めることを、基本理念として掲げています。地域力は、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく力であり、今後も、区民、企業、地域団体、行政など、大田区に関わる全ての主体による連携・協働を一層強化していくことが重要であると考えています。公民連携については、今後も区の考え方や取組などを積極的に発信することで、公民連携、民民連携の取組をより一層活性化させ、区民・企業等・区それぞれにメリットがある真の「三方良し」を実現してまいります。大田区をフィールドとした新たな価値の創出により、持続可能なまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。</p>
10	全体	<p>東京都や国との政策の整合性を図ることは当然のことではあるが、一方隣接の自治体との協力・連携の言及は一言もない。何か特別な制約があることなのか、それとも単に考えが及ばなかっただけなのか、疑問が残る。</p> <p>東日本大震災時の多摩川手前での混乱を例に挙げるまでもなく、大規模災害時での周辺自治体との連携がなければ大混乱することになる。今後は大規模災害時だけではなく様々な課題で隣接の自治体との調整は常日頃からとることが大事になってきている。個別のことだけではなく自治体の横のつながりを志向し表明することは多様化する時代には大切になってくるのではないかと懸念されている。特に多摩川の対岸に位置する川崎市との連携は必要である。</p>	<p>川崎市とは平成25年に「大田区と川崎市との産業連携に関する基本協定」を締結し、この基本協定に基づき産業分野をはじめとして連携を進めております。更に令和5年には、大田区、川崎市、東京都の3者による水素エネルギー利活用における連携協定を締結しました。</p> <p>基本計画においては明記していませんが隣接自治体との連携の重要性は認識しております。なお、実施計画においては、施策3-6の主要事業②「おおたの観光魅力発信事業」では、近隣自治体との連携について記載しております。</p> <p>大規模災害時への備えについては、災害対策基本法に規定する「国、地方公共団体及びその他の公共機関の相互の連携協力を確保する」という基本理念に基づき、東京都や隣接自治体とは、平素から、防災に関わる協議、訓練等により常時機能する関係を築いております。</p> <p>引き続き、各分野において、隣接自治体等との連携を進めてまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
11	全体	<p>子育てについて、馬込エリアに子どもを外で遊ばせる施設がほしい。公園、児童館は閉まるのが早い。品川の「エコルとごし」のような施設がほしい。</p> <p>教育について、子どもがタブレット端末を利用する時間を制限してほしい。長時間利用することで、成績が下がるというエビデンスもある。タブレット端末の利用時間と子どもの成績などの実態調査をしてほしい。また、障がいのある子どもない子ども同じ教室で学べるように、インクルーシブ教育を進めてほしい。</p>	<p>基本計画の施策1-1「子どもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「子ども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。</p> <p>年度内に策定予定の「大田区児童館構想」では、具体的な取組として「様々な年齢層の子どもが安心して過ごせる居場所機能の強化」「子どもの心身の健全育成の促進」「インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供」などを想定しています。今後も、子どもの発達段階に合わせた遊びの場を確保し、幅広い子ども世代や子育て家庭が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めてまいります。</p> <p>また、公園整備においては、実施計画の施策4-8の主要事業における、特色のある身近な公園の整備の中で、主に未就学児とその保護者が安心して遊べるための子育てひろば公園づくりなどを進めてまいります。</p> <p>学習者用タブレット端末については、各学校の判断により時間制限を行っておりましたが、令和6年12月から、全区立学校において児童・生徒の健康面に配慮するため、フィルタリングスケジュール機能を用いて動画配信カテゴリ等を規制し、児童・生徒のタブレット端末の画面視聴の時間帯を制限しております。タブレット端末の利用時間と子どもの成績などの実態調査につきましては、国や都、大学、民間企業等の調査結果を注視し、適切に対応してまいります。</p> <p>教育委員会は障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことをめざすとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの構築に向けて支援体制を充実させています。主な取組として、学校特別支援員や学校特別補助員の配置、特別支援学校に在籍している児童・生徒と小・中学校に在籍している児童・生徒との副籍制度を活用した交流などがあります。今後は、特に特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の充実に重点的に取り組み、教科等の学習や学校行事における相互のふれあいを通じて、互いに経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学び、共に支え合う意識を醸成してまいります。</p>
12	全体	<p>「相談支援の充実」「支援の充実」という施策や事業が多く見られるが、質をどう向上させていくのかの目標や計画等が見られない。特に子育て・子ども関係では、現在の大田区の相談機関は問題解決力が十分とは言えず、相談することでかえって時間と心をすり減らしているケースも多くある。例えば昨年末に海老名市で痛ましい事件があったが、大田区でも同様のことは十分起こりえると感じている。支援の充実とは相談数を増やすことではなく、問題を予防する力や、問題を解決する力を高めることと思う。このように支援の質を追求する姿勢が基本計画や実施計画に明記されることを強く望む。</p> <p>また、指標に関しても、相談の数だけを指標化しているNo.1,6,7,18,27は、目標や評価として適切ではないと思う。（例えばNo.27について、権利擁護が推進されたかどうかを測る指標にDV相談ダイヤルの認知度というのは、ダイヤルを認知していても暴力を受け続け、暴力を受けない権利を擁護されていない人も当然るので、マッチしていない。）</p>	<p>相談支援の質の向上については、基本計画懇談会においても議論があり、それを踏まえ、施策1-1の施策の方向性「子どもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築」の中に、「子ども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図る」旨を、検討過程で追記しました。事業においても、例えば、施策1-1の主要事業①「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備」で「相談援助技術向上に向けた研修」を、また、主要事業⑥「児童館における相談支援体制の充実」で「相談対応スキル向上に向けた研修」を挙げており、相談支援の質を高めるための取組を進めてまいります。</p> <p>あわせて、相談支援を充実していくためには、まずは区民の皆様自身に自身の状況に合った相談窓口を知っていただき、相談ができることが重要と考え、指標を設定しております。</p> <p>例えば、DV支援においては、配偶者等からの暴力を受けた被害者が、ひとりで抱え込まずにDV相談ダイヤル等の相談機関を利用していただくことが大切です。そのため、行政が相談をお受けする体制を整えることと、より多くの区民の方にDV相談ダイヤル等、相談できる場所があることを知っていただくことが重要と考えています。特に家庭内での暴力は外からは見えにくいので、被害者自らがSOSを発信することが、適切な支援や権利擁護へと結び付ける第一歩となります。</p> <p>引き続き、幅広い分野において相談窓口の周知に努めるとともに、知識・スキルを含めた職員の対応力の向上を図り、複合的な課題を有する内容については、関係する部署や機関、専門家等が緊密に連携することで、区民の皆様へ寄り添った相談支援を行ってまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
13	全体	生涯学習センター、環境学習センター、SDGs学習実践センターを新設し、学校で入れ替えたタブレットをリユースして大人が活用できるようにしてほしい。また、センターのノウハウを図書館や老人保健施設などで広め、特にプラスチックの分別を徹底してほしい。	区は、区民の皆さま、一人ひとりが生涯にわたり主体的に行う「生涯学習」を支援する場として、生涯学習センターを設置しており、講座・イベント等のチラシの配布のほか、定期的に「生涯学習相談会」を開催しています。環境学習センターやSDGs学習実践センターを設置する計画はありませんが、施策3-1の環境学習講座等を実施するほか、SDGsについても、引き続き理解促進を図ってまいります。区施設に配備するタブレット等を含めた備品については、機能面、費用面等を総合的に勘案し、適切に選定してまいります。 また、区は令和7年度から区内全域でプラスチックの回収を行う予定であり、プラスチックの適切な分別方法を引き続き広く周知してまいります。
14	全体	題目だけは立派だが、全体的に抽象的過ぎて分かりづらい。 大田区はハードなサービス（箱物、コンクリート）の提供が多い。区民が求めているのはソフトなサービス（相談、支援等）であり、そちらにもっと予算を使うべき。	基本計画は、基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたものであり、一定程度、抽象度を高めておりますが、実施計画では、個別の事業、活動及びそれらの年度別計画を具体的にお示ししております。 区としても、ソフト面の施策は重要であると考えており、第3章「8年後の大田区」において、ソフト面のさらなる充実をめざすこととしております。ソフト、ハード、両者に共通するデジタルの視点から、施策を総合的に推進してまいります。
15	全体	何かとAmazon商品券（電子コード）で還元されるキャンペーンがあったが、自治体であれば国内のサービスを使った方がよいのではと思った。自治体から企業側に働きかけてみる価値はあると思う。全自治体でそういった流れになれば良い。	区民の皆様のニーズを踏まえつつ、国や他自治体の動向も参考にしながら、利便性が高いサービスを選択し、提供してまいります。
16	施策1-1	p.21「主要事業② 子育て家庭センターの運営」p.26「主要事業⑦ 子ども・若者に対する総合相談」について、相談に対応するだけでなく、（特に相談はなくとも）行けば遊んだりゆっくりできるという「居場所」でもあってほしい。 わざわざ「相談のために区の窓口に行く」というのはハードルが非常に高い。「窓口を設けたので相談に来てね」ではなく、「（相談目的ではないけど）区の施設に遊びに来てくれた人のうち困ってそうな人がいれば、よければ相談に乗るよ」というスタンスであってほしい。「窓口」があっても、その窓口にとどり着けない人が大勢いる。窓口に行くハードルを下げてほしい。	基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」では、「妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実」を推進することとしています。 例えば児童館は、こどもや子育て家庭がいつでも安心して過ごすことができる地域の身近な居場所であると同時に、遊びや日々の職員との関わりを通して、不安や心配事を気軽に相談できる身近な相談場所になっています。 「大田区若者サポートセンター フラットおおた」では、様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口に、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施しています。特定の相談事項がなくとも気軽に訪れていただき、困った際には相談に乗れるような事業運営に努めております。 こどもと家庭の相談窓口（こども家庭センター）は「居場所」としての機能を持ち合わせていませんが、区内4か所の身近な地域庁舎にある母子保健関係の窓口隣接して設けているため、各種の受付や面接、健康診査時等に来庁された際に相談しやすい環境となっております。 今後も、気軽に相談しやすい窓口の整備に向けて、周知や利用方法、相談いただいた内容に関する関係機関との連携を含めて引き続き検討してまいります。 いただいたご意見を踏まえ、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
17	施策1-1	<p>以前は、区内の保育園入りやすさワースト10にもランクインしていた西馬込駅だが、おかげさまで保育園の数も増え、第二子の保活は安心して行うことができ、感謝している。</p> <p>中高生の放課後の居場所の選択肢は少ないように思える。馬込区民センター近くが再開されると聞いたので、ぜひ学生の受け皿となるような、学習や図書のスペース、またスポーツに馴染めるようなスペースを確保してほしい。</p>	<p>基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。</p> <p>現在、区では中高生世代が活動・交流・相談など、それぞれの目的に合わせて利用できる専用施設として「中高生ひろば」を区内2か所（蒲田、羽田）に設置しております。改正された国の児童館ガイドラインにある「中高生が利用可能な環境づくり」や、年度内に策定予定の「大田区児童館構想」を踏まえ、「ティーンズ」を対象に機能を特化した児童館を地区ごとに配置する等の検討を進めております。</p> <p>今後、施設等の整備を行う際には、エリアの利用ニーズ等を的確に捉えながら、中高生ひろばや周辺の児童館の機能更新、また関係施設と連携した中高生世代の居場所空間の形成等について検討してまいります。</p>
18	施策1-1	<p>p.27「主要事業⑥ こどもが安心して過ごせる居場所づくり」について、児童館は地域性が根強いいため、おそらく地元の公立学校に通っている中高生以外は参加しにくいと思う。大田区は私学に通う中高生も多く、なかなか児童館の活動などには顔を出しづらいのではないかと。一方で多様性という意味では、そういった中高生も参加してくれた方が地域のためになる。地域に縛られすぎない児童館にしてほしい。</p>	<p>基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。</p> <p>区では、中高生世代が交流、学習、相談などそれぞれの目的に合わせて利用できる中高生ひろばを区内2か所（蒲田、羽田）に設置していますが、地元の公立学校だけでなく、私学等に通う生徒にもご利用いただいています。改正された国の児童館ガイドラインにある「中高生が利用可能な環境づくり」や年度内に策定予定の「大田区児童館構想」を踏まえ、「ティーンズ」を対象に機能を特化した児童館を地区ごとに配置する等、今後も利用者ニーズや利用状況を的確に捉えながら、中高生世代が利用しやすい児童館等について検討を進めてまいります。</p>
19	施策1-1	<p>指標No.4（将来の夢や目標をもっているこどもの割合）は、基本目標「夢と希望」「健やか」を測るものとしては不適切に思う。希望と目標は異なるものであり、目標はなくても未来に何らかの希望を抱いて健やかに育てばよいはずが、この指標は目標を持つことを測定している。既存の調査を流用すると測定するものがずれる（妥当性が極めて低くなる）ため、妥当性のあるオリジナル調査を実施した方がよいと思う。</p>	<p>施策ごとの指標は、施策ごとのめざす姿にどの程度近づいたかを測るために設定しています。指標No.4「将来の夢や目標をもっているこどもの割合」は、主に、施策1-1のめざす姿③「こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができている。」の指標として設定しました。設問の内容は、「目標」を持っているだけでなく、「夢」を持っているかについても問うものであり、めざす姿を測る指標として妥当であると考えています。</p> <p>このめざす姿を実現するために、ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施することで生活の安定を図り、また、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実に取組みます。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
20	施策1-2	産後ドゥーラの利用時間拡大、日帰り産後ケアの日数増加、子育て世帯への給付金などの育児サービス支援を更に充実させてほしい。物価は上がっているが、給料は上がっておらず負担だけ増えている。親の介護で子育てを手伝ってもらえず、孤立してしまう家庭も多いと聞く。託児付きのイベントや講演会の企画、両親がリフレッシュできるイベントを増やしてほしい。	産後、身近に相談相手や支援者が少なく、育児に強い不安を抱えている方や、孤独・孤立を感じながら子育てを行っている方がいることは区としても課題として認識しており、新しい基本計画では、基本目標1「未来を創り出すこどもたちや夢や希望をもって健やかに育つまち」の実現に向けて、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」を掲げています。「妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実」や「こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり」などの取組を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできるとともに、地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によってこどもたちと子育て家庭をあたたく見守り、地域社会全体で子育てを支えることをめざしてまいります。
21	施策1-2	施策1-2（こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり）の主要事業のほとんどが未就学児向けのものである。こどもが就学してから成人するまでの期間の子育ての苦しみを認識してもらえない（表に取り上げてもらえない）ことに、一番の子育てのしづらさを感じている。	新しい大田区基本計画では、基本目標1「未来を創り出すこどもたちや夢や希望をもって健やかに育つまち」の実現に向けて、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」を掲げています。こどもの成長段階に応じた必要な支援策を見極めつつ、誰一人取り残さず切れ目なく子育て家庭を支える支援を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできることをめざしてまいります。
22	施策1-2	p.42「主要事業⑫ 部活動地域連携・地域移行」p.54「主要事業⑧ 学校における働き方改革の推進」について、これは大賛成なのでぜひ進めてほしい。教師の負担も大きく、また趣味も多様化しており、学校で部活動をやる意味は薄れてきている。ただし「蒲田地域では活動が盛んだが、調布地域では数が少ない」などの地域格差が出ないようにしてほしい。また大田区は私学に通う中高生も多く、そういった中高生も参加しやすい工夫をお願いしたい。 また、p.43「主要事業⑬ ファミリー・アテンダント事業」も大賛成である。他自治体に住んでいる際、同様の取組に大変助けられた。	令和6年度において、区立中学校全28校に計70名の部活動指導員の予算を計上しています。また、5校をハイブリッド型地域連携・地域移行のモデル校とし、部活動指導員を加配するとともに、委託業者を活用しています。今年度の4月から生徒一人一人が、専門的な指導の下に希望する活動ができることを目指す、大田区立中学校に在籍する生徒対象のダンス部「O.T.A. Dance Team」がスタートしました。 今後も部活動指導員や、ハイブリッド型地域連携・地域移行のモデル校を増やし、大田区の実情に即した部活動地域連携・地域移行を進めてまいります。 ファミリー・アテンダント事業につきましては、初めて子育てを行っているご家庭を定期的に訪問する「見守り訪問」と、希望するご家庭には保護者の悩みを傾聴し、一緒に家事育児をサポートする「伴走支援」を行っています。今後も、子育て家庭に寄り添うアウトリーチ型の支援を通じて、子育てに関する孤独・孤立の防止や解消に向けて取り組んでまいります。
23	施策1-3	施策1-3「確かな学力」「グローバル社会」に対して、指標であえて全国学力・学習状況調査の英語を抜く必要性はないと思われるため、指標に英語も加えてほしい。	施策1-3の施策の方向性②「世界とつながる国際都市おおたを担う人材の育成」の成果を測る指標として、「自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合」を設定しています。また、個別計画であるおおた教育ビジョンでは、英検3級相当以上を達成した中学校第3学年生徒の割合を令和10年度までに80%とする目標を掲げています。グローバル化が進展した社会において活躍するために、英語での実践的なコミュニケーション能力の育成や異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を醸成する教育を実践し、その達成度をこれらの指標により測定してまいります。 なお、全国学力・学習状況調査において、英語は毎年の実施ではないため、指標には設定しておりません。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
24	施策1-3	<p>共通課題3の担い手不足に対して、保育士人材確保支援があるのに、教育に関する人材確保支援がないことをとても残念に思う。「こども・子育て」と教育は密接に関わっている。教育に関する人材不足によるしわ寄せがこどもや家庭に来ているように感じる。未就学児期は子育てを地域で支えてもらっている実感がある一方で、就学後、急に支えがなくなり、孤独感を感じている。</p>	<p>全国的な教員不足が続くなか、教員の募集については、区ホームページや区設掲示板への掲示を行う等、区としても教員の確保へ向けた取組みを進めています。また、教員の産休育休などを代替する人材の確保ができず厳しい勤務環境となっている状況を支援するため、区独自で会計年度任用職員の教員を採用するなどの対応策も実施しております。人材不足解消に向けて、区として教員の働き方改革を推進し、教員が誇りとやりがいをもって働ける環境の整備に努めてまいります。</p> <p>また、こどもの成長段階に応じた必要な支援策を見極めつつ、誰一人取り残さずに切れ目なく子育て家庭を支える支援を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできることをめざしてまいります。</p>
25	施策1-4	<p>「特別支援教育の充実」が施策1-4の主要事業②に挙げられている一方で、大田区は、ASD、LD、ADHD、情緒障がい等のあるこどもへの特別支援、保護者への支援が希薄である。品川区はすべての学校にこれらが対象となる特別支援教室があるが、大田区は現在固定級は1校のみ、4月からようやく計3校でになり、それ以外の学校に通う児童は通級指導、しかも保護者の送迎が必要という状況である。保護者向けのペアレントトレーニングも平日の日に6回受講コースしかなく、仕事との両立が困難だ。現場の介添員等が声を荒げるなど不適切な関わりが見られるようなケースもあり、二次障害の誘発も懸念される状態なので、特別支援教育に関する人材の報酬が他職より低く設定されがちな現状を改め、資格やスキルの基準を設け、質の向上に努めてほしい。</p> <p>施策1-4の主要事業⑤「ICT環境の充実」も環境の質をめざしてほしい。現在はペアレンタルコントロールがきかず、無制限にゲームや動画視聴ができる環境で、配布タブレットが依存症リスクを高める要因になっている。逆に学習の調べ物をしている中でブロックが多く、その理由も「経済に関するコンテンツだから」のような表示であり、自主学习にうまく使えない環境である。物理的に重いだけでなく動作も重く、用意されている教育コンテンツ（計算等）がスムーズに動かずに遂行できないことも多くある。何をするかだけでなく、どうするかを検討（内容や質）、それらが適切に行われているかの確認をお願いしたい。</p> <p>また、食育を行うことは構わないが、道徳、運動習慣などは主要事業化されないのに食育という限局的なものが主要事業になることに、全体バランスとして違和感がある。食育では何をどうするのかも曖昧なので、食育という名で間違った情報が提供されないようにしてほしい。</p>	<p>大田区は発達障がい等の児童・生徒に対する支援として、通常の学級に在籍しながら学ぶ特別支援教室を平成28年度に小学校、令和3年度に中学校に全校設置し、在籍校で指導を受けることができます。また、自閉症や情緒障がいにより在籍学級での学習に適應することが困難な状況にある児童・生徒の学びの場として、自閉症・情緒障害特別支援学級の整備を段階的に進めており、令和6年度から令和8年度にかけて小学校3校、中学校1校を開設予定です。自閉症・情緒障害特別支援学級の小学校については、通学の安全等を考慮し、保護者等の送迎が必要となります。今後の設置計画につきましては、就学相談の状況等をふまえながら検討してまいります。特別支援学級への人的支援として配置している特別支援学級介添員については、人材確保が困難な状況が続くなか、特別支援教育に充実とともに人数も増員しております。現在、資格要件は設けておりませんが、書類・面接選考を経て適切な人材を採用することに加え、年2回実施している研修内容をさらに充実させ、資質の向上に努めてまいります。また、報酬については、他自治体の水準等を踏まえ、引き続き適切な報酬額の設定に努めてまいります。</p> <p>タブレット端末の利用にあたっては、WEBフィルタリングサービスを用いた閲覧規制を実施しております。また、児童・生徒の健康面に配慮するため、夜間帯についてはフィルタリングスケジュール機能により動画配信カテゴリ等の画面視聴を規制しております。さらに、各学校の指導状況に応じた閲覧規制を実施できるよう、各学校ごとに制限内容を変更することが可能な環境を構築しております。今後も引き続き、タブレット端末を適正に利用できるよう努めてまいります。</p> <p>食育は未来を創り出すこどもたちの健やかな成長のための重要な取組であり、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、主要事業に位置付けて取組を推進するものです。個別計画であるおた教育ビジョンでは、道徳教育や運動習慣の確立についても計画に位置付けて推進しております。各学校における食育は、食育リーダーに任命された教員が中心となって、他の教育活動とのつながりを示した全体計画や各学年の具体的な指導計画を作成し、指導事項を明確にしてに推進しています。また、リーフレットの配布を通じて食育の在り方に関する情報を共有しております。今後も食育に関する共通理解を図りながら各学校における指導を一層充実させてまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
26	施策1-4	p.57「主要事業② 特別支援教育の充実」について、充実させることはもちろんよいことだが、在校生の少ない「館山さざなみ学校」は果たして本当に必要なのか？と感じている。大田区で自前で持つ必要はなく、他自治体と連携して存続させるのがよいと思う。	平成25年の「館山さざなみ学校の今後のあり方検討委員会」報告書に示された方向性を基本とし、今日子ども達を取り巻く社会状況の変化等を考慮しながら、今後について検討してまいります。
27	施策1-4 施策2-1	少子化により空き教室が増えている一方で、不登校児も増えている。以前の保健室はいわゆる駆け込み寺的な側面もあり、休み時間にお喋りだけ行くこともあった。空いている教室にお年寄りのスペースを設けてはどうか。その人材は、区内のグループホームや老人会、シルバー人材センターなどボランティアで補い、そこで昔ながらの遊びやお話をするだけでもよいから学校に行くことができるスペースにする。お年寄りの方も頼られていることにより生きがいになるのではないかと。	学校が目指す不登校対策の取組の一つに「個に応じた支援と学び場の設定」を掲げております。各校では「居場所づくり」「きずなづくり」により不登校の未然防止に努めるとともに、不登校初期段階における児童・生徒の一時的な休息の場や段階的に学校復帰を目指す児童・生徒の居場所として、校内別室（校内教育支援センター）の環境を整え、必要な支援を行っています。校内別室の運営に係る人員については、地域人材の活用も踏まえて検討し、学校、保護者、地域が一体となった登校支援を進めてまいります。 なお、児童・生徒数はピーク時に比べ減少していますが、35人学級、習熟度別・少人数指導、特別支援学級などにより教室の必要数が増加していることから、空き教室が増えている状況ではなく、ニーズに対応した施設の充実に取り組んでいるところです。 公共施設を複合化することにより同じ敷地内に学校や保育園、高齢者施設などを併設し、シニアステーション事業を推進するなど、施設利用の効率化と共に多世代の人が交流する場を展開しています。 今後も少子高齢化のなかで多世代間交流ができ、高齢者の活躍と社会貢献として次世代継承ができるよう地域共生社会の実現に向けた環境整備に努めてまいります。
28	施策2-1	施策2-1について 高齢者の就労、地域活動の支援、という項目があるが、高齢者をひきこもりにしないように、講座やイベントを通して地域に出すための施策があればよい。中央区や新宿区では「退職後の生き方塾」として連続講座を実施し参加者がグループを作り、積極的に活動している。	高齢者に地域で活躍していただくためには、就労や地域活動への参加が重要であると考えております。就労支援としましては、合同就職面接会や再就職支援セミナー、シルバーフェアやプレシニア向けの「お金と健康」に関するセミナーなど、多数イベントを開催しております。 また、地域活動につきましても大田区シルバー人材センターによる地域ボランティア活動や、「シルバーサロン」を開催しております。体操や折り紙、手品や朗読会などの講座に加え、「スマホ使い方相談」による日常生活の支援も行うなど、地域の方々の集いの場となっております。引き続き魅力的な講座・イベントを開催し、より多くの方に地域活動に参加していただけるよう努めてまいります。
29	施策2-1	若年性認知症の方のグループホームを作してほしい。	区は、実施計画の主要事業として、認知症高齢者グループホームなどを含む、「地域密着型サービスの整備支援」を掲げております。介護保険制度では特定疾病に該当した場合、40歳以降の方もグループホームなどのサービスをご利用いただけます。 若年性認知症については、医療・介護に留まらず、就労や社会参加活動など様々な支援が求められています。そのようなニーズを踏まえ、区は令和元年度から「若年性認知症デイサービス」を開設し、令和2年度から「大田区若年性認知症支援相談窓口」を設置しております。窓口には若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やご家族が、普段の生活を可能な限り自らの力で継続することをめざし、本人の能力を主体的に発揮できる環境づくりを支援しております。
30	施策2-2	「施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進 主要事業①権利擁護の正しい理解と周知啓発」について、配偶者暴力（DV）が自己決定の阻害要因となりうるということが明記され、本人意思の尊重・自己決定支援の観点から考えられていることはとてもよいと思う。一方で、成年後見制度・老いじたくとDVが1つの事業の中に並列されていることに違和感がある。	「施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進」は、誰もがひとりの人間として尊重され、自分らしく生きていくために、基本的人権が守られるようにするものです。そのため、配偶者暴力（DV）だけでなく、高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な方たちの権利や尊厳を守るための、成年後見制度や老いじたくなども含めています。本施策の趣旨についてご理解をお願いいたします。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
31	施策2-2	<p>施策2-2について DVに関する啓発だけでなく、関連部署の連携で困難な問題を抱える女性等の適切な支援を実現させるための具体的な活動を期待している。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援については、一人ひとりの状況に応じて丁寧に対応してまいります。DV防止の啓発をはじめ相談対応や個別の支援など、関係機関と連携し対応してまいります。</p>
32	施策2-3	<p>施策2-3とその指標に大きなズレを感じる。「障がいの有無等にかかわらず安心して暮らせる支援が充実しているか」とストレートにアンケートを取ったほうがよいと思う。</p>	<p>施策2-3「障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実」では、必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしていることをめざす姿としています。そこで、障害者支援に係るサービス等の充実度を計る指標として障害福祉サービス等の利用における満足度を設定しました。</p> <p>また、障がいの有無等にかかわらず安心して暮らしていくためには、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会の実現に向けた取組が必要です。そのために、障がいを理由とした差別的禁止や建設的対話を通じた合理的配慮の提供を趣旨とする障害者差別解消法の理解度を指標として設定しました。</p> <p>これらの指標のみならず、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」や各部で計画策定の際に実施する実態調査の結果など、広く区民の皆様の意見を加味しながら、「障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実」に取り組んでまいります。</p>
33	施策2-4	<p>町内会活動への支援について、お金を出すだけでなく、核家族化で町内会への参加が減る昨今、町内会が真の地域力（防災時も含め）になる知恵の支援が最も大切である。これは商店街の活性化にも当てはまる（大型スーパーマーケットによる個人商店の客離れ）。区が大型マーケットの店長に要望を出すことで、近隣商店街や個人商店と共存共栄することを要望する。</p>	<p>自治会・町会活動の継続や活性化のため、経済的な支援だけでなく、学識経験者や専門家による学習会の開催や、町会活動の好事例の共有、ICTを活用した情報発信に関する支援などを行っており、今後もこのような支援を継続してまいります。</p> <p>また、これまで、区では大田区産業振興協会との共催で、蒲田や大森の駅ビル内等で区内の個店が出店するイベントを実施しました。また、商店街がイベントを実施する際に大型店を会場とするなどの事例もございます。商店街が大型店などと連携することは集客力を高め、相互の誘客による地域の賑わいづくりに寄与するものと考えます。今後も区では、商店街によるにぎわい創出・地域の活性化の取組を支援してまいります。</p>
34	施策2-4	<p>p.87「区民活動支援事業」について、コーディネーターの活動に関心は高いが、講座の時間が平日夜や土日などで、子育て中の身としては家族を置いて参加するハードルが高い。また、どういった方々を対象にしているのか、コーディネーターになれぼどのようなどができるようになるのかなどのイメージが湧きづらい。参加するハードルを下げしてほしい。</p>	<p>p.87「区民活動支援事業」の中の、区民活動コーディネーター講座は、すでに地域の団体で活動している方や、地域活動に興味のある方などを対象に、地域でのつながりを主体的に生み出していくコツ、地域活動やまちへの関わりを深めていく方法などを身に付けていただくことを目的としています。</p> <p>現在、開催に当たっては、実際に区民活動が行われることが多い時間帯を中心に設定していますが、引き続き、より多くの方が参加しやすい講座となるよう努めてまいります。</p>
35	施策2-4	<p>p.88「主要事業③ 自治会・町会活動支援」について、SNSで自治体が行ったことを情報発信するだけでは何の参考にもならない。自治会の連絡先すら知らないし、自治会が私たちのために何をやっているのかも分からない。SNS発信は手段であり目的ではないので、「SNSで発信している自治会」をKPIにするべきではないと思う。「SNS発信を通じて〇〇ができた自治会」と具体的な目標を設定するべきだと思う。</p>	<p>自治会・町会役員には高齢者が多く、回覧板や町会掲示板を利用した情報発信が主となっており、情報の広がり面で課題があります。そのため、まずは、情報発信手段の一つとしてSNSを理解し、操作に慣れ、継続して活用していくことにより、効果的な情報発信を支援することが重要です。</p> <p>特に若い世代の自治会・町会への加入が進まない現状がある中で、若い世代に向けた自治会・町会の情報発信力を高め、町会活動を知ってもらおうと同時に興味・関心を持っていただくことは不可欠です。</p> <p>こうした考えから、若い世代における主要なコミュニケーションツールであるSNSによる情報発信の状況を本事業の成果を図る指標として設定したものです。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
36	施策2-4	<p>地域活動の担い手不足は深刻である。自治会・町会長の男女比を公表し、例えば多様な視点を反映する仕組みづくりや、ジェンダーバランスの目標設定「自治会・町会長の30%以上を女性にする」などの目標を掲げ、段階的に進めるなど、多様な人材が地域活動を担えるよう示すべき。</p>	<p>自治会・町会は、地域に暮らす方々が自主的に組織・運営する団体であり、区が自治会・町会の活動や運営に関する目標を設定することは困難ですが、多くの区民や多様な主体が地域活動に参加できるよう、継続的に支援してまいります。</p>
37	施策2-4	<p>スマイル大森やこれから作る施設には調理室を設けてほしい。こども食堂や居場所づくりには必須であり、エセナおおたにはあったがスマイル大森ではなくなった。何故なくしたのか、基本計画に逆行していると思う。早急に工事し直すべきだ。 また、この地区は大型マンションが目白押しであり、コミュニティづくりが難しいため、食事をしながらのコミュニケーションは有効である。これからのイベントは、「食」があるかないとでは集客力に大きな差が出るのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおり、「食」を通じたコミュニティ形成は重要な視点です。スマイル大森は、地域の皆様が身近で使える地域活動・文化活動等の場の充実を目的とし、様々なニーズに対応できる区民活動施設を有しております。地下2階の多目的室（小）では、ビジネスキッチン、IHコンロ、作業台、オープンレンジなどを備えており、一部調理を用途とした利用も可能です。今後も、地域の皆様の幅広い交流・活動を促進し、更なる利用率向上に努めるとともに、利用される皆様にご満足いただけるよう取り組んでまいります。 また、男女平等推進センター「エセナおおた」は移転後も男女共同参画に関わる展示や図書コーナー、各種セミナー等の事業を行うほか、5階にはカフェスペースを設けております。また、学習室や多目的ルームは各地域団体やサークル活動などにもご活用いただけます。今後も引き続き、地域のコミュニティの場として皆様にご利用いただけるよう取り組んでまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
38	施策2-5	<p>基本目標2の「誰もが笑顔でいきいき暮らす」大田区をつくっていくうえで「人種や国籍・性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現」はとてでも大切で、そのために施策2-5に「男女共同参画推進事業」が明記されたのはとても良かったと思っている。事業概要として「女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る」と書かれていますが、女性だけでなく、男性も男女共同参画の視点を持つことが必要なのではないかと。「男女問わず、男女共同参画の視点を持つ」と明記していただければ。また、以下の7か所について、個別計画に「男女共同参画推進プラン」を入れてほしい。</p> <p>(1) 基本目標1 施策1-1 施策の方向性として「④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実」が挙げられているが、ひとり親世帯のうち母子世帯のほうが割合が多いなか、国を挙げて進めている困難な問題を抱える女性への対応として、男女共同参画の視点は欠かせない。</p> <p>(2) 基本目標1 施策1-2 子育て家庭への支援や、男性の家事育児参画について記載されている。「男女共同参画推進プラン」でも「子育て世代への支援」や「男性への男女共同参画の推進」が挙げられている。</p> <p>(3) 基本目標1 施策1-3 施策の方向性としてSDGs目標5が記載されており、「男女共同参画推進プラン」でも「男女共同参画の啓発と教育の推進」がうたわれている。</p> <p>(4) 基本目標2 施策2-4 「③ユニバーサルデザインへのまちづくりの推進」において、「障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず」と記載されている。性別役割分担意識によるバリアをなくすという意味もある。</p> <p>(5) 基本目標2 施策2-6 「①生涯を通じた心身の健康づくりの推進」については、「男女共同参画推進プラン」においても「生涯を通じた男女の健康支援」を施策として掲げている。</p> <p>(6) 基本目標2 施策2-9 「①個人の学びの充実」や「②学びを通じたつながり・活用の場の創出」において、「男女共同参画推進プラン」においても「男女共同参画の啓発と教育の推進」「地域団体・企業・教育機関等との協働」が掲げられている。</p> <p>(7) 基本目標4 施策4-2 昨今相次いで発生している大規模災害において、特に避難所運営などで女性や障がいを持つ方たちがとりわけ困難な状況に追い込まれていることが繰り返し指摘されている。防災対策においても男女共同参画の視点は欠かせないものであり、「男女共同参画推進プラン」においても「男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進」が掲げられている。</p>	<p>施策2-5の主要事業③、男女共同参画推進事業に関しましては、「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」、「女性の活躍推進事業」、「女性への就労支援・就業継続支援事業」を主な活動として掲出しています。事業概要欄については、これらの活動内容に沿った記載としております。ご指摘のとおり、男女共同参画の視点を持つことは女性だけでなく男性にも必要なことであり、「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、特にそのような視点を大切に取組を進めてまいります。</p> <p>また、それぞれの施策に関する個別計画の記載は、特に関連した主な個別計画について掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
39	施策2-5	<p>・「施策2-5 人々の相互理解と交流の促進 主要事業③男女共同参画推進事業」について、男性への意識啓発を促すための事業はとても重要だと思ふ。現在の計画は子育て世代中心なので、結婚・子育て経験の有無にかかわらず男性が参加できるものが増える。また、男女共同参画を進めるためには、女性だけでなく男性も（性別問わず）ジェンダーの視点を持ったリーダー像の学習が必要だと思ふ。</p> <p>・以下の施策・事業も「男女共同参画推進プラン」と関連すると思ふので、「関連する個別計画」に追記してほしい。「施策1-1 ④『貧困の連鎖を断ち切る』相談支援体制の充実」「施策1-2 ①妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実 ③仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現」「施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり」「施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実」「施策2-9 生涯にわたる学びの支援」「施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進」</p>	<p>施策2-5の主要事業「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、家庭の中での男性の育児参加や乳児を持つ父親の講座等を主な活動として掲出しています。本事業では、他にも男性の生き方や男性学についての講座なども毎年実施しており、こちらは独身男性等にも参加しやすい内容となっております。男女共同参画の視点を持つことは女性だけではなく男性にも必要なことであり、推進事業では特に「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」において、そのような視点を大切に取り組を進めてまいります。また、リーダーになるための学習については、性別を問わず大切なことではありますが、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に基づき、特に女性の社会参画と活躍推進に向けて、講座やセミナーを開催しております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広い方にご参加いただける内容であることがより正確に伝わるよう、表現を修正しました。</p> <p>また、それぞれの施策に関する個別計画の記載は、特にその施策に関連した主な個別計画を掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。</p>
40	施策2-5	<p>施策2-5について 男性への意識啓発を促す講座としては子育て世代中心となっており、シングル男性など多様な生き方、家族構成が考えられていない。 男性、女性ともにジェンダー視点を持ったリーダーになるための学習が必要ではないか。</p>	<p>施策2-5の主要事業「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、家庭の中での男性の育児参加や乳児を持つ父親の講座等を主な活動として掲出しています。本事業では、他にも男性の生き方や男性学についての講座なども毎年実施しており、こちらは独身男性等にも参加しやすい内容となっております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広い方にご参加いただける内容であることがより正確に伝わるよう、表現を修正しました。</p> <p>また、リーダーになるための学習については、性別を問わず大切なことではありますが、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に基づき、特に女性の社会参画と活躍推進に向けて、講座やセミナーを開催しております。</p>
41	施策2-5	<p>施策2-2や施策2-5以外の個別計画には「男女共同参画推進プラン」が入っていない。 p.64④「ひとり親家庭」、p.70①子育て家庭への支援③男性の家事育児参画の他、p.102、p.112、p.122、p.153などのエセナおたの事業に関連するものについては、個別計画に「男女共同参画推進プラン」を記載してほしい。</p>	<p>各施策の個別計画に関する記載については、特にその施策に関連している主な個別計画を掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。</p>
42	施策2-7	<p>p.102「主要事業① スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化」について、「スポーツ参加機会を知らない」だけがスポーツに参加しない理由ではないので、来ない人はいくら「SNSで情報発信」されても来ない。「SNSで情報発信」は課題解決の手段としては弱いので、「なぜスポーツ実施率が低いのか」もう少しちゃんと分析してほしい。</p>	<p>令和5年度に実施した「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」によると、女性がスポーツを実施しない理由としては「仕事や家事が忙しいから」が最も多く、次いで「面倒くさいから」となっています。</p> <p>これらの理由を解消するためには、様々な方向から取り組む必要があると認識しています。</p> <p>その上で、スポーツ施策としてどのような取組を行っていくかという視点から、「それならやれそう」や「ぜひ、やってみよう」と思ってもらえるようなスポーツ参加機会の充実を図るとともに、その魅力がしっかりと伝わるよう、情報発信を強化していくことといたしました。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
43	施策2-7	<p>p.103「主要事業② スポーツ施設の利用促進・サービス向上」について、これはぜひ進めてほしい。大田区の「主な競技等の用途別スポーツ施設の数」は、明らかに野球場・少年野球場が多すぎる。野球は個人での活動は実質不可能で団体しかできない。また利用者の男女比も男性に偏っており、結果的に、同じ人たちしか野球場は使えない。多すぎる野球場を「別のスポーツ場」にどんどん転換してほしい。そしてできるだけ、大規模団体ではなく個人や少数グループでも利用できるスポーツ（ランニング、パトミントン、体操、ボルダリング、アスレチックなど）の施設を設置してほしい。</p> <p>以前「東調布公園の野球場を、誰でも使える広場にしてほしい」と所管課に申したところ、「野球場の利用率が高い」ことを理由に「検討していない」と回答を受けた。「利用率高い」ことを理由に転換ができないなら、これまでもこれからも野球場ばかりの状況は変わらない。</p> <p>河川敷も野球場ばかりで全く使えない。現状維持ではなく、ゼロベースで「区内のスポーツ施設の理想像」を元に再整備をお願いしたい。</p>	<p>施策2-7の施策の方向性「ニーズに即したスポーツ環境の整備」において、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、スポーツ施設のあり方検討を掲げています。多様化する区民のスポーツに関するニーズを把握し、スポーツ施設の環境整備を進めてまいります。</p> <p>また、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図るとしており、今後は区のスポーツ施設について、使用可能な種目を見直すなど、多様な利用ができるよう検討し、利用促進に取り組んでまいります。</p>
44	施策2-8	<p>蒲田のまちづくりのコンセプトとして忘れてはいけない・残しておきたいのは『映画の街』と『アートの街』だ。今更川崎に匹敵する映画館は無理だし無駄なので、区主導あるいは区後援での蒲田ならではの映画館の設置や、規模は小さくとも見た目がレトロであったり、配給がオリジナリティに溢れていたりする映画館の設立あるいは出店を促してはどうか。</p> <p>元々蒲田はユザワヤや芸術系の専門学校がある街で、区のホールではそれなりに展示会やコンサートを行っているが、いまいちアカデミックな（教科書的）催しばかりなので、もっと現代アートのイベントを区内各地で行ってアートの街のイメージをつかせて、アーティストが住みたくなる街にしたい。それが魅力ある街にもつながると思う。</p>	<p>区が郷土博物館や区民ホールを中心とした文化施設にて現在行っている文化芸術鑑賞・体験機会は、心ときめく豊かな地域をつくるために非常に重要であると考えています。そのため、基本計画・実施計画においては、これらの施策を充実させるべく、区所蔵美術品による文化創造空間の創出などを掲げております。</p> <p>映画の街として、区では文化振興協会を通して、様々な映画に関するイベントの実施や、松竹映画撮影所跡地でもある区民ホールアブリコ内に当時の撮影所のジオラマなどの展示をしています。</p> <p>区内には現代アーティストが多くアトリエを構え、ギャラリーも数多く存在しています。加えて、文化振興協会とアーティストが協働で公共空間に作品を展示するアートプロジェクト等を実施しています。</p> <p>引き続き、これらが街のイメージとしてより一層定着するよう、本計画に基づく事業を展開するとともに、周知発信を強化してまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
45	施策2-8	p.106「主要事業② 区所蔵美術品による文化創造空間の創出」について、現在区内に存在する区立美術館は地域が明らかに偏っており、山王・馬込エリアばかりである。アクセスとして非常に行きにくく、「誰もが身近にアートに触れることができる環境」とは言い難い。同じエリアにそこまではないので、一部廃止して統合してほしい。その上で、エリアの偏りなくアートに触れることができる環境を作ってほしい。	当該地域はかつて多くの文士が暮らし、創作活動を行っていたことから馬込文士村と呼ばれており、「籠子記念館」及び「熊谷恒子記念館」は作家の旧宅を記念館として活用しております。 これら記念館以外に、大田区文化芸術情報誌「ART bee HIVE」等を通じて区内にあるギャラリーの紹介等、アートに関わる情報発信をしております。その他にも、大田区の街をアートギャラリーに見立てて公共空間に作品を展示する「OTAアートプロジェクト マチエヨカク」では、令和5年に田園調布せせらぎ館で現代アートのインスタレーションを行いました。 今後は区が所蔵する美術品等を地域の区施設で展示するなど、引き続き、誰もがアートに触れることができるよう取り組んでまいります。
46	施策2-9	p.110「主要事業① 多様なニーズに応える学びの機会充実」について、「ライフステージやライフスタイルにかかわらず」とあるが、おそらく「生涯学習講座」を利用しているのはお年寄りが多いのではないかと思う。講座内容も「落語」「地域学」「心電図」「特殊詐欺防止」「エイジングケア」「認知症」など明らかにお年寄り向きなので、見直しをお願いしたい。	生涯学習講座は多様なライフステージ、ライフスタイルに応じたテーマを設定し、年間を通して幅広い世代の方に受講いただいておりますが、学ぶ意欲のある区民のニーズを十分に踏まえながら、引き続き、より多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。
47	施策2-9	p.112「主要事業④ 図書館機能の充実」について、大田区の図書館の最大の課題として「中央図書館が貧弱」であることが挙げられる。23区の他自治体の中央図書館と比べても、敷地面積は最小で、蔵書数も少なめである。しかも、東調布中学校の改築に伴い大田図書館は「校舎内の地域図書館」に継承され、蔵書数はさらに削減される。大田図書館の今後は未定とのことだが、他区にも劣らない中央図書館にパワーアップしてほしい。位置は現在のまま（嶺町地区周辺）でお願いしたい。「地域図書館を嶺町地区に新しく作ったから、大田図書館は廃止・移転でいいだろう」といった言い分があると思うが、絶対にやめてほしい。	区の中央館機能を担う大田図書館は、現在、一般の図書館サービス部分を、改築する東調布中学校に併設し、地域図書館として整備を進めております。区の中央館の整備に向けては、別途検討を進めており、特別区や先進自治体の中央館を視察し、整備コンセプト、施設や蔵書の規模、資料の収集・保存、特色あるサービスや機能などの情報を収集し、条件整理をしています。なお、整備地は年齢や障がいの有無にかかわらず、大田区全域から来館しやすい場所で、誰もが利用しやすく、交通アクセス面で利便性の高い地域が望ましいと考えております。
48	施策4-1	p.144「主要事業② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進」について、火災の危険があるのは羽田地区をはじめとした「木造住宅密集地域」ではないので、区内全体で支援をお願いしたい。羽田地区のためだけに税金を使うのは不公平だ。	阪神・淡路大震災や昨年1月の能登半島地震での大規模火災など、木造住宅密集地域では震災時の火災による甚大な被害が数多く発生しています。大田区では、このような被害を未然に防止するため、国や東京都と連携し、羽田地区をはじめとした木造住宅密集地域を中心に、集中的・重点的に不燃化を進めております。 また、地震等の災害で停電が起きた後、電気の復旧時に発生する火災(通電火災)防止に有効な感震ブレーカーの無償配布や、古い木造建築物の除却(解体)に必要な費用の一部助成なども実施しております。 引き続き、燃えない、燃え広がらないまちづくりの推進に取組んでまいります。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
49	施策4-2	<p>大田区は2019年台風19号による浸水した経験を有する。多摩川の大規模氾濫に備えて、水害対策について高台避難を推進するのは重要である。しかしながら、施策が施設に偏っており、「誰も取り残さない」の視点が欠如している。以下の対策を組み込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の災害情報や避難情報の伝達：災害発生時に情報をどのように区民に流すのか。防災無線やメールサービスで十分なのか。19号の避難の検証を基に改善すべきである。 ・要配慮者、高齢者などの災害弱者の高台避難をどのように確保するのか、方策を強化する。 <p>また、熊本地震や能登半島地震など近年の災害では、地震や津波で直接亡くなる方に加えて、避難中に亡くなる災害関連死の被害が大きくなっている。災害関連死を減らすための避難生活対策を強化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールベッドなど避難所の環境とプライバシーを改善させる ・キッチンカーなど食事の改善 ・仮設やマンホールを利用するトイレの整備 	<p>令和元年東日本台風（台風19号）の経験を踏まえ、速報性の高いデジタル技術を活用し、多様な伝達手段の相互補完や自動連携等に対応したシステムの整備を進めてまいりました。</p> <p>令和3年7月から「大田区防災ポータル」「大田区防災アプリ」の運用を開始し、令和6年4月からは、防災行政無線放送内容を電話で確認できる電話応答サービスに加え、同ポータル・アプリで参照できるようにしました。また、災害時には区公式SNSや東京都のシステムを通じたテレビ画面への情報配信など、あらゆる手段を用いて情報発信を行います。</p> <p>水害時の避難につきましては、区内の水害時緊急避難場所や浸水する恐れのない避難場所の確保などを平時より周知しております。あわせて、防災部局と福祉部局との避難行動要支援者対応の連携や情報収集等の強化により、避難情報の的確な発令を実施しております。</p> <p>今後もデジタルツールと既存の媒体を組み合わせ、広く情報を伝える手段を確保するとともに、引き続き「適切な避難行動」につなげる情報伝達を進めてまいります。</p> <p>また、区では能登半島地震等を契機に、今年度携帯トイレの追加配備を行う等、随時備蓄物資の見直しを行っております。他方で、避難所での生活は身体的、精神的な負担が大きいため、自宅及び周辺の安全が確認できた方には在宅避難していただくよう働きかけを行っております。そのためには各種事業を通じて感震プレーカーの設置促進による出火防止や、家具転倒防止対策の促進などにより災害後も住み続けられる環境づくりを推進するとともに、在宅避難者へも物資が供給できる物流体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>そして、大田区高台まちづくり基本方針では、区民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、防災行動を時系列的に事前に整理するマイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進していきます。</p>
50	施策4-2	<p>大田区で防災啓発の仕事を行政と一緒に取り組んでいるが、2年ごとに担当者が変わり、困っている。長い年月でノウハウとして培ったことの共有が難しく、大田区にとってデメリットが多いと思っている。防災や協働に関することは10年単位での見方が大切である。任期をせめて5年にするとか、正副の担当制にしろまい、1年かけて引き継ぐとか、そういったノウハウを人の力で継続する制度を考えてほしい。防災は体感でしか動けない。紙面に書いたマニュアルではできないものだ。</p>	<p>区においては、防災関連事業など継続性が重要な事業が多数あるため、従来から、職員の人事異動にあたっては、異動年限の基準を一律に適用するのではなく、各事業の状況等を踏まえた柔軟な対応をとっています。一方で、定期的な人事異動には、職員が多様な職務経験を通じて、職務遂行能力を向上させる効果があります。こうした点を踏まえ、引き続き各部局における事業の状況や職員の業務習熟度等を総合的に勘案しつつ、最適な職員配置及び事務の分担を行うこと等を通じて行政サービスの向上を図ってまいります。</p> <p>また、防災危機管理課では、防災に関する知見を高めるために、国や都が実施する研修や訓練へ職員が積極的に参加しております。あわせて、被災経験のある自治体への視察や情報共有の機会を設けております。そうして培った経験や知識、情報をマニュアル等にまとめ、課内研修を定期的に行うとともに日々の業務内でも情報共有を行っております。</p>
51	施策4-2	<p>区や地域の防災のあり方の検討過程において、健常者中心の見直しではなく、障がい者を入れた話しあいや意見を聞いてくれる場がほしい。</p>	<p>区では防災会議や避難行動要支援者対策連絡会議等を通じ、区内障がい者関係団体、地域の支援者となる自治会・町会、民生委員、福祉サービス事業者など様々な立場の方々と意見交換を行い、庁内の関係各部とも連携しながら、検討を進めております。</p> <p>本基本計画案については、そうした会議等のご意見を踏まえ、「（地域力の高まりによって）要配慮者を支援できる社会の実現」を施策のめざす姿にさせていただきました。</p>
52	施策4-3	<p>区が発信している不審者情報を見ると、小さい子から女子学生をターゲットにした犯行も多く発生している。大人から見たら「また発生している」程度の認識かもしれないが、被害児童からすれば一生のトラウマになりかねない。パトロールの強化などもしていると思うが、設置してある防犯カメラなどを活用して、逮捕に向け一層踏み込んだ対応してほしい。</p>	<p>区では不審者情報を入手した場合、区民安全・安心メールにより情報提供を行い注意を促すとともに、青色回転灯パトロールカーによる巡回の強化を実施しています。また、区の補助金により自治会・町会等の地域団体が設置した防犯カメラについて、警察の要請があった場合は画像の提出等、捜査に協力するよう定めております。</p> <p>今後も警察との連携により不審者の撲滅に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
53	施策4-3	p.158「主要事業④ 屋外における喫煙対策の推進」について、大田区内の「喫煙禁止重点対策地区」は蒲田駅周辺・雑色駅周辺だけだが、受動喫煙の被害にさらされているのは、この2駅だけではない。苦情件数や駅利用者数などにに基づき、「喫煙禁止重点対策地区」を拡大することを願いたい。	区では、受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすことができるよう、分煙環境の整備を進めております。喫煙禁止重点対策地区の指定につきましては、地域からの強い要望を前提に、公衆喫煙所の設置状況などの実情等を踏まえながら慎重に検討してまいります。
54	施策4-3	施策4-3の施策の方向性にも主要事業にも指標にも「美しい」が含まれていない。美しいまちの実現が言葉だけで実行がおざなりにされているように感じるので取組をお願いしたい。	区では、美しいまちの実現に向け各部局で様々な取組を行っております。施策4-3においては、「清潔で美しい大田区をつくる条例」「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」などにに基づき、喫煙対策及び環境美化の推進を施策の方向性として掲げております。今後、各施策の方向性に掲げた取組を着実に進め、美しいまちの実現をめざしてまいります。
55	施策4-4	p.159「施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり」について、なぜ調布地域には一つも「拠点」がないのか。蒲田・大森・下丸子・平和島だけ指定されている意味が分からない。調布地域の主たる駅（雪が谷大塚、多摩川など）についても「拠点」として整備してほしい。調布地域は冷遇されがちであると感じる。地域間格差は避けてほしい。	「大田区都市計画マスタープラン」では、蒲田・大森を中心拠点、また、生活拠点として調布地域では大岡山・洗足池・雪が谷大塚・田園調布・多摩川駅周辺を位置付けています。調布地域は大田区都市計画マスタープランの台地部地域にあたり、都市づくり方針として「特徴ある住環境を維持・保全するとともに、歴史文化や自然環境などの地域資源を、憩いや観光の場として活用する都市づくりを進める」としており、これまで大岡山駅前広場・区画街路第1号線や多摩川駅周辺では田園調布せせらぎ公園・せせらぎ館の整備等を行ってきました。 新たな基本計画には今後の調布地域のまちづくりとして洗足池駅周辺を掲げており、令和2年3月に策定した「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」や、鉄道沿線のまちの将来像やその実現に向けた筋道を示すものとして令和6年3月に策定した「大田区鉄道沿線まちづくり構想」において、洗足池駅周辺地区のまちづくりにおける考え方を示しております。この実現に向け、引き続き地域住民や地域団体、鉄道事業者等と協働・連携させていただきながら、検討を進めてまいります。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
56	施策4-4	<p>京急蒲田地域には、潤いを感じられる緑や水辺空間、人々が集う広場やコミュニティ施設などが不足している。また、老朽化した集合住宅や狭小な敷地が多く、抜本的な土地の有効活用、地域開発が求められている。こういった課題を解決するため、北地区では、令和2年に「京急蒲田センターエリア北地区再開発準備組合」を設立し、新空港線の整備も視野に入れた市街地再開発事業により、京急蒲田地域の新たな拠点づくりをめざして活動を進めている。</p> <p>再開発準備組合では、令和6年に「京急蒲田センターエリア北地区 基本計画素案」を策定、区長へ提出し、区長からは、「京急蒲田のまちの一層の飛躍を期待しており、区としても課題解決や上位計画の達成に向けて再開発事業を進めていきたい。」旨の力強い言葉をいただいた。「京急蒲田センターエリア北地区再開発事業」は、基本計画に沿った極めて重要な事業であり、大田区には、「京急蒲田センターエリア北地区 市街地再開発事業」の都市計画への位置付けに取り組んでもらっている。</p> <p>一日も早い都市計画決定、また、都市計画決定後の再開発組合設立のため、地権者の方々や町会、商店街等の理解を深めるよう取り組んでいくが、市街地再開発事業は、関係者の理解を得ることは必定的なこととして、まちづくりを担う区民に最も近い行政機関である大田区の指導・協力が欠かせないため、今後ともより一層の支援をお願いしたい。</p>	<p>京急蒲田地域は大田区都市計画マスタープランにおいて、中心拠点として蒲田地域の中心商業業務市街地に位置付けられ、多様なまちづくり手法を活用した共同建替え事業により、広場や道路などの都市基盤整備と商業機能や都市型居住機能の集積を図り防災性の高い市街地へ更新することをめざしております。また、蒲田駅周辺地区ランドデザインでは、まちの骨格となる地区内拠点（京急蒲田駅前拠点）に位置付けられ、人をまちに呼び込む、玄関口にふさわしい、来街者を魅了する駅前拠点の形成を図ることとされております。</p> <p>この地域は、密集した木造建築物や狭い生活道路といった防災上の課題があり、京浜急行線連続立体事業を契機に、地元主体によるまちづくりが進められてきました。特に、再開発準備組合が設立されている京急蒲田センターエリア北地区では、「防災」「土地利用」「都市環境」「にぎわい及び回遊性」等の課題があるため、それらの地域の課題を解決し、区の上位計画で掲げる目標の達成に向けたまちづくりに取り組む必要があります。今後、区としては、市街地再開発事業の都市計画決定に向けて、説明会などを開催し地域住民のご意見を参考にしながら法定手続きを進め、当該地区のまちづくりを支援してまいります。</p>
57	施策4-5	<p>まちづくり、新空港線について、計画のしっかりとした説明会や公聴会を開いてほしい。イベントなどでなく独自の説明会を開き、区民アンケートも取ってほしい。</p>	<p>区では、各種地域イベントにおいて新空港線のPRブースを出展しており、来場する方に対して直接事業の説明を行うとともにアンケート等を行っています。今後は、新空港線事業や蒲田のまちづくりが具体化していく中で、説明会やパブリックコメントの実施など、地域の方々からご意見・ご質問などをいただく場を設けていくことを想定しています。</p>
58	施策4-5	<p>新空港線・蒲蒲線の整備については、線路幅が違う限り必ず乗換えが必要で、いかに簡単に環境負荷が少なく低予算でできるかが求められている。乗換えは今のままで充分であり、わざわざ環境負荷をかけた時間をかけてエレベーターを使用することは許しがたい。</p> <p>区民のためでなく東急電鉄株式会社のためかゼネコン業者のためであることは明白であり、即刻中止にすべきである。</p> <p>必要なら無料のバスを出したり、地上に線路を引いたりすればよい。無駄な開発はSDGs推進の大田区には似合わないと思う。</p>	<p>新空港線の整備により、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天候に左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方などだれもが、安全で快適に移動ができるようになります。加えて、蒲田駅と京急蒲田駅間の約800mを接続することにより、区内及び国際競争力強化の拠点である新宿、渋谷、池袋等や埼玉方面から羽田空港への速達性向上に資する事業でもあります。また、区内の京浜東北線・京急線が並走しているエリアで、地震、落雷、水害などにより電車が止まると、東京方面や横浜方面へ移動することが困難となりますが、新空港線の整備により、東急東横線を経由しての移動が可能になるなど、災害時の代替ルートとしての役割も果たします。さらに、東急多摩川線、東急東横線、東京メトロ副都心線等の既存の鉄道ネットワークを有効活用することにより、より少ない投資で最大限の効果を発揮することができます。</p> <p>これらのことから、新空港線は、首都東京を将来にわたって持続的に発展させていくために必要な事業であり、バス等ではこれらの効果を得ることが困難であると考えております。</p> <p>なお、線路幅の違いへの対応については、フリーゲージトレイン（線路幅が異なる路線間の直通運転ができる電車）や、三線軌条（線路を三本用いて幅の違う鉄道を直通させる方法）などの手法に加え、駅での対面乗り換えなど、あらゆる整備方法を検討しております。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
59	施策4-5	<p>施策4-5に関して、新空港線の整備は、東急線と京急線の軌間幅（線路幅）が異なる課題の解消に目処がついてから着手すべきことのように思う。道路建設でも、トンネル等の一番のボトルネックの箇所を先送りして10年、20年と本来の目的が達成できていない計画がありがちである。</p>	<p>国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年にとりまとめた第198号答申では、新空港線の意義について、「矢口渡から京急蒲田までの先行整備により、京浜東北線、東急多摩川線及び東急池上線の蒲田駅と京急蒲田駅間のミッシングリンクを解消し、早期の事業効果の発現が可能」と記載されています。さらに、「矢口渡から京急蒲田の事業計画の検討は進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、費用負担のあり方について合意形成を進めるべき」と記載されました。これを受け、区では早期整備に向け、矢口渡から京急蒲田までの区間を第一期整備、京急蒲田から大鳥居までの区間を第二期整備と位置付けて、段階的に整備を進めております。</p> <p>なお、第二期整備に関しては、同答申において「大鳥居までの整備については、軌間が異なる路線間の接続方法等の課題があり、さらなる検討が行われることを期待」と記載されていることから、フリーゲージトレイン（線路幅が異なる路線間の直通運転ができる電車）や、三線軌条（線路を三本用いて幅の違う鉄道を直通させる方法）などの手法に加え、駅での対面乗り換えなど、課題解消に向けてあらゆる整備方法を検討しております。</p>
60	施策4-5	<p>蒲田周辺のまちづくりや交通整備には賛成だが、新空港線は蒲田周辺のまちづくりに逆行しているため大反対。新空港線を作ったら蒲田は今まで以上に陥没してしまう。少なくとも掛かる予算がメリットを享受できる区民の割合からして莫大である。羽田空港と遠方の街の間を移動する人は蒲田で降りないので、蒲田でトランジット（乗換え）させなければならない。川崎ラゾーナレベルのショッピングモールがあれば直通でも途中下車するかもしれないので、JR蒲田と京急蒲田間にアゼリアのような地下街を設けるのはどうか。そこに動く歩道を設ければ移動も楽になる。</p> <p>この他にも、多摩川や呑川を利用し、空港から京急蒲田経由JR蒲田まで水上バスを通すのはどうか。また、丸子橋～多摩川大橋～羽田空港の水上バスを通せば、臨海部と内陸部間の交通網の整備にもつながると思う。</p> <p>さらに、道路の整備やルール作りは必要だと思うが、浅草周辺で活躍している人力車を区として公募・活用することも考えられる。人力車があれば、JR蒲田、京急蒲田間の移動だけでなく、区内の観光巡りにも役立つ。</p>	<p>新空港線の整備により、羽田空港や、渋谷・新宿・池袋等へのアクセス強化だけでなく、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天気にも左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方なども、安全で快適に移動できるようになります。</p> <p>また、新空港線の整備は、蒲田や大森など長年にわたり機能更新が進まず、老朽化しつつある駅周辺の市街地の更新などのまちづくりを進めるきっかけとなる事業です。鉄道とまちづくりは車の両輪であり、新空港線の整備効果を最大限に引き出すためには、長期的な視点に立ち、相乗効果を生み出すことができるよう、これまで以上に魅力あふれ、誰もが暮らしやすい先進的にぎわいのあるまちづくりをしっかりと行っていくことが重要です。</p> <p>区では、新空港線事業のPRのため、地域の各種イベントでPRブースを出展しており、来場者の方々に対して事業の説明を行うとともに、新空港線に期待する効果についてアンケートをしております。直近のアンケートでは、「羽田空港や渋谷、新宿、池袋、埼玉方面へのアクセス強化」や「区内東西移動の利便性向上」、「区内のまちづくりの促進による地域の活性化」の3つの回答数合計が全体の9割を超える結果となっており、新空港線に期待する声の多さを実感しております。</p> <p>今後も、引き続き本事業の意義や必要性などのPRを行い、区民の皆様にご理解をいただけるよう取り組み、新空港線整備の早期実現をめざしてまいります。</p>
61	施策4-5	<p>p.167「主要事業② 区内公共交通の改善」について、池上線と浅草線の間は公共交通不便地域である。現在通過するだけの横須賀線について、区内に新駅を作ることめざしてほしい。</p>	<p>横須賀線の新駅建設については、既存ストックを有効活用する一つの考え方ではありますが、新駅の設置は需要の有無、費用便益などの様々な課題があります。</p> <p>このため、区は鉄道に限らず地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域の改善を図ってまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
62	施策4-5	p.89「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」 p.169「主要事業④ バリアフリーによるまちづくりの推進」について、「バリアフリーじゃない」と感じる道路や公園などがまだたくさんあるので、ぜひ進めてほしい。	区では、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」に基づき、区全域を対象にバリアフリー整備を推進し、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」の実現をめざしております。 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する道路及び災害時に避難所や避難場所となる公園等のハード事業につきましても、心のバリアフリー等のソフト事業とともに、引き続きバリアフリー整備を推進してまいります。
63	施策4-6	p.174「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車を整備してほしい。数が少なくて一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。	次年度実施予定の将来需要予測結果を踏まえ、今後、優先順位を設けて自転車駐車の計画的な改修・整備等について検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めてまいります。なお、田園調布せせらぎ公園・せせらぎ館には既に90台の駐輪場があり、体育施設整備に伴い、さらに55台の駐輪場を施設に整備予定です。また、病院については区条例に基づき、39台の駐輪場を施設に設置していただきました。 いただいたご意見を踏まえ、各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、計画的に改修・整備を進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。
64	施策4-6	電動自転車や幅が広い自転車など、様々なタイプの自転車が増えていて場所をとること、また、電動自転車は車体が重いため上段に止めるのが難しいが、上段しか空いていないなど、駐輪場に止めるのにかなりストレスがかかっている。駅ごとに駐輪料金も異なっていて、他より高い割に整備されていないところもある（六郷土手駅前）。有人駐輪場でも、妊娠を考慮されず、一時利用枠の坂道のある駐輪場に誘導されとても大変だった。 大田区は行きたいお店や施設が点々とあり、自転車移動がしやすいので、現代の自転車事情にあった駐輪場に改善してほしい。	近年の自転車の大型化・重量化に伴い、既存自転車駐車の利用がし辛くなっている現状について課題として把握しております。今後、優先順位を設けてラックの見直しや車種によるゾーニング等を計画的に実施してまいります。また、次年度実施予定の将来需要予測とともに、自転車の大型化等を想定した収容台数の縮減を前提とし、車両占有面積等に合わせた使用料金設定等、サービスと使用料金設定の自由度の高い仕組みを検討してまいります。なお、六郷土手駅前の自転車駐車場は民営の駐車場でございます。 引き続き、誰もが安全・安心・快適に利用できる駐輪場整備に努めてまいります。

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
65	施策4-6	<p>東京都において自転車の利用は増加し、自動車の保有率は低い。他方、自転車の交通事故への関与は増加している。こどもを前後に2人乗せ、3人乗りの自転車の通行も珍しくはない。自転車は放置自転車対策としての「対策」ではなく、環境にやさしいが、交通弱者である自転車の安全を確保しつつ、利用を促進する取組が求められる。ナビマークラインでは弱者である自転車の安全を守ることができない。路面のマーキングやボールの設置、自転車専用レーンの整備など物理的に保護し、利用を推進する取組が求められる。ネットワーク化を念頭に戦略的な整備が必要である。また、区関連施設での更なるシェアバイクの推進が必要ではないか。</p>	<p>大田区では道路の交通量や幅員等の条件を鑑み、状況に応じた自転車走行環境を整備してまいりました。これらの効果検証を進めるとともに、物理的な対策を含め、自転車が安全で快適に通行できるネットワーク整備の今後の方向性について検討してまいります。</p> <p>また、シェアバイク（コミュニティサイクル）について、大田区ではコミュニティサイクル運営事業者と連携し、サイクルポートの設置を進めております。引き続き、さらなるコミュニティサイクル活用のため、区関連施設を中心にサイクルポートの設置に取り組んでまいります。</p>
66	施策4-8	<p>こどもの居場所や遊び場を増やしてほしい。例えば、こどもが誰でも遊べるこどもの家のような場所や、赤ちゃんが公園で遊べる赤ちゃん広場（池上にあるが、大きい子が使って赤ちゃんが使えない）、大きいこどもがボール遊びできたり、自由に遊べるプレーパークみたいなものがあると魅力的。</p> <p>また、うつ病等疾病を抱えるママへのサポートを充実させてほしい。</p>	<p>基本計画4-8の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、子育てに寄与する公園づくりを掲げています。また、実施計画の主要事業においても、特色のある身近な公園整備の推進として子育てを支援する子育てひろば公園づくりに取り組むこととしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。</p> <p>また、母親への支援については、すこやか赤ちゃん訪問時に、保健師等が産後うつスクリーニングを行い、うつ傾向など支援を要する方へ早期から状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいます。さらに、地域での子育てグループや子ども家庭支援センターでの事業、保健所が実施している事業を案内するほか、必要に応じて医療機関の早期受診を勧めています。今後も、母親の心身の安定や孤立感の軽減が図れるよう努めてまいります。</p>
67	施策4-8	<p>こどもたちがボール等を使って遊べる施設を考慮願いたい。大きな施設より分散してもらった方が利便性がよい。</p>	<p>基本計画4-8の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、こどもから人気の高いボール遊びができる公園づくりを掲げています。また、実施計画の主要事業においても、特色のある身近な公園整備の推進としてボール遊びができる公園づくりに取り組むこととしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。</p>
68	施策4-8	<p>p.181「主要事業③ 身近な公園・緑地の整備」について、大田区は小さいだけで遊具が少なく魅力のない児童公園が多すぎる。こどもも魅力を感じないので、わざわざ遊びに来ないため、近隣の保育園が平日に少し遊ぶだけで、休日などは閑散としている。一方で大きめの公園には逆に人が集中しており、過密状態になっているため、「選択と集中」の方針をとってほしい。</p>	<p>基本計画施策4-8の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組むとしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、こどもから大人まで多くの人に望まれる、多様な特色を持つ魅力ある公園づくりを進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。</p>
69	施策4-8	<p>魅力ある公園について、自然を感じることのできる公園がよい。なるべく、人工物より、樹木が多い方が癒される。酷暑の夏が多い傾向なので、東屋（日陰）も多く作ってほしい（高齢者のお喋りスペースにもなる）。東屋をはじめ、木材チップ多用の公園なら当然、木が必要になる。大田区の友好都市である長野県東御市、秋田県美郷町、宮城県東松島市にはおそらく森林組合があるので、提携すれば友好都市としての幅も広がり、SDGsにも貢献できる。さらに、これら森林組合と区立小・中学校との林業の体験学習もやってはどうか。</p>	<p>基本計画4-8の施策の方向性において、身近な公園・緑地の整備に当たっては、地域の意見要望を踏まえて魅力向上を図ることとしており、公園に対する要望をその都度伺いながら対応してまいります。</p> <p>また体験活動について、小学校では、第6学年のとうぶ移動教室、中学校では、第1学年の移動教室において、森林体験や林業体験を実施している学校があります。今後も、児童・生徒が友好都市等に伺い、森林体験等を含めた体験活動の推進をしてまいります。</p>

該当箇所		回答（区の考え方）	
No.	項目	意見要旨	部局の回答
70	施策4-8	<p>石川公園及び石川町二丁目第二児童公園改修工事について、以下六点を共通する事項として検討してほしい。</p> <p>①太い木は原則としてそのまま残してほしい。②公園に隣接する道路は2項道路と思われるが、安全面を考慮してセットを前提とした公園のプランニングを進めてほしい。③土の部分は人工芝にしないでできるだけ自然のままにしてほしい。④構造物（遊具等）は少なくして外周部分に移動できないか。⑤呑川沿いに桜の植栽を進めてほしい。⑥呑川沿いの桜並木がきれいに見える状態を維持してほしい。</p> <p>また、石川公園改修工事を進めるに際して、近くリニューアル工事が予定されていると聞く石川台中学の植栽を意識して連動したプランが望まれる。</p> <p>さらに、石川町二丁目第二児童公園では呑川の川筋が見えるように小山を作り、呑川を含めた景観を楽しめるような設計をしてほしい。</p>	<p>基本計画の施策4-8の施策の方向性において、公園づくりに当たっては地域の意見要望を踏まえつつ魅力向上を図ることとしています。石川公園及び石川町二丁目第二児童公園の改修工事についても、地域の要望をその都度伺いながら対応してまいります。</p>
71	施策4-9	<p>緑が少なすぎる。マンションばかりが増え、景観がかなり悪くなった。羽田の開発に予算を使いすぎではないか。熱中症対策として公園に避暑地帯設置を必須にし、また、バリアフリートイレとピオトープを設置してほしい。</p>	<p>基本計画の施策4-9において、「区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまち」をめざす姿として、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることとしております。</p> <p>また、基本計画の施策4-9の施策の方向性において、身近な公園・緑地の整備に当たっては、地域の意見要望を踏まえて魅力向上を図ることとしており、公園に対する要望をその都度伺いながら対応してまいります。また、公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進してまいります。</p>
72	施策4-9	<p>深刻化する気候変動への緩和・適応として、散策路や水質浄化といった従来型の施策では不十分である。</p> <p>・六郷用水の復活：六郷用水をグリーンインフラと再生水を活用して再整備する。大田区の歴史文化を感じ、区民が憩える身近な緑空間としての貴重な資産となる。せせらぎ公園・丸子川、六郷用水を再生させる。</p>	<p>基本計画の施策4-9において、「区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまち」をめざす姿として、様々な施策を展開することとしています。旧六郷用水散策路については、施設の老朽化等に伴う再整備の際には、グリーンインフラの持つ多様な機能の導入等も検討し、都市における持続可能な環境づくりをめざしてまいります。</p>

健康福祉委員会 令和7年3月6日
福祉部 資料74番
所管 介護保険課

令和6年度 地域密着型サービス等整備事業者公募の結果について

1 公募の実施

次の日程で公募を実施した。

開設準備経費補助金のみを活用する場合は随時受け付けた。

- (1) 認知症高齢者グループホーム 公募数 1
(2) (看護)小規模多機能型居宅介護 公募数 1
(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 公募数 1

	公募受付期間
第1回	令和6年4月22日から4月26日
第2回	令和6年7月22日から7月26日
第3回	令和6年9月24日から9月30日
追加	令和6年12月9日から12月13日

- (4) 都市型軽費老人ホーム 公募数 1

	公募受付期間
第1回	令和6年5月7日から5月13日
第2回	令和6年8月5日から8月9日
追加	令和7年1月27日から1月31日

2 公募の結果

- (1) 認知症高齢者グループホーム

ア 整備事業

応募選定状況 : 1施設

選定理由 : 整備目的、運営状況、開設する施設の運営体制等が適切なものと認められるため。

整備者 : 個人オーナー

運営法人 : スターツケアサービス株式会社

整備地 : 大田区大森東二丁目 2859 番 3 (地番)
定員 : 18 名 (2 ユニット)
開設予定日 : 令和 8 年 3 月 1 日

イ 開設準備経費補助金

応募選定状況 : 1 施設
選定理由 : 運営体制等が適切なものと認められるため。
運営法人 : ミモザ株式会社
施設名等 : ミモザ多摩川
大田区多摩川一丁目 16 番 5 号
開設予定日 : 令和 7 年 3 月 1 日

(2) (看護) 小規模多機能型居宅介護

ア 整備事業

応募選定状況 : 応募なし

イ 開設準備経費補助金

応募選定状況 : 小規模多機能型居宅介護 1 事業所
選定理由 : 運営体制等が適切なものと認められるため。
運営法人 : ミモザ株式会社
施設名等 : ミモザ多摩川
大田区多摩川一丁目 16 番 5 号
開設予定日 : 令和 7 年 3 月 1 日

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

応募状況 : 応募なし

(4) 都市型軽費老人ホーム

応募状況 : 応募なし